

令和5年第1回小山町議会3月定例会会議録

令和5年2月22日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
9番 藪田 豊造君 10番 米山 千晴君
11番 池谷 洋子君 12番 鈴木 豊君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	長田 忠典君	経済産業スポーツ部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	教 育 次 長	平野 正紀君
フロンティア推進課長	岩田 幸生君	未来拠点担当参事	山本 尚毅君
企画政策課長	勝又 徳之君	地域振興課長	小野 正彦君
総 務 課 長	渡邊 徹君	小山消防署長	込山 眞治君
住 民 課 長	野木 雅代君	くらし環境課長	山口 幸治君
商工振興課長	渡邊 辰雄君	農 林 課 長	湯山 光司君
建 設 課 長	清水 良久君	上下水道課長	遠山 洋行君
会計管理者兼会計収納課長	岩田 和夫君	学校教育課長	大庭 和広君
こども未来課長	坂本 竹人君	生涯学習課長	勝俣 暢哉君
総務課総務法規・監查班長	砂山 健秀君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	山口 紘史君
会議録署名議員	7番 高畑 博行君	8番 渡辺 悦郎君	

散 会 午後3時33分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 議案第1号 工事請負契約(変更)の締結について
(令和4年度 東富士演習場周辺改修工事(コミュニティ供用施設)助成事業 足柄地区コミュニティセンター改修工事)
- 日程第5 議案第2号 工事請負契約(変更)の締結について
(令和2年度 町道2416号線他1路線橋梁整備工事)
- 日程第6 議案第3号 工事請負契約(変更)の締結について
(令和4年度 社会資本整備総合交付金事業 町道2416号線他1路線道路改良工事)
- 日程第7 議案第4号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について
- 日程第8 議案第5号 令和4年度小山町一般会計補正予算(第12号)
- 日程第9 議案第6号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第7号 令和4年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第8号 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第9号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第10号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第11号 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第12号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第13号 令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第14号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第15号 令和4年度小山町下水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第19 議案第16号 町有財産の廃止について
- 日程第20 議案第17号 町道路線の認定について
- 日程第21 議案第18号 町道路線の変更について
- 日程第22 議案第19号 小山町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議案第23 議案第20号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第21号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第22号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 日程第26 議案第23号 小山町立地区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第24号 小山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第25号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第26号 小山町こども園条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第27号 小山町保育料条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第28号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第29号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第30号 小山町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第31号 令和5年度小山町一般会計予算
- 日程第35 議案第32号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第36 議案第33号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第37 議案第34号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第38 議案第35号 令和5年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第39 議案第36号 令和5年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第40 議案第37号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第41 議案第38号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第42 議案第39号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第43 議案第40号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算
- 日程第44 議案第41号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計予算
- 日程第45 議案第42号 令和5年度小山町水道事業会計予算
- 日程第46 議案第43号 令和5年度小山町下水道事業会計予算
- 日程第47 選挙第1号 小山町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙

(追加日程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 議案第44号 工事請負契約(変更)の締結について
(令和4年度 小山町総合文化会館金太郎ホール屋根等改修工事)
- 追加日程第3 議案第45号 工事請負契約(変更)の締結について
(仮称)小山パーキングエリア周辺土地利用事業造成工事)
- 追加日程第4 議案第46号 財産を支払手段として使用することについて(変更)

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することといたします。

会議に入る前に、議員の表彰伝達式を行います。進行は事務局長が行います。

なお、開会前の写真撮影を許可します。

事務局長。

○議会事務局長（後藤喜昭君） それでは、ただいまから、2月8日開催の令和4年度全国町村議会議長会の席上、会長から、議員在職15年以上の自治功労者として表彰されました米山千晴議員の表彰伝達式を執り行います。

米山千晴議員におかれましては、平成19年5月1日から15年9か月の在職であります。

それでは、遠藤議長、米山議員は演壇の前にお進みください。

○議長（遠藤 豪君） 表彰状。

静岡県小山町、米山千晴殿。

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興、発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰いたします。

令和5年2月8日、全国町村議会議長会会長 南雲 正、代読。

おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（後藤喜昭君） おめでとうございます。

以上をもちまして、表彰伝達式を終了いたします。

どうぞ御自席にお戻りください。

○議長（遠藤 豪君） ここで御報告します。小山町議会傍聴会議規則第8条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、御報告いたします。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（遠藤 豪君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和5年第1回小山町議会3月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定によって、7番 高畑博行君、8番 渡

辺悦郎君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（遠藤 豪君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの22日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月15日までの22日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと思います。

ただいま、町長と議員から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました議案第1号から議案第30号までの30議案について、町長から提案説明を求めます。町長 池谷晴一君。

○町長（池谷晴一君） おはようございます。令和5年第1回小山町議会3月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席を賜り、ありがとうございます。

今回、提案をいたしましたのは、工事請負契約（変更）の締結3件、規約の変更1件、令和4年度補正予算11件、町道路線の廃止1件、町道路線の認定1件、町道路線の変更1件、条例の制定・一部改正12件、令和5年度当初予算13件の合計43件であります。

初めに、議案第1号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和4年度東富士演習場周辺改修工事（コミュニティ供用施設）助成事業足柄地区コミュニティセンター改修工事において変更契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第2号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和2年度町道2416号線他1路線橋梁整備工事において変更契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和4年度社会資本整備総合交付金事業町道2416号線他1路線道路改良工事において変更契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてであります。

本案は、静岡地方税滞納整理機構が入居している静岡中央ビルの建て替え計画に伴い、令和5年10月にしずおか焼津信用金庫藤枝支店跡に事務所を移転することに伴い規約を変更するもので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第5号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第12号）についてであります。

今回の補正は、国の補正に伴うもの、また、今年度最終の補正予算となる見込みから、決算見込額を把握し、これに伴う予算の整理が主なもので、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2億6,657万円を減額し、歳入歳出の総額を135億3,813万4,000円とするものであります。また、併せて繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第6号から議案第15号までについても、決算見込額を把握し、これに伴う予算の整理に伴うもので、九つの特別会計と一つの事業会計の補正予算であります。

初めに、議案第6号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ462万円を減額し、歳入歳出総額を19億2,846万5,000円とするものであります。

次に、議案第7号 令和4年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第2号）についてであります。

決算の見込みから歳出予算の貸付事業費の減額及び基金積立費の追加をするもので、予算総額の増減はございません。

次に、議案第8号 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ290万9,000円を減額し、歳入歳出総額を2億5,495万2,000円とするものであります。

次に、議案第9号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ426万2,000円を減額し、歳入歳出総額を2億3,592万6,000円とするものであります。

次に、議案第10号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ7,456万8,000円を減額し、歳入歳出総額を20億1,035万9,000円とするものであります。

次に、議案第11号 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,460万3,000円を減額し、歳入歳出総額を1億4,360万

3,000円とするものであります。

次に、議案第12号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ141万7,000円を減額し、歳入歳出総額を8,523万2,000円とするものであります。また、併せて繰越明許費の補正をするものであります。

次に、議案第13号 令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ561万7,000円を減額し、歳入歳出総額を7,794万9,000円とするものであります。

次に、議案第14号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ18億6,645万6,000円を減額し、歳入歳出総額を1億230万6,000円とするものであります。また、併せて繰越明許費の設定及び債務負担行為の補正をするものであります。

次に、議案第15号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の予算総額に収益的支出を49万円増額し、収益的支出の予算総額を3億5,361万円に、また、資本的収入を1,679万5,000円、資本的支出を3,860万5,000円それぞれ減額し、資本的収入の予算総額を4億5,996万円、資本的支出の予算総額を6億8,907万9,000円にするものであります。

次に、議案第16号から議案第18号までの町道路線の廃止、認定、変更についてであります。

本案は、小山パーキングエリア開発事業区域内で新設または付け替える道路の区域等が確定したことから、町道として認定するとともに、関係する町道を廃止、変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第19号 小山町犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。

本案は、犯罪被害者等基本法に基づき、本町における犯罪被害者等支援に関する基本となる事項などを定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第20号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置する小山町学校運営協議会の委員報酬を規定するものであります。

次に、議案第21号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、令和4年8月の人事院勧告に基づき、令和4年12月に常勤職員の給与改定が行われたことに伴い、小山町職員の給与に関する条例に規定する給料表を準用する小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、改正を行うものであります。

次に、議案第22号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国民健康保険制度改革により、県内の保険料水準の統一を目指す中で、静岡県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の課税区分のうち、資産割及び介護分の平等割の段階的な廃止に向けて税率改定を行うものであります。

次に、議案第23号 小山町立地区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、足柄地区コミュニティセンター改修工事により施設の区分を変更することから、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第24号 小山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第25号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法、児童福祉法、学校教育法、民法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第26号 小山町こども園条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、すばしりこども園の新園舎建設に伴い、第1園舎を廃止し第2園舎に統合するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第27号 小山町保育料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第28号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、民法の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第29号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第30号 小山町消防団条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動報酬を国の基準額の水準まで引き上げるため、小山町消防団条例の一部を改正するものであります。

以上、議案第1号から議案第30号までの提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、議案第4号及び議案第7号を除きまして、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上であります。

日程第4 議案第1号 工事請負契約(変更)の締結について(令和4年度 東富士演習場周辺改修工事(コミュニティ供用施設)助成事業 足柄地区コミュニティセンター改修工事)

○議長(遠藤 豪君) 日程第4 議案第1号 工事請負契約(変更)の締結について(令和4年度 東富士演習場周辺改修工事(コミュニティ供用施設)助成事業 足柄地区コミュニティセンター改修工事)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長(小野一彦君) 議案第1号 工事請負契約(変更)の締結について(令和4年度 東富士演習場周辺改修工事(コミュニティ供用施設)助成事業 足柄地区コミュニティセンター改修工事)であります。

本案は、令和4年小山町議会6月定例会において議決をいただいた足柄地区コミュニティセンター改修工事について、設計の一部変更に伴う工事請負変更契約の締結をお願いする案件であります。

変更の主な内容は、堅樋交換及び外壁巾木補修等の追加、その他精算による増減が主なものでございます。

変更による増額は、624万6,900円で、総額は1億5,694万6,900円となり、うち消費税相当額は1,426万7,900円であります。

なお、工事完成日は、令和5年2月28日を予定しております。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番(藺田豊造君) 過日、同じようなことを聞きましたけれども、工期があと6日しかない。それで今日の624万6,900円の増額補正がなぜ今頃になって行われるのか、これで工期が間に合うのかどうか、そうした疑問が残ります。

それと同時に、5号議案において、2款1項1目6節、説明欄2で3,146万2,000円が減額補正に出ています。どのような法律、あるいは条例によってこういうふうになったのか。先ほどは、増減の差額とか何か言ってたけど、それについてどういう法律でもってこういうふうな議案になったり補正予算になったのか、それも含めて説明してください。

以上です。

○議長(遠藤 豪君) 9番 藺田議員に申し上げます。

最初の御質問については回答を求めますが、午後ですか、補正予算については、この後の補正予算の説明のときに御質問いただきたいと思います。

回答を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 菌田議員の御質問にお答えいたします。

今回の足柄地区コミュニティセンター改修工事の変更の契約、これをお願いしているわけですが、これは一般に町の工事全てそうなんです、大きな工事、小さな工事をはじめ工事を進めていく中で、大なり小なり変更というものが生じております。

今回、議会の議決を当初いただき進めている工事ではありますが、大きな変更、例えば増額、また例えば一方減額、こういったことがあった場合に、その都度、変更の議決をいただくというのは、非常に事務が煩雑となります。一般にこういう大きなものは、最後、精算のときに合わせまして増額、減額それぞれの変更契約の締結をお願いをしているものであります。

今回の足柄コミュニティセンターにおきましても、昨年度から工事を進めてまいりまして、今回ここで完成間近になり精算が整いまして、今回624万6,900円の増額をお願いするということになっております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（菌田豊造君） 何回も聞きますけれども、今頃になって樋のどうのこうのというふうなものは初めから想定されていた問題だと思いますけれども、そういうふうな問題を今頃つけなきゃならないのは、どうのこうのというのは、私には納得いかないような事案です。どのようなことによってそうなったのか、もう少し詳しく教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 菌田議員の再々質問にお答えいたします。

今回、堅樋の交換、それから外壁の中木補修ということで、こちらに関しましては、当初の発注段階においては、既設のものを使用する、こういうような計画を立て発注工事をいたしました。

その後、業者が発注後現地に入りまして、現地をよく精査したところ、既設のもの再利用が難しいと。これでは改修の意味がなくなってしまうので、追加でこちらを交換、また補修をかけるといったことが、工事を進める中で判明したものでございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はございませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 工事請負契約（変更）の締結について（令和2年度 町道2416号線他1
路線橋梁整備工事）

○議長（遠藤 豪君） 次に、日程第5 議案第2号 工事請負契約（変更）の締結について（令
和2年度 町道2416号線他1路線橋梁整備工事）を議題とします。

補足説明を求めます。理事 増井重広君。

○理事（増井重広君） 議案第2号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

議案書は8ページからとなります。

本案は、令和3年3月定例会において議決をいただきました令和2年度町道2416号線他1路線
橋梁整備工事について、設計の一部変更に伴う工事請負契約（変更）の締結案件であります。

変更の主な内容は、上部工を本工事から除き、他工事との交通誘導警備員配置計画の調整によ
り、交通誘導警備員を当初の1,200人から800人に変更するものが主なものであります。

変更による減額は、1,272万7,000円で、総額3億7,447万3,000円となり、うち消費税相当額は
3,404万3,000円であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ
んか。

○3番（小林千江子君） 1点伺わせていただきます。

交通誘導警備員は当初の予定の人数からだいぶ大幅に人数の方が削減されておりますが、安全
面において特に問題はないのでしょうか。なぜこれだけ当初の人数とまた変更の人数の差がある
のか、そちらをもう少し具体的に教えていただけたらと思います。お願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） 小林議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、こちらの方の安全面につきましては、毎日、工程会議等におきまして、こちらの方、安
全性の確保に努めているようにいたしております。

誘導員の人数が大幅に減ったというところなんですけれども、この事業につきましては、ちょ
っと今年度までの完成が見込めないところもございました。こちらの方は社会資本というところ
もございまして、次年度ということで事故繰越の事業としております。そのような関係から、誘
導員のニーズが減ったところがございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありますか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 工事請負契約(変更)の締結について(令和4年度 社会資本整備総合交付金事業 町道2416号線他1路線道路改良工事)

○議長(遠藤 豪君) 日程第6 議案第3号 工事請負契約(変更)の締結について(令和4年度 社会資本整備総合交付金事業 町道2416号線他1路線道路改良工事)を議題とします。

補足説明を求めます。理事。

○理事(増井重広君) 議案第3号 工事請負契約(変更)の締結についてであります。

議案書は10ページからとなります。

本案は、令和4年6月定例会において議決をいただきました令和4年度社会資本整備総合交付金事業町道2416号線他1路線道路改良工事について、設計の一部変更に伴う工事請負契約(変更)の締結案件であります。

変更の主な内容は、当初は側溝工1,586メートル、盛土工4万7,200立方メートルを計画していましたが、隣接の橋梁整備工事の事業進捗に合わせて施工することに変更することとし、側溝工984メートル、盛土工2万8,100立方メートルに変更するものが主なものであります。

変更による減額は493万9,000円で、総額3億3,166万1,000円となり、うち消費税相当額は3,015万1,000円であります。

なお、隣接の橋梁整備工事の事業進捗に当初計画から遅れが生じたことに伴い、本工事の当初契約工期内での工事完了が見込めなくなったため、令和5年3月10日から令和5年8月31日に工期を延長するものであります。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

○議長（遠藤 豪君） 日程第7 議案第4号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第12号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第8 議案第5号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第5号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第12号）についてであります。

議案書は別冊となります。

今回の補正は、国の補正に伴うもの、また、今年度最終の補正予算となる見込みから、事業の執行見込み等を精査した結果による補正となっております。

初めに、7ページの繰越明許費の補正であります。

3事業の追加と1事業の変更及び1事業の廃止であります。

5款農林水産業費、林業費の森林整備事業費は、合板・製材生産性強化対策事業について、国の補正予算において交付されることとなり、年度をまたいで事業となり、また、しずおか林業再生プロジェクト推進事業について、世界的な工業製品の納期遅延の影響により年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を追加するものであります。

6款商工労働費、商工費の地域活性化対策事業は、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しプレミアム商品券発行事業を実施するもので、年度またいで事業となるため繰越明許費を追加するものであります。

7款土木費、道路橋梁費の道路構造物長寿命化事業は、緊急に必要なが生じた道路構造物の補修対策について、年度をまたいで事業となるため繰越明許費を追加するものであります。

次に、変更の7款土木費、道路橋梁費の町道整備事業につきましては、9月定例会において議決をいただきました工事に加えまして、町道1689号線、町道2144号線整備事業において、用地交

涉に不測の日数を要し年度内の完了が見込めないため、繰越明許費の増額変更をお願いするものであります。

次に、廃止の8款消防費、消防費の消防団消防ポンプ自動車購入事業につきましては、年度内に事業が完了できることとなったため、繰越明許費の廃止をするものであります。

次に、8ページの債務負担行為の補正であります。

七つの事項の追加であります。

議会会議録作成、足柄ふれあい公園維持管理、町民いこいの家管理運営、駿河小山駅前交流センター管理運営、足柄駅前交流センター管理運営について、令和5年度の委託事業を引き続き円滑に実施するため、年度内に契約する必要があることから、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

地域おこし協力隊採用支援につきましては、令和5年度の採用に当たり、早期の人材確保に向け年度内に契約する必要があることから、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

町道整備事業につきましては、施工時期の平準化を推進するため、令和4年度中に契約を行い、令和5年度の実施を予定する矢羽根設置工事に係る経費700万円を限度額として、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

次に、9ページの地方債の補正であります。

変更の9事業につきましては、起債協議及び事業費の予算執行見込みから、借入限度額を変更するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、11ページ、1款町税を1,719万円増額しますのは、決算見込みに伴うものであります。

11ページから14ページにかけまして、3款利子割交付金から11款地方特例交付金につきましては、県の交付見込みなどにに基づき、それぞれ計上しております。

次に、14ページ、12款1項1目地方交付税を5,423万7,000円増額しますのは、普通交付税追加交付の決定に伴い増額するものであります。

次に、15ページにかけまして、14款1項1目農林水産業費分担金を970万円減額しますのは、事業の進捗により減額となった県営畑地帯総合整備事業に対する分担金の減額が主なものであります。

次に、17ページ、16款2項1目総務費国庫補助金を595万2,000円減額しますのは、個人番号カード交付事業費補助金800万円の減が主なものであります。

次に、同じく2目民生費国庫補助金を2,183万5,000円減額しますのは、臨時特別給付金、緊急支援給付金などについて、交付額の確定による減額が主なものであります。

次に、18ページ、同じく3目衛生費国庫補助金を161万6,000円増額しますのは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を減額する一方、新たな支援制度として開始する出産・子育て応援交付金事業に対する国庫補助を見込むものであります。

次に、19ページ、同じく 9 目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を2,192万6,000円増額しますのは、交付見込みによるものであります。

次に、20ページから21ページにかけまして、17款 2 項 3 目衛生費県補助金を63万7,000円増額しますのは、出産・子育て応援交付金事業に対する県補助を見込むものが主なものであります。

次に、同じく 4 目農林水産業費県補助金を 2 億7,579万3,000円減額しますのは、国の補正予算による合板・製材生産性強化対策事業補助金を新たに見込む一方、未採択となった林業・木材産業構造対策事業補助金を減額するものであります。

次に、同じく 5 目商工労働費県補助金を1,093万6,000円減額しますのは、観光地ワーケーション受入促進事業に対する県補助金を増額する一方、交付確定に伴い地域産業立地事業費補助金の減額を見込むものであります。

次に、22ページ、18款 2 項 1 目不動産売払収入を3,680万円増額しますのは、須走地先の町営住宅滝の台団地跡地につきまして、売払いに関する協議が調ったことから増額するものであります。

次に、19款 1 項 1 目一般寄附金を100万円増額しますのは、新型コロナウイルス感染症対策のため、沼津信用金庫様から御寄附をいただくものであります。

次に、23ページにかけまして、同じく 2 目総務費寄附金を4,539万9,000円増額しますのは、明治安田生命様と須走彰徳山林会様から御寄附をいただくものであります。

次に、20款 1 項 3 目小山P A周辺開発事業特別会計繰入金金を374万8,000円減額しますのは、小山P A周辺開発事業特別会計の事業年度の延長により、精算による繰入れが翌年度となることから、全額を減額するものであります。

次に、20款 2 項 3 目須走地域振興事業基金繰入金金を115万1,000円減額しますのは、繰入金を財源とする事業費の確定による減額であります。

次に、24ページにかけまして、同じく 4 目総合計画推進基金繰入金金を2,050万5,000円減額しますのは、小山P A周辺開発事業特別会計に対する繰出金の財源として新たに繰入れする一方、町道整備事業などの確定に伴う減額によるものであります。

次に、同じく 5 目教育振興基金繰入金金を130万円減額しますのは、小中学校給食備品の事業費の確定に伴うものであります。

次に、同じく 6 目森林環境譲与税基金繰入金金を146万8,000円増額しますのは、森林整備事業などの事業の精査によるものであります。

次に、7 目新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金金を3,968万3,000円増額しますのは、新型コロナウイルス感染症の影響による物価高騰対策として実施する地域活性化対策助成金の財源として繰入れするものであります。

次に、26ページ、23款 1 項 3 目農林水産業債を4,170万円減額しますのは、地方債協議及び事業費確定に伴う減額が主なものであります。

次に、同じく 4 目商工観光債を100万円減額、同じく 5 目土木債を7,200万円減額、同じく 7 目

教育債を60万円減額しますのは、事業費確定に伴う減額が主なものであります。

次に、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

30ページをお願いします。

2款1項4目財産管理費のうち説明欄(3)基金管理費を3億3,643万7,000円増額しますのは、決算見込みにより財政調整基金積立金を2億9,000万円積立てするほか、須走彰徳山林会様からの寄附金を須走地域振興事業基金に積み立てる4,499万2,000円が主なものであります。

次に、32ページ、同じく6目自治振興費、説明欄(2)自治振興費を3,146万2,000円減額しますのは、足柄地区コミュニティセンター改修工事事業費確定に伴う減額が主なものであります。

次に、同じく7目ICT推進費のうち説明欄(2)情報システム管理費を280万円増額しますのは、学校体育館などの施設予約管理システム構築に係る電算管理業務330万円が主なものであります。

次に、34ページから35ページにかけて、同じく3項1目戸籍住民基本台帳費のうち説明欄(3)個人番号カード関連事業費を815万円減額しますのは、町が国から交付を受け地方公共団体情報システム機構に交付していた事務交付金について、本年度から国が直接交付することとなり、通知カード・番号カード事務交付金の全額を減額するものが主なものであります。

次に、37ページ、同じく7項4目広域行政組合管理費、説明欄(2)広域行政組合管理費を75万円増額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算(第2号)に伴うものであります。

次に、39ページ、3款1項2目障害者福祉費の説明欄(4)自立支援給付費を2,870万円増額しますのは、障害介護給付費の執行見込みにより増額するものであります。

次に、40ページから41ページにかけて、同じく6目特別給付金費を2,093万5,000円減額いたしますのは、給付金及び事務費の執行見込みによるものであります。

次に、46ページ、同じく3項3目子ども園費、説明欄(4)民間子ども園施設運営費を2,313万6,000円減額しますのは、民間子ども園施設型給付扶助費の執行見込みによる減額が主なものであります。

次に、47ページから48ページにかけて、4款1項1目保健衛生総務費の説明欄(2)保健衛生管理費を396万5,000円増額しますのは、町内の医療施設等に対する物価高騰対策緊急支援金460万円が主なものであります。

次に、同じく説明欄(3)救急医療対策事業費を148万7,000円増額しますのは、御殿場市救急医療センター負担金の増額によるものであります。

次に、49ページにかけて、同じく2目予防費の説明欄(2)感染症予防費を1,332万円減額しますのは、予防接種事業に係る委託費などの執行見込みによるものであります。

次に、50ページにかけて、同じく説明欄(3)新型コロナウイルスワクチン接種事業費を23万1,000円減額しますのは、令和3年度国庫負担金の精算に伴う返還金190万6,000円及び国庫補助金の精算に伴う返還金514万1,000円を見込む一方、会計年度任用職員に係る人件費の減額が

主なものであります。

次に、51ページにかけまして、同じく4目母子保健事業費の説明欄(2)母子保健事業費を1,027万7,000円増額しますのは、新たな支援制度として開始する出産・子育て応援給付金事業に係るシステム構築費198万円及び令和4年4月1日以降に妊娠届を提出もしくは出産された方に対する出産・子育て応援給付金の交付見込み1,065万円が主なものであります。

次に、53ページから54ページにかけまして、5款1項2目農業振興費の説明欄(2)農業振興費を1,408万9,000円減額しますのは、肥料価格高騰対策事業補助金の執行見込みによる減額が主なものであります。

次に、同じく3目土地改良事業費の説明欄(6)経営体育成基盤整備事業費を1,914万8,000円減額しますのは、県営畑地帯総合整備事業の事業進捗による負担金の減が主なものであります。

次に、55ページ、同じく2項1目林業総務費の説明欄(3)森林整備事業費を2億7,782万2,000円減額しますのは、国の補正予算に対応する合板・製材生産性強化対策事業補助金5億3,717万8,000円を新たに見込む一方、未採択となった林業・木材産業構造対策事業補助金8億1,300万円の減額が主なものであります。

次に、56ページ、6款1項1目商工業振興費の説明欄(2)商工業振興費を5,700万円増額しますのは、プレミアム商品券発行事業を実施するため地域活性化対策助成金を増額するものであります。

次に、57ページにかけまして、同じく2目フロンティア推進費の説明欄(2)未来拠点事業費を2,480万8,000円減額しますのは、小山町地域産業立地事業費補助金の交付確定によるものが主なものであります。

次に、同じく説明欄(4)小山PA周辺開発事業特別会計繰出金を7,738万8,000円増額しますのは、事業年度延長に伴い増額するものであります。

次に、62ページ、7款2項3目町道整備事業費の説明欄(2)町道整備事業費を5,058万9,000円減額しますのは、町道上野大御神線道路改良事業における移転対象者との協議の結果、物件移転の着工及び完了時期が令和5年度以降に変更となったことによる立木物件移転補償費の減額が主なものであります。

次に、63ページにかけまして、同じく5目急傾斜地崩壊防止事業費の説明欄(2)急傾斜地崩壊防止事業費を5,865万7,000円減額しますのは、補助の内示による事業費の減額が主なものであります。

次に、同じく3項1目河川費の説明欄(2)普通河川維持管理事業費を4,184万9,000円減額しますのは、測量設計業務委託費の減及び事業の進捗による県営事業負担金の減が主なものであります。

次に、71ページ、9款2項1目学校管理費の説明欄(2)小学校管理運営費を213万6,000円増額及び73ページの同じく3項1目学校管理費の説明欄(2)中学校管理運営費を103万2,000円増

額しますのは、どちらも燃料及び電気料金の価格高騰による需用費の増額が主なものであります。

次に、75ページ、9款4項4目生涯学習センター管理費の説明欄（2）文化会館等管理運営費を259万6,000円増額しますのは、電気料金の価格高騰による影響に対応するため実施する指定管理者持続化給付金が主なものであります。

次に、76ページ、11款1項1目元金の説明欄（2）公債費（元金）を36万9,000円増額しますのは、元利均等により償還する財政融資資金について、利率見直しによる利子の減による元金の増額によるものであります。

最後に、12款1項1目予備費を479万5,000円減額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○12番（鈴木 豊君） ただいま議題になりました議案第5号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第12号）について、2点ほど質疑を行います。

まず、最初に、歳入の21ページ、17款2項4目12節の説明欄3の林業・木材産業構造対策事業補助金と歳出の55ページの同様の補助金の8億1,300万円の減額ですが、未採択による県の補助金による減額と言われましたが、この未採択による減額に至った詳細な経緯についてお伺いしたいと思います。

二つ目は、歳出の57ページから58ページにかけて、観光スポーツ推進費全体で1,128万9,000円の減額補正をしていますが、観光事業の推進に近隣市町に遅れが出てこないか危惧されますが、減額の詳細な原因と理由を御説明していただきたいと思っております。

以上、2点伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 鈴木議員の最初の質問についてお答えをいたします。

林業・木材産業構造対策事業補助金8億1,300万円の減額につきまして、その詳細、ここに至った理由ということでの御質問についてお答えいたします。

当初この事業につきましては、県の審査を受けまして国に要望していたものではございますけれども、国の予算配分が、県に示された予算が少ないものであり、この事業について見送りとなったものでございます。

補助金の活用ができませんでしたので、その後ですけれども、新たに合板・製材生産性強化対

策事業につきましては、既に県の配分の見込みがされており、また県の審査も完了しておりますことから、事業について事業の進捗が進められると考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 鈴木議員の御質問の6款1項2目観光スポーツ推進費の主な減額なものと、昨年度の小山町の観光推進に影響はなかったのかというような御質問にお答えいたします。

こちらの減額1,128万9,000円につきましては、観光スポーツ事業の事業を行った結果、事業は行っておるんですけども、その費用に差額が生じたものが主な原因でございます。ですので、事業を打ち消したとかというようなことで観光事業を止めているというようなことはございません。

ただ一つ、59ページの18節2番目、フジゾーンコランヒルクライム負担金につきましては、この事業は静岡県との協議により行われなかったという事実はございます。

回答は以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありますか。

○7番（高畑博行君） 先ほどの鈴木 豊議員の質問との関連でございます。

林業・木材産業構造対策事業補助金が未採択になったという理由で減額補正された代わりに、また新たに合板・製材生産性強化対策事業というのが新設されて、そこに補助金がなされるわけですけども、ここにそれぞれの関連性というのがあるのかどうなのか。また、事業の中身、そこがちょっと理解できないものですから、その説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 高畑議員の御質問にお答えをいたします。

まず、林業・木材産業構造対策事業補助金と合板・製材生産性強化対策事業補助金の内容の違いについて、ちょっと御説明させていただきます。

まず、林業・木材産業構造対策事業補助金につきましては、基本的には間伐などの森林整備による木材の安定供給、それから、林業振興に寄与する目的とした補助金ということでございます。

続いて、合板・製材生産性強化対策事業補助金につきましては、地域の木材の競争力強化に向けて、生産性向上に寄与する取組を支援する目的ということで創設されているものでございます。

当初、この林業・木材産業補助金について最初エントリーさせていただいたところではございましたけれども、こちらの方の採択が見送りになりまして、この後、国の補正予算について、この合板・製材生産性強化対策事業ということで、そういったところで認められたところがございますので、組み替えて事業を執行するというところでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（藺田豊造君） 高畑議員や鈴木 豊議員と同様の質問をさせていただきます。

55ページの、先ほど林業・木材産業構造対策事業補助金のことについてですけれども、その下の合板・製材生産性強化対策事業補助金としてどこかに支出されると思います。企業名や事業所名が分かるようであれば、お知らせできるようだったら教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 藺田議員の御質問にお答えします。

こちらの木材加工流通施設整備事業費におけます事業者でございますけれども、こちらは町内の富士総業株式会社でございます。こちらは、木質加工流通設備整備と、それから木質バイオマス施設整備という形で、2事業に対しての補助金を申請し採択される模様でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） よろしいですか。続いてまいりますか。はい、どうぞ。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 藺田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど私が説明いたしましたのは、変更で減額補正をするメニューでございました。

17款2項4目2節林業費補助金でございます。

林業・木材産業構造対策事業補助金の内訳ですけれども、ちょっと待ってください。失礼しました。すみません、ちょっと整理してもう一度お答えさせていただきます。

○農林課長（湯山光司君） 藺田議員の御質問にお答えいたします。

合板・製材生産性強化対策事業補助金を活用いたします事業者につきましては、町内の林業事業者でございまして、富士総業を予定しております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質問はございませんか。

○9番（藺田豊造君） 再々質問します。

合板というふうなひとくくりになっていますけれども、どのような生産をするのか。あるいは、生産量というか、そういうふうなものはどのような活用方法があって、そういうのはどのような計画書が出ているか、もう少し詳しく教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 藺田議員の御質問にお答えいたします。

合板・製材ということで、補助金の事業の名前としてはそういうふうな名前がついておりますけれども、メニューの中では森林のバイオマス供給設備、それから木材の加工流通設備ということに対する事業として認められているところでございます。

今回計画している事業につきましては、主には木質の燃料の生産ということで、ペレットの燃料の生産、それから木質チップの生産ということが計画として上げられているものでございます。

具体的な事業の内容といたしましては、この施設を造るための建屋であったり、ペレットの燃

料の製造機械、それから木材の破砕、それから粉砕機、それから乾燥機、それからこの事業に運営する重機ですね。グラブブルだとかそういったものの機械の方も含まれておるところでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（岩田治和君） 59ページの6款2項1目の説明欄の関係で伺います。

先ほど部長の方から、ヒルクライムの負担金100万円は未実施だということでお話を伺いましたけど、(6)富士箱根トレイル等維持管理費あたり、全てその欄は減額となっていますけど、私の承知する限りは、昨年、今年度も富士箱根トレイルのスタンプラリーということが行われているわけなんです。その中で、なぜこの各項目、もっと詳細に、維持管理は、それぞれ担当されている地域の団体の方が維持管理で補助金として出されているということを私は承知しているものですから、もう少しこの減額になっている理由について御説明をお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 岩田議員の御質問にお答えいたします。

こちらは、6款2項1目の減額の主なものでございますが、まず内容といたしましては、清掃等のまず減額等も発生しております。湯船林道の当初通行止めが伴っておりまして、世附峠のトイレ清掃が7月25日からになったということの減額であるとか、それから、ハイキングコースの整備に対して修繕・草刈りを年2回から1回に今年に変更させていただいたということ、監視業務は年2回以上のままということにはなっておりますけれども、そういったことで減額しているということ。それから、修繕等のリース料等では、金時山の登山道の復旧を工事費で実施することに今回なって、今進めているところでございます。これに伴いまして、補修道具のリース料、それから原材料費というものが減額になっているというものが主な理由でございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（小林千江子君） まず、62ページ、急傾斜地崩壊防止事業費、7款2項5目のこちらの方なんですけれども、まず5,865万円の減額、それから次のページ、普通河川維持管理事業費、7款2項5目、こちらの説明欄2、普通河川維持管理事業費4,184万円、急傾斜地崩壊防止事業費、並びにこういった河川に対しての予算が大幅に減額されておりますが、昨今の大規模な自然災害等ある中で、安全面においては、どのような見解を持って減額をするというような経緯に至ったのか、どのような協議が行われたのか、詳細をお聞かせいただければ幸いです。

もう1点なんですけれども、ページの方が66ページ、町営住宅維持管理費に関して伺わせていただきます。

藤曲団地のエレベーター保守点検、それから浄化槽の保守点検等々も減額がされておりますけれども、まず、この大きな建設工事の設計監理、それから町営住宅解体事業、115万円、170万円、

予定としては令和5年にこの藤曲団地の改修工事の方を行うというような年度計画が行われておりますけれども、これらはなぜ減額されてしまっているのか。計画はどのように今後行われるのか。そちらの詳細をお聞かせいただけたら幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○建設課長（清水良久君） 小林議員の御質問にお答えいたします。

初めに、7款2項5目の急傾斜地崩壊防止事業費の方でございます。

主な減額要因といたしましては、14節の工事請負費5,650万円なんですけれども、これは県の補助金45%を受け入れて実施している工事です。本年度当初は町内2か所の急傾斜地指定区域について工事を実施すべく県に交付申請をしたんですけれども、その結果1か所しかつかないということで、実施した箇所が1か所減じたことに伴う減額でございます。

この急傾斜地に対する考えですけれども、今現在、小山町では、地区要望で急傾斜地の要望というのが幾つかございまして、今年度新たに急傾斜地区域に指定をするべく県の方に申請をしている、指定促進業務の方を実施しているということで、地区の要望に対して急傾斜地区域で指定するような箇所があれば、順次指定するとともに、工事の方は予算の補助金のつき方によって順次進めてまいりたいと考えております。

次に、3項河川費の方でございます。

こちらは、測量設計、河川改修事業ということで、建設課とフロンティア推進課の方の事業が、それぞれ補正予算の説明欄に計上されております。

主に、建設課の測量設計の142万7,000円の減、並びに14節の河川改修事業費514万の減につきましては、測量設計を実際したところ、既に設計済みの路線があったというようなこともありまして、測量設計の実施数量が減っております。併せて、今年度、測量設計事業者、コンサル業者の方が、なかなか静岡県内の台風15号災の関係で手がいっぱいになりまして、思わぬ進捗がはかどらなかったということで、それに伴って設計業務がいっぱいになったところで、河川改修事業の工事の方は今年度至らなかったということでございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） 先ほどの河川費につきまして、安全面に至っての減額という部分ですけれども、こちらは緊急自然災害防止対策事業として実施しておりまして、言わば新産業集積エリア工業団地の流末排水路とあります石沢排水路、並びに上野工業団地の流末排水路であります無名沢の排水路ということで、現地等におきましては測量設計の方を実施しております。また、次年度以降、工事の着手の方を計画しております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 町営住宅関係の質問についてお答えをいたします。

まず、南藤曲団地のエレベーター保守点検、それから浄化槽保守点検等につきましては、契約の実績による残額ということで、特にエレベーターの方につきましては、契約内容を若干見直したところ、当初予算の要求額でもかなり安価に契約ができたというのが主な理由であります。

それから、建設工事設計監理に関しましては、今回、町営住宅長寿命化計画策定業務と、それから南藤曲団地のM2棟の改修工事の設計業務をやっておりまして、これにつきましても契約の落札残額ということになっております。

計画どおり進むかどうかという御質問だと思いますが、町営住宅長寿命化計画につきましては、今年度策定をして、令和5年度からそれを執行していくと。それに基づいて、またあさって御説明申し上げますけれども、南藤曲M2の改修工事の方も計画どおり当初予算に計上させていただいております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 62ページの一番上、7款2項2目委託料430万円、町道維持管理費が430万、道路パトロールが減額されているその理由を教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○建設課長（清水良久君） 室伏議員の御質問にお答えいたします。

430万円の減額について、内容でございますけれども、もともこの430万円で小山町が管理しております舗装道路約225キロのうち110キロ程度を、道路パトロールといたしまして、路面の陥没であるとか、ひび割れ、また側溝の詰まり等々をパトロールするための予算として、外部委託を考えてございました。この外部委託をするに当たりましては、当初、県内の他自治体を参考にしておったんですけれども、やはりこの町道路線網の環境とか交通量等々の状況から必ずしもほかの事例と一緒に行うことができないということで、委託業者が見つからなかったというのが現状でございます。

したがいまして、430万円の外部委託料を減ずるとともに、現在は建設課の業務員で直営パトロールができないかということで今試行している最中でございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 先ほどの62ページの急傾斜地崩壊防止関連ですけれども、御説明では、内示、県の補助が2か所が1か所になったということなんですけれども、これは地区からの要望が全部で何件あって、そのうちの最終的には1か所になったのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それと、次に、これは44ページ、3款3項1目19節児童発達支援事業費、これが592万円減額になっています。当初の予算が3,700万ぐらいあったかと思うんですけれども、ちょっとばかと大きく減っているなどと思います。この減額要因を教えてください。

それと、もう一つ、50ページ、これは4款1項3目(3)の生活習慣病予防費、19節若年がん患者等支援事業費が61万2,000円の減額になっています。これも当初予算は84万円あったのが60万円だから、ほとんど使ってないのかなと思います。この減額理由をお願いします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○建設課長(清水良久君) 室伏議員の御質問にお答えいたします。

急傾斜地崩壊防止事業の減額なんですけれども、やはり申請時には急傾斜地区域に指定されているところ、町内の急傾斜地指定区域に指定されているところで、まだ整備が足りないところを順次要望しているわけなんですけれども、2か所要求したところで1か所しか採択されなかったというところで御理解いただきたいと思います。

また、地区要望に対して急傾斜地区域にしていこうという要望件数なんですけれども、ここははっきりしたことは言えないんですけれども、今現在、新たに急傾斜地区域に指定しようとして促進区域の業務を行っているのは、町内2か所となっております。

以上でございます。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○こども未来課長(坂本竹人君) 室伏議員の質問にお答えいたします。

児童発達支援事業費の減額についてなんですけれども、当初予算と事業者の減少によるものです。当初予算では17人を見込んでいたものが15人となったことによるものでございます。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○住民福祉部長(長田忠典君) 室伏 勉議員の御質問であります4款1項3目健康づくり推進費の生活習慣病予防費の減額についてであります。

主なところにおきましては、19節の若年がん患者等支援事業のマイナス61万2,000円でございますけれども、議員がおっしゃったとおり、当初予算は84万4,000円のところでございますけれども、61万2,000円の減額ということで、実績の方が23万円程度でございますけれども。いろんな種類の支援ということで予定はしておったわけなんですけれども、実績といたしまして、医療用の補正具の実績が今言いましたとおりでございます、その一種類の実績でございましたので、決算見込みに合わせましての減額ということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(遠藤 豪君) ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第9 議案第6号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 長田忠典君。

○住民福祉部長（長田忠典君） 議案第6号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

予算書は2ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ462万円を減額し、歳入歳出予算の総額を19億2,846万5,000円とするものであります。

初めに、歳入から御説明いたします。

7ページを御覧ください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税を300万円減額しますのは、医療給付費分現年課税分を決算見込みに合わせ減額するものであります。

5款1項1目保険給付費等交付金70万円の増額は、特定健康診査の受診率向上のための取組に対する交付金の決定を受けたものによるものであります。

7款1項1目一般会計繰入金を105万円減額いたしますのは、決算見込みによるものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

10ページ上段の5款1項1目特定健康診査等事業費300万円の減額は、説明欄12節特定健康診査事業を決算見込みに合わせるものであります。

最後に、11ページ、9款1項1目予備費を122万4,000円減額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 令和4年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第10 議案第7号 令和4年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第11 議案第8号 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（長田忠典君） 議案第8号 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

予算書は2ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ290万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億5,495万2,000円とするものであります。

初めに、歳入から御説明いたします。

6ページを御覧ください。

2款1項1目保険基盤安定繰入金を290万9,000円減額しますのは、保険料軽減分及び社保被扶養者軽減分に係る一般会計からの繰入額に合わせ減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページの1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金を290万9,000円減額しますのは、保険基盤安定負担金を一般会計からの繰入額に合わせ290万9,000円を減額するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第9号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第12 議案第9号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長 湯山博一君。

○都市基盤部長(湯山博一君) 議案第9号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ426万2,000円を減額し、予算の総額を2億3,592万6,000円とするものであります。

それでは、補正予算書の6ページを御覧ください。

初めに、歳入について御説明をいたします。

4款1項1目、説明欄1、一般会計繰入金を426万2,000円減額いたしますのは、今回の補正による歳入歳出の差額を調整するものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

7ページを御覧ください。

1款1項1目、説明欄(2)下水道施設維持管理費の12節須走浄化センター維持管理を95万円、水質等分析測定を65万円、汚泥運搬を20万円それぞれ減額いたしますのは、各業務委託について入札で生じた落札差額を減額するものが主な内容であります。

次に、26節消費税納付金を270万円増額いたしますのは、令和3年度決算により令和4年度の中間申告額が決定したことと、来年度、地方公営企業法全部適用移行に伴い、確定申告による納付見込額を確保するため計上するものであります。

次に、3款1項1目28節予備費を516万2,000円減額いたしますのは、今後の予算執行の見通しから余剰が見込まれる予備費を減額するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第13 議案第10号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（長田忠典君） 議案第10号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

予算書の2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ7,456万8,000円を減額し、予算の総額を20億1,035万9,000円とするものであります。

初めに、歳入から御説明いたします。

6ページをお開きください。

2款1項1目介護給付費負担金895万円増額しますのは、保険給付費に対する国からの負担金交付決定に基づき増額するものであります。

次に、3款1項1目介護給付費交付金の3,189万2,000円の減額、4款1項1目介護給付費負担金の3,068万1,000円の減額及び7ページ、6款1項1目介護給付費繰入金の2,079万2,000円の減額は、保険給付費の減額に合わせ、県、支払基金、町の負担割合により減額するものであります。

次に、6款1項5目その他一般会計繰入金15万3,000円の減額は、歳出一般管理費の減額によるものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

8ページをお開きください。

2款保険給付費1億6,643万円の減額は、一番下の1項1目居宅介護サービス給付費の5,722万6,000円の減額と、次のページ、1項3目地域密着型介護サービス給付費の3,398万7,000円の減額、その下、1項5目施設介護サービス給付費の7,629万9,000円の減額が主なものであります。いづ

れも決算見込みに合わせた減額であります。

次に、10ページ、4款地域支援事業費135万5,000円減額の主なものは、次のページ、2項1目一般介護予防事業費の136万9,000円の減額で、決算見込みにより減額するものであります。

最後に、12ページ、6款1項1目予備費を9,337万円増額しますのは、今回の補正による歳入歳出予算の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（小林千江子君） 9ページ、2款1項1目居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス、施設介護サービス等々全て減額となっております。大幅に減額しておりますが、その詳細を教えてくださいと思います。よろしくお願いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 小林議員の御質問にお答えいたします。

いずれも決算見込みに伴います減額でございますけれども、現在、ちょっと今手持ちで詳細な資料を持ち合わせていませんので、後ほど、すみません、お答えさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありますか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第14 議案第11号 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。理事。

○理事（増井重広君） 議案第11号 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

予算書の2ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額を歳入歳出それぞれ2,460万3,000円減額し、予算の総額を1億4,360万3,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

6 ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目分譲収入を2,460万3,000円減額しますのは、年度内の分譲見込みに基づき、不動産売払収入を減額するものであります。

続いて、歳出について御説明いたします。

7 ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目一般管理費を170万円減額いたしますのは、大胡田分譲地の完売により、当初予定していた広告事業が不要となり、販売対象が宮ノ台分譲地の2区画のみとなったことから、執行見込みに合わせ減額するものであります。

その下の3款1項1目予備費を2,290万3,000円減額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第15 議案第12号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。理事。

○理事（増井重広君） 議案第12号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

予算書の2ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ141万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,523万2,000円に変更するとともに、繰越明許費の変更をするものであります。

初めに、繰越明許費の補正について御説明いたします。

5 ページを御覧ください。

2款1項事業費は、12月定例会にて繰越明許費の設定をいたしました。今回そのうちの許認可協議・申請665万円に関しまして、契約金額の確定に伴い、704万円に変更するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

歳出予算、1款1項1目普通旅費30万円、2款1項1目委託料100万2,000円、次ページ、9ページになります。3款1項2目一時借入金利子11万5,000円、合わせて141万7,000円減額いたしますのは、決算見込みに伴い補正するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

3款1項1目一般会計繰入金を141万7,000円減額いたしますのは、先ほどの歳出予算の減額に伴い補正するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第16 議案第13号 令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。理事。

○理事（増井重広君） 議案第13号 令和4年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

予算書、2ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ561万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,794万9,000円にするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

6ページ、1款1項1目売電収入を561万7,000円減額いたしますのは、当初見込んでいたバイ

オマス発電による売電収入が想定を下回ったことによる収入の減額及び歳出予算に計上しております事業費の決算見込みに合わせて減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

7ページ、1款1項1目発電事業費を538万7,000円減額いたしますのは、燃料費、発電所運営業務費を決算見込みに合わせて補正するものであります。

下段8ページにかけまして、2款1項1目公債費(元金)を27万4,000円減額及び2款1項2目公債費(利子)を4万4,000円増額いたしますのは、年度支払額の修正に伴い補正するものであります。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第17 議案第14号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

補足説明を求めます。理事。

○理事(増井重広君) 議案第14号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

予算書の2ページを御覧ください。

今回の補正は、小山PA周辺開発事業の工事が今年度内に完了しないことに伴い、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18億6,645万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億230万6,000円にするとともに、繰越明許費を設定し、債務負担行為の変更をするものであります。

初めに、繰越明許費について御説明いたします。

5ページをお開きください。

5ページ、1款1項事業費のうち、測量・用地調査4,000万円、許認可協議・申請750万円、分

合筆登記事務400万円を繰り越いたしますのは、今年度内にそれぞれの業務の完了が見込めないため繰越明許費を設定するものであります。

次に、6ページの債務負担行為の補正についてですが、令和2年3月18日の令和元年度小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第4号）で議決いただき、その後の令和4年2月24日の令和3年度小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）で令和4年度まで変更したものを、工事期間が令和5年度まで延びたことに伴い、再度、期間を延長するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

8ページ、1款1項1目不動産売払収入を19億4,455万4,000円減額いたしますのは、年度内に工事が完了しないことに伴い減額するもので、協定額19億5,644万円から、今年度事業者と町が契約した土地賃貸借契約による賃料総額1,188万6,699円を差し引いたものです。

その下、1款2項1目財産貸付収入を71万円増額いたしますのは、町が購入した事業区域内の土地の一部に架設されている送電線路の補償料として、電気事業者から契約に基づき町に支払われるものであります。

その下、3款1項1目一般会計繰入金を7,738万8,000円増額いたしますのは、歳出に対して不足が生じる金額を繰り入れるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費、説明欄（2）一般管理費を374万8,000円減額いたしますのは、今年度内に工事が完了しないことに伴い、一般会計繰出金を減額するものでございます。

その下、2款1項1目事業費を1,443万3,000円減額いたしますのは、12節委託料において今回の事業を完了させるために必要な確定測量700万円を増額し、土木造成設計を1,100万円、許認可協議・申請を900万円、分合筆登記事務を133万円、用地取得支援を10万3,000円、それぞれ減額するものでございます。

次に、10ページにかけまして、3款1項1目元金18億7,620万円と、その下、2目利子1,047万5,000円を減額いたしますのは、今年度内に工事が完了しないことに伴い減額するものでございます。

最後に、4款1項1目予備費を3,840万円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで、先ほど答弁保留となっております議案第10号について、答弁を求めます。

○住民福祉部長(長田忠典君) 議案第10号、小山町介護保険特別会計補正予算につきまして、小林議員の質問に、すみません、先ほどお答えできなくて申し訳ございませんでした、についてお答えいたします。

先ほど御質問のありましたサービス給付費等の減額につきましての回答でありますけれども、当初予算におきましては、介護保険におきまして、第8期介護保険事業計画、こちらは令和3年度から令和5年度までの3か年の事業計画に基づき当初予算を編成しております。

その事業量の見込みですとか、そういったものに基づきまして、今言ったように、当初予算を組むわけですけれども、今年度、当初の見込みよりも、先ほども申しましたとおり、決算の見込みの中で利用者の利用サービスの利用料が少ないということで減額でございます。

細かくそれぞれ申し上げますと、2款1項1目の居宅介護サービス給付費につきましては、訪問介護等のデイサービス等の給付費が特に少なく、決算見込みの中で減額となっております。

また、続いて、2款1項3目の地域密着型介護サービス給付費の3,300万円ほどの減額につきましては、グループホーム、それから福祉施設の地域密着型のサービス給付費の減額が主でございます。

また、次の施設介護サービス給付費につきましては、特別養護老人ホーム及び老人保健施設等の施設介護サービス給付費の利用者の減によりまして予算が下回ったために減額となっております。

理由につきましては、はっきりとしたことは申し上げられないんですけれども、コロナの影響なんかもあったのではないかと推測しておるところでございます。

説明は以上になります。

日程第18 議案第15号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算(第4号)

○議長(遠藤 豪君) それでは、次に移ります。日程第18 議案第15号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算(第4号)を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長(湯山博一君) 議案第15号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算(第4号)についてであります。

補正予算書の2ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額に収益的支出を49万円増額し、収益的支出の予算総額を3億5,361万円に、また、資本的収入を1,679万5,000円、資本的支出を3,860万5,000円それぞれ減額し、資本的収入の予算総額を4億5,996万円に、資本的支出の予算総額を6億8,907万9,000円にするとともに、継続費の補正をするものであります。

それでは、予算書の3ページを御覧ください。

初めに、継続費の補正についてです。

事業期間の延長及び年割額の追加であります。

防衛8条の補助事業として現在実施をしております須走低区配水場整備工事につきまして、管路等資材の納期に遅延を生じ、年度内での工事完了が見込めなくなったため、継続費の設定期間を令和5年度まで延長するものであります。

なお、工事の完了は、令和5年6月末を予定しております。

それでは、次に、予算書の4ページを御覧ください。

初めに、収益的支出についてであります。

1款1項1目、備考欄13節委託料を107万4,000円減額いたしますのは、施設巡回点検及び水質検査など各業務委託の入札による落札差額を減額するものであります。

次に、備考欄18節動力費を126万4,000円及び19節薬品費を30万円それぞれ増額いたしますのは、各施設の電気料及び滅菌用塩素使用量の実績に合わせるものであります。

次に、資本的収入について御説明をいたします。

4ページの中段を御覧ください。

1款4項1目、備考欄1節工事負担金を1,679万5,000円減額いたしますのは、大御神地内で実施を予定しておりました新東名高速道路建設に伴う水道配水管布設工事が、新東名高速道路本線工事との工程調整により今年度の実施ができなくなったことによる中日本高速道路株式会社からの負担金の減額が主なものであります。

次に、資本的支出について御説明をいたします。

4ページの下段を御覧ください。

1款1項2目、備考欄41節工事請負費を3,860万5,000円減額いたしますのは、先ほど説明をいたしました、新東名高速道路建設に伴う配水管布設工事を来年度以降に先送りすることによるものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第16号 町道路線の廃止について

日程第20 議案第17号 町道路線の認定について

日程第21 議案第18号 町道路線の変更について

○議長(遠藤 豪君) お諮りします。日程第19 議案第16号から日程第21 議案第18号までの町道路線の廃止・認定・変更の議案3件については、それぞれ関連がありますので、一括議題、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号から議案第18号までの議案3件を一括議題といたします。

議案第16号 町道路線の廃止について、議案第17号 町道路線の認定について、議案第18号 町道路線の変更についての議案3件について、補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長(湯山博一君) 議案第16号 町道路線の廃止について、議案第17号 町道路線の認定について及び議案第18号 町道路線の変更についての3議案について、関連がありますので一括して説明をいたします。

議案書は13ページからでありますけれども、説明は位置図で行いますので、すみません、大きくページを飛びますが、39ページをお開きください。

本案は、令和2年から進めている小山パーキングエリア周辺地区の開発事業におきまして、造成工事の大部分が完成に近づき、公共施設である道路につきましても区域、構造等が確定したことから、当区域内の町道の廃止、認定等について、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

それでは、各町道についてそれぞれ説明をいたします。

初めに、図面の右側、黄色で表示をしております町道3632号線は、その大部分が造成宅地になるため、廃止をするものであります。

その左側の赤色で表示をしております町道3626号線は、終点付近が調整池となるために、終点の変更をするものであります。

次に、この町道に接する緑色で表示しております町道5058号線は、調整池の外周道路として新設をいたしましたので、認定をするものであります。

その左側の黄色で表示した町道3627号線及び3636号線は、いずれも造成宅地となるため、廃止をするものであります。

次に、緑色で表示した町道5059号線は、造成区画への進入道路として新設をいたしましたので、認定をするものであります。

次に、左側の赤色で表示をしております町道3634号線は、起点から約300メートルにわたる部分が造成宅地となることから、起点の変更をするものであります。

最後に、緑色で表示をしました町道5060号線は、須川沿いの農地へのアクセス道路等として新設をいたしましたので、認定をするものであります。

なお、14ページから38ページにわたりまして各路線の詳細図面がございますので、御覧ください。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号から議案第18号までの議案3件を、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号から議案第18号までの議案3件を、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様は、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

日程第22 議案第19号 小山町犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第22 議案第19号 小山町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（長田忠典君） 議案第19号 小山町犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。

議案書は40ページをお開きください。

本条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、本町における犯罪被害者等支援に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害等の回復及び軽減を図り、もって犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、条例を制定しようとするものであります。

本条例は、14か条から成り立っております。

条文の主な内容について説明いたします。

第1条では条例の目的を、第2条では用語の定義を、第3条では犯罪被害者等支援の基本理念を定めております。

42ページの中段、第4条及び第5条では、基本理念にのっとり実施する町の責務及び町民等の責務を定めております。

第6条から第11条までは、町が実施する犯罪被害者等支援の内容などについて定めております。

第6条は、町が相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行い関係機関との連絡調整を行うことを、第7条では、町は必要に応じて手続を補助することを定めております。

第8条は見舞金の支給を、第9条では日常生活の支援を町が行うことを定めております。

次の43ページ、第10条は、犯罪被害者等が二次的被害などを受けないよう安全策を講ずることを、第11条では、犯罪被害者等の居住の安定を図ることを定めております。

第12条は、犯罪被害者等の人権などについて町民等の理解を深めるよう、広報及び啓発活動を行うことを定めております。

第13条は支援を行わないことができる場合を定め、第14条では条例施行に必要な事項の委任規定を定めております。

なお、この条例の施行日は、本年4月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第20号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第23 議案第20号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長 平野正紀君。

○教育次長（平野正紀君） 議案第20号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校運営及び当該運営への必要

な支援に関して協議する機関として設置する小山町学校運営協議会の委員報酬を規定するもの
あります。

改正の内容は、学校運営協議会委員の報酬を日額4,000円と定め、本条例の別表第1に追加する
ものであります。

なお、施行日は、令和5年4月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ
んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文
教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、会議規則第39条第1項
の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第21号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第24 議案第21号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第21号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す
る条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は46ページからとなります。

本案は、令和4年8月の人事院勧告に伴い、令和4年12月に小山町職員の給与等に関する条例
に規定する給料表の改定が行われたことに伴い、常勤職員の給料表1級、2級を準用する会計年
度任用職員の給料表について改正するものであります。

本条例は、主に事務、保育教諭が該当する別表第1を、常勤職員の給料表別表第1、1級及び
2級の1号から40号までと同額に、主に給食員、調理員が該当する別表第2を、常勤職員の給料
表別表第2、1級及び2級の1号から40号までと同額に、それぞれ月額1,100円から最大4,000円
増額し、令和5年4月1日から適用するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ
んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第22号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(遠藤 豪君) 日程第25 議案第22号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長(長田忠典君) 議案第22号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は51ページをお開きください。

国民健康保険の制度改革により、平成30年度から静岡県が国民健康保険の財政運営の責任主体となりました。これに伴い、県は静岡県国民健康保険運営方針を策定し、県内の保険料水準の統一を目指すために、国民健康保険税の資産割と介護分の平等割を廃止するとしております。

本案は、これを受け、県内市町賦課方式の統一に向けて、小山町国民健康保険税の税率を改定するものであります。

既に本町の税率改定の方針は平成30年度に決定しており、急激な国民健康保険税額の変動を緩和するため、資産割及び介護分の平等割の廃止、並びに応能割と応益割の比率を50対50に近づける改定を、平成31年度、令和3年度、令和5年度の3回で段階的に実施するとしております。また、1人当たり医療費が年々増加していることから、国民健康保険の安定運営のために税総額を引き上げ、県から示される標準保険料率に近づけることといたしました。

なお、本案件につきまして、小山町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、承認され、答申を受けております。

それでは、一部改正の主な内容について説明いたします。

条例改正資料、新旧対照表の14ページを御覧ください。

初めに、第2条では、税額の算定方式のうち、資産割と介護分の平等割を廃止するものであります。

次に、15ページを御覧ください。

第3条から18ページの第9条までにかけて、税率の改定に合わせ、国民健康保険から後期高齢者医療への移行者のいる世帯を対象とする平等割の軽減策として、移行後5年経過するまでを特定世帯とし、平等割額を一般世帯の2分の1に、また、5年経過後から8年までを特定継続世帯とし、一般世帯の4分の3に軽減してあります。

次に、18ページを御覧ください。

第23条第1項は、低所得の世帯を対象とする軽減策として、7割、5割、2割軽減世帯における均等割、平等割の軽減額について改正をしております。

次に、24ページを御覧ください。

第23条第2項は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から実施している未就学児に係る均等割の5割軽減の額について改正をしております。

なお、附則におきまして、条例施行日を本年4月1日とすることとし、経過措置として、令和4年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものと定めております。

このたびの税率改定は、被保険者世帯の所得及び固定資産の所有の状況は様々であり、賦課方式の変更により税額の増減も様々であります。

今後、町としましては、被保険者の皆様に対し、丁寧な説明を行ってまいります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第23号 小山町立地区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第26 議案第23号 小山町立地区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第23号 小山町立地区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は54ページをお願いいたします。

本案は、足柄地区コミュニティセンター改修工事に伴い施設の区分が変更されることから、本条例の一部を改正するものであります。

別表の足柄地区コミュニティセンター区分欄について、旧足柄支所部分を第1研修室（調理設備あり）として新たに追加し、和室を第2研修室に、研修室を第3研修室に変更します。

なお、使用料について、第1研修室（調理設備あり）を700円と設定し、他の研修室及びホール

については、現行の使用料から変更をいたしません。

この条例は、公布の日から施行します。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第24号 小山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第27 議案第24号 小山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（平野正紀君） 議案第24号 小山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の改正は、こども家庭庁設置に伴う関係法律の整備により、長官の権限及び所管事務の変更によるもので、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容でありますがお手元の条例改正資料、新旧対照表の28ページをお開きください。

子ども・子育て支援法の第7章、子ども・子育て会議等の第72条から第76条が削除されたことから、第1条及び第2条の「法第77条第1項」を「法第72条第1項」に改めるものであります。

なお、施行日は、令和5年4月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第25号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第28 議案第25号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（平野正紀君） 議案第25号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法、児童福祉法、学校教育法、民法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

今回の改正は、こども家庭庁設置に伴う関係法律の整備により、長官の権限及び所管事務の変更によるものと、懲戒に係る権限を行使することができなくなるため削除をするものであります。

改正内容であります。お手元の条例改正資料、新旧対照表の29ページをお開きください。

初めに、子ども・子育て支援法の第19条第2項が削られたことにより、第4条中、法第19条第1項第1号から第3号の規定のうち、第1項を削除するものであります。

以下、第6条から第52条にかけて該当する条文の改正をするものであります。

次に、33ページをお開きください。

第15条は、学校教育法の一部改正に伴い、学校教育法第25条に第1項を加えるものと、児童福祉法の一部改正に伴い、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものであります。

次に、33ページから34ページにかけまして、第26条は、民法第822条の懲戒権の規定が削除されたことに伴い削除するものであります。

次に、38ページをお開きください。

第44条は、児童福祉法の改正に伴い、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものであります。

なお、附則で、条例の施行日を令和5年4月1日としておりますが、第26条の改正規定の適用につきましては、公布の日からとしております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、会議規則第39条第1項

の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午後 2 時02分 休憩

午後 2 時13分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第29 議案第26号 小山町こども園条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第29 議案第26号 小山町こども園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（平野正紀君） 議案第26号 小山町こども園条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、すばしりこども園の新園舎建設に伴い、第1園舎を廃止し、第2園舎に統合するため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容であります。お手元の条例改正資料、新旧対照表の42ページをお開きください。

第2条第4号、小山町立すばしりこども園の位置を「小山町須走83番地」に改めるものであります。

なお、施行日は、令和5年4月1日としております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第30 議案第27号 小山町保育料条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第30 議案第27号 小山町保育料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（平野正紀君） 議案第27号 小山町保育料条例の一部を改正する条例についてであり

ます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

今回の改正は、こども家庭庁設置に伴う関係法律の整備に関する法律により、長官の権限及び所管事務が変更されたことによるものであります。

改正内容であります。新旧対照表の43ページをお開きください。

子ども・子育て支援法の第19条第2項が削除されたことから、第2条及び第3条中の法第19条第1項第1号から第3号の規定のうち、第1項を削除するものであります。

なお、施行日は、令和5年4月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第31 議案第28号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第31 議案第28号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（平野正紀君） 議案第28号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の改正は、感染症蔓延時の業務継続の課題や送迎バスでの園児置き去り等、子どもが巻き込まれる事故の多発を受け、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容であります。新旧対照表の45ページ及び46ページをお開きください。

第7条の2で、児童の安全確保に関する計画である安全計画の策定等を、また、第7条の3で、利用者が移動のために自動車を運行する際の所在確認の実施に関する規定をそれぞれ新たに設け、第6条の条文に文言を追加するものであります。

次に、47ページをお開きください。

第10条では、インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準の緩和をするための規定

に改めるものです。

第13条は、民法第822条の懲戒権の規定が削除されたことに伴い、削除するものであります。

第14条第2項は、感染症等の予防及び蔓延防止のための研修・訓練の実施について追加するものであります。

第25条は、こども家庭庁設置に伴う関係法律の整備により、長官の権限及び所管事務の変更に伴い、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものであります。

なお、施行日は令和5年4月1日とし、第13条の改正規定においては、公布の日から施行するものであります。

また、第7条の3第2項の規定の運用につきましては、送迎を目的とした自動車に設置するブザー等の装置の設置が困難な場合は、令和6年3月31日までの間、ブザー等の装置設置に代わる措置として、乳幼児の所在の確認を行うことにより、装置を備えないことができるものとしております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（室伏 勉君） この次の議案もそうなんですけれども、ここで、すみません、私ちょっと恥ずかしい話なんですけど、小山町家庭の保育事業などの設備云々なんですけれども、小山町で該当する設備というか、それをちょっと教えていただきたいと思うのと、ここで事業において安全計画の策定などをうたっています。これは安全計画を策定することを条例でうたうのはいいんですけれども、じゃあこの後、町はどうするんでしょうか。町の行動について教えていただきたい。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（坂本竹人君） 室伏議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、施設なんですけれども、町内には今この家庭的保育事業所はございません。

この計画のこの後につきましてですけれども、この計画の後についても、町でちゃんと計画等がつくられて、この指導をしていくところでございます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありますか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、会議規則第39条第1項

の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第32 議案第29号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第32 議案第29号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（平野正紀君） 議案第29号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の改正は、感染症蔓延時の業務継続の課題や送迎バスでの園児置き去り等、子どもが巻き込まれる事故の多発を受け、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表の48ページをお開きください。

第6条の2で、児童の安全確保に関する計画である安全計画の策定等を、また、第6条の3で、利用者が移動のために自動車を運行する際の所在確認の実施に関する規定を、それぞれ新たに設けるものであります。

また、48ページから49ページにかけて、第12条の2で、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定等を新たに設け、第13条第2項では、感染症等の予防及び蔓延防止のための研修・訓練の実施について追加するものであります。

なお、附則で条例の施行日を令和5年4月1日としておりますが、条例第6条の2第1項から第3項の規定の運用につきましては、令和6年3月31日までの間、努力義務としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第33 議案第30号 小山町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第33 議案第30号 小山町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局長 遠藤正樹君。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 議案第30号 小山町消防団条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は68ページからとなります。

本案は、消防庁が全国的に消防団員数が減少していることに強い危機感を持ち、消防団員の処遇等に関する検討会を開催し、非常勤消防団員の報酬等の基準を定め処遇の改善を図ったことから、本町におきましても、小山町消防団条例の一部を改正するものであります。

それでは、主な改正点につきまして、御説明申し上げます。

条例改正資料、新旧対照表の50ページを御覧ください。

初めに、第12条（服務規律）ただし書中の「水火災その他の災害」を「災害（水火災または地震等の災害をいう。以下同じ。）」ですが、こちらに改めます。

次に、第16条（報酬）におきまして、非常勤消防団員の報酬の種類は、出勤回数によらず年額により支払われる「報酬」を「年額報酬」とし、出勤に応じて支払われる「費用弁償」を「出勤報酬」に改めます。

次に、51ページを御覧ください。

別表第2につきまして、災害に関する出勤報酬は、1日当たり8,000円を標準額としているため、1日8,000円を上限とし、4時間未満は4,000円、4時間以上は8,000円といたします。

また、災害以外の出勤報酬につきましては、出勤の態様（警戒、訓練等）や業務の負荷、活動の時間を勘案し、標準額と均衡の取れた額となるよう定めることとしているため、1日3,500円を上限とし、4時間未満は2,000円、4時間以上は3,500円といたします。

なお、本条例の施行日は、令和5年4月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様は、しばらくお待ちください。

日程第34 議案第31号 令和5年度小山町一般会計予算

日程第35 議案第32号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計予算

- 日程第36 議案第33号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第37 議案第34号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第38 議案第35号 令和5年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第39 議案第36号 令和5年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第40 議案第37号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第41 議案第38号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第42 議案第39号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第43 議案第40号 令和5年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計予算
- 日程第44 議案第41号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計予算
- 日程第45 議案第42号 令和5年度小山町水道事業会計予算
- 日程第46 議案第43号 令和5年度小山町下水道事業会計予算

○議長（遠藤 豪君） 次に、日程第34 議案第31号から日程第46 議案第43号までの令和5年度予算13件を一括議題とします。

町長から当初予算の施政方針と主要な施策について提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 議案第31号 令和5年度小山町一般会計予算を中心に、その施政方針と主要な施策について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、感染症対策とともに昨今の物価高騰により大変大きな影響を受けている商工業の緊急支援を第一に、そして、町民が日常生活を平穩に過ごすため安全安心のまちづくりを推進してまいりました。

また、工業団地造成事業、新東名関連事業などの大型事業についてもおおむね完了の目途が立ち、「住民幸福度日本一の町」に向けた将来への展望が見えたところであります。

このことから、令和5年度予算は、SDGsの取組とともに、「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」の実現のため、持続可能な町政運営に向けた予算編成を行いました。

具体的には、第5次小山町総合計画の基本施策の着実な推進、特に持続可能な「安全・安心なまち」の推進、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」に向けたDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進、地球温暖化による異常気象などの気候変動を食い止めるための「ゼロカーボンシティの実現」に向け、脱炭素化事業の推進を重点方針といたしました。

歳入では、企業立地などによる固定資産税の増、景気回復や賃金の上昇による町民税の増を見込み、国の地方財政計画を踏まえた地方交付税の増など、歳入の根幹となる財源は増額を見込むことといたしました。また、地方債の活用などにより重点施策の対応を推進することとしました。

歳出では、光熱水費等の価格高騰による経常経費の増額に対応しながら、持続可能なまちづくりを推進するため、道路構造物の長寿命化や老朽化が進む公共施設の維持補修、並びに長寿命化対策に取り組むとともに、地域からの要望や地域課題に積極的に取り組むことといたしました。

また、令和5年度は富士山世界文化遺産10周年を記念した関連事業とともに、国の異次元の少

子化対策を踏まえ、子育てしやすい環境づくりのため、第1子子育て応援助成事業を継承した町独自の子育て世帯支援を行います。

それでは、重点方針に沿った主な事業を説明いたします。

最初に、「安全・安心なまち」についてであります。

新規事業といたしまして、要介護3～5の方の個別避難計画の策定、小山消防署移転先の造成設計、新生児マススクリーニング対象疾患に含まれていない先天性の病気の検査費用について町単独の助成、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため見舞金の支給、また、高校生議会で提案があり、小山高校においてデザインの作成を進めております交通事故防止の反射材作成を進めます。

拡充する事業といたしましては、治山・急傾斜地崩壊防止事業、普通河川の改修のほか、消防団出動における報酬への移行とともに引上げを行い、更に夏季における熱中症対策のためのクーリングベストを各分団に配備いたします。

また、新型コロナウイルス接種事業につきましても、集団接種など国の動向に合わせ直ちに対応が可能となるよう予算化いたしました。

次に、DX（デジタル・トランスフォーメーション）への対応についてであります。

新規事業といたしましては、DXを推進するためのCIO補佐業務の支援委託、夜間・休日等の小中学校体育館の貸出しについて、インターネット予約システムとリモートによる鍵の受渡しの導入、フレイル判定システム及び鳥獣捕獲管理支援システムの導入などを進めます。

拡充する事業といたしましては、富士箱根トレイルの情報発信、スタンプラリー運用のほか、GPSを利用したデジタルマップ提供をするためのスマートフォンアプリ活用、こども園における登降園管理や保護者との連絡利便性向上のほか、事務のDXを進めるためのシステム更新、高齢者向けのスマホ教室の開催、占用・工事図面電子化などを進めます。

次に、脱炭素化への対応についてであります。

新規事業といたしましては、街路灯、公共施設及び小中学校体育館の照明LED化を進めるほか、第2次環境基本計画の策定、小山町に適した再生可能エネルギー導入調査を進めます。

拡充する事業といたしましては、地球温暖化対策環境学習を町内全校の小学4年生において実施するほか、木質バイオマス利用施設整備に対する林業・木材産業構造対策補助を進めます。

その他の重点事業といたしましては、これまで持ち帰りとしておりました町立こども園の使用済みおむつについて、令和5年度から町費で処理することといたします。

北郷小学校の長寿命化改良事業を令和5年度と6年度の2か年で進めます。

6月に富士山世界遺産登録10周年を迎えることから、記念イベントの実施のほか、協働事業として須走まちづくり事業の支援を行います。

また、須走口五合目インフォメーションセンターについて、7月から供用を開始いたします。

勝央町との姉妹縁組50周年を記念し、双方において交流事業・記念事業を展開いたします。

定住促進事業として、第1子子育て応援助成事業を継承した町独自の子育て世帯支援のほか、遠距離通学助成、奨学金返還助成、結婚新生活支援補助金、民間賃貸住宅リフォーム助成、移住・就業支援などを継続または拡充します。また、空き家活用・流動化促進助成を新たに開始します。

商工業振興事業として、まちなか空間活性化事業を拡充するほか、地域活性化対策助成を拡充し、商工業者のDXを支援します。また、起業・創業を支援するための事業費補助を新たに開始します。

以上、令和5年度当初予算の予算編成において、重点方針に沿った主な事業につきまして説明いたしました。

最後に、予算の状況について説明いたします。

小山町の特別会計を含めた令和5年度当初予算総額は、222億3,995万9,000円であります。

このうち、一般会計は124億8,000万円とし、前年度当初予算125億5,000万円と比べ、7,000万円、0.6%の減であります。

町税収入は、43億1,395万4,000円で、主に企業立地などによる固定資産税の増を見込み、前年度に比べて4億3,805万4,000円、11.3%の増となっております。

特別会計予算も合わせました令和5年度当初予算の内容につきましては、企画総務部長から、また、所管の補足説明につきましては、各担当部長等から説明いたします。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 町長の説明は終わりました。

次に、企画総務部長から、各会計予算の概要について内容説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第31号 令和5年度小山町一般会計予算から議案第43号 令和5年度小山町下水道事業会計予算までの13件について、一括して内容の御説明をいたします。

初めに、議案第31号 令和5年度小山町一般会計予算についてであります。

一般会計予算書8ページをお願いします。

継続費の設定についてであります。

9款教育費、2項小学校費、北郷小学校長寿命化改良事業は、2か年度にわたって事業を執行するもので、事業費総額及び年度ごとの支出予定額を定めるため、継続費の設定をお願いするものであります。

次に、9ページ、債務負担行為の設定についてであります。

小山町子ども・子育て支援事業計画策定業務は、令和5年度から令和6年度までの2か年での委託に当たり、その業務委託に要する経費について、令和6年度の債務負担行為をお願いするものであります。

小山消防署造成設計は、令和5年度から令和6年度までの2か年での委託に当たり、その業務委託に要する経費について、令和6年度の債務負担行為をお願いするものです。

外国人英語指導員派遣事業は、令和6年度の委託に当たり、令和5年度中に事業者の選定をす

る必要があるため、令和6年度の債務負担行為をお願いするものです。

次に、10ページの地方債であります。

令和5年度事業の財源等として、総額12億4,900万円を限度額に借入れを予定している地方債であります。

次に、歳入歳出予算の概要についてであります。

附属資料の3ページ、一般会計歳入の内訳をお願いします。

主な歳入予算の内訳であります。

1 款町税は、43億1,395万4,000円、前年度に比べ4億3,805万4,000円、11.3%の増となっております。

次に、町税収入の内訳については、次のページを御覧ください。

町民税の個人分は、10億5,720万円、前年度に比べ3,400万円、3.3%の増。また、法人分につきましては、2億2,480万円、前年度に比べ3,270万円、17%の増となっております。

町民税個人分につきましては、景気回復及び給与所得の増による増収を見込み、法人分につきましては、企業立地の増加などによる増収を見込んでおります。

次に、固定資産税の純固定資産税は、27億8,700万円、前年度に比べ3億5,800万円、14.7%の増となっております。

企業立地による家屋及び償却資産の増収を見込んでおります。

その他の税目につきましても、景気回復による増収を見込んでおります。

次に、附属資料の3ページへお戻りください。

2 款地方譲与税から13 款交通安全対策特別交付金までについては、国が示しました令和5年度地方財政計画による予算措置や県が見込んでいる市町交付金見込額、本町の決算推移などからそれぞれ見込んだものであります。

12 款地方交付税は、国の地方財政計画における臨時財政対策債抑制の方針などから、前年度に比べ5,300万円の増額を見込んでおります。

2 款から13 款までの増減額を合わせますと、1 億1,970万円の増額となっております。

次に、14 款分担金及び負担金は、1,496万6,000円、前年度と比べ1,900万5,000円、55.9%の減であります。

主に、県営畑地帯総合整備事業の事業進捗による地元分担金の減が主なものであります。

次に、15 款使用料及び手数料は、1 億8,211万9,000円、前年度と比べ1,280万1,000円、7.6%の増であります。

町民いこいの家（あしがら温泉）の改修工事が終了し、通年の開館となることによる利用料の増が主なものであります。

次に、16 款国庫支出金は、13億1,916万8,000円、前年度に比べ7,131万7,000円、5.7%の増であります。

演習場周辺民生安定施設整備事業補助金などの農業費補助金の増が主なものであります。

次に、17款県支出金は、9億3,909万6,000円、前年度に比べ7億142万5,000円、42.8%の減であります。

林業・木材産業構造対策事業補助金など、林業費補助金の減が主なものであります。

次に、19款寄附金は、6億2,031万円、前年度に比べ9,825万1,000円、18.8%の増であります。

本年度の実績から、ふるさと寄附の増を見込むものが主なものであります。

次に、20款繰入金は、15億1,640万6,000円、前年度に比べ3億6,946万6,000円、19.6%の減であります。

地域産業立地事業費補助金の減などによる総合計画推進基金からの繰入れが減額となるものが主なものであります。

次に、23款町債につきましては、12億4,900万円、前年度に比べ3億6,330万円、41%の増であります。

土木債のほか、公共施設の長寿命化に係る公共施設等適正管理推進事業の増加によるものであります。

続きまして、歳出予算について説明いたします。

初めに、附属資料5ページ、一般会計目的別歳出の内訳をお願いします。

目的別歳出の前年度対比の大きいものについて説明いたします。

5款農林水産業費は、5億4,890万6,000円、前年度に比べ6億723万1,000円、52.5%の減であります。

主な減額の要因は、林業・木材産業構造対策事業補助金の減によるものであります。

次に、7款土木費は、19億7,111万2,000円、前年度に比べ4億316万5,000円、25.7%の増であります。

主な増額の要因は、道路構造物長寿命化事業の増のほか、普通河川石沢排水路及び無名沢水路改修工事によるものであります。

続いて、附属資料6ページの一般会計性質別歳出の内訳についてであります。

本年度合計欄の性質別内訳を御覧ください。

人件費は、24億4,366万1,000円、前年度と比べて1億420万6,000円、4.5%の増であります。

主な増額の理由は、令和4年12月改正の給料月額及び勤勉手当の支給月数の引上げによるものであります。

次に、物件費は、18億6,280万2,000円、前年度と比べて1億1,435万1,000円、6.5%の増であります。

主な増額の要因は、電気料金の価格高騰などによるものであります。

次に、維持補修費は、6億5,862万円、前年度に比べて3億7,643万円、133.4%の増であります。

主な増額の要因は、本庁舎、道の駅、総合文化会館及び町道の維持修繕によるものであります。

次に、補助費等は、19億9,704万6,000円、前年度と比べて1億658万9,000円、5.1%の減であります。

主な減額の要因は、地域産業立地事業費補助金などの減によるものであります。

次に、普通建設事業費は、19億2,139万7,000円、前年度と比べて8億4,397万1,000円、30.5%の減であります。

主な減額の要因は、林業・木材産業構造対策事業、生涯学習施設多目的広場改修事業、須走地区活性化事業の減によるものであります。

次に、公債費は、8億6,733万7,000円、前年度と比べて2,158万4,000円、2.6%の増であります。

主な増額の要因は、令和元年災害復旧事業に伴う元金の償還開始などによるものであります。

次に、その他は、8億4,094万4,000円、前年度と比べて2億9,857万2,000円、55%の増であります。

主な増額の要因は、基金への積立金の増を見込むものであります。

以上が、議案第31号 令和5年度小山町一般会計予算の概要でございます。

次に、議案第32号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計予算についてであります。

附属資料の8ページ、特別会計予算額調をお願いいたします。

この会計は、国民健康保険法に基づく予算であり、予算の総額は歳入歳出それぞれ19億3,000万円、前年度に比べて2,000万円、1%の増となっております。

予算の大半は保険給付費であり、その動向を見込んでの編成であります。

次に、議案第33号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計予算についてであります。

附属資料の9ページをお願いいたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ494万6,000円、前年度に比べ75万1,000円、13.2%の減であります。

令和5年度の貸付けについては、2人への貸与を継続し、新規に大学生等の貸付け2人を見込んでの編成であります。

次に、議案第34号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

同じく附属資料9ページをお願いします。

この会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく予算であり、予算の総額は歳入歳出それぞれ2億6,100万円、前年度に比べ270万円、1%の増であります。

次に、議案第35号 令和5年度小山町土地取得特別会計予算についてであります。

同じく附属資料10ページをお願いいたします。

この会計は、公共用地の先行取得と土地開発基金の管理を目的としたものでありますが、令和5年度は先行取得の予定がないため、基金預金利子の繰入れ繰り出しのみとなり、予算の総額は歳入歳出それぞれ6,000円となっております。

次に、議案第36号 令和5年度小山町介護保険特別会計予算についてであります。

附属資料の11ページをお願いいたします。

この会計は、介護保険法第3条に基づく予算であり、予算の総額は歳入歳出それぞれ20億2,000万円、前年度に比べ4,000万円、2%の増となっております。

予算の大半は、在宅介護サービス、施設介護サービスなどの保険給付費の動向を見込んだの編成であります。

次に、議案第37号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。

同じく附属資料11ページをお願いいたします。

この会計は、宅地造成事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,280万3,000円、前年度に比べ374万1,000円、2.7%の増となっております。

次に、議案第38号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算についてであります。

附属資料12ページをお願いいたします。

この会計は、小山町上野工業団地造成事業の円滑な運営を目的とするもので、令和5年度は事業の完了を見込み、財産収入と起債の償還が主な内容で、予算の総額は歳入歳出それぞれ23億248万8,000円となっております。

次に、議案第39号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算についてであります。

同じく附属資料12ページをお願いいたします。

この会計は、木質バイオマス発電事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ5,773万円、前年度に比べ18万4,000円、0.3%の減となっております。

主な内容は、発電の事業収入を財源に、木質バイオマス発電と起債の償還を行っていくものであります。

次に、議案第40号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算についてであります。

附属資料13ページをお願いいたします。

この会計は、小山PA周辺開発事業の円滑な運営を目的とするもので、令和5年度は事業の完了を見込み、財産収入と起債の償還が主な内容で、予算の総額は歳入歳出それぞれ19億4,546万3,000円となっております。

次に、議案第41号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計予算についてであります。

同じく附属資料13ページをお願いいたします。

この会計は、温泉供給事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ244万7,000円、前年度に比べ8万7,000円、3.7%の増であります。

主な内容は、使用料及び前年度繰越金を財源に、温泉供給施設の維持管理を行っていくものであります。

次に、議案第42号 令和5年度小山町水道事業会計予算についてであります。

附属資料の16ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入及び支出の部であります。

収入は、予定総額 3 億9,074万3,000円、前年度に比べ3,963万1,000円、11.3%の増となっております。

支出は、予定総額 3 億7,010万1,000円、前年度に比べ2,635万2,000円、7.7%の増となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入は、予定総額 2 億2,354万4,000円、前年度に比べ 2 億6,142万3,000円、53.9%の減となっております。

支出は、予定総額 3 億5,223万4,000円、前年度に比べ 3 億4,689万8,000円、49.6%の減となっております。

なお、収入が支出に対して不足する額 1 億2,869万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金をもって補填したいと考えております。

次に、議案第43号 令和5年度小山町下水道事業会計予算についてであります。

附属資料の17ページをお願いします。

下水道事業につきましては、令和5年度から地方公営企業法の規定の全部を適用し、公営企業会計に移行いたします。

初めに、収益的収入及び支出の部であります。

収入は、予定総額 2 億4,570万8,000円、支出は、予定総額 2 億4,528万1,000円であります。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入は、予定総額7,380万8,000円、支出は、予定総額 1 億2,546万円あります。

なお、収入が支出に対して不足する額5,165万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金をもって補填したいと考えております。

以上が、議案第31号から議案第43号までの令和5年度当初予算関係13件についての概要でございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 企画総務部長の説明は終わりました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午後 3 時01分 休憩

午後 3 時11分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第47 選挙第1号 小山町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙

○議長（遠藤 豪君） 日程第47 選挙第1号 小山町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を

行います。

本件は、小山町選挙管理委員会の委員及び補充員の任期が、本年3月29日をもって任期満了となるので、地方自治法第182条の規定により、選挙するものであります。

これより、小山町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決定しました。

ただいまから指名いたします。

選挙管理委員に、

藤曲795番地 小林はるみ君

竹之下1334番地の1 鈴木眞夫君

吉久保1190番地 湯山泰政君

須走10番地の28 山本好行君

以上4名を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました4名を、選挙管理委員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 御異議なしと認めます。ただいま指名いたしました小林はるみ君、鈴木眞夫君、湯山泰政君、山本好行君、以上4名が、選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員を指名します。

選挙管理委員の補充員に、

小山806番地 府川和雄君

竹之下1185番地 稲 泰昌君

用沢455番地 常盤孝夫君

須走219番地 杉山大寿君

以上4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました4名を、選挙管理委員の補充員の当選人と

決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 御異議なしと認めます。ただいま指名しました府川和雄君、稲 泰昌君、常盤孝夫君、杉山大寿君、以上4名が選挙管理委員の補充員に当選されました。

お諮りします。ただいま町長から議案第44号 工事請負契約(変更)の締結について(令和4年度 小山町総合文化会館金太郎ホール屋根等改修工事)、議案第45号 工事請負契約(変更)の締結について((仮称)小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事)、議案第46号 財産を支払手段として使用することについて(変更)の合計3件の追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の議案第44号から議案第46号までの合計3件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしくお願いたします。

追加日程第1

町長提案説明

○議長(遠藤 豪君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第44号から議案第46号までの3議案について、提案説明を求めます。町長。

○町長(池谷晴一君) 今回追加提案いたしますのは、工事請負契約(変更)の締結2件、財産を支払手段として使用すること(変更)1件の合計3件であります。

初めに、議案第44号 工事請負契約(変更)の締結についてであります。

本案は、令和4年度小山町総合文化会館金太郎ホール屋根等改修工事において、変更契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第45号 工事請負契約(変更)の締結についてであります。

本案は、(仮称)小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事において、変更契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第46号 財産を支払手段として使用することについて(変更)であります。

本案は、(仮称)小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事の財産を支払手段として使用することについて、工事請負契約の変更に伴い、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、議案の審議に際し、教育次長及び理事から補足説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第44号 工事請負契約(変更)の締結について(令和4年度 小山町総合文

化会館金太郎ホール屋根等改修工事)

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第2 議案第44号 工事請負契約（変更）の締結について（令和4年度 小山町総合文化会館金太郎ホール屋根等改修工事）を議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（平野正紀君） 議案第44号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和4年小山町議会9月定例会において議決をいただいた令和4年度小山町総合文化会館金太郎ホール屋根等改修工事について、設計の一部変更に伴う工事請負変更契約の締結をお願いするものであります。

変更の主な内容ですが、下地を固定する鋼材及びシートを固定する金具を既存瓦棒の間隔に合わせることによる減額等が主なものでございます。

変更による減額は213万4,000円で、総額は7,563万6,000円となり、うち消費税相当額は687万6,000円であります。

なお、工事完成予定期日は変更なく、令和5年3月15日としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（渡辺悦郎君） ただいま議題に上がっております議案第44号 工事請負契約（変更）の締結について伺います。

どうしてこれが今上がってきたのか、提案されたのかというのを説明いただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

どうして今ということなんですけれども、工事が進みまして、精算できる段階になりまして変更の金額が確定したものですから、議会にお諮りし、減額変更をするものでございます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） 今、答弁がございましたけれども、設計変更が既に行われているわけなんですよね。今やっているわけじゃないんですよ。なのに、どうして今これが上がってきたのかというのが私は不可解で、ちょっと再度同じ質問をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 渡辺議員の再々質問にお答えさせていただきます。

工事の減額の変更の内容は、業者から1月に協議がありまして、その協議書の中で担当監督員が認めるということで、変更内容の方はその内容で工事を進めさせていただいておまして、ある程度お金についての変更の金額が決まったものですから、この議会で変更のお願いをさせていただいたという次第でございます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 今回の回答について、多分渡辺議員の方は、前回補正をして増やしているわけですね。今回減額で、その理由をお聞きになっているんだと思いますけれども、その辺の御説明はいただけますでしょうか。

補正は設計変更で、その辺の説明をもう一度、再度いただけますか。1回、前に補正していますよね。増やして、今回また今度は減額ということだもんで、多分その辺のところを聞きたいんだと思うんですけれども、その辺を明確にお答えいただけますか。

○教育次長（平野正紀君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

減額に至った設計変更の内容でございますが、工事を進めている中で、業者の方と当然現場で合わせるわけです。場所が場所で、御存じのとおり高い足場を組んで、なかなかいつもとない場所でやるわけなんです。業者の方が工事を進める中で、当初見込んでいた瓦棒と瓦棒の間隔の間にもう一つシートをかぶしてやる工法ですので、補強の意味で、その瓦棒と瓦棒の間にもう1本ずつ等間隔で棒を設置するのが必要であったというような設計でありましたが、強度と工事の施工の中で検査等を行った場合、それが不要であったということの結果でございます。よって、その瓦棒を追加で設置するべく、その工事費用が減額になったといったような形でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第45号 工事請負契約（変更）の締結について（（仮称）小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事）

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第3 議案第45号 工事請負契約（変更）の締結について（（仮称）小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事）を議題とします。

補足説明を求めます。理事。

○理事（増井重広君） 議案第45号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

議案書は5ページからとなります。

本案は、令和2年3月定例会において議決をいただいた（仮称）小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事について、設計の一部変更に伴う工事請負契約（変更）の締結案件であ

ります。

変更の内容は、事業協力者であるトヨタ不動産株式会社から開発計画の大幅な見直しが提案され、各区分及び道路・水路等の配置計画の変更に伴う各工種及び数量の増加が主なものであります。

変更による増額分は2億7,914万7,000円で、総額10億9,391万7,000円となり、うち消費税相当額は9,944万7,000円であります。

なお、工事完成日につきましては、本工事は事業協力者であるトヨタ不動産株式会社の開発計画に合わせた工事であり、開発計画の変更に伴う協議に不測の期間を要したことにより工程に遅れが生じ、本工事の契約工期内での工事完了が見込めなくなったため、令和5年3月31日から令和5年6月30日に工期を延長するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第46号 財産を支払手段として使用することについて（変更）

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第4 議案第46号 財産を支払手段として使用することについて（変更）を議題とします。

補足説明を求めます。理事。

○理事（増井重広君） 議案第46号 財産を支払手段として使用することについて（変更）であります。

議案書は7ページからとなります。

本案は、令和2年3月定例会において議決をいただきました財産を支払手段として使用することについての内容の一部を変更するものであります。

変更の内容は、(仮称) 小山パーキングエリア周辺地区土地利用事業造成工事の請負契約額の変更に伴い、支払手段とする土地の面積を4万9,574.78平方メートルに変更するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、2月24日金曜日 午前10時開議

議案第31号から議案第43号までの令和5年度予算13件を順次議題として、当初予算の補足説明を行います。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

午後3時33分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 高 畑 博 行

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

令和5年第1回小山町議会3月定例会会議録

令和5年2月24日（第2日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
9番 藺田 豊造君 10番 米山 千晴君
11番 池谷 洋子君 12番 鈴木 豊君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	長田 忠典君	経済産業スポーツ部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	教 育 次 長	平野 正紀君
企画政策課長	勝又 徳之君	総 務 課 長	渡邊 徹君
総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	山口 紘史君
会議録署名議員	7番 高畑 博行君	8番 渡辺 悦郎君	

散 会 午後2時47分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第31号 令和 5 年度小山町一般会計予算
- 日程第 2 議案第32号 令和 5 年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第33号 令和 5 年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第 4 議案第34号 令和 5 年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第35号 令和 5 年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第 6 議案第36号 令和 5 年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第37号 令和 5 年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第38号 令和 5 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第39号 令和 5 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第10 議案第40号 令和 5 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算
- 日程第11 議案第41号 令和 5 年度小山町温泉供給事業特別会計予算
- 日程第12 議案第42号 令和 5 年度小山町水道事業会計予算
- 日程第13 議案第43号 令和 5 年度小山町下水道事業会計予算

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することとします。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第31号 令和5年度小山町一般会計予算

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 議案第31号 令和5年度小山町一般会計予算を議題とします。

各部長等から補足説明を求めます。初めに、理事 増井重広君。

○理事（増井重広君） 令和5年度一般会計予算のうち、理事所管関係の補足説明を行います。

初めに、歳入関係であります。

予算書の30ページをお開きください。予算書30ページ上段、16款2項6目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金、説明欄4 防災安全交付金1億3,390万円のうち、9,240万円は足柄S A周辺地区町道整備事業に対する補助金であります。

続いて、33ページをお開きください。33ページ中段、17款2項1目総務費県補助金、説明欄2 移住・就業支援事業補助金465万円は、東京圏から町内への移住者に対し、一定の要件を満たす場合に町が交付する移住・就業支援金について、事業費620万円の4分の3に相当する県の補助金であります。

続いて、36ページをお開きください。36ページ最上段、17款2項5目商工労働費県補助金、説明欄1 地域産業立地事業費補助金2億3,188万円は、富士山麓フロンティアパーク小山及び新産業集積エリアに進出予定2社の土地購入費、地元雇用に対し、町が交付する補助金の2分の1に相当する県の補助金であります。

続いて、37ページをお開きください。37ページ最上段、17款2項10目特別対策事業補助金、説明欄1 地域少子化対策重点推進交付金393万5,000円は、低所得の新婚世帯の住居費等を町が補助する新婚新生活支援事業費300万円の3分の2と、若者世代向けのセミナーの開催や意識調査の分析等を行うライフデザイン支援事業費258万円の4分の3に相当する県の補助金であります。

続いて、48ページをお開きください。48ページ、22款5項1目雑入、最下段、説明欄44町道整備事業協力金8,343万5,000円は、足柄S A周辺地区において、町道整備事業に伴う協力金を周辺の開発事業者から受け入れるものであります。

続いて、50ページをお開きください。50ページ上段、23款1項5目土木債のうち、2節河川債、説明欄1 普通河川維持管理事業債2億3,660万円のうち、2億円は、緊急自然災害防止事業債を活

用し、河川改修事業に充てるものであります。

引き続き歳出関係について御説明いたします。

88ページをお開きください。88ページ2款7項3目人口政策推進費は、前年度に比べ234万5,000円減の5,372万8,000円となります。

主な内容について御説明いたします。89ページをお開きください。

上段説明欄(2)定住促進事業費のうち、12節おやまライフデザイン支援業務240万円は、これから結婚・子育てを迎える若年層に対し、地元の魅力を見いだしながら、自分の将来をイメージする機会を提供するほか、出会いの場の提供による結婚支援を行う業務委託料であります。

次に、18節おやまライフサポート事業補助金715万円は、第1子子育て応援助成、遠距離通学助成、奨学金返還助成の経費であります。なお、第1子子育て応援助成につきましては、出産・子育て応援給付金支援給付事業や出産一時金の増額といった国の支援制度が創設・充実されますが、町としては、初めての子育てに対する経済的不安を軽減する現行制度の考え方を継承し、町独自の制度として第1子の子育て支援を継続するものであります。

同じく18節民間賃貸住宅リフォーム助成金300万円は、これまでの子育て世帯や企業従業員向けの協働民間賃貸住宅に加え、一戸建ての賃貸住宅の改修費用の一部も助成対象とするものであります。

同じく18節空き家活用・流動化促進助成金160万円は、空き家を取得する定住者に対し、空き家の改修費、または解体費の一部を助成するものであります。

続いて、143ページをお開きください。143ページ、6款1項2目フロンティア推進費は、前年度に比べ2億159万1,000円減の4億7,664万4,000円となります。

主な内容について御説明いたします。144ページをお開きください。

説明欄(2)未来拠点事業費のうち、12節水文調査750万円は、湯船原工業団地で立地協定により井水を利用する企業が増えてきており、周辺地域の水に影響があるかを定点観測により調査するものであります。

次に、18節小山町地域産業立地事業費補助金4億6,376万1,000円は、先ほど歳入でも御説明いたしました。富士山麓フロンティアパーク小山及び新産業集積エリアに進出する企業の土地購入及び地元雇用に対する補助金で、令和5年度内に操業が見込まれる2社分を計上するものであります。

続いて、165ページをお開きください。上段7款2項3目町道整備事業費、説明欄(3)足柄SA周辺地区町道整備事業費1億6,825万円は、歳入でも御説明いたしました。足柄スマートインターチェンジに接続する町道2416号線ほか1路線道路整備事業を実施するものであります。

続いて、168ページをお開きください。168ページ、7款3項1目河川費、説明欄(2)普通河川維持管理事業費、14節河川改修事業2億3,250万円のうち、2億円は新産業集積エリア工業団地及び上野工業団地の調整池より先の流末排水路となる普通河川石沢排水路及び無名沢排水路の緊

急自然災害防止対策事業における工事費であります。

以上で、理事関係の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長（小野一彦君） 令和5年度一般会計予算の企画総務部関係の補足説明を行います。

初めに、歳入について御説明申し上げます。予算書は15ページからです。

まず、町税の概要を申し上げます。1款町税の総額は43億1,395万4,000円で、令和4年度に比べ4億3,805万4,000円、率にして11.3%の増額としました。新型コロナウイルス感染症拡大の状況からの緩やかな景気回復による個人及び法人住民税の増額や、工業団地への企業立地が進んだことによる固定資産税の家屋及び償却資産等の増額が見込まれることによります。

町税の内訳は、1項町民税が12億8,200万円で町税全体の29.7%、2項固定資産税が28億66万4,000円で町税全体の64.9%となり、この二つの税目が町税収入の約94%を占めております。また、3項軽自動車税が6,349万円で町税全体の1.5%、4項町たばこ税が1億6,000万円で町税全体の3.7%、5項入湯税が780万円で町税全体の0.2%となっております。

それでは、税目ごとに御説明いたします。

1款1項1目町民税個人分の現年課税は、前年度に比べ3,400万円、3.3%増の10億5,200万円を見込みました。これは新型コロナウイルス感染症禍からの緩やかな景気回復を見込み、個人所得の増加を想定したものであります。

次に、その下の2目法人分の現年課税分であります。対象法人数は477社で、新型コロナウイルス感染症感染拡大による景気後退からの回復を見込み、前年度に比べ3,270万円、17.0%増の2億2,470万円を計上しました。

次に、16ページ、2項1目固定資産税であります。企業立地による増収などにより固定資産税現年課税分では、前年度に比べ3億5,800万円、14.9%増の27億6,300万円を見込みました。

説明欄を御覧ください。土地につきましては、地方では依然として地価の下落が続いておりますが、評価替えの3年度目のため前年度とほぼ同額の7億4,753万8,000円としました。家屋につきましては、新築住宅及び新設工場の増や新設ホテルの完成を受け、前年度に比べ1億2,415万4,000円、15.3%増の9億3,597万円としました。償却資産につきましては、新産業集積エリアをはじめとする工業団地への企業立地により企業の設備投資が進んだことから、前年度に比べ2億520万8,000円、22.8%増の11億366万6,000円としました。その下、滞納繰越分には、納税猶予分の納付を含め2,400万円を計上しております。

次に、17ページの3項1目軽自動車税環境性能割は、軽自動車の販売台数が増加していることなどから、前年度より増額した300万円としました。また、2目種別割の現年課税分は、前年度に比べ259万円、4.5%増の6,029万円としました。

次に、18ページをお願いします。4項1目町たばこ税は、令和4年度の決算見込みにより販売本数の増加が見込まれることから、前年度に比べ700万円、4.6%増の1億6,000万円としました。

次に、5項1目入湯税は、新たな課税対象施設も増え、コロナ禍の影響からの回復を見込み、前年度に比べ180万円増の780万円を計上しました。

次に、その下、2款地方譲与税の1項自動車重量譲与税は、自動車重量税の1,000分の407に相当する額が市町村に交付されるもので、交付額は、町道の延長と面積により算定されます。前年度と同額の7,000万円を計上いたしました。

次の19ページ、2項地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の100分の42に相当する額が市町村に交付されるもので、算定の基準は先ほどの自動車重量譲与税と同様で、前年度と同額の2,600万円を計上いたしました。その下、3項森林環境譲与税は、森林整備の推進のために交付されるもので、こちらも前年度と同額の1,173万2,000円を見込んでおります。その下、3款利子割交付金は、近年の低金利の影響及び交付実績から、前年度より70万円減額の140万円を計上しております。4款配当割交付金から21ページの9款環境性能割交付金までの各交付金につきましては、国の地方財政計画などを参考に予算計上しております。

増減額の大きなものを説明いたしますと、20ページ、6款1項1目法人事業税交付金は、法人事業税の5.4%に相当する額が市町村に交付されるもので、前年度に比べ1,600万円、23.9%減の5,100万円を計上いたしました。

次の21ページにかけての7款1項1目地方消費税交付金は、地方消費税の2分の1に相当する額が市町村に交付されるもので、市町村の人口と従業員数に基づいて算定されます。県の算出した見込額から推計し、前年度に比べ5,700万円、12.3%増の5億2,000万円を計上いたしました。その下の8款1項1目ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場利用税の10分の7に相当する額が市町村に交付されるもので、前年度と比べ1,000万円、5.0%増の2億1,000万円を計上いたしました。

22ページにかけての10款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金は、国が所有する財産のうち、自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫の用に供するもので、前年度と比べ、380万円、10.2%増の4,100万円を計上いたしました。その下、11款地方特例交付金は、税制改正などによる地方公共団体の減収を補填するために交付されるもので、前年度に比べ200万円、13.3%増の1,700万円を計上いたしました。

次に、12款1項1目地方交付税は、令和5年度地方財政計画から推計し、前年度と比べ5,300万円、9.5%増の6億1,300万円を計上いたしました。なお、地方交付税のうち、説明欄1の普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額に相当する額が交付されるものであり、説明欄2の特別交付税は、普通交付税に反映できない特別な財政需要に対して交付されるものであります。

次に、31ページ、16款2項10目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、ジェット機が運用される基地や実弾演習が行われる演習場などを特定防衛施設として位置づけ、その区域が所在する市町村に対して交付されるもので、いわゆる9条交付金と呼んでいるものであります。前年度と同様の訓練を見込み、同額の2億5,111万円を計上いたしました。

次に、38ページをお願いします。18款1項1目財産貸付収入3億5,296万5,000円の主なものは、1節土地貸付収入の説明欄1東富士演習場貸付収入3億2,570万9,000円で、演習場として国に貸し付けている町有地約252.8ヘクタールの貸付料であります。

次に、40ページをお願いします。19款1項2目総務費寄附金1,500万円は、須走地域振興事業基金に積み立てる須走彰徳山林会様からの寄附金であります。

次に、41ページ、19款1項5目ふるさと寄附金6億500万円は、ふるさと納税による寄附金であります。新たな返礼品の開拓に努めるとともに、企業版ふるさと寄附金を見込んでおります。

次に、42ページ、20款2項1目財政調整基金繰入金3億6,000万円は、不足する財源を補うため繰り入れるもので、昨年度に比べ4,000万円増額しております。その下、2目東富士演習場関連特定事業基金繰入金1億8,656万円は、こども園の運営やこども医療費助成事業、予防接種の特定事業のために、特定防衛施設周辺整備調整交付金を積み立てた基金から、それぞれの事業の財源として繰り入れるものであります。

次に、43ページにかけて、4目総合計画推進基金繰入金4億1,950万円は、総合計画に掲げる町の将来像を実現するための種々の事業の財源として繰り入れをするものであります。

次に、44ページの10目公共施設等総合管理基金繰入金5,720万円は、公共施設の修繕や改修、長寿命化事業の財源として繰り入れをするものであります。

次に、47ページをお願いします。22款5項1目雑入の2節雑入のうち、説明欄20ミニポートピア富士おやま環境整備協力費2,400万円は、協定に基づいてミニポートピア富士おやまの売上額の1%に相当する額を環境整備協力費として受け入れるものであります。

次に、49ページをお願いします。23款1項1目総務債は、本庁舎外壁タイルの補修事業などに充当する地方債であります。

次に、51ページの9目臨時財政対策債は、地方交付税の代替財源の性質を持つ地方債で、令和5年度地方財政計画から推計し、前年度と比べ1億2,000万円、63.1%減の7,000万円を計上いたしました。

以上が主な歳入の説明であります。なお、歳入における町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の自主財源の合計は、73億6,360万4,000円で、前年度に比べ1.1%、金額にして7,710万8,000円の増額で、歳入全体の59.0%でありました。

それでは、次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

55ページをお願いします。2款1項1目一般管理費は、職員人件費をはじめ、表彰審査委員会などの各審査委員会委員の報酬や、いわゆる庶務に係る経費を計上した一般行政事務費と町長秘書費の3事業があり、前年度に比べ3,579万6,000円増の5億1,623万4,000円を計上いたしました。

次に、59ページをお願いします。2目財政管理費は、予算編成事務などの経費を計上した財政管理費と、事業進行管理や定員管理、及び行財政改革推進に係る経費を計上した行財政改革推進事業費があり、前年度に比べ353万3,000円減の796万6,000円を計上いたしました。

次に、61ページをお願いします。4目財産管理費は、町有財産、基金の管理、また役場本庁舎や公用車の管理、入札、契約事務等に係る経費で、前年度に比べ3億6,312万2,000円増の9億7,938万6,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、ふるさと寄附金の増額見込みを受け、基金積立金の増額、公共施設に係る電話料金支払いの集約化、本庁舎外壁の補修工事、公用車の維持管理予算の集約化などによるものです。

次に、68ページをお願いします。6目自治振興費は区長会等に係る経費であり、前年度に比べ2億467万4,000円減の4,487万円を計上いたしました。減額の主な要因は、足柄地区コミュニティセンター改修事業の終了などによるものであります。

次に、70ページからの7目ICT推進費は、住民基本台帳や課税事務などのプラットフォームとなる総合行政システム機器、事務用パソコン、庁内ネットワーク、インターネット環境などを管理運用する経費を計上しております。令和4年度から追加したDX推進費は拡充をしておりますが、令和7年度を目途に実施している自治体標準化システム対応業務の業務量が減少したことにより、前年度に比べ1,119万1,000円減の1億1,530万8,000円を計上いたしました。

次に、71ページの8目人事管理費は、職員の福利厚生、研修、給与、人事評価、職員採用などに係る経費で、前年度に比べ387万7,000円減の1,209万3,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、説明欄(2)職員福利厚生費において、本年度実施した防災服購入事業の終了などです。

次に、73ページ、2項徴税费は、町税の課税、徴収事務に要する経費で、前年度に比べ1,032万円減の1億3,647万1,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、75ページ、2目賦課徴収費、説明欄12節の固定資産管理評価業務や不動産鑑定評価業務などの委託料の減額であります。

次に、79ページから82ページにかけて、4項選挙費2,858万4,000円につきましては、1目から4目において、選挙管理委員会費、選挙啓発費、そして、令和5年度に執行を予定している県議会議員選挙費、町議会議員及び町長選挙費をそれぞれ計上しております。

次に、85ページを御覧ください。7項1目企画渉外総務費は、まちづくりの基本施策を進めるための経費で、前年度に比べ1億1,983万円減の8,724万3,000円を計上いたしました。

主な内容について説明をいたします。

説明欄(2)企画調査費、12節企画調査300万円は、町の政策を実現させるための調査費や効果的な行政評価の手法を調査研究するなどの委託料であります。86ページの説明欄(3)地域公共交通活性化事業、18節自主運行バス負担金7,650万4,000円は、デマンドバス及び町内を運行する定時運行バスに要する経費であります。

次に、90ページを御覧ください。8項1目広報広聴費は、前年度に比べ5,670万6,000円増の3億3,555万8,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、ふるさと納税の寄附額を前年度に比べ1億円増額したことによる経費の増額によるものです。主なものにつきまして、91ページから92ページにかけての説明欄(3)国際交流・姉妹都市交流費は、18節姉妹町50周年記念事業助成

金200万円を計上しており、令和5年度に姉妹町締結50周年を迎えることから、相互の町民の交流事業などを計画しております。

その下、説明欄（4）ふるさと振興事業費2億7,187万9,000円は、ふるさと納税寄附に係る経費で、ふるさと納税返礼品、ポータルサイトの手数料が主なものになっております。

最後に、210ページをお願いします。11款公債費は、町債の元金と利子の償還費で、前年度に比べ2,158万4,000円増の8億6,733万7,000円を計上いたしました。1目元金の起債の数は194件、利子の起債の数は208件であります。

以上で、企画総務部関係の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、危機管理局長 遠藤正樹君。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 令和5年度小山町一般会計予算のうち、小山消防署と危機管理局の関係について御説明をいたします。

初めに、歳入の主なものについてであります。

予算書は30ページを御覧ください。16款2項7目消防費国庫補助金、説明欄1の演習場周辺デジタル無線整備事業費補助金6,360万4,000円は、同報無線のデジタル化に伴う戸別受信機等購入に対する防衛8条の補助金であります。

次に、36ページを御覧ください。17款2項7目消防費県補助金、説明欄1の地震・津波対策等減災交付金1,237万2,000円は、県の交付金要綱に基づく地域防災力の強化事業、緊急物資等の確保事業等に対する県補助金であります。

次に、46ページを御覧ください。22款4項5目説明欄1の消防施設費受託事業収入300万円は、小山消防署新庁舎建設に伴う御殿場市・小山町広域行政組合からの受託事業費であります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

177ページを御覧ください。8款1項2目非常備消防費のうち主なものは、説明欄（2）消防団運営費1節消防団員報酬2,605万6,000円で、機能別団員を含む消防団員170人分の年額報酬641万3,000円と団員の出勤等に応じて支払う出動報酬1,790万円であります。

次に、178ページから179ページにかけて、同じく17節備品購入費153万1,000円は、消防団員クリーニングベスト用冷凍庫の購入及び消防団携帯型無線48台のバッテリー交換を行うものであります。同じく、18節小山町消防団活動に対する助成金178万円は、消防団本部及び各分団への消防団活動に対する助成金であります。

次に、説明欄（3）消防団消防施設維持管理費、10節修繕料159万5,000円は、第2分団車庫・詰所の長寿命化修繕料であります。

次に、180ページにかけて、8款1項3目消防施設費、説明欄（3）消防庁舎整備事業費、12節設計等300万円は、小山消防署新庁舎建設の造成設計の委託料であります。

次に、181ページを御覧ください。8款1項4目危機管理費のうち、主なものは、説明欄（2）危機対策費、10節消耗品費1,296万1,000円で、備蓄用食料、指定避難所で使用するトイレ、毛布

などの防災資機材を購入するものであります。

次に、182ページを御覧ください。同じく17節備品購入費242万円は、避難行動要支援者の災害時の避難に使用する車椅子補助具を購入するものであります。同じく18節電線接触等予防伐採費負担金363万円は、平時に支障木等の伐採を行い、災害時の安定的な電力供給及び停電の早期復旧を図ることを目的として、電力会社と連携して実施するものであります。

次に、説明欄（3）自主防災推進事業費、18節自主防災対策事業補助金360万円は、各自主防災組織が行う備蓄用食料や防災資機材などの購入に対し、交付要綱に基づき交付をするものであります。

次に、183ページを御覧ください。8款1項5目無線設備管理費、説明欄（2）移動系無線設備管理費、10節修繕費232万4,000円は、自主防災組織等に貸し出している携帯型無線機65台のバッテリー交換を行うものであります。

最後に、184ページから185ページを御覧ください。説明欄（4）同報系無線設備デジタル化整備事業費、17節戸別受信機5,969万1,000円は、同報無線のデジタル化に対応する戸別受信機を各戸に配布するものであり、令和5年度は主に成美地区に配布をいたします。

以上で、小山消防署、危機管理局関係の一般会計予算の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、住民福祉部長 長田忠典君。

○住民福祉部長（長田忠典君） 令和5年度小山町一般会計予算のうち、住民福祉部関係について御説明いたします。

それでは、歳入の主なものについて御説明します。

27ページを御覧ください。16款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金、説明欄1障害者自立支援給付費負担金1億8,888万5,000円は、障害者総合支援法に基づき、障がい者が自立生活または社会生活を営むことができるよう、障害介護給付費等を支出しております。その2分の1を国庫負担金として見込んだものであります。

二つ下、説明欄3国民健康保険基盤安定負担金1,354万7,000円は、国民健康保険税の軽減世帯に属する一般被保険者数に応じ公費で補填するもので、保険者支援分の2分の1の額を見込んでおります。

次に、28ページ、16款1項2目1節保健衛生費負担金の説明欄2新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,922万6,000円は、今後の接種について、国から具体的な内容が示されていない中ではありますが、実施に備えて計上した概算経費に対する国からの負担金であります。同様に、29ページ中段の16款2項3目1節保健衛生費補助金、説明欄3新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,365万4,000円も、接種の実施に備えて計上した概算経費から、先ほどの接種対策費負担金を差し引いた分を国が補助するものであります。

次に、32ページの下段を御覧ください。17款1項1目1節社会福祉費負担金の説明欄3障害者自立支援給付費負担金9,444万2,000円は、先ほど国庫負担金で御説明しました障害介護給付費等

の4分の1の県負担金であります。

二つ下、説明欄5国民健康保険基盤安定負担金4,268万2,000円は、保険者支援分の4分の1と低所得者に対する保険税軽減分の4分の3を県が負担するものであります。

次の33ページ、2節老人福祉費負担金、説明欄1後期高齢者保険基盤安定負担金2,537万5,000円は、低所得者に対する保険料軽減分の4分の3を県が負担するものであります。

同じページの下段、17款2項2目1節社会福祉費補助金、説明欄3重度障害者（児）医療費補助金1,944万4,000円は、重度障害者（児）医療費扶助の2分の1を県が補助するものであります。

次の34ページ、2節老人福祉費補助金、説明欄4介護サービス提供体制整備促進事業費補助金8,033万1,000円は、令和6年4月開設予定の介護医療院の開設費用に対する県からの補助金であります。

同じページの下段、17款2項3目1節保健衛生費補助金の説明欄1こども医療費助成事業費補助金1,612万2,000円は、こども医療費助成に対し県が補助するものであります。

次に、46ページ、22款4項2目1節老人福祉費受託事業収入の説明欄1健康診査受託事業1,202万3,000円は、後期高齢者のフレイル健診を静岡県後期高齢者医療広域連合から受託するものであります。

続いて、歳出の主なものについて御説明いたします。

68ページを御覧ください。2款1項6目自治振興費の説明欄（3）防犯推進費1,094万8,000円の主なものは、次のページ、13節LED防犯灯等リース料341万9,000円と、防犯灯電気代の支援として、各区へ交付している18節防犯灯維持交付金310万円であります。

次に、76ページを御覧ください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費7,483万7,000円の主なものは、説明欄（2）戸籍住民基本台帳事務費の78ページの一番上、住民情報業務処理や印鑑登録管理業務等を行う12節の電算処理費402万円と、その下、戸籍法改正に伴う戸籍情報システム改修552万2,000円、電算関係システム及び機器の使用料13節戸籍総合システム使用料964万4,000円であります。

また、同じページ、説明欄（3）個人番号カード関連事務費987万2,000円は、当該事務を行う会計年度職員3人分の報酬530万2,000円や手当などの事務費であります。本町のマイナンバーカードの交付率は、今年12月現在、69.2%となっております。

次に、93ページを御覧ください。2款9項1目交通安全対策費1,383万7,000円の主なものは、次のページ、説明欄（2）交通安全推進費の18節交通安全活動を行う静岡県交通安全協会への交通安全指導員設置費負担金346万4,000円と、各地区の交通指導をいただいている説明欄（3）交通指導員活動費378万9,000円であります。

次に、95ページの3款1項1目社会福祉総務費9,322万7,000円の主なものを説明いたします。

次の96ページの説明欄（2）社会福祉総務費の下から2行目、12節地域福祉包括支援業務420万3,000円は、地域共生社会の実現を目指し、令和2年度から実施している断らない相談体制をはじめ

めとする、包括的支援体制の構築事業であります。社会福祉協議会及び地域包括支援センター平成の杜に、地域福祉コーディネーター兼相談支援包括化推進員を配置し事業を進めるものであります。

また、97ページの説明欄上から5行目、社会福祉協議会事業助成金2,650万円は、生活困窮の相談やボランティアの育成など、社会福祉の根幹をなす社会福祉協議会の事業に対し助成するものであります。また、4行下の地域生活支援業務交付金292万8,000円は、町民の福祉の増進、民生安定のための相談、指導及び調査等を行う民生委員・児童委員協議会の活動に対する交付金であります。

次に、下段の3款1項2目障害者福祉費5億268万円の主なものを説明いたします。説明欄(2)障害福祉総務費の次のページ、上から7行目、障害者計画策定委託料294万8,000円は、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする第6次小山町障害者計画の策定に係る委託料であります。

説明欄(3)障害福祉援護費の19節重度障害者(児)医療費扶助5,040万円は、対象者の医療費の個人負担分について、県の2分の1補助を受け扶助をするものであります。

99ページの2行目、精神障害者医療費扶助450万円は、精神障がい者の経済的な負担の軽減と障がい者の治療を促進するために、入院医療費に対する自己負担分の2分の1を助成するものであります。また、2行下、心身障害者扶養共済年金480万円は、心身障がい者の保護者が一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障がい者になったときに、障がい者へ年金が支給されるもので、県からの給付金を受け、町から支給するものであります。

説明欄(4)自立支援給付費の19節障害介護給付費3億7,377万1,000円は、身体、知的、精神に障がいのある方に係る施設入所支援や就労支援、また、居宅介護、グループホームの利用などの給付費であります。

説明欄(5)自立支援医療費給付費の19節自立支援医療費扶助1,488万円は、身体に障がいのある方の障がいの程度の軽減や除去のための医療に対する扶助であります。

説明欄(6)地域生活支援事業費、次のページ2行目、12節地域活動支援センター事業1,393万3,000円は、地域において就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施している施設への委託料であります。その下、障害者相談支援事業793万1,000円は、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他サービス利用支援等を行う身体、知的、精神それぞれの事業所への委託料であります。19節の重度身体障害者(児)日常生活用具扶助の490万円は、日常生活の便宜を図ることなどを目的に、紙おむつやストマ等を補助するものであります。

次に、下段の3款1項3目健康福祉会館管理費3,142万3,000円の主なものは、説明欄(2)健康福祉会館管理運営費、12節の健康福祉会館指定管理料3,042万3,000円で、現指定管理の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間です。

次に、102ページ、3款2項1目老人福祉総務費1億9,611万8,000円の主なものを説明いたしま

す。

説明欄（２）高齢者福祉推進費の次の103ページ一番下、18節２市１町共通利用券負担金720万円は、高齢者の外出の機会を推進するため、70歳以上の方を対象に配布する利用券の利用に伴う負担金であります。

次の104ページ、３行目の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金8,033万1,000円は、先ほど歳入でも説明しました県からの10分の10の補助金を受け、介護医療院を開設する事業所へ補助するものであります。

その下、敬老ふれあい事業助成金470万円は、高齢者の長寿をお祝いし、地域の敬老意識の高揚を図りながら、区や地区等が実施する敬老事業に対し助成するものであります。３行下、シルバー人材センター運営助成金900万円は、高齢者の就労の機会の確保を図るための助成金であります。３行下の養護老人ホーム建設事業交付金920万円は、平成22年の町立養護老人ホーム民営化に伴い、施設の新築工事に係る借入れ等に対し令和12年度まで確定している交付金であります。

説明欄（３）老人保護措置費の19節老人措置費3,080万8,000円は、町が養護老人ホーム施設へ、措置した入所者11人分の措置費であります。

説明欄（４）老人福祉施設等運営費352万2,000円は、シルバーワークプラザの施設管理運営費用であります。

105ページ、説明欄（５）成年後見制度推進費の12節権利擁護支援センター事業319万8,000円は、社会福祉等の専門職を配置している社会福祉協議会に、権利擁護支援センター事業を委託するものであります。

説明欄（６）保健事業と介護予防の一体的実施事業費400万円は、高齢者のフレイル対策のために各種データを分析し、抽出した高齢者や通いの場などへの積極的な関与を行う事業費であります。

次に、106ページ下段、３款２項３目後期高齢者医療費２億3,778万2,000円の主なものを説明いたします。

次のページ、説明欄（２）後期高齢者医療事業費の12節健康診査業務の1,783万8,000円は、フレイル健診に要する費用であります。

説明欄（３）後期高齢者医療負担金の18節、二つ目の静岡県後期高齢者医療医療給付費負担金の１億6,893万2,000円は、後期高齢者医療被保険者に係る医療給付費の町負担分であります。

次に、118ページを御覧ください。４款１項１目保健衛生総務費２億3,314万2,000円の主なものを説明いたします。

次の119ページ、説明欄（２）保健衛生管理費の18節看護学校運営費等負担金813万8,000円は、御殿場市医師会設立の御殿場看護学校の経費を御殿場市及び県と人口割などにより負担するものであります。四つ下、骨髄ドナー助成金42万円は、骨髄提供の際、ドナー（提供者）及びドナーが勤務する事業所に助成するものであります。

次の120ページ、説明欄（3）救急医療対策事業費の18節御殿場市救急医療センター負担金5,908万6,000円は、運営費の不採算分を御殿場市と人口割により負担するものであります。四つ下の公的病院等運営費補助金5,500万円は、特別交付税措置を受けて、過疎地等の不採算地区に立地する公的病院等に助成することにより、地域医療の確保を目指すものであります。

次に、下段の4款1項2目予防費8,818万5,000円の主なものについて御説明いたします。

次の121ページ、説明欄（2）感染症予防費の12節個別接種5,000万円は、子宮頸がんワクチン、乳幼児の4種混合、高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌などの予防接種に係る医療機関への委託料であります。

122ページ、説明欄（3）新型コロナウイルスワクチン接種事業費3,088万2,000円は、先ほど歳入でも説明しましたが、今後の接種について、国から具体的な内容が示されていない中ではありますが、実施に備えて概算経費を計上したものであります。

123ページ、4款1項3目健康づくり推進費6,401万5,000円の主なものについて御説明いたします。説明欄（2）健康増進事業費の12節保健計画策定業務249万7,000円は、令和6年度からの第4次小山町保健計画の策定に関するものであります。説明欄（3）生活習慣病予防費の次のページ、12節保健事業4,526万5,000円は、各種がん検診、肝炎ウイルス検診等に係る医師会及び医療機関への委託料であります。

次に、4款1項4目母子保健事業費1億1,743万3,000円の主なものを御説明いたします。説明欄（2）母子保健事業費の次の125ページ、12節の保健事業1,476万円は、妊婦健診、乳幼児健診及び産婦健診や、産前産後サポート・産後ケア事業等に係る費用で、専門職及び医療機関への委託料であります。また、18節出産・子育て応援給付金800万円は、妊婦や子育て世帯が安心して出産、子育てができるよう、相談業務を中心に寄り添う伴走型支援と併せて経済的支援を一体的に行うものであります。また、19節不妊・不育症治療費助成369万2,000円は、少子化対策の一環として、不妊と不育症の治療を受ける方の経済的負担の軽減を図るための助成であります。

説明欄（3）こども医療費助成費、19節こども医療費助成8,000万円は、0歳児から高校生相当世代までの入院、通院に係る医療費の自己負担分の全額を助成するものであります。

次に、126ページ、4款2項1目環境保全総務費7,804万2,000円の主なものを御説明いたします。

説明欄（2）環境保全事業費、次のページの12節環境基本計画策定403万7,000円は、令和6年度から令和15年度までの第2次環境基本計画の策定委託料であります。また、その下、再生可能エネルギー導入可能性調査委託料348万7,000円は、本町に適した再生可能エネルギーを調査するものであります。

説明欄（4）ごみ減量・リサイクル推進事業費の次のページの一番上、資源リサイクル活動奨励金200万円は、リサイクル活動を実施する団体に交付する奨励金であります。

説明欄（6）浄化槽設置推進事業費の18節浄化槽設置事業補助金1,796万2,000円は、46基分の合併処理浄化槽の設置補助金であります。

説明欄（7）広域行政組合斎場費負担金1,614万5,000円は、斎場の管理運営等に係る負担金であります。

4款2項2目公害対策費437万1,000円の主なものは、次のページ、説明欄（2）公害対策費、12節の河川水質測定156万5,000円で、町内河川等の水質を定期的に測定し、データの推移を把握して、水質保持に努めるためのものであります。その下、特定事業場排水測定119万1,000円は、町内特定の事業所の排水を定期的に測定し、データの推移を把握して、水質保持に努めるためのものであります。

次に、同じページ中段、4款3項1目清掃総務費8,003万5,000円の主なものは、次の130ページ、説明欄（2）塵芥収集事業費の12節塵芥収集運搬6,085万2,000円で、家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬に係る経費として、令和3年度から令和5年度までの3年間、長期継続契約による業務を委託するものであります。

次に、4款3項2目塵芥処理費1億7,766万1,000円の主なものを御説明いたします。

説明欄（2）塵芥処理費12節の一般廃棄物中間処理206万6,000円は、民間事業者へ古紙類等の処理を委託するものであります。また、13節の一般廃棄物最終処分場用地賃借料367万6,000円は、処分場の地権者への支払い分であります。

次の131ページ、説明欄（3）広域行政組合塵芥処理費負担金1億6,365万2,000円は、富士山エコパークの焼却施設及び再資源化施設に係る広域行政組合への負担金であります。

次に、4款3項3目し尿処理費9,052万3,000円は、し尿処理施設に係る広域行政組合への負担金であります。

最後に、145ページを御覧ください。6款1項3目消費者行政推進費328万9,000円は、消費生活相談員を配置し、各種相談に対応するとともに、消費者教育推進計画に基づき、子どもから高齢者まで様々な世代に対する消費者教育を推進するものであります。

以上で、住民福祉部関係の説明を終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、経済産業スポーツ部長 高村良文君。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 令和5年度一般会計予算のうち、経済産業スポーツ部関係の補足説明を行います。

初めに、歳入の主な内容について御説明いたします。

予算書の23ページを御覧ください。14款1項1目農林水産業費分担金は、国、県、町が行う農業用施設整備事業に対し、それぞれの受益者から分担金をいただくもので、前年度に比べ1,903万

2,000円減の1,005万5,000円を計上いたしました。

次に、25ページを御覧ください。15款1項3目農林水産業使用料117万4,000円は、足柄ふれあい公園使用料で、公園内のパークゴルフ場、バーベキューガーデン、農園使用料等の収入を見込むものであります。

その下、4目商工労働使用料は、町民いこいの家と駿河小山駅前、足柄駅前交流センターの使用料で、前年度と比べ1,489万3,000円増の5,976万8,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、コロナ後の町民いこいの家の利用者増加を見込んだものです。

次に、29ページを御覧ください。16款2項4目農林水産業費国庫補助金、1節農業費補助金は、棚頭ため池の防災調査、人・農地プラン地域計画策定、防衛8条での低温倉庫施設整備事業、3事業への国庫補助金であり、1億1,159万3,000円を新規に計上いたしました。

次に、35ページを御覧ください。17款2項4目農林水産業費県補助金は、前年度に比べ6億9,925万8,000円減の1億5,711万8,000円を計上いたしました。この事業は、本町の農業関係の10事業、林業関係の5事業の県補助金であります。その中の新規事業として、2節林業費補助金、説明欄3林業・木材産業構造対策事業補助金1億1,363万6,000円は、木質バイオマスボイラーを導入する民間事業者の施設整備に対する間接補助金であります。

次に、17款2項5目商工労働費県補助金のうち、次ページを御覧ください。2節観光費補助金、説明欄1富士山後世継承事業費補助金100万円は、須走口登山道の巡視業務と登山者の安全対策のため、須走口下山道標管理業務に対する県補助金を計上しております。

次に、47ページを御覧ください。22款5項1目1節雑入のうち、中段、説明欄9道の駅地域振興センター利用料3,000万円と、その下、説明欄10道の駅観光交流センター利用料2,000万円は、町内2か所の道の駅指定管理者からの施設利用料として、年間販売想定額の5%分を計上しております。

以上が歳入の主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

133ページを御覧ください。5款1項2目農業振興費は、前年度に比べ3,039万7,000円増の1億2,197万6,000円を計上いたしました。主な内容であります。説明欄(2)農業振興費では、次のページを御覧ください。12節人・農地プラン地域計画策定では、農地の集約化と将来の農地利用を定めた地域計画を策定するため、委託料500万円を新規に計上いたしました。また、18節下段、中山間地域等直接払交付金では、本町特有である傾斜が多く、農業生産条件が不利な場所で5年以上農業を継続する農業者に対し、国が交付する制度で、町内10地区110名の方へ交付を予定し、848万7,000円を計上いたしました。

次に、説明欄(3)有害鳥獣対策事業費では、農林業への有害鳥獣被害防止対策を講じるため、次ページを御覧ください。18節小山町鳥獣被害対策協議会補助金492万4,000円を計上いたしました。

その下、説明欄（６）農村公園管理費では、新たに足柄ふれあい公園内の道路整備や老朽化した遊歩道をリニューアルするため、136ページを御覧ください。14節工事費1,000万円を計上いたしました。その下、５款１項３目土地改良事業費は、前年度に比べ6,656万8,000円増の1億8,519万7,000円を計上いたしました。主な内容であります。説明欄（２）土地改良事業総務費では、町内各部農会からの要望の対応といたしまして修繕料400万円と、部農会支給原材料50万円をもって対応するものと、次のページを御覧ください。説明欄（４）演習場周辺障害防止対策事業費では、防衛９条交付金を活用して、一色地区の正倉用排水路改修工事を実施するもので、用水障害対策事業2,200万円を計上いたしました。

次に、新規事業としまして、18節のうち、小山町防衛施設周辺民生安定施設整備事業費補助金1億259万3,000円は、富士伊豆農業協同組合が行います農作物低温貯蔵施設整備事業に対し、防衛８条を活用する間接補助金であります。

次に、説明欄（５）中山間地域総合整備事業費、138ページを御覧ください。18節県営中山間地域総合整備事業負担金825万円は、静岡県が実施いたします北郷南西部地区及び小山地区のほ場整備事業に対する負担金です。

その下、説明欄（６）経営体育成基盤整備事業費、18節県営経営体育成基盤整備事業負担金852万円6,000円は、同じく静岡県が実施いたします小山棚頭地区のほ場整備事業に対する負担金です。

次に、その下、５款２項１目林業総務費は、前年度に比べ6億9,414万7,000円減の1億6,112万2,000円を計上いたしました。主な事業であります。次ページを御覧ください。説明欄（２）林業総務費では、令和４年度に引き続きナラ枯れによる危険木の防除に要する経費に対し、補助金500万円を計上いたしました。

その下、説明欄（３）森林整備事業費では、上野・須走・大御地区の間伐や皆伐作業道などの森林整備を委託し実施するために、12節町有林整備事業1,074万円と、その下、森林経営管理事業では、森林経営管理法に基づき、森林所有者の意向調査の結果、町に管理を委ねた森林の境界調査や間伐等の整備事業に対し1,550万円を計上いたしました。

その下、18節林業・木材産業構造対策事業補助金では、歳入でも御説明いたしましたが、木質バイオマスボイラーを導入する民間企業に対しての間接補助金1億1,363万6,000円が主なものとなります。

次に、140ページを御覧ください。２目林道費では、前年度と比べ883万9,000円減の3,798万6,000円を計上いたしました。主な内容であります。説明欄（３）林道整備事業費では、林道生土不老山線、林道中島線の整備に12節測量設計200万円、工事費14節県単林道事業1,217万7,000円を計上いたしました。その下、18節山村道路網整備事業負担金では、静岡県が行います林道金時線の改良工事負担金2,100万円を計上いたしました。

次に、３目治山事業費は、前年度と比べて183万4,000円減の2,533万7,000円を計上いたしまし

た。主な内容であります。141ページを御覧ください。説明欄（3）治山事業費では、大御神ほか2地区の治山事業に着手するため、測量設計600万円と、菅沼地区では県単独治山事業1,600万円を計上いたしました。

次に、その下となります。6款1項1目商工業振興費に移ります。前年度に比べて1,890万4,000円増の1億1,419万7,000円を計上いたしました。職員人件費が主な予算となりますが、事業といたしまして、次ページを御覧ください。説明欄（2）商工振興費では、下段、12節委託料として、現在、商工振興課が所管している5施設の適正な管理を行うため、観光施設個別管理計画策定業務に652万3,000円、その下、まちなか空間活性化事業では、今年実施いたしましたアートウォークおやまを継続実施するため500万円を計上いたしました。

143ページを御覧ください。中段、18節起業・創業支援事業費補助金200万円は、5年度新規事業で立ち上げるもので、新たに商業の拠点をつくり、町ににぎわいを創設する個人や中小企業を支援し、町民生活の利便性を高めるとともに、豊かで活力ある地域社会の実現を図るため、起業、事業継承、第二創業、新分野進出または新商品開発に対し補助をするものであります。その下、小山町商工会助成金875万円は、商工会の事業運営費や事務費に対する一般振興助成金と、その下、地域活性化対策助成金700万円も商工会事業に対する助成金で、産業祭への助成とコロナ禍の影響により続いております地域経済の回復を図るため、プレミアム地域振興券発行事業費、住宅・店舗リフォーム助成事業費等に対する、助成を行うものであります。

その下、小山町まちなか空間活性化協議会助成金200万円は、先ほど説明しましたまちなか空間活性化事業のイベントと連動したもので、駿河小山駅前から豊門公園までの商店街のにぎわい創出事業を実施する協議会への助成金であります。

続いて、（3）中小企業振興費137万5,000円の主なものは、18節中小企業経済変動対策貸付金利子補給交付金87万7,000円で、新型コロナウイルス感染症に始まりました緊急経済策対策の一つで、令和2年度からの資金繰り支援に対し、町が利子補給を行うもので、現在14事業者の方が利用されております。

次に、146ページを御覧ください。6款2項1目観光スポーツ振興費になります。ここでは、町内の観光振興とスポーツ交流を推進する事業費で、前年度に比べ898万1,000円増の1億6,853万6,000円を計上いたしました。

主な事業について御説明いたします。下段、説明欄（2）観光振興費では、地域資源を活用したお祭りやイベント、周辺自治体との広域連携により、観光誘客を図るための事業費が主なものであり、前年度に比べ1,403万5,000円増の4,101万円を計上いたしました。増額の主な要因は、富士箱根トレイルとクアオルト健康ウォーキングの事務局業務及び現場対応のため、新たに地域おこし協力隊隊員2名を配置し対応するものであります。

148ページを御覧ください。18節下段、観光協会助成金1,178万8,000円は、小山町観光案内所の運営及び観光誘客事業を実施するための助成金であります。その下、おまつり助成金800万円は、

富士山金太郎春まつり、夏まつりの実施に対する助成金であり、その下、観光地ワーケーション受入推進事業費助成金100万円は、コロナ禍における働き方として、ワーケーションによる本町への来訪を促進するため、宿泊事業者が行う受入環境整備に対して助成するものであります。

次ページを御覧ください。次に、説明欄（3）パイ・ふじのくに観光交流促進事業費27万円は、コロナ禍において静岡、山梨両県のパイ・ふじのくにの取組に賛同し、両県の観光・文化資源を活用した交流事業費であります。

次に、説明欄（4）富士山観光事業費3,509万2,000円は、世界文化遺産である富士山須走口を活用した、富士登山、五合目周辺散策等により観光誘客を図るための事業費で、主なものとしたしまして、五合目駐車場等管理、公衆用トイレ保守点検等の管理委託費と、150ページを御覧ください。新たに今年度完成いたしました富士山須走口五合目インフォメーションセンターを5年度から町が管理していくことから、施設の所有者である環境省との協定により、375万6,000円の委託費を計上いたしました。その下、富士山世界遺産10周年記念イベント100万円は、来年度に登録10周年を迎えることから、さらなる誘客を図るため、記念イベントを実施するものであります。

次に、説明欄（5）スポーツツーリズム推進事業費は、東京2020大会のレガシーの継承事業のほか、モータースポーツやゴルフ、スポーツ合宿誘致等を通じてスポーツ交流を図るための事業費で、前年度に比べ145万9,000円増の2,477万9,000円を計上いたしました。

次ページを御覧ください。主な事業としたしまして、12節東京2020大会レガシー自転車普及啓発事業220万円は、大会開催2周年記念イベントや自転車事業に係る包括協定を締結しているブリヂストンサイクルと連携した自転車の普及事業等を実施するものであります。

続いて、中段、18節モータースポーツ協力会負担金200万円は、富士スピードウェイで開催される24時間耐久レースや世界耐久選手権を地域一体となって応援していくものであります。

次に、ツアー・オブ・ジャパン富士山ステージ助成金1,100万円は、実行委員を組織して開催します国内最大規模のステージ制国際自転車ロードレースに対する助成金であります。5年度は3年ぶりに海外プロ選手参加や全8ステージで開催する予定であります。

次に、小山町合宿誘致促進事業助成金400万円は、町民のスポーツへの関心を高め、スポーツを通じた交流機会の創出により地域活性化を図るため、町内の宿泊施設に宿泊する団体に対して助成をするものであります。

次に、説明欄（6）富士箱根トレイル等推進事業費は、富士箱根トレイルを適切に管理し、ハイカーを誘客していく事業費で、1,121万3,000円を計上いたしました。

152ページを御覧ください。中段下、説明欄（7）クアオルト健康ウォーキング推進事業費は、町民の健康増進と運動習慣の向上、新たな交流人口の拡大を図るための事業費で、前年度に比べ21万5,000円増の172万9,000円を計上いたしました。案内ガイドの組織体制を強化するため、新たに2人のガイド養成に12節実践指導者養成講習64万9,000円を計上いたしました。

次に、153ページを御覧ください。6款2項2目観光施設管理費は、町内の観光施設と町民いこ

いの家、道の駅、駿河小山駅前、足柄駅前交流センターなどの運営や施設管理を行うための事業費で、前年度に比べ8,862万1,000円増の2億1,155万8,000円を計上いたしました。

主な事業について御説明いたします。説明欄（2）観光施設管理運営費660万9,000円は、利用者の利便性を図るため、観光施設や公衆トイレ等維持管理を行う事業費で、10節修繕料104万4,000円では、金時公園内の金太郎看板の塗裝修繕と、12節の説明欄、観光地継承整備325万円では、金太郎のゆかりの地である遊女の滝の倒木処理等を行ってまいります。

次に、説明欄（3）町民いこいの家管理費1億1,442万2,000円は、令和5年度も引き続き町が直営で行う町民いこいの家の管理運営費、運営経費となります。

155ページを御覧ください。2行目、14節施設改修工事費2,832万8,000円は、温泉揚水ポンプの老朽化に伴う交換工事を行うものです。続いて、説明欄（4）道の駅地域振興センター管理費5,048万6,000円の主なものは、道の駅ふじおやまのガス空調設備更新工事と照明のLED化工事を実施するものであります。その下、説明欄（5）道の駅観光交流センター管理費2,740万6,000円の主なものは、道の駅すばしりの照明LED化工事と急速充電器入替工事を実施するものであります。

続いて、説明欄（6）駿河小山駅前交流センター管理費806万9,000円と、156ページを御覧ください。説明欄下段（7）足柄駅前交流センター管理費456万6,000円は、両施設の管理・運営に係る経費であります。

次に、157ページを御覧ください。6款3項1目労働諸費は、104万2,000円増額の1,057万2,000円を計上いたしました。主なものは、説明欄（2）勤労者支援費では、18節駿東勤労者福祉サービスセンター負担金として、ベネフィ駿東に対しての助成金326万8,000円と、説明欄（3）雇用対策事業費では、次ページを御覧ください。18節駿東地区職業能力開発協会負担金は、就業者への技術、技能習得等の支援として、駿東地区職業訓練センターに対する負担金265万円となります。

続いて、説明欄（4）新たな働き方推進事業費220万8,000円では、18節サテライトオフィス設置支援助成金200万円で、町内で新たにサテライトオフィスを設置する事業者に対し助成するものであります。

次に、171ページを御覧ください。7款4項3目公園費のうち、経済産業スポーツ部所管の事業では、下段（3）須走多目的広場管理費277万8,000円と、次のページ、（4）誓いの丘公園管理費366万9,000円で、それぞれ施設管理委託費が主なものであります。

次に、207ページを御覧ください。10款1項1目農地農業用施設災害復旧費413万円と、次ページ、2目林道施設災害復旧費254万円につきましては、自然災害の発生に備えて、初動の経費、いわゆる頭出しの予算を計上しております。

以上が、経済産業スポーツ部に関する一般会計予算の説明であります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時55分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市基盤部長 湯山博一君。

○都市基盤部長（湯山博一君） 令和 5 年度一般会計予算の都市基盤部関係の補足説明を行います。

初めに、歳入の主な内容について御説明を申し上げます。

それでは、予算書の 25 ページを御覧ください。15 款 1 項 5 目土木使用料のうち、1 節道路橋梁・河川使用料は、町道及び普通河川の占用料で、前年度に比べ 327 万 1,000 円増の 1,501 万 3,000 円を計上いたしました。

その下の 2 節計画調査使用料は、町内 27 か所の都市公園及び足柄駅前広場の使用料で、前年度に比べ 104 万円減の 165 万 1,000 円を計上いたしました。

続きまして、26 ページを御覧ください。同じく 3 節住宅使用料は、町内 9 団地 376 戸の町営住宅家賃と落合地域優良賃貸住宅の家賃で、前年度に比べ 283 万 2,000 円減の 7,196 万 4,000 円を計上いたしました。

続きまして、30 ページを御覧ください。16 款 2 項 6 目土木費国庫補助金のうち、1 節道路橋梁費補助金の主なものについて順次説明をいたします。説明欄 1 社会資本整備総合交付金（道路改築等）1,850 万円は、新東名高速道路の側道であります町道 3975 号線橋梁及び道路改良工事委託に対する補助金であります。次の行の 2 地方道事業費補助金（スマート I C アクセス道路等）1,612 万 7,000 円は、新東名高速道路小山 P A S I C のアクセス道路であります町道 3628 号線道路整備工事に対する補助金であります。次の行の 3 道路メンテナンス事業補助金（橋梁点検・橋梁補修）7,592 万 7,000 円は、東名高速道路の跨道橋である桃山橋、薊塚橋、白旗橋など 9 橋の橋梁及び道路構造物である大型カルバート 1 基の点検業務、並びに町道 1150 号線大久保橋など 6 橋の橋梁補修工事に対する補助金であります。次の行の 4 防災安全交付金 1 億 3,390 万円のうち建設課所管分は、生土地内町道 1017 号線法面擁壁補修工事に対する補助金であります。次の行の 5 無電柱化推進計画補助金（無電柱化）2,678 万 5,000 円は、町道富士学校線電線共同溝設置工事に対する補助金であります。

次に、2 節住宅費補助金の主なものについて説明をいたします。説明欄 2 木造住宅補強計画一体型事業補助金 150 万円は、耐震補強計画工事に対する補助金で 3 件分を計上いたしました。次の行の 3 社会資本整備総合交付金 734 万 4,000 円は、町営南藤曲団地 M 2 棟改修工事に対する補助金であります。次の行の 4 住宅相談支援事業補助金 106 万 6,000 円は、住宅相談支援員に係る経費に対する補助金であります。

続きまして、36 ページを御覧ください。17 款 2 項 6 目の土木費県補助金のうち、1 節道路橋梁費補助金 4,635 万円は、藤曲ハニ塚地区急傾斜地測量設計業務と菅沼急傾斜地及び藤曲急傾斜地崩壊防止工事に対する補助金であります。同じく 2 節の住宅費補助金のうち、説明欄 2 木造住宅

補強計画一体型事業補助金155万円は、耐震補強計画工事に対する補助金で、国庫補助金と同様3件分を計上いたしました。

以上が歳入の主なものの説明であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。歳出につきましては一部を除きまして、目の金額をベースに説明をいたしますので御承知おきください。

それでは、158ページを御覧ください。7款1項1目土木総務費は、職員人件費と道路河川占用システムや積算システムの使用料、各加盟団体の負担金などを計上した土木総務費及び公共用地測量登記事業費の3事業があり、前年度に比べ1,599万5,000円増の1億1,246万6,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、工事図面電子化業務により、道路河川占用申請図面の電子化を新たに実施するものであります。

次に、161ページを御覧ください。2目地籍調査事業費は、いわゆる事業費支弁の職員人件費と地籍調査事業費の2事業あり、前年度に比べ54万4,000円減の1,701万3,000円を計上いたしました。令和5年度は測量等はなく、分合筆等登記事務や公図修正業務などを予定しております。

次に、162ページを御覧ください。2項1目道路橋梁総務費は、職員人件費と道路台帳修正業務や県道整備事業の負担金などを計上した道路橋梁総務費の2事業があり、前年度に比べ34万7,000円減の6,936万5,000円を計上いたしました。

主なものについて説明をいたします。163ページを御覧ください。上から5行目の12節道路台帳修正1,258万4,000円は、延長にしておおよそ13キロメートルの修正を予定いたしました。その2行下の県営事業負担金4,100万円は、県が実施する町道桑木新柴線ほか1路線の農道保全対策事業などに対する負担金であります。

次に、2目道路維持費は、日常の維持作業費や除雪業務等を計上した道路維持管理費と、各区からの要望事項などに対応する公共施設地区対応事業費の2事業があり、前年度に比べ3,236万1,000円増の9,291万5,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、164ページにかけて、地区要望にお応えする14節道路維持補修事業及び安全施設整備事業を合わせて、本年度当初予算額に比べ4,100万円増額したことによるものであります。

次に、3目町道整備事業費のうち、建設課所管の説明欄(2)町道整備事業費は、町単独及びいわゆる防衛9条交付金の道路整備事業に係る経費であり、前年度に比べ4,255万5,000円増の3億4,525万7,000円を計上いたしました。

主な事業について説明をいたします。初めに12節委託業務ではありますが、小山白岩から滝沢に抜ける町道1689号線測量設計地質調査業務及び富士学校線等土質調査業務などを予定しております。

次に、14節工事請負費ではありますが、9条交付金事業であります町道小山犬の平線及び下小林地内の町道3492号線の舗装補修工事、町単独事業の小山白岩踏切付近の町道1689号線道路改良工事、足柄小学校前の町道2144号線道路改良工事に伴う仮設道路設置工事、桑木地内のリゾートマ

ンションにつながる町道2362号線道路改良舗装工事などを予定しております。その他、町道1689号線改良工事に伴うJR東海所有地の用地買収費、町道上野大御神線の物件移転補償費などが主なものであります。

165ページを御覧ください。4目公共道路整備事業費につきましては、説明欄の事業ごとに説明をいたします。

説明欄（2）新東名関連町道整備事業費は、新東名高速道路のS I Cアクセス道路整備事業費などの経費であり、前年度に比べ7,448万円減の7,301万9,000円を計上いたしました。

主な事業について説明をいたします。12節委託料は、S I Cアクセス道路であります町道3628号線及び新東名高速道路側道の町道3975号線整備事業の中日本高速道路への委託業務であります。

166ページを御覧ください。14節道路改良舗装事業は、町道3628号線の町施工の工事請負費であります。説明欄（3）道路構造物長寿命化事業費は、橋梁、法面擁壁、路面舗装などの道路構造物の点検業務や補修事業費などの経費であり、前年度に比べ2億2,005万5,000円増の3億4,008万5,000円を計上いたしました。

内容について説明をいたします。初めに、12節委託料のうち測量設計は、町道2181号線向田橋、町道3526号線芝原橋など5橋の調査補修設計、町道1017号線法面測量設計などを予定しております。1行空けて、道路橋梁点検（メンテナンス）は、東名高速道路の跨道橋であります桃山橋、薊塚橋、白旗橋など9橋の橋梁点検業務などを予定しております。

次に、14節工事請負費のうち橋梁長寿命化（メンテナンス）は、町道1150号線大久保橋、町道七曲阿多野線無名橋など6橋の橋梁補修工事を予定しております。その下の舗装長寿命化修繕は、今年度策定いたしました舗装管理計画に基づき、町道足柄三保線及び足柄駅前区画整理地内の町道2434号線舗装補修工事を予定しております。

その下の法面擁壁長寿命化修繕は、こちらも本年度策定いたしました道路土工構造物個別管理計画に基づき、町道1017号線の法面補修工事を予定しております。

167ページを御覧ください。説明欄（4）無電柱化整備事業費は、前年度に比べ7,500万円減の5,500万円を計上いたしました。内容は、14節工事請負費で、町道富士学校線の電線共同溝設置工事であります。令和6年度以降、枝管の工事などありますが、主要な工事はこれで一段落することとなります。

次に、5目急傾斜地崩壊防止事業費は、急傾斜地の測量設計や崩壊防止事業に係る経費であり、前年度に比べ840万3,000円増の1億1,360万7,000円を計上いたしました。

主な内容について説明をいたします。12節測量設計は、藤曲ハニ塚急傾斜地測量設計業務であります。その下、14節急傾斜地崩壊防止事業は、茅沼の菅沼急傾斜地崩壊防止工事及び藤曲急傾斜地崩壊防止工事を予定しております。

168ページを御覧ください。3項1目河川費は、町内普通河川の維持管理に係る経緯であり、前年度に比べ1億7,711万円増の2億4,013万2,000円を計上いたしました。大幅な増額の要因は、フ

ロンティア推進課所管の石沢排水路改修工事など2億円が14節河川改修事業に計上されていることによるものであります。建設課所管の主な内容は、向方排水路測量設計業務、湯沸沢川など2河川の改修工事が主なものであります。

次に、4項1目計画調査総務費は、職員人件費と旅費や需用費などの事務費や、各加盟団体の負担金などを計上した計画調査総務費の2事業があり、前年度に比べ380万1,000円減の5,076万7,000円を計上いたしました。

続きまして、169ページを御覧ください。2目都市計画費は、都市計画図、図書電子化業務費などを計上した都市計画費と、景観法に基づく景観形成計画の推進に係る経費を計上した景観形成推進事業費の2事業があり、前年度に比べ2,000円減の226万6,000円を計上いたしました。

続きまして、170ページを御覧ください。3目公園費のうち、説明欄(1)は職員人件費であります。171ページにかけまして、説明欄(2)公園総務費は、主に須走なかよし公園など都市整備課所管の公園の管理に要する経費で、前年度に比べ1,325万1,000円増の3,343万6,000円を計上いたしました。

主な内容について説明をいたします。12節施設維持管理は、フロンティアパーク富士小山にある緑地の除草業務が主なものであります。その下の設計委託は、新産業集積エリア等に設置をされました公園5か所の基本計画を策定するものであります。2行空けて、14節公園整備工事は、小山公園人工芝張替工事及び金太郎テラス外壁塗装工事を予定しております。

次に、173ページを御覧ください。4目下水道整備費の下水道事業会計繰出金は、下水道事業会計の起債償還額に合わせて繰り出すもので、前年度に比べ1,449万円増の1億1,266万2,000円を計上いたしました。増額の要因は、下水道事業会計が地方公営企業法全部適用となることから、収支予定額がマイナスとならないように調整をしたことによるものであります。

次に、5項1目住宅管理費は、職員人件費と町内9団地376戸の町営住宅の維持管理に要する経費を計上した町営住宅維持管理費及び30年間の事業契約に基づく落合地域優良賃貸住宅の公有財産購入費である地域優良賃貸住宅整備事業の3事業があり、前年度に比べ1,497万6,000円増の9,443万9,000円を計上いたしました。

174ページを御覧ください。主な内容を説明いたします。説明欄(2)町営住宅維持管理費のうち、12節5行目町営住宅管理代行は、町営住宅の管理を静岡県住宅供給公社が代行することによる委託料であります。次の行の建設工事設計監理は、町営住宅富士見ヶ丘団地改修工事設計業務及び町住南藤曲団地M2号棟改修工事監理業務であります。次の行の13節住宅用地借上料は、町営住宅6団地の敷地借上料であります。次の行の14節住宅整備事業は、町営住宅南藤曲団地M2号棟改修工事であります。

続いて、175ページを御覧ください。2目建築指導費は、職員人件費と建築確認業務や町の公共建築の監督業務に係る事務経費及び住宅耐震化を促す補助金等を計上した建築指導費の2事業があり、前年度に比べ27万7,000円増の2,347万9,000円を計上いたしました。

176ページを御覧ください。説明欄の18節3行目木造住宅補強計画一体型事業補助金は、3件分を計上いたしました。

最後に大きく飛びますけれども、209ページ、210ページを御覧ください。10款2項1目公共土木施設災害復旧費は、普通河川等の災害復旧に要する経費を計上した河川施設災害復旧費と、町道等の災害復旧に要する経費を計上した道路施設災害復旧費の2事業があり、前年度に比べ25万円減の967万6,000円を計上いたしました。令和元年の台風19号による災害復旧が完了したことから、公共土木施設災害復旧費の各項目は、不測の事態に備えたいわゆる頭出しの予算といたしました。

都市基盤部に関する一般会計の説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、教育次長 平野正紀君。

○教育次長（平野正紀君） 教育委員会関係の補足説明であります。

初めに、歳入についてであります。

予算書25ページをお願いします。上段の15款1項2目民生使用料の2節児童福祉使用料、説明欄1保育所保育料1,862万4,000円は、納付対象となる町立こども園の0歳から2歳までの園児数から見込み、算出しております。

次に、28ページ、上段、16款1項1目民生費国庫負担金の3節児童福祉費負担金の説明欄1児童手当負担金1億3,776万1,000円は、児童手当に対する国からの負担金であり、年3回の受給者延べ1万8,182人で計上しております。次の説明欄2子どものための教育・保育給付費負担金7,775万1,000円は、私立保育園等に通園する園児の保育園等運営費に対する国からの負担金であり、148人で計上しております。次の説明欄3障害児施設措置費負担金4,036万円は、障害児通所給付である児童発達支援や放課後等デイ等に対する国からの負担金であり、80人利用で計上しております。

次に、29ページ上段、16款2項2目民生費国庫補助金の3節児童福祉費補助金の説明欄1こども・子育て支援交付金2,846万3,000円は、地域子育て支援事業、一時預かり事業等に対する国からの補助金であります。

次に、30ページ、下段の16款2項8目教育費国庫補助金の1節小学校費補助金の次のページの説明欄4学校施設環境改善交付金2,212万8,000円は、北郷小学校長寿命化改良工事に対する国からの交付金であります。

次に、32ページ、下段、17款1項1目民生費県負担金、次の33ページ3節児童福祉費負担金の説明欄1児童手当負担金3,096万6,000円は、児童手当に対する県からの負担金であります。次の2子ども・子育て支援給付費負担金3,492万1,000円は、私立保育園等に通園する園児の保育園等運営費に対する県からの負担金であります。次の3障害児施設措置費負担金2,018万円は、障害児通所給付である児童発達支援や放課後等デイ等に対する県からの負担金であります。

次に、34ページ中段、17款2項2目民生費県補助金の3節児童福祉費補助金の説明欄2子育て

支援事業費交付金1,096万円は、地域子育て支援事業、一時預かり事業等に対する県からの補助金であります。次の3放課後児童クラブ補助金1,243万8,000円は、町内五つの放課後児童クラブの運営費に対する県からの補助金であります。

次に、ページ飛びまして、48ページをお願いします。中段の22款5項1目雑入、説明欄36職員等給食代1,864万5,000円は、こども園の保育教諭、小学校・中学校の教職員などからの給食代であります。

次に、歳出についてであります。

108ページをお願いします。3款3項1目児童福祉総務費8,762万6,000円の主なものは、次の109ページ中段、説明欄(5)児童発達支援事業費8,198万2,000円であり、幼児などの障害児施設への通所等に係る扶助関係の経費であります。

次に、110ページ、3款3項2目児童手当費2億60万7,000円は、0歳から15歳までの子どもに係る児童手当及びそれに伴う経費であり、延べ1万8,182人への給付分を計上しております。

次に、下段の3款3項3目こども園費9億568万4,000円は、町立こども園4園の管理・運営経費、民間こども園2園の運営に関する扶助費等であります。本年2月1日現在の町立こども園の来年度の入園申込者数は、昨年から57人減の344人となっております。

内訳について、主なものを順次申し上げます。

説明欄(1)職員人件費3億2,739万7,000円は、こども未来課の職員及びこども園の正規職員など54人分の人件費を計上しております。

次に、111ページ中段、説明欄(2)こども園管理運営費3億469万円の主なものは、こども園で勤務する会計年度任用職員の1節報酬6,573万3,000円と、2節職員給4,924万4,000円、次の112ページ上段、給食に係る賄材料費2,909万2,000円であります。

また、114ページ中段、説明欄(4)民間こども園施設運営費1億9,301万3,000円は、町内の民間認定こども園2園に対する国や県の補助金・交付金に、町費を加えて支出する補助金と扶助費であります。

次に、その下、説明欄(5)こども園整備事業費7,464万9,000円は、すばしりこども園第1園舎の14節園舎解体7,264万9,000円が主なものであります。

次に、同じページ最下段の4目子育て支援事業費1億1,959万4,000円は、町立4こども園のペンギンランド、子育て支援センターに係る職員人件費のほか、放課後児童クラブ及び子育て支援センターきんたろうひろばに係る経費などであります。

内訳について主なものを申し上げますと、116ページ中段、説明欄(3)放課後児童クラブ費4,378万8,000円は、町内五つの小学校区にある放課後児童クラブ運営に係る補助金が主なものであります。令和3年度から、育成会組織を町内一つに統一し、事務を一括して行っております。

次の117ページ最上段、説明欄(4)子育て支援センター運営費2,492万8,000円は、子育て支援センターきんたろうひろばに勤務する会計年度任用職員の報酬及び期末手当や維持管理に係る経

費が主なものであります。

次に、ページ飛びまして、172ページをお願いします。下段の7款4項3目、説明欄(5)豊門公園管理費1,525万1,000円の主なものは、1節会計年度任用職員報酬600万2,000円と、その下期末手120万1,000円、次の173ページ上段、10節光熱水費262万1,000円、公園内樹木養生及び伐採や維持管理に係る12節施設維持管理費196万6,000円であります。

次に、ページ飛びまして、185ページをお願いします。9款教育費関係になります。9款1項1目教育委員会費117万5,000円は、教育委員4人の報酬が主なものであります。

次に、186ページ、9款1項2目事務局費1億816万6,000円の主なものは、説明欄(1)職員人件費9,198万1,000円で、教育長、教育次長、学校教育課職員10人分の人件費と、説明欄(2)事務局事務費771万1,000円、188ページ中段、説明欄(4)特別支援教育費468万3,000円であります。

次に、189ページ、9款2項小学校費の1目学校管理費4億3,880万1,000円は、小学校5校の管理・運営に係る経費であります。

内訳について、主なものを順次申し上げます。

説明欄(2)小学校管理運営費1億6,555万9,000円は、各学校に配置している事務員、用務員、支援員等の1節会計年度任用職員報酬5,460万3,000円や、次の190ページ最上段、10節光熱水費4,736万8,000円などの維持管理に係る経費等であります。

また、191ページ最下段、説明欄(4)小学校給食費1億1,653万3,000円は、次の192ページ、給食員及び栄養士の会計年度任用職員報酬及び職員給と、同じページの下段、10節賄材料費6,015万4,000円が主なものであります。また、次の193ページ上段、説明欄(5)小学校施設整備費1億5,174万円は、北郷小学校長寿命化改良工事、足柄小学校敷地内倉庫移設工事や明倫小学校体育館の照明LED化改修工事など、14節小学校整備事業1億3,756万2,000円が主なものであります。

次に、同じページ、9款2項2目教育振興費1,982万9,000円の主なものは、説明欄(2)小学校教育振興費の12節外国人英語指導員、いわゆるALTの派遣費990万円であります。

次に、194ページ、9款3項中学校費の1目学校管理費1億9,489万8,000円は、中学校3校の管理・運営に係るものであります。

内訳について主なものを順次申し上げます。

説明欄(2)中学校管理運営費1億2,373万円は、各学校に配置している事務員、用務員及び支援員等の1節会計年度任用職員報酬2,546万4,000円や、次の195ページの10節光熱水費4,380万4,000円、次の196ページ上段の13節土地借上料1,386万5,000円など、維持管理に係る経費等であります。また、197ページ中段、説明欄(4)中学校給食費5,024万3,000円は、給食員の会計年度任用職員報酬及び職員給と、次の198ページ、説明欄上段、10節賄材料費2,314万6,000円が主なものであります。

次に、同じページ下段、9款3項2目教育振興費2,529万7,000円の主なものは、説明欄(2)中学校教育振興費1,908万円で、そのうち、次の199ページ、12節外国人英語指導員、ALTの派

遣1,485万円が主なものであります。

次に、同じページ下段、9款4項1目社会教育総務費5,153万4,000円の主なものは、説明欄(1)職員人件費3,885万2,000円の生涯学習課6人分の人件費と、次の200ページ、説明欄(2)社会教育費1,043万3,000円であります。

次に、202ページ中段、9款4項2目文化振興費1,066万7,000円は、説明欄(2)文化芸術振興事業費671万9,000円と、次の203ページ、説明欄(3)文化財費394万8,000円であります。主なものは、説明欄その上の18節アートビレッジ実行委員会交付金340万円と、下段、12節文化財保存活用地域計画策定支援業務187万円であります。

次に、204ページ、9款4項3目図書館費52万7,000円は、ブックスタートやセカンドブック事業に係る読書活動推進費であります。

次に、9款4項4目生涯学習センター管理費2億1,010万5,000円の主なものは、説明欄12節指定管理料1億5,800万円と、14節総合文化会館長寿命化改修事業3,368万4,000円で、総合文化会館ホワイエ天井改修工事1,475万1,000円と、金太郎ホールボーダーケーブル更新工事1,017万5,000円が主なものであります。

次に、205ページ、9款5項1目保健体育総務費2,476万5,000円の主なものですが、説明欄中段、12節スポーツ振興事業60万円は、他市町とのスポーツ交流事業として、岡山県勝央町との姉妹町提携50周年記念事業の一環として、サッカー競技によるスポーツ交流を予定するものであります。また、その下同じく12節町民プール管理業務360万円と、次の206ページ最上段、体育協会助成金1,000万円であります。

次に、同じページ下段、9款5項2目体育施設費547万7,000円は、新規の事業といたしまして、最下段の12節体育施設リモートロック設置業務135万8,000円を計上しました。これは、学校体育施設開放事業として、小中学校8校の体育館のリモートロック化及び施設予約業務の効率化を図るための事業で、町のDX推進施策の一つとして設置するものであります。

以上で、教育委員会関係の補足説明を終わります。

-
- | | | |
|-------|--------|---------------------------|
| 日程第2 | 議案第32号 | 令和5年度小山町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第33号 | 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第34号 | 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第35号 | 令和5年度小山町土地取得特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第36号 | 令和5年度小山町介護保険特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第37号 | 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第38号 | 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第39号 | 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第40号 | 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算 |

日程第11 議案第41号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第12 議案第42号 令和5年度小山町水道事業会計予算

日程第13 議案第43号 令和5年度小山町下水道事業会計予算

○議長（遠藤 豪君） 次に、日程第2 議案第32号から日程第13 議案第43号までの令和5年度特別会計及び事業会計の予算13件については、一括議題といたします。

なお、議案第33号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計予算、議案第35号 令和5年度小山町土地取得特別会計予算の2議案につきましては、2月22日に詳細に町長の提案説明及び企画総務部長の内容説明がありましたので、補足説明は省略いたします。

それでは初めに、議案第37号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計予算、議案第38号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算、議案第39号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算、議案第40号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算の4件について、順次、理事の補足説明を求めます。理事。

○理事（増井重広君） 理事所管の特別会計予算、4会計について、順次御説明いたします。

初めに、議案第37号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計予算の補足説明をいたします。

予算書の2ページを御覧ください。令和5年度小山町宅地造成事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を1億4,280万3,000円といたしました。

初めに歳入について御説明いたします。

8ページを御覧ください。8ページ、1款1項1目分譲収入2,563万7,000円は、宮ノ台分譲地、2区画の不動産売払収入を計上したものであります。次に、2款1項1目繰越金1億1,716万6,000円は、令和4年度の決算見込みから計上したものであります。

歳入については、以上であります。

次に、歳出について御説明いたします。

9ページを御覧ください。1款1項1目、説明欄（2）一般管理費524万円は、宅地造成事業の事務費で、主なものは、12節委託料320万円で、このうち説明欄の最下段にあります分譲地周辺法面保全調査300万円は、分譲地周辺にある町有地法面の安全確保のための調査を行う委託費であります。

最後に、2款1項1目予備費1億3,756万3,000円は、歳入歳出の差額に相当する金額を予備費として計上するものであります。

以上で、宅地造成事業特別会計予算の補足説明を終わります。

次に、議案第38号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算の補足説明をいたします。

予算書の2ページを御覧ください。令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ23億248万8,000円とするものであります。

初めに歳入について御説明いたします。

8ページを御覧ください。8ページ、1款1項1目不動産売払収入、説明欄1土地売払金23億228万8,000円は、町が購入した事業区域内の土地のうち、現物である土地で弁済します造成工事費相当分を除く残余の土地について、事業協力者との基本協定に基づき、事業協力者に売り払うものが23億円で、その他にこの特別会計で購入した土地で、アグリインダストリーエリア側の事業用地となった用地に関して、所管替えに伴い購入していただく金額228万8,000円を合わせたものであります。2款1項1目繰越金20万円は、令和4年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

9ページを御覧ください。2款1項1目事業費、説明欄(2)事業費、18節緊急業務負担金869万円は、事業実施に伴う緊急業務に要した費用の負担金であります。10ページにかけまして、3款1項1目元金、説明欄(2)公債費(元金)21億1,119万円と、その下、3款1項2目利子、説明欄(2)公債費(利子)のうち、償還金利子1,982万円は、平成29年度から金融機関より借り入れています起債について、歳入予算の中で御説明しました事業協力者への土地売払金を充当して、一括償還するものであります。4款1項1目予備費は、歳入予算で説明いたしました繰越金20万円と同額を計上するものであります。

最後に9ページに戻っていただきまして、9ページ、1款1項1目、説明欄(2)一般管理費、27節一般会計繰出金1億6,258万8,000円は、歳入と歳出予算の差額を一般会計に繰り出すものになります。

以上で、上野工業団地造成事業特別会計予算の補足説明を終わります。

次に、議案第39号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算の補足説明をいたします。差額を一般会計に

予算書の2ページを御覧ください。令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,773万円とするものであります。

初めに歳入について御説明いたします。

8ページを御覧ください。8ページ、1款1項1目売電収入5,273万円は、木質バイオマス及び太陽光により発電した電気の売電収入として計上するものであります。2款1項1目寄附金500万円は、企業版ふるさと納税制度により、企業からの寄附を見込むものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページを御覧ください。1款1項1目発電事業費の説明欄(2)発電事業費4,551万円の主なものは、10節燃料費3,089万4,000円と、12節発電所運営業務1,222万3,000円で、木質バイオマス発電所を稼働させるための燃料費と維持管理及び点検に係る業務委託料であります。

次に、11ページを御覧ください。2款1項1目元金、説明欄(2)公債費(元金)946万9,000円は、施設建設時及び火災復旧に伴う安全性の向上を図る工事に、金融機関から借り入れた資金の元金に対して、償還計画に合わせて返済するものであります。2款1項2目利子、説明欄(2)

公債費（利子）275万1,000円は、返済する償還金及び一時借入金の利子として計上するものであります。

以上で、木質バイオマス発電事業特別会計予算の補足説明を終わります。

次に、議案第40号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算の補足説明をいたします。

予算書の2ページを御覧ください。令和5年度の小山町小山PA周辺開発事業特別会計は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億4,546万3,000円とするものであります。

初めに歳入について御説明いたします。

8ページを御覧ください。8ページ、1款1項1目不動産売払収入、説明欄1土地売払金19億4,455万3,000円は、町が購入した事業区域内の土地のうち、現物である土地で弁済します造成工事費相当分を除く残余の土地について、事業協力者との基本協定に基づき、事業協力者に売り払うものであります。1款2項1目財産貸付収入、説明欄1送電線敷地貸付収入71万円は、町が購入した事業区域内の土地の一部に架設されている送電線路の補償料として、電気事業者から契約に基づき町に支払われるものであります。2款1項1目繰越金20万円は、令和4年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページを御覧ください。2款1項1目事業費、説明欄（2）事業費1億2,838万9,000円は、第2期工区において事業実施に必要な土地の購入費と物件・移転補償に関して要する費用であります。

次に、11ページを御覧ください。3款1項1目元金、説明欄（2）公債費（元金）16億8,589万円と、3款1項2目利子、説明欄（2）公債費（利子）のうち、償還金利子1,337万円は、平成30年度から金融機関より借り入れています起債について、歳入予算の中で御説明いたしました事業協力者への土地売払金を充当して、一括償還するものであります。4款1項1目予備費は、歳入予算で御説明いたしました繰越金20万円と同額を計上するものであります。

最後10ページに戻っていただきまして、10ページ、1款1項1目、説明欄（2）一般管理費、27節一般会計繰出金1億1,742万7,000円は、歳入と歳出予算の繰り出すものになります。

以上で、小山PA周辺開発事業特別会計予算の補足説明を終わります。

これで理事所管の特別会計予算の説明を終了いたします。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後1時55分 休憩

午後2時07分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第32号 令和5年度小山町国民健康保険特別予算、議案第34号 令和5年度小山町

後期高齢者医療特別会計予算、議案第36号 令和5年度小山町介護保険特別会計予算の3件について、順次部長の補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（長田忠典君） 住民福祉部関係の特別会計予算3会計について御説明いたします。

初めに、議案第32号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計予算について御説明します。

予算書の2ページを御覧ください。予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億3,000万円で、前年度当初予算額と比較しますと2,000万円の増額、率にして1.0%の増であります。令和4年12月末の被保険者数は、3,349人と、対前年度同月比で213人の減少、率にして6.0%の減であります。被用者保険の適用拡大等により、被保険者数は減少いたしました。1人当たり医療費は増加傾向にございます。

それでは、事項別明細書により主な点を御説明いたします。7ページを御覧ください。

歳入の主なものについてであります。1款の国民健康保険税3億7,750万6,000円は、対前年度比1,897万4,000円の増額です。これは本定例会に条例改正案を上程させていただいております国民健康保険税の税率改定を見込んだものであります。5款の県支出金13億5,798万3,000円は、対前年度比2,138万円の増額で、歳出2款の保険給付費の増額に伴い、県の負担も増額となるものであります。7款の繰入金1億2,022万9,000円は、一般会計から繰り入れるもので、保険税軽減分等に対する基盤安定繰入金と、職員給与費等繰入金が主なものであります。8款の繰越金6,000万円は、令和4年度の決算見込みに基づくものであります。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

8ページを御覧ください。1款の総務費3,446万円は、主に職員人件費と一般管理費であります。2款の保険給付費13億1,646万4,000円は、歳出全体の68.2%を占めております。被保険者数は減少傾向ですが、1人当たりの医療費の増加傾向により、対前年度比1.8%の増加となりました。3款の国民健康保険事業費納付金4億9,551万6,000円は、対前年度比1,285万3,000円の減額、率にして2.5%の減となりました。これは被保険者数の減少によるものであります。5款の保健事業費3,951万円は、対前年度比372万4,000円の増額、率にして10.4%の増であります。令和5年度も健診の受診率及び保健指導実施率の向上を重点施策とし、個人の状況にあった受診勧奨通知を発送し、より多くの方の健康診査の受診につなげてまいります。更に令和6年度から令和11年度までを計画期間とする小山町特定健康診査等実施計画等の策定と、生活習慣病を発症する前の早い段階で個別にアプローチし、健康意識の向上と健診受診を促す取組をいたします。

以上で、国民健康保険特別会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第34号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の2ページを御覧ください。予算の総額は歳入歳出それぞれ2億6,100万円で、前年度当初予算額と比較しますと270万円の増額、率にして1.0%の増であります。後期高齢者医療特別会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、低所得者等の保険料軽減分に対する町の一般

会計からの繰り入れと、75歳の後期高齢者の保険料を合算して、静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。令和4年12月末の町の被保険者数は2,822人と、対前年同月比で49人の増加、率にして1.8%の増となっております。団塊の世代が後期高齢者の対象となっていくのに伴い、県内の被保険者数は増加していくのに加え、1人当たりの医療費が増加傾向にあることなどを踏まえ、後期高齢者医療広域連合では保険給付費を試算し、その財源を確保するための保険料率を定めております。

それでは、事項別明細書により主な点を御説明いたします。

初めに歳入について、6ページを御覧ください。1款の後期高齢者医療保険料2億2,450万円と、2款の繰入金3,383万3,000円は、いずれも広域連合の試算に基づき計上したものであります。

次に、歳出の主なものについて、7ページを御覧ください。1款の後期高齢者医療広域連合納付金2億5,934万3,000円は、保険料収入等を広域連合へ納付するものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第36号 令和5年度小山町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の2ページを御覧ください。第8期介護保険事業計画の最終年度となる令和5年度の予算総額は歳入歳出それぞれ20億2,000万円で、前年度当初予算額と比較し4,000万円の増額、率にして2.0%の増であります。令和4年12月末の認定者数は886人で、対前年同月比26人の減、率にして3%の減となっております。

それでは、事項別明細書により主な点を御説明いたします。

初めに歳入について、6ページを御覧ください。1款の保険料4億3,618万円は、65歳以上の第1号被保険者分の保険料で、保険給付の23%を負担するものであります。2款の国庫支出金4億3,193万9,000円、3款の支払基金交付金5億24万8,000円、続けて4款の県支出金2億9,179万5,000円は、介護保険制度で定められておりますそれぞれの負担割合に基づく、国、社会保険診療報酬支払基金及び県からの収入であります。6款の繰入金3億4,390万1,000円は、保険制度の負担割合に基づき、一般会計から繰り入れる町負担分と介護給付費準備基金からの繰入金であります。

次に、歳出の主なものについて、7ページを御覧ください。2款保険給付費18億1,256万円は、第8期介護保険事業計画に基づき、高齢化の進展や介護認定率の見込みから介護給付費を見込んだもので、歳出全体の89.7%を占めております。対前年度比で4,166万1,000円の増額、率にして2.4%の増となりました。給付の内容は、ホームヘルプサービスやデイサービス等の居宅介護サービス、グループホーム等の利用に伴う地域密着型介護サービス、特別養護老人ホームや老人保健施設等の利用に伴う施設介護サービスが主なものであります。4款地域支援事業費1億230万3,000円は、介護予防のための事業費であります。主な内容は、介護予防・生活支援サービス事業、総合相談事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業であります。生活支援体制整備事業には、地域共生社会の実現に向け、社会福祉協議会及び地域包括

支援センターと連携し、高齢者の方々が住み慣れた地域で自分らしく生活を続けていただくための支援を行ってまいります。

以上で、介護保険特別会計予算の補足説明を終わりにいたします。

これで、住民福祉部関係の特別会計予算の補足説明を終了いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、議案第41号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計予算について部長の補足説明を求めます。経済産業スポーツ部長。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 議案第41号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

予算書は別冊となっております。2ページをお開きください。本特別会計は、小山町が所有する温泉を活用して実施いたします温泉供給事業の円滑な運営と経理の適正を図ることを目的に平成30年度から設置されたもので、令和5年度の歳入歳出予算の総額をそれぞれ244万7,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

7ページをお開きください。1款1項1目温泉使用料、説明欄1温泉使用料33万6,000円は、年度内に見込まれる温泉使用量に、1立方メートル当たり350円を乗じた額を計上いたしましたものであります。次に、2款1項1目繰越金、説明欄1前年度繰越金211万1,000円は、令和4年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページをお開きください。1款1項1目業務費は、前年度に比べ22万3,000円増の149万1,000円を計上いたしました。これはエネルギー高騰の影響から光熱水費の増額を見込んだものであります。主な内容ですが、説明欄（2）温泉供給施設維持管理費118万1,000円は、光熱水費、温泉供給施設の維持管理と温泉揚湯ポンプの点検業務が主なものであります。続いて、説明欄（3）温泉供給施設維持管理費31万円は、温泉供給施設の維持管理が主なものであります。

最後に、8ページ、9ページとなります。2款1項1目予備費は、歳入歳出の差額から95万6,000円を予備費として計上するものであります。

以上で、温泉供給事業特別会計予算の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、議案第42号 令和5年度小山町水道事業会計予算、議案第43号 令和5年度小山町下水道事業会計予算の2件について、順次部長の補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 都市基盤部所管の水道事業会計及び下水道事業会計予算について、順次御説明をいたします。

初めに、議案第42号 令和5年度小山町水道事業会計予算の補足説明をいたします。

予算書の7ページを御覧ください。令和5年度の水道事業会計の予定業務量であります。第2条の業務の予定量に記載してありますように、給水戸数7,315戸、年間総給水量311万6,322立方

メートル、1日平均給水量は8,514立方メートルで、主な建設改良事業として、上水道第7期拡張事業の水源施設工事、配水管布設工事などを計画しております。

それでは、予算書の33ページを御覧ください。初めに、収益的収入及び支出のうち収入から御説明をいたします。1款1項1目給水収益、第1節水道料金は、昨年12月からの料金改定及び令和4年度の料金収入の実績に基づき、前年度に比べ5,927万9,000円増の3億5万円を計上いたしました。次に、下から2行目、2項3目長期前受金戻入は、補助金等を財源に取得した固定資産について、減価償却額に合わせて補助金相当分を収益化するもので、前年度に比べ778万7,000円減の8,281万3,000円を計上いたしました。次に、その下、消費税及び地方消費税還付金は、令和5年度は受け取る消費税の方が多いため目を見込まれるため目を廃止いたしました。

続いて、支出について御説明をいたします。

34ページを御覧ください。1款1項1目原水及び浄水費は、水源地の管理やろ過滅菌等に要する費用で、前年度に比べ2,900万9,000円増の8,539万5,000円を計上いたしました。

主な内容を説明いたします。

13節委託料2,529万9,000円は、説明欄3行目の水道施設巡回・点検業務委託864万6,000円と、その下、水質検査業務委託1,052万3,000円、及びその11行下、水源施設の揚水設備等の電気料であります18節動力費5,196万円が主なものであります。なお、動力費は電気料等の大幅な値上げのため前年度の倍以上の額を計上いたしました。次に、最下段、2目配水及び給水費は、配水地や配水管の維持管理等に要する費用で、前年度に比べ18万円増の3,203万8,000円を計上いたしました。主なものは、35ページの中段、16節修繕費2,584万5,000円で、配水管及び給水管の漏水などの修繕と、計量法に基づく量水器の交換等に要する費用であります。次に、下段、4目業務費は、検針や料金調定、収納等に要する費用で、前年度に比べ185万1,000円増の2,930万円を計上いたしました。主なものは、36ページの中段よりやや上、13節委託料1,106万7,000円で、量水器の検針業務と企業会計処理や料金事務に必要な電算業務の委託費用であります。

次に、36ページ下段から38ページにかけまして、5目総係費は、水道事業全般に関連する経費で、前年度に比べ220万7,000円増の2,009万円を計上いたしました。主なものは、職員の人件費であります。同じく38ページの中段になりますが、6目減価償却費は、令和4年度末時点で所有する固定資産に係る減価償却費で、前年度に比べ1,400万4,000円増の1億8,428万3,000円を計上いたしました。次に、その下、7目資産減耗費は、令和5年度に実施する施設更新工事等により撤去される配水管などの固定資産の未償却額を除却費として計上するもので、前年度に比べ2,049万4,000円減の901万2,000円を計上いたしました。次に、下から7行目、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は、平成6年から令和4年度までに借り入れた27件分の企業債償還金利子で、531万2,000円を計上いたしました。

続きまして、資本的収入及び支出のうち収入について御説明をいたします。

40ページを御覧ください。1款1項1目企業債は、用沢第一水源取水ポンプ等取替工事、小山

高区配水池建設工事詳細設計及び町道1288号線配水管布設工事詳細設計に対する企業債で、前年度に比べ4,730万円減の1億710万円を計上いたしました。次に、その下、2項1目国庫補助金は、原向減圧槽測量設計及び原向中日向線配水管布設工事に対するいわゆる防衛8条補助金と、老朽管更新工事に充当する防衛9条交付金で、前年度に比べ1億6,646万円減の9,842万4,000円を計上いたしました。次に、下から4行目、4項1目工事負担金は、新東名高速道路建設事業による配水管布設工事に対する中日本高速道路株式会社からの負担金で、前年度に比べ4,766万3,000円減の1,800万円を計上いたしました。

続きまして、支出について御説明をいたします。

41ページを御覧ください。1款1項1目水源施設費は、深井戸などの水源地の建設改良に要する経費で、定期更新事業として用沢第一水源取水ポンプ等取替工事費の4,276万1,000円を計上いたしました。次に、その下2目配水施設費は、配水池や配水管等の排水施設の建設改良等に要する経費で、前年度に比べ3億7,866万2,000円減の2億8,370万1,000円を計上いたしました。主な内容を説明いたします。職員人件費は、建設改良工事等を担当する職員3人分の人件費であります。

42ページを御覧ください。4行目、13節委託料5,708万6,000円は、小山高区配水池建設工事詳細設計、町道1288号線配水管布設工事測量設計、原向減圧槽測量設計などの業務委託料であります。その7行下、41節工事請負費1億9,993万円は、第7期拡張計画事業として実施をいたします原向中日向線配水管布設工事、老朽管更新工事及び新道名高速道路建設に伴う配水管布設工事等の費用であります。次に、3目固定資産購入費は、量水器の新規購入費用で200万円を計上いたしました。次に、最下段、2項1目企業債償還金は、平成6年から令和元年度までに借り入れた企業債22件分の元金償還金で2,377万2,000円を計上いたしました。

ここで戻りますけれども、7ページを御覧ください。これらの資本的収支の結果から第4条に記載しましたように、資本的収入予定額が資本的支出予定額に対して不足する額1億2,869万円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填するものであります。

続きまして、24ページ、25ページを御覧ください。令和5年度の水道事業予定貸借対照表であります。この表はいわゆるバランスシートと呼ばれるもので、水道事業会計の財務状況を表すものであります。

初めに、資産の部であります。最下段の資産合計56億5,245万9,578円は、配水池や配水管などの固定資産が主なものであります。

次に、25ページを御覧ください。25ページの上段は、負債の部であります。ページ中ほどの負債合計30億8,961万7,837円は、固定資産取得の財源となった補助金等の未収益化分である繰延収益及び建設改良費の工事等に係る企業債が主なものであります。

続いて資本の部であります。下から2行目、資本合計は25億6,284万1,741円であります。この

結果、次の行の負債資本合計は先ほどの資産合計と同額の56億5,245万9,578円となります。

続きまして、26ページを御覧ください。令和5年度の予定キャッシュフロー計算書であります。この計算書は、1事業年度の現金の流れを示す表であります。初めに、Ⅰの業務活動によるキャッシュフローの合計1億3,582万8,413円から、Ⅱの投資活動によるキャッシュフローの合計3億3,054万6,210円を減じ、Ⅲの財務活動によるキャッシュフローの合計8,332万8,000円を加えますと、令和5年度の現金の増減額は、Ⅳの1億1,138万9,797円の減少となり、これをⅤの期首残高から減ざると令和5年度の期末残高は、Ⅵのとおり3,582万2,759円と見込まれることとなります。なお、重要な会計方針等を記載した注記は27ページ以降にございますので、後ほど御覧ください。

以上で、水道事業会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第43号 令和5年度小山町下水道事業会計予算について補足説明をいたします。

下水道事業予算につきましては、令和5年度から地方公営企業法全部適用となることから、予算書の形式がこれまでと全く変わることとなります。このため、前年度予算との比較などができない項目がほとんどでありますので、あらかじめ御了承をください。

それでは、予算書7ページを御覧ください。令和5年度の下水道事業会計の予定業務量であります。第2条の業務の予定量に記載してありますように、接続戸数1,821戸、年間処理水量54万3,331立方メートル、1日平均処理量は1,484立方メートルで、主な建設改良事業は、須走浄化センター設備改築事業を計画しております。

予算書の26ページを御覧ください。初めに、収益的収入及び支出のうち、収入から説明いたします。1款1項1目使用料収益、1節下水道使用料は、昨年12月からの料金改定及び令和4年度の料金収入の実績に基づき、前年度に比べ1,500万円増の8,800万円を計上いたしました。次に、2目補助金、1節国庫補助金1,514万7,000円は、ストックマネジメント計画策定に対する社会資本整備総合交付金であります。次に、2項1目他会計繰入金1節一般会計繰入金は、地方公営企業法全部適用となる当事業会計の収支予定額がマイナスとならないように試算をし、かつ、収益的支出に充当する分として7,066万2,000円を計上することといたしました。次に、その下の2目長期前受金戻入は、補助金等を財源に取得した固定資産について、減価償却額に合わせて補助金相当分を収益化するもので、7,183万9,000円を計上いたしました。

続いて、支出について御説明をいたします。

27ページを御覧ください。1款1項1目施設管理費は、須走浄化センター、汚水管路、マンホールポンプ等の維持管理に要する費用で1億6万6,000円を計上いたしました。主な内容を説明いたします。13節委託料7,111万5,000円は、説明欄2行目の浄化センター維持管理など須走浄化センターに要する経費と、社会資本整備総合交付金により実施をするストックマネジメント計画策定業務に要する費用であります。ページ最下段の22節動力費1,747万7,000円は、浄化センターやマンホールポンプなどの電気料で、前年度に比べおおよそ700万円余りの増額となります。

28ページを御覧ください。2目総係費は、職員人件費及び使用料金収納等に要する費用で、937万8,000円を計上いたしました。

29ページを御覧ください。3目減価償却費は、令和4年度末時点で所有する固定資産に係る減価償却費で1億2,256万8,000円を計上いたしました。次に、その下、4目資産減耗費は、令和5年度に実施をする施設更新工事等により撤去される固定資産の未償却額を除却費として計上するもので、158万7,000円を計上いたしました。次に、2項営業外費用は、企業債の利息や消費税等に要する費用で957万3,000円を計上いたしました。次に、30ページにかけまして、3項特別損失は、災害などを想定して110万9,000円を計上いたしました。

続いて、資本的収入及び支出のうち、収入について御説明いたします。

31ページを御覧ください。1款1項1目企業債は、須走市浄化センター設備改築及び地方公営企業法全部適用事務に要する費用に対する企業債で、前年度に比べ760万円減の1,530万円を計上いたしました。次に、その下、2項1目国庫補助金1,649万8,000円は、主に電気設備などを更新する須走浄化センター設備改築事業に対する社会資本整備総合交付金であります。次に、その下の3項1目受益者負担金は、新たに公共下水道につなぐ際の負担金で、頭出しとして1万円を計上いたしました。4項1目一般会計繰入金は、資本的支出に充当する分として4,200万円を計上いたしました。

次に、支出について御説明いたします。

32ページを御覧ください。1款1項1目施設整備費は、須走浄化センター等の改築事業に要する費用で、3,176万8,000円を計上いたしました。

次に、その下2目固定資産購入費42万6,000円は、浄化センターの備品のうち耐用年数を経過した水質計測機器を購入するものであります。次に、2項1目企業債償還金は、平成6年から令和4年度までに借り入れた企業債42件分の元金償還金で、9,204万2,000円を計上いたしました。その下3項1目その他資本的支出122万4,000円は、財務会計システムの使用料であります。

ここで戻りますけれども、7ページを御覧ください。これら資本的収支から第4条に記載しましたように、資本的収入予定額が資本的支出予定額に対して不足する額5,165万2,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

続きまして、20ページ、21ページを御覧ください。令和5年度の下水道事業予定貸借対照表であります。この表はいわゆるバランスシートと呼ばれるもので、下水道事業会計の財務状況を表すものであります。

初めに、資産の部であります。20ページ最下段の資産合計24億1,519万7,642円は、須走浄化センター、汚水管路などの固定資産が主なものであります。

次に、21ページを御覧ください。上段は負債の部であります。ページ中ほどの負債合計20億7,279万5,930円は、固定資産取得の財源となった補助金等の未収益化分である繰延収益及び建設改良費の工事等に係る企業債が主なものであります。

続いて資本の部であります。下から2行目、資本合計は3億4,240万1,712円であります。この結果、次の行の負債資本合計は先ほどの資産合計と同額の24億1,519万7,642円となります。

続きまして、22ページを御覧ください。令和5年度の予定キャッシュフロー計算書であります。この計算書は下水道事業会計の1事業年度の現金の流れを示す表であります。

初めに、Ⅰの業務活動によるキャッシュフローの合計7,413万6,296円に、Ⅱの投資活動によるキャッシュフローの合計3,260万299円を加え、Ⅲの財務活動によるキャッシュフローの合計7,674万2,000円を減じますと、令和5年度の現金の増減額は、Ⅳのとおり2,999万4,595円の増加となり、これをⅤの期首残高1,681万5,475円に加えると、令和5年度の期末残高は、Ⅵのとおり4,681万70円と見込まれることとなります。なお、重要な会計方針等を記載した注記は23ページ以降にありますので、後ほど御覧ください。

以上で、都市基盤部所管の二つの事業会計予算の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 部長等の補足説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、2月28日火曜日 午前10時開議

議案第31号から議案第43号までの令和5年度予算13件を順次議題として、質疑、委員会付託を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時47分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	遠	藤	豪
署	名	議	員	高	畑	博
署	名	議	員	渡	辺	悦
						郎

令和5年第1回小山町議会3月定例会会議録

令和5年2月28日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	室伏 勉君	2番	室伏 辰彦君
	3番	小林千江子君	4番	佐藤 省三君
	5番	岩田 治和君	6番	池谷 弘君
	7番	高畑 博行君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	藺田 豊造君	10番	米山 千晴君
	11番	池谷 洋子君	12番	鈴木 豊君
	13番	遠藤 豪君		

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	長田 忠典君	経済産業スポーツ部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	教 育 次 長	平野 正紀君
人口政策推進課長	石田 洋丈君	フロンティア推進課長	岩田 幸生君
未来拠点担当参事	山本 尚毅君	企画政策課長	勝又 徳之君
地域振興課長	小野 正彦君	総 務 課 長	渡邊 徹君
税 務 課 長	渡辺 史武君	防災担当参事	伊藤嘉代子君
福祉長寿課長	杉山 則行君	健康増進課長	山本 智春君
くらし環境課長	山口 幸治君	観光スポーツ交流課長	湯山 浩二君
商工振興課長	渡邊 辰雄君	農 林 課 長	湯山 光司君
農業委員会担当参事	前田 修君	都市整備課長	込山 次保君
上下水道課長	遠山 洋行君	会計管理者兼会計収納課長	岩田 和夫君
学校教育課長	大庭 和広君	こども未来課長	坂本 竹人君
生涯学習課長	勝俣 暢哉君	総務課総務法規・監查班長	砂山 健秀君

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	山口 紘史君
会議録署名議員	7番 高畑 博行君	8番 渡辺 悦郎君	

散 会 午後1時39分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第31号 令和 5 年度小山町一般会計予算
- 日程第 2 議案第32号 令和 5 年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第33号 令和 5 年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第 4 議案第34号 令和 5 年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第35号 令和 5 年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第 6 議案第36号 令和 5 年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第37号 令和 5 年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第38号 令和 5 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第39号 令和 5 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第10 議案第40号 令和 5 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算
- 日程第11 議案第41号 令和 5 年度小山町温泉供給事業特別会計予算
- 日程第12 議案第42号 令和 5 年度小山町水道事業会計予算
- 日程第13 議案第43号 令和 5 年度小山町下水道事業会計予算

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することといたします。

ここで報告します。教育長は公務のため本日の会議を欠席しておりますので、報告いたします。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第31号 令和5年度小山町一般会計予算

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 議案第31号 令和5年度小山町一般会計予算を議題とします。

本議案については、2月22日及び24日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長等の補足説明を終結しております。

これから質疑を行います。

なお、予算質疑を分かりやすく円滑に進めるため、会議運営等規程により、発言の場所については、議員は、最初から議員側の段に登壇し、質疑を行い、当局側は、自席で答弁を行うこととされています。

また、通告に基づき、一覧により順次一問一答で進めますので、よろしくお願いいたします。

質疑の事前通告の通告順により、発言を許します。

最初に、12番 鈴木 豊君。

○12番（鈴木 豊君） おはようございます。ただいま議題となりました議案第31号 令和5年度小山町一般会計予算について、歳入5点、歳出2点の7点質疑を行います。

それでは、通告した順に一問一答で質疑をさせていただきます。

まず、1点目で、歳入の予算書15ページ、1款1項1目2節と、予算書16ページ、1款2項1目2節の滞納繰越分で、町民税520万円と固定資産税2,400万円を計上していますが、納税猶予を含めて、滞納者の理由と何件あるのかお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長（岩田和夫君） 最初に滞納件数ですが、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税の4税目の合計で、おおよそ450名程度が滞納繰越者となっております。

滞納の理由は、滞納期間や滞納金額等により濃淡様々ですが、うっかり忘れのものについては、督促や催告による周知、生活困窮者には納税相談、納税意思がない滞納者については滞納処分とといったように、それぞれについての原因を見極めつつ、それらに対応した収納を心がけています。

納付意思のない滞納者や期限内納付の意思が希薄な滞納者には、毅然とした態度で納付を催告

し、必要に応じた滞納処分を行います。

一方、特に失業、病気等による納付困難な事案の相談者には、真摯に納税者に寄り添いつつ、他の期限内納付者との公平性を損なわないように早期の滞納解消に向けた納税方法を提案しています。

いずれにいたしましても、相談窓口を広く設けながら効率的な滞納処分を進め、住民サービスの根幹となる税収の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 1点だけ再質問させていただきます。

今、様々な処分方法でいろいろ徴収されていると思いますが、徴収平等性の中で徴収をしていただかないと、滞納者が増えると思いますので、その点の考え方の中でどのぐらいのパーセンテージで年度内に徴収できているのか、そこら辺の観点をお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長（岩田和夫君） ただいまの質問にお答えします。

現年分、令和4年分で例えますと、個人住民税で99%以上、固定資産税も99%以上、軽自動車税につきましては99.9%、ほぼパーフェクトに近い数字になっております。

いずれにしても小山町の場合、非常に限られた滞納者ですので、税の公平性を確保する上できちんとした滞納処分を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に移ってください。

○12番（鈴木 豊君） 次に、2点目で予算書16ページ、1款2項1目の固定資産税3億5,800万円の税額の伸びについて、企業立地における増額が主と見越していますが、個人何件分と法人何社分の家屋、償却資産の増額を見込んでいるのかお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡辺史武君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

個人などの固定資産税については、令和4年度に家屋調査を行った個人住宅や倉庫約100件、法人については4件の工場やホテルなどを見込んでおります。

また、償却資産は新たに法人4社分を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 結構です。

次に、3点目で18ページ、1款4項1目1節のたばこ税の課税において、700万円の増額を計上していますが増額の理由と、現在加熱式たばこを吸う人が多く見られますが、加熱式たばこについて、課税方式はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡辺史武君） 町たばこ税の増額については、令和4年度の決算見込みにより販売本数の増加が見込まれることから増額といたしました。

加熱式たばこの課税方式については、たばこ葉の重量と一本当たりの取引価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式となっており、現在、紙巻きたばこ、加熱式たばことも、1,000本当たり1万5,244円が課税されており、そのうち6,552円が町税分となっております。

なお、たばこ税の申告については、毎月、日本たばこ産業株式会社ほか1社から申告書が提出され、申告書に記載されている税額を納付していただいております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） オーケーです。

次に、4点目で18ページ、1款5項1目1節の入湯税が、令和5年度780万円と180万円前年比増で計上していますが、どのような理由か詳細な説明をお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡辺史武君） 入湯税の増額については、新たな課税対象施設が増えたことや、コロナウイルス感染症拡大の状況からの緩やかな回復が見込まれることから増額といたしました。

なお、課税対象施設は、ホテルジャストワン富士小山ほか町内2つのホテルとなっております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 結構です。

次に、5点目、歳入の最後ですが、21ページ、8款1項1目のゴルフ場利用税交付金が1,000万円増額で2億1,000万円計上していますが、課税対象の70歳以下のゴルフ場利用者がどのくらいか把握しているのか。また、利用税の廃止の話を何年前から聞いていますが、現在、話があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 令和3年度ゴルフ場利用税交付算定において、小山町分は約37万人で、令和2年度に比べ2万人ほど増となっております。コロナ禍において、屋外競技であるゴルフの人气が高まり、令和4年度、令和5年度も同水準で推移すると見込んでいます。

ゴルフ場利用税については、令和5年度の税制改正要望で文部科学省からゴルフ場利用税に関する廃止要望が見送られています。

本町にとって大変重要な財源であることから、引き続き国の動向を注視しながら、ゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟とともに、現行制度の堅持を求めていきます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは次に、6点目の歳出の質疑に入ります。

歳出の予算書147ページ、6款2項1目の観光振興費において、地域おこし協力隊関係の支出が各費目で多くありますが、説明を聞いたかと思いますが、実質的な事業内容はどのようなもので、どのような実績を見込んでいるのかお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○観光スポーツ交流課長（湯山浩二君） 地域おこし協力隊2人のうち1人は、富士箱根トレイル推進事業、そしてもう1人はクアオルト健康ウォーキング推進事業に主に携わっていただき、各推進組織の事務局として、現場確認などの維持管理や都市部の人から見た本町の魅力を発信していただきたいと考えております。その他、観光スポーツ業務全般の補助も想定しているところであります。

実績として見込んでおりますのは、客観的な目線でのPRによる誘客や、業務を通じて地域の方々と触れ親しむことにより、本制度の目的である定住に結びつけられればと思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 再質問をします。

2人採用すると説明がありましたが、どのような方法で採用するのかお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○観光スポーツ交流課長（湯山浩二君） 再質問にお答えいたします。

観光振興費の中に、地域おこし協力隊の関連予算としまして、地域おこし協力隊採用支援298万円を計上させていただいております。

本業務の活用によりまして、適切な人材を選定し着任後のミスマッチを防ぐため、町内での体験プログラム等を事前に実施していただく予定でございます。

以上でございます。

○12番（鈴木 豊君） 結構です。

次に、7点目の質疑に入ります。

歳出予算書152ページ、6款2項2目の説明欄（3）町民いこいの家管理費1億1,442万2,000円を計上していますが、指定管理についてはいつ頃を目指しているのか。また、温泉施設中の休憩所の食堂関係の委託を考えると以前言われましたが、委託などについてはどのように考えているのかお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工振興課長（渡邊辰雄君） まず、指定管理者の選定につきましては、令和5年度を予定しております。指定管理者への移行は、令和6年度を目指して事務を進める予定でございます。

次に、食堂の運営につきましては、現在令和5年4月1日からの運営に向けてホームページに

より募集をかけているところがございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 再質問で、私も先日あしがら温泉に行き入らせていただきましたが、食堂もなく本当に寂しい思いでありました。ぜひ早く再開してほしいですが、その点をもう一度、再度お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工振興課長（渡邊辰雄君） 再質問にお答えいたします。

今食堂がないということで、惣菜とかちょっとしたお弁当的なものを、今、数は少ないですけど、置いて対応をしております。

先ほども申し上げましたとおり、4月1日から食堂の運営について目指しておるところで、問合せ等もございますので、何とか決めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○12番（鈴木 豊君） 以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 私は、9項目に関して質疑をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、予算書、歳入、35ページ、17款2項4目3節並びに139ページの5款2項1目18節の林業木材産業構造対策事業補助金についてであります。

先日の部長説明の言葉から、私の方が誤った理解をしておりました。昨日、担当課長から連絡をいただき、この補助金が過日補正予算で審議された合板・製材生産性強化対策事業で町内業者が補助される事業とは全く異なるということです。

質問ということですので、質問を変えさせていただきます。

今回の補助金は、一体何を目的にした補助金で、どこに補助されるものなのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 当補助金につきましては、木質バイオマスエネルギーの利用促進を目的としております。

令和5年度に計画している箇所につきましては、須走地区で民間宿泊施設の木質バイオマスボイラーの導入に対して、県からの補助金を活用するものでございます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はございませんか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

2項目目の質問です。

予算書、歳入、42ページ、20款2項1目1節財政調整基金繰入金ほかの質問でございます。

財政調整基金繰入金に3億6,000万円計上されていますが、財政調整基金の総額はどれくらい

になるのかお聞きします。また、ほかの主な基金についても総額幾らになるのか併せて伺います。

さらに、総合計画推進基金繰入金と教育振興基金繰入金が大幅に減額になった理由もお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 財政調整基金は、令和4年度末の見込み12億9,000万円から3億6,000万円を繰入れ、令和5年度末残高が9億3,000万円となる見込みです。

次に、主な基金の令和5年度末残高の見込みですが、総合計画推進基金が15億1,000万円、教育振興基金が5億7,000万円、庁舎建設基金が3億円です。

次に、繰入金が減額となった理由についてですが、総合計画推進基金は今後の地域産業立地事業費補助金の交付見込みなどから、現状の基金残高を維持しながら活用していくこととしました。

教育振興基金につきましては、令和4年度多目的広場改修工事の財源として9,000万円余を繰入れており、当該事業が完了したことが主な理由となっております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 再質問させていただきます。

大方この基金が、総じてやっぱり減額傾向にあるんじゃないかというふうなことを心配する町民の方も実はおられます。

これに関して、当局としてはどんなふうにご考えておられるか。もちろん基金が多くあればそれにこしたことはないわけですがけれども、苦しい財政運営の中でもこの基金をどういうふうにやりくりしていくのかというふうなところ辺のお考えがもしあったら、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

基金の将来の見通しなんですけど、従来、昨年もしくは一昨年などと同じような基金繰入れ、基金に頼った財政運営を継続しますと、近い将来基金が枯渇するということが具体的な数字で見えてきました。

それで今年度、令和4年度なんですけど、長期行財政運営計画、こういったものをつくりまして、基金が枯渇しないように、また、ふるさと納税を主に原資として積立てをしておりますが、これを継続的に長く使えることを目指そうということで、長期行財政運営計画を現在取りまとめ中でございます。

基金がなくなってしまうたら困るというような、確かにそういう感覚は理解できると思いますが、当局側としましては、必要な施策を推進するために必要な基金を必要な時期に適切に充当して事業を推進していき、そして持続可能性を確保したいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問ありませんか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

3項目めの質問に移ります。

歳出です。64ページ、2款1項4目14節庁舎維持補修事業についてであります。

財産管理費の（4）庁舎管理費のうち、庁舎維持補修事業に7,500万円計上しています。比較的大きな金額なので、これは庁舎の外壁工事ということですが、どの程度の工事規模なのか詳細をお聞かせ願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 今年度実施した調査により、外壁タイルの浮き、ひび割れ等修繕が必要と判断された部分を修繕するものです。

具体的には、全面足場かけによるタイルの浮きやひび割れの補修を中心に修繕を実施する予定となっていますが、来年度、実施設計により詳細な工法等を検討し、適切な庁舎の維持管理、安全性の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 再質問をさせていただきます。

そうしますと、足場を組んで外壁を全部チェックして浮いている部分ですとか、そういう部分の補修を行うということで全面改修とは違うわけですね。それが1点の質問。

もう1点は、1年で済む工事なのかその点も併せてお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申したとおり、タイルが浮いている部分について補修修繕をするというものでございます。また、期間に関しましては令和5年度中に完了を見込んでおります。

以上です。

○7番（高畑博行君） 了解です。

次の質問です。

4番、137ページの5款1項3目18節小山町防衛施設周辺民生安定施設整備事業費補助金についてであります。

この1億259万3,000円は防衛8条交付金を活用したもので、JAが行う農産物低温貯蔵施設整備事業に対する補助金ということですがけれども、農産物低温貯蔵施設というものが分かりません。詳しく説明を願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 農作物低温貯蔵施設につきましては、富士伊豆農業協同組合北郷支店の敷地内にお米の低温管理ができる倉庫を建設する計画であります。現在使用されている倉庫は、

空調設備もなく安定した穀物管理ができません。また、建築後50年を経過し老朽化も著しいことから、建て替えるものであります。

農産物低温倉庫は、主に玄米を保管するための倉庫であり、倉庫の室温を13度に管理することで、劣化を抑え高品質なお米を消費者に提供することができます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

5番目の質問です。

142ページ、6款1項1目12節まちなか空間活性化事業についてであります。

まちなか空間活性化事業500万円は、アートウォークおやまの継続実施のためということですが、認識不足でどういう事業なのか分かりません。説明をお願いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工振興課長（渡邊辰雄君） アートウォークおやまの事業内容でございますが、小山町の中心市街地として発展してきました小山・音淵・落合エリアについて、人口減少に伴い高齢化・空き店舗化が進展している一方、再整備が完了した豊門公園、森村橋、駅前交流センターなどの利活用と市街地の活性化が課題となっております。

このようなことから、当エリアにおいて若年ファミリー層をメインターゲットとした市街地回遊イベントを実施し、登録文化財豊門公園を中心に、文化・芸術、マルシェ、ワークショップ等の提供による交流人口の獲得やにぎわい創出、住民満足度の向上を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

6番目の質問、150ページ、6款2項1目12節富士山世界遺産10周年記念イベントについて伺います。

富士山世界遺産10周年記念イベントに100万円計上されていますが、どのようなイベントをイメージしているのか、その内容と時期について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○観光スポーツ交流課長（湯山浩二君） 環境省が開山前に予定されております富士山須走口インフォメーションセンターの開所と併せ、町では記念式典の開催や記念啓発品の配布を検討しているところでございます。

この須走口の転換期に改めて文化的価値に着目し、富士浅間神社を参拝してから登山をするといった須走口流の登山スタイルを、登山者ですとか5合目来訪者に周知を図り、さらなる誘客につなげる機会にしたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

次の質問です。151ページ、6款2項1目18節小山町合宿誘致促進事業補助金についてであります。

この補助金400万円は、陸上長距離合宿など本町の宿泊施設を利用して合宿を実施する団体に対する補助金ですが、宿泊費補助などに使ってもらうのか、その利用の仕方をお聞きします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○観光スポーツ交流課長（湯山浩二君） 本助成制度は、スポーツ技術の向上を目的とした合宿を実施する団体が、町内もしくは町外で練習や試合を行い町内の宿泊施設に宿泊をし、かつ延べ宿泊者数が10人以上である場合、宿泊費用に対して1人当たり2,000円を助成するものでございます。

なお、1合宿当たり20万円を上限としておりますので、例えば100人の団体が1泊2日で合宿を行うとすると限度額に達するということになります。

御利用に当たりましては、合宿の7日前までに申請をしていただき、合宿後、活動内容が分かる書類と宿泊先の宿泊証明書を提出していただく流れとなっております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

8番目の質問です。155ページ、6款2項2目14節施設改修工事についてであります。

施設改修工事費2,832万8,000円は、町民いこいの家の温泉揚水ポンプの老朽化に伴う交換工事ということですが、あしがら温泉はリニューアルしたばかりです。なぜこう頻繁に改修工事があるのか、細かな点検や見通しの甘さがあるのではないかと思うわけですが、当局のお考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工振興課長（渡邊辰雄君） 今回の温泉揚水ポンプの交換につきましては、定期点検を実施している委託業者からの報告・提案によるものです。

その報告内容でございますが、抵抗値が落ちているということであり、これは地下で漏電が起きている可能性が高いということでもあります。

万が一、故障した場合、交換用のポンプの発注から納期まで5か月かかるということでありましたので、5か月休館することとなり利用者に御迷惑をかけることと、先ほどの鈴木議員への御質問にお答えしたとおり、令和6年度から指定管理者への移行を目指しており、移行後の指定管理者及び町のリスクを考え、ここで予算を確保し交換を行いたいものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 再質問させていただきます。

あしがら温泉に関しては、指定管理の問題点、それから大幅なリニューアル、それから食堂が撤退してしまうという問題。もう次々にあしがら温泉を取り巻く状況というのは芳しくないというふうに私は感じております。

ですから今後も、定期点検で分かったからとは今回言っていますが、大きなリニューアルがあってはならないなというふうに思うわけですので、事前に細かな点検の目をもってして、せっかくリニューアルオープンしたのに、またお休みをいただかなきゃみたいなことは絶対許されないというふうに思うものですから、その点に関してのお考えを伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工振興課長（渡邊辰雄君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

先ほど長く休館をするということ为了避免のために、今回事前に来年度予算を取って交換をするというものでございまして、発注から納期までに5か月かかるんですが、その後、工事につきましては、ほぼ1週間もあればできるということでもありますので、今回もし万が一のことが起きた場合については5か月休むことになるんですが、こういう定期点検の結果、事前に分かったことへの対応として今回行うもので、その対応で1週間程度の休館で済むというふうになりますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

最後の質問です。168ページ、7款3項1目14節河川改修事業についてであります。

河川改修事業2億3,250万円のうち、約2億円は石沢排水路と無名沢排水路の緊急自然災害防止対策事業ということですが、それぞれの排水路の状況と2億円の配分についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） 排水路の状況についてであります。石沢排水路、無名沢排水路共に自然溪流で沢形状のため洗掘が進んでおります。

2億円の配分についてであります。石沢排水路改修工事については1億5,000万円を、無名沢排水路改修工事については5,000万円を計画で単年度工事とし実施してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） ありません。

以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） それではここで、職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 次に、9番 藺田豊造君。

○9番（藺田豊造君） 今回は町債について全部で4点ほどお伺いします。

町債といってもこれは借金です。当然利子もつきますが、予定ですからどうなるかは分かりません。しかしながら、令和3年度から比べると現在は12億円余、2倍近くの町債になっております。

こうした起債まで起こして行う事業がどれほど重要性を帯びているかということについて、御質問させていただきます。

まず、予算書49ページ、23款1項についてお伺いします。

町債全体で、前年度から3億6,330万円の増額となっています。どのような理由で、どのような性質の事業に起債しているのか、お答え願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 町債の増加は、主に町道整備事業などの土木債や公共施設等の長寿命化及び脱炭素化などの事業によるものです。

特に、交付税措置のある脱炭素化事業における照明設備のLED化は、電気代の削減につながる事業でもあり、積極的に起債を活用することといたしました。

財政運営における起債の活用は、世代間負担の公平性の確保や交付税措置のある有利な財源の活用という観点から重要な財源であります。起債残高、償還額、金利負担などを総合的に考慮しながら、持続可能な財政運営に取り組む必要があると考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○9番（藺田豊造君） これらの起債について防衛補助とか何とかはなかった。そういうふうなことについては関係ないのか。そういうふうなものを活用するという予定はなかったですかね。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 藺田議員の再質問にお答えいたします。

種々の様々な事業を行っておりますが、まずは起債以外の特定財源というのは当然探し、充当できる補助金等は活用しております。

それ以外で、特定財源のないもの、また、先ほどの繰り返しになりますが、交付税措置の受けられる有利な起債、こういったものを適切に充当し事業を推進していこうとしております。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） 次に、同じく49ページ、23款1項2目1節民生債が前年度と比べ6,410万円の増額となっています。

起債の内訳は、こども園管理債550万円とこども園整備事業債6,710万円だが、それぞれの事業内容についてお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（坂本竹人君） こども園管理費の事業はきたごうこども園園舎の照明をLEDに替えるものになります。こども園整備事業はすばしりこども園第1園舎とするがおよまこども園第1園舎にあります旧用務員室の解体になります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○9番（藺田豊造君） ありません。

次に、50ページ、23款1項6目の1節になります。消防債が前年度と比べ1,260万円の減額となっています。減額となった理由、無線整備管理事業債について、現在の進捗状況と完了の予定はいつ頃かお答え願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○防災担当参事（伊藤嘉代子君） 初めに、消防債につきましては、令和4年度は消防ポンプ自動車購入1,910万円と、同報無線デジタル化事業1,470万円、合わせて3,380万円を計上いたしました。

令和5年度につきましては、同報無線デジタル化事業2,120万円の計上となり、そのため1,260万円の減額となっております。

次に、無線管理事業債の対象となる同報無線のデジタル化の進捗状況ですが、令和5年3月末までに2,860台の戸別受信機の配布を完了予定で、配布計画の49.3%の割合となります。

令和7年度末までに町内5,800台の配布を予定しており、事業の内容は親局、子局、遠隔制御局等設備のデジタル化と、現在、各戸に設置のアナログ対応の戸別受信機をデジタル対応の受信機に交換するものです。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○9番（藺田豊造君） 直してもらったんですけども、うちの例で言いますと、なかなかまだ騒音になっちゃっています。

これは一般質問にかかるようなことですが、どのようなケアをしているんだかちょっとそれもお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○防災担当参事（伊藤嘉代子君） 再質問にお答えいたします。

電波状況の悪いお宅につきましては、外づけのダイポールアンテナを設置させていただきまして、必ず受信できるようにケアの方をしております。

○9番（藺田豊造君） ありがとうございます。

最後の質問になります。予算書の50ページ、23款1項7目1、2、3節について併せてお伺いします。

教育債は、1,800万円の前年度からの減額となっていますが、小学校施設整備事業債、中学校施設整備事業債、文化会館等管理事業債など、それぞれの内容についてお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（大庭和広君） 初めに、小学校施設整備事業債は、明倫小学校体育館照明LED化改修事業、須走小学校給食棟内調理室等空調設備改修事業、北郷小学校長寿命化改良事業を実施するものであります。

次に、中学校施設整備事業債は、小山中学校体育館照明LED化改修事業を実施するものでございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 文化会館等管理事業債を充てる事業としましては、四つの事業を計画しております。

一つ目の事業として総合文化会館ホワイエの天井の改修工事。2件目の事業として文化会館の金太郎ホールのボーダーケーブルの更新工事。3件目の事業として、総合文化会館浄化槽のエア配管を更新する工事。そして最後の4件目の事業といたしまして、総合文化会館のエアコンの冷温水発生機の更新工事を行います。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○9番（藺田豊造君） 再質問はしません。

終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、6番 池谷 弘君。

○6番（池谷 弘君） 本日は6点の質問をさせていただきます。

まず、1件目でございます。予算書、歳出69ページ、2款1項6目防犯灯維持交付金について、現在電気代が非常に高騰していると、今後も更に高騰の要請があるということです。ここについて考慮されているのかどうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（山口幸治君） 防犯灯維持交付金につきましては、各区の防犯灯に係る電気料に対する補助であります。予算の算定においては、今年度各区から申請時に提出された電気料の合計額を基に、電気料金の高騰を踏まえ30%を上乗せして予算計上をしております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 特にありません。

次に、2件目でございます。103ページ、3款2項1目高齢者デジタル支援事業、これについての内容を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 高齢者デジタル支援事業は、65歳以上の高齢者を対象としたスマホ教室を開催する委託事業で、10人参加できる講座を18コマ開催する計画をしております。

電源の入れ方から電話のかけ方、インターネットの使い方など受講する方に合った内容とする予定でございます。

財源は、介護保険特別会計の保険者機能強化推進交付金を一般会計へ繰入れて実施します。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 特にございません。

次に、3件目でございます。127ページ、4款2項1目再生可能エネルギー導入可能性調査、これについての内容を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（山口幸治君） 再生可能エネルギー導入可能性調査についてですが、本事業は本町に適した再生可能エネルギーを調査するものでありまして、2050年脱炭素社会の実現に向けて、本町の再エネに関わる地域特性を整理し、再生可能エネルギー導入等の利用可能量を踏まえ、各種再生可能エネルギーごとのメリット・デメリットを更に整理して導入目標を検討するものがあります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 特にありません。

次に、4件目でございます。129ページ、4款2項2目特定事業場排水測定の数値はどのくらいなのか。また今後企業立地等が増えると思いますので、その測定数は増えていくのかどうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（山口幸治君） 水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水測定は、各事業場に検測義務がありますが、町は公害防止のための監視測定として現在18事業場において実施しております。

また、取り扱う薬品や溶剤等により排水が異なることから、検査項目・測定回数は事業場により異なり、年1回が11事業場、年2回が二つの事業場、年4回が五つの事業場となっており、測定の延べ回数にしますと年間35回の測定となります。

なお、今後の企業立地により特定事業場が増えれば、町が行う測定の対象事業場につきましても追加していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 了解しました。

次に、5点目の質問をさせていただきます。

182ページ、8款1項4目電線接触等予防伐採の伐採場所の選定、これについてどのように行う

か伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○防災担当参事（伊藤嘉代子君） 伐採箇所を選定は、本町内における電力会社の停電リスク回避箇所と本町の地区要望リスト、さらには周辺交通と木材等の搬出状況を勘案し、現地立会いの上、地権者の同意をいただいた箇所を選定しております。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 特にございません。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

192ページ、9款給食の賄材料費において、材料費の高騰を考慮されているのかどうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（大庭和広君） 当初予算では材料費の高騰分は見込んでおりません。

現在も食品などの値上がりが続いている状況であり、現段階から高騰分は見込むことは難しいと考えることから、今後、令和5年度の執行状況を見ながら適切に対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 特にございません。

以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、1番 室伏 勉君。

○1番（室伏 勉君） 8点ほど質問させていただきます。

まず、1番目ですけれども、予算書の附属資料3ページになります。歳入における依存財源は51億1,639万6,000円です。依存財源で大きな比率を占める国庫支出金、県支出金を除いたこの金額は28億5,813万2,000円となります。

同様に、令和4年度当初予算の金額を算出すると23億7,513万2,000円になります。これは4億8,300万円、20.3%増額となっています。

さらに、令和3年度の同金額は20億5,003万7,000円になります。これは、令和4年度は、令和3年度に対して3億2,509万5,000円、15.9%増加しています。

この表は、依存財源は減額となっているんですけれども、国と県の事業を除くと毎年増加しているんじゃないかと思えますけれども、町の見解をお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 国・県支出金を除いた依存財源のうち、特に過去5年間に増加した項目を挙げますと、消費税率の引上げと消費拡大により、地方消費税交付金が令和元年度当初3億7,000万円から令和5年度5億2,000万円と1億5,000万円の増、普通交付税算定の見直し、国勢調査の人口減による調整の増により、地方交付税が令和元年度当初3億6,000万円から令和5年度

6億1,300万円と2億5,300万円の増、その他、地方税法の改正により、法人事業税交付金が令和2年度から創設されるなど、国の法改正により依存財源が増加をしております。主に、地方の人口減少や高齢化に伴う社会保障関係経費の増などへの対応だと考えております。

また、町債につきましては、令和5年度12億4,900万円、令和4年度に比べて3億6,300万円増加しておりますが、公共施設等の長寿命化、町道整備などに対する起債の増によるものであります。

町債につきましては、今後も交付税措置のある公共施設等適正管理推進事業や、脱炭素化事業の利用を見込んでおり、同様の水準が続くものと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 答弁の方でいきますと、主に国や県の仕組みが変わったから依存財源が増えたというような御回答だったと思うんですけども、確認なんですけれども、間違いございませんでしょうか。

町の事業等々の影響ではなくて、社会全体の仕組みが変わったから依存財源が増えたという回答です。仕組みというか、国や県のそういう社会保障等々の財源が変わったから増えたという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 再質問にお答えをいたします。

室伏 勉議員がおっしゃったとおり、国などの法改正などにより依存財源が増加したものと考えております。

以上です。

○1番（室伏 勉君） 次にいきます。

2番目ですけれども、予算附属資料の6ページ、維持補修費が対令和4年度3億7,643万円、令和4年度は対令和3年度1億7,587万1,000円と、毎年大幅に増加してきています。

この見解と、今後の予想及び対応をお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 令和3年度に改定した公共施設等総合管理計画及び個別施設計画により、事業が単年度に集中しないよう計画的に公共施設等の長寿命化に取り組むこととしました。長寿命化に係る事業のうち、照明設備のLED化や道路構造物長寿命化など、主に修繕となる事業が維持補修費となることから増加したものです。

令和6年度以降も引き続き計画的に長寿命化事業に取り組むこととしていることから、令和5年度と同様の水準で推移するものと考えています。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○1番(室伏 勉君) これからも同様な維持を続けるとなると、LED化もそうなんですけれども、これだけ本町には施設がありますから、ますます補修費が増加していくと思います。くだいんですけれども、今後も増加傾向というふうに考えていてよろしいでしょうか。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○総務課長(渡邊 徹君) 再質問にお答えいたします。

今後も引き続き計画的に事業に取り組んでいくということと、なるべく平準化を図るように取り組んでいきたいということです。年度によって増減はあると思いますが、おおむねこのような金額で推移していくものと考えております。

以上です。

○1番(室伏 勉君) 3番目に行きます。

予算書附属資料の7ページになります。経常的経費が、対昨年度予算プラスの4億8,861万2,000円、5.8%増加しています。エネルギー価格高騰に伴いまして、公共施設の電気料の増額は幾らを見込んでいるのでしょうか。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○総務課長(渡邊 徹君) 令和5年度予算は電気料金の上昇が見込まれたことから、令和4年度決算見込みの3割増として見込んでおり、令和4年度当初予算に比べて1億円余の増を見込んでおります。

以上です。

○1番(室伏 勉君) 分かりました。

4番目にいきます。予算書、歳入になります。23ページ、12款1項1目1節と51ページ、23款1項9目1節になります。地方交付税が5,300万円の増加になっています。しかしながら、臨時財政対策債は1億2,000万円減額となっています。

地方交付税は実質減っているんじゃないかなと思いますけれども、町の見解と町財政の影響をお伺いします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○総務課長(渡邊 徹君) 臨時財政対策債につきましては、国の地方財政計画により、令和4年度に引き続き令和5年度も発行可能額が大きく抑制されることとなり、同額が普通交付税により措置される見込みであります。

議員御指摘のとおり、臨時財政対策債を合わせました本町の実質の普通交付税については、6,700万円の減額を見込んでおります。

これは、本町の固定資産税の増加による基準財政収入額の増加が見込まれることから、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた交付基準額が減となることを見込んだため、減額を見込むものであります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○1番（室伏 勉君） そうしますと、今後も固定資産税の基準財政収入額が増えるという話になると、やはりこの傾向は続くというふうに考えていてよろしいでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、固定資産税が増加すれば当然減っていくものと考えております。

以上です。

○1番（室伏 勉君） 5番目に行きます。

予算書の歳入になります。49ページ、23款1項になります。町債が前年度比3億6,330万円増加しています。令和3年度から令和4年度にかけましても、2億2,970万円増加しています。

今後の償還額の増加が不安視されますけれども、この辺の交付税措置も踏まえまして、財政負担の影響をお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 令和5年度の町債の増加については、公共施設等の長寿命化や町道整備事業などによるものであります。今後も交付税措置のある公共施設等適正管理推進事業や脱炭素化事業で起債の利用を見込んでおり、同様の水準が続くものと考えています。

このため、議員御指摘のとおり償還額の増加が見込まれ、一部は交付税措置がありますが、後年度の財政負担には少なからず影響が生じると考えています。

一方、現在低金利が続いており、以前に比べて金利負担が大きく軽減されていることから、必要な事業のための起債には適切なタイミングであると考えています。

今後も起債残高、償還額、金利負担などを総合的に考慮しながら、持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○1番（室伏 勉君） 持続可能な財政運営というんですけれども、借金が増えていけば持続可能になっていかないと思いますけれども、その辺のどの程度まで、すいません、私も今具体的な数値で何%だって聞けないんですけれども、どの程度が町債、借金を許せるというふうにお考えでしょうか。

またもう一つ、有利な起債もあるということですから、その有利な起債を今後どのように生かすつもりなのかお答え願いたいんですけど。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 室伏議員の再質問にお答えいたします。

起債の額が確かに増えますと、見かけ上の借金が増えるということで、後年度の負担が増えるであろうと。これは当然のことのわけなんですけど、そんな中でも町が選択するのは、交付税措置

を見込んで、交付税の方でも後年度に負担をしていただけるような有利な起債を重点的に選んでいくと。

これは具体的に申し上げますと、公共施設の維持管理、これに要するもの、こちらについては小山町、議員からも御指摘がありましたとおり公共施設たくさんございます。たくさんあるということは、毎年の維持管理、維持補修であるとか、こういったものが必ずかかってくると。かかってくるものを、もし起債を借りないとするならば、全額一般財源で税金から賄わなければいけないということになります。

起債を借りる一つの理由としまして、交付税措置があるのも当然なんですけど、世代間による負担の平準化、これを考えていかなければならないと。この辺が現在の町民だけでなく、5年後であるとか10年後、15年後の将来の町民、将来税金を負担していただける方にも平等に負担していただくということを念頭に置きながら、適切な起債を選択し借りていくということで進めていきたいと考えております。

以上です。

○1番(室伏 勉君) 以上です。

次に行きます。

6番目になります。予算書の歳出になります。104ページ、3款2項1目18節介護サービス提供体制整備促進事業費補助金8,033万1,000円の内容についてお伺いします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○福祉長寿課長(杉山則行君) 富士小山病院の介護療養型医療施設の病床が令和6年3月に廃止されるに伴い、令和6年4月の開設を予定している小規模介護医療院の創設に伴う施設整備や備品等の整備に対し、県から10分の10の補助金を受け町から補助金を交付するものです。

以上です。

○1番(室伏 勉君) それ以上の詳細というのはまだ分かってないのでしょうか。どのような規模になるとか。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○福祉長寿課長(杉山則行君) この小山病院の介護療養型医療施設の令和6年3月の廃止につきましては、こちらは期限ということで法律の改正によって廃止されることとなります。

小山病院では、医療療養型、今度は医療保険の病床に転換する予定でありますけど、医療の度合いの比較的小さい方につきましては医療の療養病床の利用ができませんので、今回小規模介護医療院ということで、29人を定員とする介護医療院1施設を令和6年4月に開設するための補助金ということで、今まだ事業者につきましては調整中ということです。

以上です。

○1番(室伏 勉君) 結構です。

すいません、次に、行きます。7番目になります。

予算書の歳出、109ページ、3款3項1目19節児童発達支援事業費が3,000万円です。令和4年度予算は3,726万円でした。この減額理由と事業の内容をお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（坂本竹人君） まず、減額の理由ですが、令和5年度予算では児童発達支援18人、保育所等訪問支援2人の利用を見込んでおります。令和4年度の実績から1月当たりの利用額を推計し計上したのになります。

また、令和4年度予算ですが、この3月補正で592万円の減額をさせていただきました。減額後の予算からは134万円の減額となります。

児童発達支援事業所とこども園等の併用者が増えていることから、利用料、支給量が減っているものからと推測しております。

また、事業内容は発達の遅れが気になる子どもが、障がいの有無にかかわらず早期に必要な指導や支援を受け将来的に本人の負担を軽減するために、児童福祉法に基づくサービスで児童発達支援事業や保育所等訪問支援などを利用するものになります。

以上となります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 結構です。

最後の質問になります。

8番目ですが、予算書歳出、181ページ、8款1項4目7節危機対策費におきまして、謝礼等92万円が記載されています。この内容をお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○防災担当参事（伊藤嘉代子君） 謝礼等92万円は福祉施設等、個別避難計画策定事業者に対する謝金で、1件7,000円として約130人の策定を見込んでおります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 結構です。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 佐藤省三君。

○4番（佐藤省三君） 予算書の歳出の関係で6件ほどお伺いしたいと思います。

まず、86ページ、2款7項1目企画渉外調査費、説明欄（3）18節自主運行バス負担金に7,650万4,000円とありますけれども、最近デマンドバスが非常に町内を巡回してくれていてよかった

なというふうに感じておるわけですが、この負担金につきまして、昨年とあまり変わらないんじゃないかなというふうに感じております。現在のデマンドバスの利用状況及び採算というのは、現在どうなっていますか。

さらに、今後利用者の拡大についての方策をどのようにお考えになっているのか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） デマンドバスの令和4年度の利用状況ですけれども、昨年度の利用者合計1万577人を既に超えております。1月末までの実績となりますけれども、約1万2,000人となっております。月平均にいたしますと約1,200の方が利用していただいているという状況でございます。

採算についてですけれども、今年度の運賃収入は昨年度より約280万円増の約600万円を見込んでおります。なお運賃収入のほか、国、県の補助金も収入として見込んでおります。

今後の利用拡大についてですけれども、現在3台体制で運行をしております。多くの方に御利用いただいておりますけれども、予約が取りづらい状況ということになってございます。

本年度、予約成立向上のために、アプリ予約を組む算定方法を改修しまして、令和5年の4月から予約アプリを刷新いたしまして、利用者の拡大を図っていきたいと考えてございます。

また、同時にデマンドバスの増台についても引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 特にありません。

134ページ、5款1項2目説明欄（3）有害鳥獣対策事業費658万3,000円とありますが、まだ令和4年度は終わっていませんが、今年度中の捕獲数ですか、それと、令和5年度の予想というものを伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 有害鳥獣対策事業の令和4年度の捕獲頭数につきましては、昨日までに報告のあった頭数でございますけれども、イノシシについては、前年度85頭に対し28%減の61頭、ニホンジカにつきましては、前年度98頭に対し60%増の157頭で、全体では前年度19%増の218頭であります。

次に、令和5年度の捕獲予想につきましては、イノシシ65頭、鹿145頭、計210頭を見込んでおります。

以上でございます。

○4番（佐藤省三君） 再質問となるかどうか分かりませんが、被害の方は減少傾向にあるというふうに予想されていますか。どうでしょう。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 農作物被害につきましては、現在、令和4年度の農作物の被害につい

て今取りまとめをしている最中でございますので、その結果が分かればお答えできると思いますが、現在のところその被害額については把握しておりませんので、申し訳ございません。

以上でございます。

○4番（佐藤省三君） それでは、次の質問に移ります。

139ページ、5款2項1目、説明欄（2）18節ナラ枯れ対策の関係ですけれども、補助金が500万円とあります。令和5年度は何件分を予測されているのか。

そしてまた、今年度はまだ全部終わっていませんが、何件の伐採があったのか、伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） ナラ枯れ対策事業の令和5年度につきましては、1件当たり補助上限の20万円の申請があった場合、最大で25件分を予想しております。令和4年度につきましては、現在までに25件の申請がございました。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） ありません。

152ページの方に移ります。6款2項1目、説明覧（7）クアオルト健康ウォーキング推進事業費、これが172万9,000円とあります。令和4年度の参加者数及び令和5年度の参加者数の予想はいかがでしょうか。

そしてまた、その中で町内から参加されている方はどのぐらいありますか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○観光スポーツ交流課長（湯山浩二君） クアオルト健康ウォーキングの令和4年度の参加者数は、2月24日現在で須走コースと足柄コースで定期的実施している、いわゆる定例型が130人、団体からの申込みにより不定期で実施している予約型が131人ということで、合計261人となっております。そのうち町民の参加は130人でございますので、約半数でございます。

令和5年度につきましては、現在実施している所要時間2時間の定例型のほか、新たに定例型に1時間をプラスした魅力向上イベントですとか、ウォーキングに体験を交えた広報強化イベントの実施を考えておまして、これらと予約型の誘致にも引き続き力を入れていきたいということで、約400人の参加を目指しているところでございます。

以上でございます。

○4番（佐藤省三君） 次の質問に移ります。

158ページ、6款3項1目、説明欄（4）18節サテライトオフィスの関係ですが、設置支援助成金が200万円とありました。令和4年度の助成件数及び令和5年度の想定数はどういうふうに考えておられますか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工振興課長（渡邊辰雄君） まず、令和4年度の助成件数ですが、実績は0件でございます。ただし、問合せにつきましては2件ほどございました。

次に、令和5年度の想定件数ですが、2件分を計上してございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 令和4年度中には実際に助成したのは0件というお話ですが、問合せが2件あったというふうに、今、御説明がありましたが、2件の問合せがなぜ0件になっちゃったのか、そこら辺の理由はどのようにお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工振興課長（渡邊辰雄君） 詳しくは分からないんですが、農業関係と太陽光発電関係の事業者からの問合せがあったということで、特に詳しく内容を聞いているわけではないものですから、問合せがあったということでお答えするしかないかなと。

以上でございます。

○4番（佐藤省三君） 分かりました。

最後の質問に移ります。

176ページ、7款5項2目、説明欄（2）の18節木造住宅補強計画一体型事業補助金385万円とありますけれども、この木造住宅補強計画一体型事業ということの事業の内容の説明をお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（込山次保君） 木造住宅補強計画一体型事業につきましては、昭和56年以前に建築された既存木造住宅の耐震性を向上させるため、耐震補強工事の設計と耐震補強工事を一体的に行う方への補助事業となります。

対象となる木造住宅は500件程度ございますが、令和5年度につきましては3件分を見込み予算計上しております。

以上であります。

○4番（佐藤省三君） 3件ということですが、500件のうち3件ということで非常に残りが大きいというような感じがするんですけれども、残りの分についてはどのような方向をお考えなのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（込山次保君） 残りの件数につきまして、500件ほどございますけれども、直接交渉したりですとか、県と一緒に直接はがきを送ったりとかということで、なるべく補強工事をしていただきたいということは、こちらも活動しておるわけですが、いかにせんお金もかかることですし、あとは取壊して新たにうちを建てる方とかもいらっしゃいますので、全部が全部補強しなくても新耐震基準になるというようなことも行っておりますので、一応皆さん

に建て直していただきたいという活動は行っております。

以上でございます。

○4番(佐藤省三君) 分かりました。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(遠藤 豪君) 次に、8番 渡辺悦郎君。

○8番(渡辺悦郎君) 本日は予算書の歳出の方から2件の質問をさせていただきます。

最初に103ページ、3款2項1目12節高齢者ショートステイ事業9,000円、この内容について伺います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○福祉長寿課長(杉山則行君) 高齢者ショートステイ事業は、小山町高齢者短期入所事業実施要綱により、家族等が傷病や事故、災害等の理由で日常生活に支障のある高齢者を介護できない場合に、短期間特別養護老人ホームへ入所する費用の一部を町が助成するものです。

町は委託料として施設へ1日につき3,000円を支払うもので、3日分の予算となります。

以上です。

○議長(遠藤 豪君) 再質問はありませんか。

○8番(渡辺悦郎君) 1人3,000円で3日というような感じなんですけれども、どう考えてもこれ、少ないなと思うんですよ。端的に言いますと、私は須走ですけど、須走なんかショートステイする場所がないわけですよ。

それを何日間って行って、例えばいろんな施設に預けているわけなんですけれども、長い人だったら1週間ぐらいが基準となっているんですけれども、この9,000円というのが見積られたというのは、何らかのデータから見積もられたと思うんですけれども、そのデータというのはいつのデータでしょう。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○福祉長寿課長(杉山則行君) こちら小山町高齢者短期入所事業実施要綱に基づいてということで、こちらの対象者なんですけど、介護保険法でいう認定を受けていない方を対象としております。

介護認定を受けていない方で、常時介護が必要と認められる方を対象としておりますので、一般的には介護保険法の適用で入所していただくこととなりますが、ここで想定しているのは、急に容体が悪くなって介護認定を受ける前に介護が必要になってしまった。そのときに御家族で何か介護ができないような場合、緊急で入所するような場合を想定していますので、3日分ということで少なくなっております。

○8番(渡辺悦郎君) 次の質問でございます。

予算書125ページ、4款1項4目19節新生児マスキング対象疾患に含まれていない先天性の病気の検査費用に対する町単独助成の対象及びこの内容について伺います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○健康増進課長（山本智春君） 新生児オプションスクリーニングの検査は、公費で実施しているマスキング検査に含まれていない新生児の先天性の病気を発見し、適切な治療につなげるための検査になります。

助成の対象者は、住民基本台帳に登録されている新生児の保護者で、助成金の額は1人当たり7,000円を限度とし、助成金の額に満たない場合はその額とするものです。

この検査の助成については、医療機関と委託契約を締結して、検査時に助成額を減額した自己負担分を支払う現物支給の場合と、里帰り出産などから委託医療機関以外で当該検査を受診した後に償還払いする場合の二つの方法があります。

御質問の19節の新生児オプションスクリーニングの3万5,000円については、償還払いの5人分を計上したものであります。

また、保健事業としてまとまっているのでちょっと分かりづらいのですが、同じ125ページの説明欄の上から5行目、12節の保健事業1,476万円の中に現物支給の委託料として70人分、49万円を計上しております。

以上であります。

○8番（渡辺悦郎君） 終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、2番 室伏辰彦君。

○2番（室伏辰彦君） 総括的な質問を3点、予算書の方から7点ほど質問させていただきます。

まず最初に、町長提案説明の中で、住民幸福度日本一の町に向けた将来への展望が見えたところのことですが、具体的に新たに予算化されたものをお示してください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 令和5年度新規事業の主なものは、安心安全なまちへの対応として個別避難計画の策定、小山消防署造成設計、DXへの対応として体育施設等のリモートロック、脱炭素化への対応として環境基本計画策定、町道街路灯など各公共施設の照明LED化、その他としまして北郷小学校長寿命化改良事業、富士山世界遺産10周年関連事業、空き家活用・流動化促進事業、企業・創業支援事業などがあります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 結構です。

2問目、総括的な質問の中から、鳥獣捕獲管理支援システムの導入とありますが、具体的にはどのようなことなのでしょう、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 現在、鳥獣捕獲の確認には、紙媒体の書類の審査及び写真での確認、捕獲した鳥獣の尻尾の提出により管理しております。

携帯電話、スマートフォンに鳥獣捕獲管理支援システムを導入することにより、いつでも、

誰が、どのような鹿やイノシシを捕獲したかというデータを収集することができることから、捕獲従事者及び町確認事務の負担軽減につながるものとして導入するものであります。

以上であります。

○1番（室伏 勉君） もう1点、総括的な質問の中で、商工業者のDXの支援とありますが、どのような支援を考えているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工振興課長（渡邊辰雄君） こちらは予算書143ページ、6款1項1目の説明欄（2）商工振興費のうち、18節地域活性化対策助成金700万のうち100万円を商工会へ助成するもので、会員に対してキャッシュレス化の推進を図ってもらうための助成金でございます。

以上でございます。

○2番（室伏辰彦君） 続いて、予算書3ページ、歳入歳出予算の総額が124億8,000万円とありますが、小山町の人口の規模からして適正なのかどうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 令和5年度当初予算は、企業立地や防衛事業に係る国県補助金による事業があること。また、ふるさと納税による寄附額を令和4年度より1億円増額し6億円としたことから、この予算規模となりました。

現在策定中の長期行財政運営計画において、過去から将来にわたる人口の推計を踏まえた財政シミュレーションを実施して、本町の基準となる財政規模を設定します。令和6年度以降は、本計画に基づき持続可能な行財政運営を進めてまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○2番（室伏辰彦君） ありません。

次、予算書、歳出の方で、89ページ、2款7項3目18節移住・就業支援金620万円について、昨年度の320万円から300万円増額しておりますが、増額した理由を教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進課長（石田洋丈君） 移住・就業支援金の増額理由についてであります。東京23区内在住または通勤者が就業要件など一定条件の下で本町に移住した場合に申請ができますが、その世帯に18歳未満の子どもが含まれている場合、子ども1人当たりの国の基準が現行の30万円から100万円に増額するため、大幅な予算増額となりました。

内訳は単身移住の60万円が2人分、世帯移住の100万円が2組分と子ども加算3人分の300万円、合計620万円を計上してございます。

以上であります。

○2番（室伏辰彦君） 次の質問に移ります。

同じく89ページ、2款7項3目18節空き家対策補助金90万円とありますが、これは何件分を想

定しているのか。また、空き家の実態調査が十分でないと感じておりますが、どうお考えですか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進課長（石田洋丈君） 空き家対策補助金についてですが、通行や周辺生活に支障があるいわゆる危険空き家を対象に、解体費の3分の1を上限30万円まで補助するもので、3件分を見込んでおります。

指導や対応が必要な空き家につきましては随時受け付けているほか、毎年夏に区長会を通じて周辺に悪影響のある危険空き家の情報提供に御協力いただき、以前からの経過観察物件を含む全数について、職員による現地調査で危険状況の把握を実施しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○2番（室伏辰彦君） 危険空き家の調査ではなくて、まだ住めるかどうか、利用ができるかどうかの調査は行っていないということですか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進課長（石田洋丈君） 住めるかどうかの空家についての調査についてなんですけれども、小山町の方で持っております空き家データベースというようなものがあります。

今現在の累積ですと83件ありまして、そのうち解決した31件を除いて52件について、こちらの方を経過観察しているわけなんですけれども、そのうち利活用が可能であろうというようなもの15件を含めまして、そういった利活用可能なものの把握についてもそのデータベースを活用して行っているところです。

以上であります。

○2番（室伏辰彦君） 次の質問に移ります。

予算書、歳出、93ページ、2款8項1目12節ラジオ番組作成・放送業務32万5,000円とありますが、この内容はどのようなものなのか詳細を教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） ラジオ番組制作・放送業務32万5,000円の内容は、富士山GOGO FMに委託をしてラジオ放送を行うものです。

スピードウェイで行われる大きなレース、全日本スーパーフォーミュラ選手権などの開催時に実況生中継で7回、富士山GOGOFMの生放送の中で1分間の告知を毎月10回、計120回、ふるさと納税の返礼品のPRを行うものであります。

以上です。

○2番（室伏辰彦君） 再質問をさせていただきます。

GOGOFMというのは、小山町の住宅全域に聞こえるものなんでしょうか。その点を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 再質問にお答えいたします。

GOGOFMは、小山地区はなかなか視聴することができませんが、今携帯電話で視聴することができますので、全国どこでも聞こうと思えば聞けるような状態になっております。

以上です。

○2番（室伏辰彦君） 次の質問に移ります。

132ページ、5款1項1目小山町の農業が抱える課題と、これを解消するための農業委員会としての活動内容について教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農業委員会担当参事（前田 修君） 小山町は中山間地域であり、農地の面積は小さく畦畔が多いなど、平野部に比べ耕作条件的に不利な土地がらであります。

農業委員会では、生産効率向上を目的としたほ場整備の推進はもとより、農業従事者の負担軽減のため、ドローンなどの新技術を活用したスマート農業の普及・推進にも取り組んでいるところであります。

また、農地中間管理機構を通じ、農業経営のできなくなった農業者から新たな担い手の農地の橋渡しを行うなど、遊休農地の発生防止や解消にも取り組んでおります。

このように、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、ごてんぼこしひかりをはじめとした米の地域ブランド化の推進など地域農業の活性化を図ってまいりました。継続的な営農ができる環境整備など、引き続き地域に根差した活動を進めてまいります。

以上であります。

○2番（室伏辰彦君） 休耕田というのがあると思うんですが、この橋渡しをしているということですが、近年どのくらいの橋渡しができたのかどうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農業委員会担当参事（前田 修君） 再質問にお答えします。

まず今、中間管理機構の実績として御説明いたしますと、年間で20ヘクタールぐらい、今、中間管理機構の方へ利用、集積ということで上げさせていただけるというような、実績を今把握しているところ、年間約ですけども。

以上であります。

○2番（室伏辰彦君） 次の質問に移ります。

予算書142ページ、6款1項1目12節観光施設個別管理計画策定業務652万3,000円について、この管理計画をどのように活用していくことを考えているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工振興課長（渡邊辰雄君） これは商工振興課が所管しております5施設、あしがら温泉、両駅前センター、両道の駅について実態把握をまず行い、それに伴う長寿命化計画を策定するもの

でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 次の質問に移ります。

最後の質問になります。予算書155ページ、6款2項2目駿河小山駅前交流センター管理費806万9,000円について、観光協会に任せてありますが、いつまで負担を続けていくのか。また、条例の対応はどうなっているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工振興課長（渡邊辰雄君） まず、観光協会にいつまで助成を続けるかということですが、当面はこの状態を続けることとなると思いますが、直営または指定管理者を問わずできるだけ早い時期に、サービス向上と人的・財政的に行政の負担軽減を図るよう努めてまいりたいと考えております。

また、条例の対応につきましては、指定管理者による管理運営ができる条例となっております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） ありません。

以上で終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、教育長は、午前中の会議を公務のため欠席しておりましたが、公務が終了し、ただいまから会議に出席しておりますので、報告いたします。

次に、3番 小林千江子君。

○3番（小林千江子君） 歳出より8点ほど質問させていただきます。

まず、予算書89ページ、2款7項3目12節おやまライフデザイン支援業務240万円、どのような事業なのか詳細をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進課長（石田洋丈君） おやまライフデザイン支援業務の詳細についてはですけども、これから結婚・子育てを迎える地元の若年層が、希望を持って将来のライフデザインを描けるようになるためのセミナーやワークショップ等を行う事業と、町内事業所等と連携して、出会いの場を提供する結婚支援事業を計画しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 再質問ではないんですけども、同じ項目より質問をさせていただきます。

これから結婚を見据えて自分のライフプランを早期に立てる必要があるのではないかということで、この事業を行われているわけですけども、学生の頃からこういったライフデザインに触れておくことも大切なことなのではないのかなというふうに私は考えるわけですけども、こういったことを地元中高生に対する働きかけ等々を行われるような計画、これから何かございましたら教えていただければと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進課長（石田洋丈君） 議員御指摘のとおり、大変大切なことであるというふうに考えておまして、ライフデザインに関する中高生のアンケートの実施、それから小山高校との連携によるセミナーや、実施後各学校へのフィードバック等を行うことを計画しております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） 次の質問に移らせていただきます。

予算書、89ページ、2款7項3目18節空き家活用・流動化促進助成金160万円についてお伺いたします。こちらはどのような事業を計画されているのか、詳細をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進課長（石田洋丈君） 町内の空き家、または空き家の建っている土地を購入し、これらをリフォームまたは解体新築して居住される方に対しまして、助成金を交付して空き家の流動化や定住を促進する事業となります。

助成金額はリフォーム工事の2分の1を上限30万円まで、解体して新築する場合は、解体工事費の2分の1を上限50万円までを助成し、子育て世帯または若年夫婦の場合につきましては上限額を10万円引き上げることとしております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） 同じ項目で質問をさせていただきます。

町内の空き家の実態の把握に関してなんですけれども、またその空き家の情報の発信に関してお伺いさせていただきます。

先ほど室伏辰彦議員の質問により、町の方から利活用ができる空き家として15件ほど空き家データベースにおいて把握されているというような回答をいただきましたが、ざっと私が見る中でも15件以上の空き家が確実に町内にはございます。

そういった空き家のきちんとした把握、それからまたせっかく助成金を設けているわけですから、こういった空き家の情報の発信に併せて力を入れていくべきなのではないのかなと思うんですけども、そういったことを当局はどのようなお考えをお持ちでいらっしゃるのかお聞かせく

ださい。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進課長（石田洋丈君） 空き家の状況についてなんですけれども、本町におけます空き家の調査を行われたものとしましては、最新では平成30年の住宅・土地統計調査というものが行われておりまして、その中で町内には空き家として把握されたものが1,520戸ございます。

ただ、そのうち賃貸用の住宅、アパートですとか、これは官舎とか、公営住宅も含まれておりますけれども、930戸の61%がそういった賃貸用のもの、それから別荘などの二次的住宅が110戸で7.2%。売却用の住宅は0戸と。さらにその他の住宅が480戸というふうになっておりまして、このその他の住宅の中には、一時的な無人家屋、それから危険空き家と呼ばれるような管理不適切な空き家というものも含まれておりまして、これは平成30年の10月の時点ですので、現在はこの480戸のその他の住宅がもっと増えているというふうに推測されるものでございます。

ただ、こちらの把握につきましては、どうしても所有者の活用意向とかをいただくようなそういう御相談によって、把握をするというようなところでどうしても頼っているところでございまして、先ほどの区長さんを通じた空き家の情報提供も含めまして、皆様、所有者の方の意識啓発というものが大変大切になっているかと思えます。

制度の周知に関しましては、ホームページやチラシによる広報を行うとともに、町内の空き家情報を有する小山町移住すまいの相談員さんとも連携をいたしまして、移住検討者とのマッチングを図るなど、制度の活用促進に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） ございません。

次の質問に移らせていただきます。92ページ、2款8項1目7節ふるさと納税返礼品について、お伺いさせていただきます。

昨年新たに導入したeチケットを含めどのような成果を得たのか、そちらの詳細をお聞かせください。また、昨年より3,000万円ほど多く計上しております。この増額された理由も併せてお伺いさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 返礼品につきましては、令和4年度に7事業所の返礼品を追加し、現在48事業所、823の返礼品を提供しております。

その中でも令和4年8月に追加しました強炭酸水のラベルレス、こちらの方は1,000件を超える寄附があり、大きな成果があったと考えております。

また、ふるさとeチケットにつきましては昨年9月から本格導入し、当初2施設で始めましたが、現在事業者の協力をいただき12施設での利用が可能となっております。

実績につきましては、2月26日現在104件、金額にしまして365万3,500円の寄附がありました。

今後も利用できる事業者数を増やし、PRを行っていきたいと考えております。

二つ目の、ふるさと納税返礼品の額が3,000万円ほど多く計上している理由についてです。歳入、19款1項5目ふるさと寄附金の額を6億円と昨年度より1億円増やしたことにより、返礼品の額を増額したものでございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○3番（小林千江子君） ございません。

次の質問に移らせていただきます。

144ページ、6款1項2目12節水門調査750万円についてお伺いさせていただきます。こちらですけれども、平成26年より実施されているこの水門調査ですが、どのような調査を行っておられて、また調査結果としてはどのような報告がされ、今年度はどのような調査を実施するのか、そちらをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） まず、どのような調査についてであります。湯船原工業団地で立地協定により井水を利用する企業が増えてきており、周辺地域に水の影響があるかを、定点観測年5回により調査しております。

調査結果についてであります。本年度は現在調査中であり、昨年度の結果となりますが、周囲の影響について大きな変動は見られておりませんでした。

令和5年度にどのような調査を実施するのかについてであります。令和4年度と同様の調査を同じ調査箇所で行う予定です。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 申し上げます。

質疑中については、私語は御慎みいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○3番（小林千江子君） 同じ項目で、質問をさせていただきます。

工業団地も地下水を利用する企業様が続々と進出される中、やはり町民が一番危惧しているところとして、また関心が高まっているものとしては地下水の水資源です。

水資源の地下水のしっかりとした調査が今後求められてくるのではないのかと思われませんが、町はどのようなお考えをお持ちなのかお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） 地下水について、町はどのような考えを持っているのかについてであります。

新産業集積エリアなど、全ての区画がまだ埋まっていない状況でございます。また、上野工業団地につきましては造成工事中となっていることから、引き続き周辺地域の水に影響があるかを調査すべく定点観測を実施してまいります。

以上であります。

○3番(小林千江子君) では、次の質問に移らせていただきます。

175ページ、7款5項1目21節町営住宅移転補償、120万円に関してお伺いいたします。こちらの予算ですけれども、何件分を見込んでいらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○都市整備課長(込山次保君) 町営住宅移転補償につきましては、1件につき24万円で5件分を見込んでおります。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 再質問はありませんか。

○3番(小林千江子君) 一般質問でも私、この件に関しまして質疑させていただいておりますが、分散されている住居を早期に集約していただいて、無駄な税金の投与を一日も早く調整することが求められていると考えております。

現在の長寿命化計画では令和4年度で終了するわけですけれども、令和5年度の実施される計画は、この集約に対してどのような考えをお持ちでいらっしゃるのか。

先ほどの回答ですと年間5件を見込んでいるということですが、これですと集約にも時間だけがかかり、町税が投じられるばかりになってしまうのかと思います。その点に関して、当局の御意見を伺わせていただければと思います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○都市整備課長(込山次保君) 一般質問のときにもお答えいたしましたけれども、無理やり出いただくのではなくて、粘り強く交渉をさせていただいて、なるべく友好的に出いただくような形を取って一日も早く用途廃止の手続をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長(遠藤 豪君) 再質問はありませんか。

○3番(小林千江子君) そうですね。粘り強く交渉を続けるというような御回答でしたけれども、粘り強く交渉を続ける自分達、町側の見通しが5件であるというようなことですが、この5件というのは粘り強く早期に対応したいという意思の表れとしては少ないのかなというふうに思ってしまうんですけれども、そちらの点としてはいかがでしょうか。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○都市整備課長(込山次保君) 今の質問にお答えいたしますけれども、粘り強くやっていく中でも、なかなかそれぞれ皆さんの事情がおありになりまして、まだもうちょっと待ってくれですとか、考えさせてくれとかという御意見も多いものですから、一応5件とは予算を計上しておりますけれども、皆様がそろって出いただくようでしたら、また補正予算等をお願いいたしまして対応したいと考えております。

以上でございます。

○3番（小林千江子君） 以上で質問を終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号 令和5年度小山町一般会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

日程第2 議案第32号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第33号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第4 議案第34号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第35号 令和5年度小山町土地取得特別会計予算

日程第6 議案第36号 令和5年度小山町介護保険特別会計予算

日程第7 議案第37号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第8 議案第38号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算

日程第9 議案第39号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第10 議案第40号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算

日程第11 議案第41号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第12 議案第42号 令和5年度小山町水道事業会計予算

日程第13 議案第43号 令和5年度小山町下水道事業会計予算

○議長（遠藤 豪君） お諮りします。日程第2 議案第32号から日程第13 議案第43号までの令和5年度特別会計及び事業会計予算、12件については、一括質疑とすることにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号から議案第43号までを一括議題とします。

本議案については、2月22日及び24日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

通告に基づき、会計ごとに順次発言を許します。

最初に、議案第39号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算の質疑について、発言を許します。

7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計に関して、1点だけ御質問をさせていただきます。

予算書の6ページの歳入、7ページの歳出に関してであります。

歳入でも歳出でも、前年度予算とほぼ同額の予算計上です。再稼働後の状況判断と木質チップの原材料の値上げ等を考慮しても、前年度程度の歳入歳出見込みでいいのか伺います。

また、稼働率を何%程度としての見込額なのかも併せて伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○未来拠点担当参事（山本尚毅君） 前年度程度の歳入歳出見込みでいいのかについてでございますが、歳入、歳出ともに令和4年度見込額を基に算出しております。

役務費や光熱水費は物価高騰による値上りを想定した額としており、燃料費についても、令和4年度の使用料を基にペレットの値上げを想定した単価により算定をしております。

稼働率についてであります。こちら85%の見込みとして歳入の売電収入及び歳出の燃料費等の算定を計上してございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、3番 小林千江子君。

○3番（小林千江子君） 8ページ、2款1項1目企業版ふるさと納税500万円に関してお伺いさせていただきます。

こちらのふるさと納税ですけれども、何社からの寄附を想定されているのかお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○未来拠点担当参事（山本尚毅君） 何社からの寄附を想定しているかについてでございますが、計上している500万円については、令和4年度の見込額としている額と同額を計上しており、この寄附については1件で幾らとの設定がないため、件数については想定しておらず年間見込額を一式計上としております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 企業版ふるさと納税ですけれども、町からの働きかけが大変重要になってきます。働きかけをすることによって企業様の方から納税をしていただく、いかがですかというような調整になります。

何社からの寄附というような想定はされていないとしても、どのような働きかけをもって更なるふるさと納税を獲得しようと思われているのか、そちらの方をちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○**未来拠点担当参事（山本尚毅君）** どのような働きかけを行っているかについてであります、小山町就職サポートブックの作成時の打合せや合同就職フェアの打合せ時に、各企業に訪問する際に、寄附の概要説明や事業の趣旨を説明しお願いをしているところでございます。

また、企業版ふるさと納税の対象は、小山町に本社がない企業となるため、小山町に工場や支社を置いている企業の本社に訪問する際に併せて概要を説明し、お願いをしているところでございます。

以上であります。

○**3番（小林千江子君）** 以上で質問を終わりにします。

○**議長（遠藤 豪君）** これで、議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案第41号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計予算の質疑について発言を許します。

7番 高畑博行君。

○**7番（高畑博行君）** 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計、予算書5ページ、6ページの歳入、歳出に関連して質問をさせていただきます。

私は、毎年この温泉供給事業特別会計については疑問の声を上げているわけですが、今回の予算も歳入の温泉使用料は33万6,000円に対して、歳出の温泉供給事業は管理していくために149万1,000円かかります。

くしくも繰越金が211万1,000円あるから見かけ上問題ないように見えますが、給水管や関連施設の大規模なメンテナンスが必要になったら大問題です。この事業について、当局は長期的展望をどう考えているのか伺います。

加えて、特別会計の本数が非常に多い本町としては、この会計は廃止して一般会計の中に繰入れていいのではないかと私は考えるわけですが、その点も併せて伺います。

○**議長（遠藤 豪君）** 答弁を求めます。

○**商工振興課長（渡邊辰雄君）** 長期的展望をどう考えるかでございますが、本特会につきましては、温泉の分湯事業を始める際に、分湯先の事業者から加入金として納付されたものが大半を占めており、目的を明確にするためにも一般会計に繰り入れることは適当でないと、まず考えてございます。

また、議員御指摘の今後生じる大規模な改修工事などが想定されますが、これについては、分湯先の宿泊施設から生じる目的税である入湯税もございまして、総合的な考えから一般会計からの繰入れを考えてございます。

以上でございます。

○**議長（遠藤 豪君）** 再質問はありますか。

○**7番（高畑博行君）** 要するに会計を明確にするために特会にしてあるというお答えでしたけれども、当局内において、この会計をやっぴり廃止して一般会計の中に入れたらどうなのかという

ふうな議論をされたことはあるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

当特別会計の取扱いについては、令和3年度の9月定例会の質疑の中で、高畑議員の御質問にそういった御質問等もございました。

そのときに、私どもは総務省のアドバイザー制度を活用して、公共施設のマネジメントについてアドバイスなどをいただきながら、この経営について図ってまいりたいという答弁をさせていただきました。

本年度はそういったことも踏まえて、この施設の会計についてアドバイスをいただくことをやっております。

その中で、当議論においては、利用料等の繰越金の残高に注視しながら経営を行っていくということを、まずもって決めてございます。また、一般会計からの繰入金は、今のところ見込んでいないと。

つまり繰越金がある限り、その残高に気をつけながら、まずは経営を行っていくということが大きな柱になっていくと思います。そういった議論をして、この会計について経営をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（高畑博行君） 歳入の33万6,000円に対して管理するために149万円、要するに100万円以上多くかかっていくわけです。毎年続いていくと、必ず繰越しの金額も尽きていくわけです。

ぎりぎりになって議論するよりは、もう今からそれを見越した議論をしていったらどうか。特にメンテナンス云々だって、当然起こり得る問題であります。

そういうことをトータルで考えていったら、その議論を深めていく必要はあるんじゃないかと思うんですが、その点、再度同じような質問になってしまいますけれども、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 高畑議員の再々質問にお答えいたします。

議論といたしまして、いろいろな特別会計に対しての出来事というものを、今回提示してその内容について議論したところがあります。

その中で、宿泊施設に対して今上限を1日15立米という形で協定を結ばせていただいているところでございますが、この有効期限が令和5年5月30日となっているところでございます。この際の話合いとか、そういったこともまだまだこれから議論はあるかと考えております。

それからまた、発展的な考えではございますけれども、交流人口の拡大、観光振興に寄与する宿泊施設へ継続的に温泉を供給することが、先ほど課長からも答弁があったように更なる入湯税等、そういったもので町にバックされてくるということもございます。そのためにメンテナンスというものは必要になってくるわけですので、その会計を明確化するために特別会計という形

で進めております。

ただ発展的なことを少し省いてしまったところがございますが、さらなる収入確保のために、このエリアがフロンティア推進区域の足柄区域であるということから、隣接市の利用というようなこともまだまだございますので、そういったことに対して分湯も可能なのかどうかということも、発展的な考えで見れば検討しなければならない一つなのかなと考えております。

ですので、現在は、先ほども答弁いたしましたけれども、繰越金の予算残高に留意しつつ経営を続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（高畑博行君） この問題に関しては、本当に当局の方で、本当に根本に返って長期的な展望に立つならば、どういうふうにこの会計を扱っていったらいいのか、一般会計の方に入れてやった方が妥当かどうかということを含めて、今後深く議論をしていただきたいということを要望して、私の質問を終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） これで、議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案第43号 令和5年度小山町下水道事業会計予算の質疑について発言を許します。

7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 令和5年度小山町下水道事業特別会計に関して、1件質問をさせていただきます。

予算書の11ページ、1款2項1目一般会計繰入金についてであります。

令和5年度は、一般会計からの繰入金が7,066万2,000円と昨年の9,817万2,000円と比較すると3,000万円弱減額になっているわけですが、これは下水道料金値上げによる繰入額の減少と判断していいのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 高畑議員にお答えします。

下水道事業会計への一般会計繰入金については、議員御指摘の予算書11ページ、収益的収入の2項1目他会計繰入金7,066万2,000円のほかに、予算書12ページの資本的収入の4項1目一般会計繰入金4,200万円があり、合計で1億1,266万2,000円となっており、昨年と比べると1,449万円の増額となっています。

繰入金額については、公債費相当額を目安にという基本的な考え方に変更はありませんが、今回、公営企業法への移行に伴う会計手法の変更に当たり、収益的収支、資本的収支ともに、収支がマイナスにならないように調整して振り分けた結果によるものであります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 了解しました。

以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） これで、議案第43号の質疑を終わります。

以上で、特別会計及び事業会計の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第33号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第34号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第35号 令和5年度小山町土地取得特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第36号 令和5年度小山町介護保険特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第37号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、所管の総務建設委員会

に付託することに決定しました。

次に、議案第38号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第39号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第40号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第41号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第42号 令和5年度小山町水道事業会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第43号 令和5年度小山町下水道事業会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、所管の総務建設委員会

に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は3月2日木曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後1時39分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 高 畑 博 行

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

令和5年第1回小山町議会3月定例会会議録

令和5年3月2日（第4日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
9番 藺田 豊造君 10番 米山 千晴君
11番 池谷 洋子君 12番 鈴木 豊君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	長田 忠典君	経済産業スポーツ部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	教 育 次 長	平野 正紀君
人口政策推進課長	石田 洋丈君	フロンティア推進課長	岩田 幸生君
企画政策課長	勝又 徳之君	地域振興課長	小野 正彦君
総 務 課 長	渡邊 徹君	税 務 課 長	渡辺 史武君
防災担当参事	伊藤嘉代子君	福祉長寿課長	杉山 則行君
健康増進課長	山本 智春君	観光スポーツ交流課長	湯山 浩二君
商工振興課長	渡邊 辰雄君	農 林 課 長	湯山 光司君
学校教育課長	大庭 和広君	総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	山口 紘史君
会議録署名議員	7番 高畑 博行君	8番 渡辺 悦郎君	

散 会 午後3時33分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

(代表質問)

10番 米山千晴君

1. 町長が目指すまちづくりについて
2. 新型コロナウイルスへの町の対応について
3. さらなる富士山観光の推進について

8番 渡辺悦郎君

1. 次期町長選の出馬は
2. 「育てたい、暮らしたい、帰りたい町」を目指すためには
3. 障害者就労支援について

(個人質問)

7番 高畑博行君

1. 小山町の未来を見据えて

4番 佐藤省三君

1. 中学校部活動の休日地域移行への準備について
2. 校則の見直しについて
3. 学校、学級規模の適正化について

5番 岩田治和君

1. 民生委員・児童委員の選任について

12番 鈴木 豊君

1. 児童生徒数の減少における町内小中学校の方向性の考えについて

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することとします。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは議席にて答弁を行うことといたします。再質問については、全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず代表質問を行います。

最初に、10番 米山千晴君。

○10番（米山千晴君） 本日、私は、小山町議会議会派新生会を代表いたしまして、一括質問一括答弁方式にて質問させていただきます。

町長は、この3月議会が今回の任期最後の議会となります。この最後の議会において、テレビ画面で御覧になっておられる町民の皆様に対して、どのように小山町のまちづくりを行ってこられたのか、また、これからどういった将来を考えていくのか、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

町長は、この任期中の3年間と猶予の期間、当初考えてもいない新型コロナウイルス感染症という世界に猛威を振るった病原に、思うようなかじ取りができなかったのではないのでしょうか。また、この病原から新たなまちづくりの手法を発見し、推進できたのか。多種多様な考えの下、当局も大変御尽力されたと推察いたします。

まだ早い発言とは存じますが、町が残ったという思いもございませう。まちづくりは永遠であります、この議会では、町長が目指すまちづくりについてお聞きいたします。

大項目の1でございます。

最初に、町長が第5次小山町総合計画実施計画にも掲げている「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」の実現に向けた、町長の4年間の成果についてお答えください。

次に、町長が推し進めたこの将来像（5次総）は、具体的にどの町の施策に反映され、小山町が今後各地区ごとのどのような町になっていくのか。

町民の方々が一番知りたいのは、自分たちの住んでいる場所、いわゆる地区がどのようなようになっていくかではないでしょうか。

小山地区では、やはり注目されているのは、駿河小山駅前活性化事業についてであります。

この地区では、飲料メーカーが進出しましたが、そこと駅前とのネットワークを活かした事業等ができないのでしょうか。

また、当地へ流入する大型車両の問題など、解決すべきことは山ほどあります。

次に、音淵商店街、落合商店街は、かつては銀座通りと称され、春祭りにおいては武者行列が通り、大勢の人々が集まり、にぎわいを呈していました。

今後、この小山町のメインストリートはどのようにしていくのか。

明倫地区においては、地域住民によるまちづくり推進事業が盛んに行われており、こども園の開園等の明るい話題もあり、地域の方々のまとまりがある地域となっております。

そんな地区の問題は、市街化区域の有効活用はできるのかであります。

そのためには、道路整備、区画整理事業は必要と考えております。

今度、どう進めようとお考えでしょうか。

足柄地区では、大型観光施設の誘致は決定しております。

しかし、この大型観光施設の概要が見えてきておりません。

足柄駅周辺とどうつながり、活性化していくのか、また、当該地区との交通インフラの整備、そして何よりも、小田急のロマンスカーを足柄駅に停車させ、お越しくださる方々の利便性を図ることができるのかでございます。

難問は多いですが、もう動かなければ間に合わなくなってしまう、そのように危惧されております。

北郷地区では、都市計画道路ができ、周辺の開発を促す準備はできているが、スーパーが撤退するなど、周辺では元気がありません。

隣の御殿場市にはドラッグストアがたくさん出店しているのに、小山町においては1店舗もございません。

特に小さなお子様をお持ちの御夫妻などは、御殿場市のドラッグストアまで出かける、それも真夜中というお話も承っております。

この後、北郷地区では、民間の土地区画整理事業の計画も進み、人口増が見込まれる中、私は、この地区ではぜひドラッグストアを誘致していただきたいと考えますが、誘致のお考えはありますでしょうか。

須走地区では、ふじのくにフロンティア推進地区に指定されているにもかかわらず、観光活性化計画の具体的な内容が何も見えてきません。

取り残された地域と言われる声も、最近耳にします。

ただ、明るい話題もあります。

今までなかった生鮮食料品などを扱うスーパーマーケットの進出が決まり、造成工事が始まり
ました。

早速完成が待たれるのは、明るい話題でございます。

これにより定住される人も増えると考えますが、町の取組はどこまで進んでおりますでし
ょうか。

我が町小山町の各地区について、町長が描いている未来想像図をお聞かせください。

次に、ふじのくにのフロンティアを開く取組を推進する中で、現在、上野工業団地、新産業集
積エリアの残り区画では、どのような企業誘致が進んでおりますでしょうか。

また、その企業進出の結果、税収はどのぐらいを見込んでいるのでしょうか、お答えください。

次に、町長へ寄せられる町民からの様々な期待、要望は、年々高まっております。

このコロナで疲弊した状況で、町民の皆様の「よりよい町になってもらいたい」というのは、
町民の皆様が町に対して将来への期待を要望として託した言葉でございます。

町長も認識されており、5次総にもうたっておられます。

この各区からの要望に対して実現されなかった事案について、今後どのように対応されてい
くのか、お答えください。

次に、大項目2の新型コロナウイルス感染症への町の対応について、質問いたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症に関しましては、前段でも述べさせていただきましたが、
小山町はこれまで様々な取組をされてこられました。

国は、今後、感染分類を第5類へ、この5月の連休明けに移行することを決定しております。

現在、国が行っている様々な施策、特に支援策について、この5類への移行により変化が出て
くると思われますので、施策の継続、転換するべき課題や、その後の柱となる事業は何になるか、
お答えください。

次に、今後の具体的な感染対策について質問をいたします。

国・県の感染対策はどのように変わっていき、その結果、町の感染対策が変化していくのか、
また、学校の運営の変化や、生徒への対応も変わっていくのか、お答えください。

次は、先ほどとは視点を変え、今後の経済支援対策について質問いたします。

町の企業は、中小企業、小規模企業、そして個人事業主が大半を占めております。

町の経済を下支えしているのは、この小規模企業の皆様と個人事業主の皆様でございます。

この3年間にも及ぶ新型コロナウイルス感染症の猛威により、小規模企業者、個人事業者の方々は、
身を削る事業展開を行い、生き延びてきたのが現実でございます。

令和2年以降、病原の感染拡大に伴い、まずは企業の存続を重視した様々な融資制度を国、県、
町は行ってまいりました。

今後、第5類に移行することで、融資返済期間の先延ばしなどの経済産業省が中心となった支援策、資金繰り支援の動向として、打切り等があるのではないかと心配しております。

疲弊した企業の経済活動の復活は、国の分類の変化をした途端、その翌日から立ち直るものではないかと心配しております。

特に、融資はありがたいものでありますが、現実には返済があるのです。

その中で、以前、利子の負担を一時町が行っていましたが、企業にとっては大変ありがたい施策でございました。

その後、国がその利子も負担している施策となったわけですが、もうすぐその返済が始まることとなります。

ようやく明るい兆しが出てきましたが、元の事業経営にはほど遠く、生き残るにはまだまだ時間がかかると思います。

世界的なエネルギー高騰、物価高騰がまだまだ続き、企業は完全に立ち直ってはおられません。

融資に対する支援をアフターコロナ支援策、エネルギー・物価高騰支援策として検討できないでしょうか、お答えいただければと思います。

次に、観光誘致対策について質問させていただきます。

コロナ禍で、観光目的での人流が世界的に極端な減少状態となりました。

一時、ピークの9割の動きがない状態になったとも報道されました。

我が小山町は、コロナ前は特に海外からの観光客が多かったため、観光業界には大きな影響が生じておりました。

撤退や休止した宿泊施設もあったと聞き及んでおります。

しかし、昨年7波収束以降、人流の緩和が促され、県内では熱海市など、回復状況がメディアにも紹介されました。

メディアから映像を比較するのにちょうどいい例になってしまいました。

さて、この3年の間、町はどのような観光施策を行って、誘客維持、確保につなげておられたのでしょうか。

また、その施策の成果はどうだったのでしょうか、お答えいただければと思います。

次に、大項目の3であります、更なる富士山観光の推進についてを質問いたします。

小山町の地域の資産を活かした観光の柱である富士山は、令和5年、今年の6月22日で、富士山世界文化遺産登録から10周年を迎えることとなります。

当時、町内でもこの登録は、世界へ発信できる財産として大いに喜ばれました。

この登録の前には、富士山のマイナスなイメージも出てしまったこともありましたが、各方面の方々の御努力によりこの偉業を成し遂げたことは、大いに誇っていいことだと思っております。

町長も、「小山町はほかにない大きなポテンシャルを世界文化遺産富士山がある町」と紹介しておられます。

そして、コロナで打撃を受けたときには、いち早く富士山観光の復活へ動かれ、マイカー規制の時間短縮など、小山町独自の観光施策として打ち出されました。

今後、富士山との関わりをどのように行い、活かし、共存していかれる方針なのか、また、この節目に当たり、来年度は特別な事業等を検討しているのか、お答えください。

よろしく願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 米山議員にお答えをいたします。

初めに、町長が目指すまちづくりについてのうち、第5次総合計画に掲げる「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」の実現に向けた、私の4年間の成果についてであります。

町民の皆様とともに策定した第5次小山町総合計画では、目指すべき将来像を「育てたい、暮らしたい、帰りたい町 小山町」として、その実現に向け、取り組んでいるところであります。

多くの分野で新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けましたが、主な成果といたしまして、七つの基本目標ごとに申し上げますと、「安全・安心なまち」では、医師会の先生方などの御協力をいただきまして、オールおやまで、新型コロナウイルスワクチン接種を着実に実施いたしました。

また、富士山火山防災マップの改訂や、同報無線設備のデジタル化、更には小山消防署の建て替えに着手いたしました。

「健康で笑顔あふれるまち」では、給食費や18歳以下の医療費の無償化の継続、小中学校の全児童生徒へのタブレット端末の整備、更にはすがぬまこども園の開園など、子育てしやすい環境の整備を行いました。

また、地域福祉におきましては、地域共生社会の実現を目指すため、制度の垣根を越えた、属性を問わない相談・支援体制、包括的支援体制構築事業を構築いたしました。

「文化の薫るまち」では、町民が健康増進やスポーツ活動に親しめるよう、スポーツ振興基本計画を策定し、多目的広場にジョギングコースを整備するなど、いつでも、どこでも、誰でも楽しめる生涯スポーツの推進を図っております。

また、文化芸術振興基本計画を策定し、おやまアートビレッジを継続的に実施し、町民の皆様に文化芸術に触れる機会を創出いたしました。

「活力あふれるまち」では、三来拠点事業を着実に推進し、経済活動を促進するとともに、オリンピック・パラリンピック自転車競技ロードの開催地ならではのレガシーの活用や、準高地トレーニング等のスポーツ合宿誘致を推進するなど、スポーツツーリズムによるまちづくりを進めました。

また、おやま応援プレミアム商品券の販売や、企業に対しての物価等高騰対策支援、事業継続支援などの実施、更には須走地区での商業施設誘致など、にぎわいのある商業地づくりを進めました。

更に、人口政策を推進し、おやまライフサポート事業の実施など、定住人口の増加を図りました。

「富士山と共に生きるまち」では、4市1町からなる富士山ネットワーク会議において、ゼロカーボンシティ宣言を行い、公共施設のLED化を行うなど、脱炭素社会の実現に向けた歩みを進めました。

また、富士山須走口の自然環境や登山マナー及び情報発信を行うため、環境省による富士山須走口五合目インフォメーションセンターの整備を進めているところであります。

「便利で快適なまち」では、公共交通としてデマンドバスを開始し、町民の利用や満足度が飛躍的に向上いたしました。

「計画を推進するために」では、小山町DXガイドラインを策定し、デジタル技術を活用した効率的な行政運営と町民の利便性を向上させるよう推進しております。

また、持続可能な行財政運営の方針として、現在、小山町長期行財政運営計画を策定しております。

更に、小山町長等特別職政治倫理条例や小山町職員倫理条例を制定し、コンプライアンスの徹底に取り組み、公平公正な職務の遂行を確保し、町民に信頼される町政の確立を目指しております。

以上が、主な成果であります。

次に、町長が推し進めた将来像（5次総）は、どのように町の施策に反映され、各地区ごとどのような町になっていくのかについてであります。

私の描く各地区の未来構想であります。基本的には、都市計画マスタープランの地域別構想に基づいて各地域のまちづくりを進めることが大前提であると考えております。

そんな中で、成美地区については、駿河小山駅周辺の活性化及び商店街のにぎわいづくりと住宅環境の整備が重要であると考えます。

落合地区におけるスーパーマーケットの誘致、地域優良賃貸住宅の建設などは、地域の活性化に寄与した、とてもいい事例となりました。

また、昨年のもちなか回遊イベントでは、地域の魅力を再確認でき、にぎわい創出につながる取組となりました。

このような取組を踏まえ、駿河小山駅周辺について、町の玄関口として来訪者をもてなし、歴史・文化が感じられ、地域の輪がつながり育つエリアとして、民間の力を活かしながら、にぎわいの創出を進めていきたいと考えております。

明倫地区については、スーパーやホームセンターが近く、生活利便性の高い地区であります。

また、新たにこども園を開園いたしました。

当地区においては、地域のコミュニティ活動が盛んに行われ、世代間の交流が図られており、昨年の町民意識調査では、多くの項目で満足度が向上している結果となりました。

一方、市街化区域内には、用途に応じた活用がされていない土地がまだまだ多いものと認識しております。

町道改良工事等による狭隘道路の対応を進め、宅地開発の誘発を進めるとともに、地域への定住促進のために御協力いただける土地所有者との交渉、更には小山消防署の跡地の有効活用など、定住の促進に結びつけていきたいと考えております。

足柄地区につきましては、足柄城跡などの歴史・文化遺産を地域の特徴とし、リニューアルした足柄駅交流センターなど、新たな町並み景観を形成しております。

また、観光の拠点である誓いの丘、金時山、更には複合観光施設であるアクアイグニスの開設が予定されているなど、都市住民との交流の拠点として、今後ますます活性化していく地区になるものと期待しております。

そのため、首都圏からの観光客の更なる利便性向上のため、特急ふじさん号の足柄駅への停車について、JR東日本や小田急電鉄へ要望していくことも重要であります。

また、町にある唯一の高等学校である小山高校があります。

高校生議会による提言をまちづくりに活かすなど、昨年度締結した包括連携協定に基づき、連携の強化について更に進めていきたいと考えております。

北郷地区については、新東名高速道路の小山PA、スマートインターチェンジの開設や、モータースポーツ関連事業、工業団地への企業の立地など、人の往来が増加し、都市計画道路の沿道区域の開発の期待が高まるものと考えております。

そのため、沿線区域のまちづくりとして、民間活力を利用した一体的な開発により、住宅地の整備や商業設備の立地誘導が必要であります。

沿道区域のポテンシャルを引き出せるよう、商業施設の誘致についても私自身が自ら先頭に立ち、トップセールスを行い、地域の皆様が住みよいまちづくりの実現に尽力していきたいと考えております。

須走地区につきましては、区長との意見交換会での要望を踏まえ、須走地区活性化事業として商業施設の誘致を行い、現在、町による造成工事について、3月末を工期として実施している状況であります。

その後、事業者による施設の建設が始まり、今年の夏頃の開店を目標として進んでおります。

また、フロンティア推進区域の須走周辺地区については、エリア内に宿泊施設が誘導できるよう、都市計画法の運用基準を定め、施設の整備が可能となりました。

現在、当エリアにおいては、富裕層向けの宿泊施設の工事が着手されており、更に一つの民間企業は立地の可能性を検討しております。

こうした民間との動きと連動し、官民連携の手法を念頭に置きながら、町としても積極的にこのエリアの特性を活かした交流人口の拡大に向け、取り組んでいきたいと考えております。

また、当地区は、世界遺産富士山のある地区であります。

そこに暮らすことが誇りとなり、憧れとなるように、環境を保全するとともに、富士山交流観光の推進や準高地トレーニング等の合宿の誘致、更にはスポーツ施設の整備の検討を進め、町民の健康増進とスポーツツーリズムを推進し、活気のあるまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、新産業集積エリアの残り区画数について、工業団地としては、全体5区画に対し、残り2区画となっており、これまでに多くの企業から引き合いがあり、現地での説明は行っておりますが、今のところ契約までには至っておりません。

引き続き、5区画全体が埋まるよう、事業協力者である大和ハウス工業株式会社や県などと情報共有し、企業誘致に努めてまいります。

上野工業団地につきましては、造成工事の遅れはあるものの、本年7月末の完了に向けて工事を進めております。

計画では、全体区画数6区画に対し、進出する企業のオーダーにより区画全体を購入していただくことも可能となるよう進めております。

現在、企業誘致に係る問合せはありませんが、まずは造成工事の完了を目指してまいります。

二つの工業団地は、コロナ禍においても企業の撤退や進出見送りといった事態に陥ることなく、首都圏から100キロ圏内という交通利便性に優れた魅力的な地域であることから、首都圏で企業誘致を行っている静岡県東京事務所に私自ら赴き、本事業区域への企業誘致の働きかけを積極的に行っているところでございます。

本町の三来拠点事業は、若干の遅れがあるものの、おおむね当初計画に沿って進んでおり、引き続き事業協力者と連携して、企業誘致に取り組んでまいります。

町税につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況からの緩やかな回復や、工業団地への企業立地が進んだことにより、町税全体で増額傾向にあります。

特に町税全体の6割強を占める固定資産税につきましては、工場建物の新設や設備投資が進んだことなどにより、令和5年度当初予算では、前年度に比べ3億5,900万円余、率にして14.7%増額の約28億円を計上いたしました。

今後の税収見込みにつきましては、私は3年前の令和2年3月定例会において米山議員の代表質問に対してお答えしており、その時点では、固定資産税については、富士山麓フロンティアパークや新産業集積エリアなどの工業団地全ての区画に企業が立地した場合の初年度1年間の合計税額は、土地が約1億円、家屋が約2億4,000万円、償却資産が約4億6,000万円の、合計約8億円が見込まれるとお答えしておりますが、現時点で、固定資産税の土地については、湯船原地区の全ての工業団地21区画のうち、上野工業団地6区画を除く、15区画に課税しております。

また、15区画のうち5区画については、家屋及び償却資産についても課税しております。

今後の課税につきましては、立地する企業の業種、建物規模及び設備内容などが不明であるため、税額を正確に算定することは困難であります。仮に残りの16区画に既に進出した企業と同

様に建物建築及び設備投資がなされた場合、土地が約1億3,000万円、家屋が約2億6,000万円、償却資産が約5億3,000万円の、合計約9億2,000万円を初年度に見込むことができ、3年前と比べ、合計で1億2,000万円ほどの増額を想定しております。

また、固定資産税以外にも、法人町民税などについても課税を行うこととなります。

そのほか、小山PA周辺地区や足柄SA周辺地区での複合観光施設などの開発計画もあることから、今後も町税の増収傾向を見込むことは可能と考えております。

次に、各区からの要望に対して実現されなかった事案について、今後どう対応していくのかについてであります。

各区から提出された令和3年度の要望は569件で、道路の改修や補修、農業用水路の補修や林道の修繕などが多く、建設課と農林課の案件が495件、全要望の約87%を占めております。

そのうち、町が実施した案件及び県などへ進達した件数は281件、約50%となっております。

実施率は約50%となっておりますが、事案の緊急性等を考慮し、要望書の提出なしに事業実施を行ったものや、各課と区長との立会いを実施し、問題解決に向けて今後の対応を協議したものなどもあり、町は各区からいただいた要望の全てに対応可能ではありませんが、数多くの要望に対応していると考えております。

また、実施に至っていない事案として、底地が民有地等のため町が実施できない事案や、町とは別の主体が実施すべき事案、町が直ちには実施できない事案に対し、継続的に要望として上がってくる事案も含まれております。

実施に至らなかった案件につきましては、各区長と現地を確認した上で、優先順位をつけ、対応しており、予算の推移を確認した上で実施してまいります。

県などへの進達後も実施に至らない案件につきましては、引き続き関係する各機関等へ働きかけを行ってまいります。

また、現在の要望方法について、区長に多大な事務負担をおかけしておりますので、令和5年度から様式や手法を変更することにより、区役員の事務負担の軽減を図る予定でおります。

最後に、令和5年度におきましても、当初予算において要望等に対応する関係予算を増額するなどし、町民の皆様が暮らしやすい、よりよい町となるよう対応していきたいと考えております。

次に、新型コロナへの町の対応についてのうち、当該感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、第5類への移行に伴う町の対応、施策の継続、転換すべき課題や柱となる事業についてであります。

議員御案内のとおり、本年1月27日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」を発出し、5月8日から新型コロナウイルスを現在の第2類相当から季節性インフルエンザ等と同じ第5類に位置づけることを決定いたしました。

翌2月10日にも同対策本部は、3月13日から「マスク着用の考え方の見直しについて」を運用

することといたしました。

また、第5類に位置づけられることに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、政府対策本部と都道府県対策本部は廃止され、同時に特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置も終了いたします。

本町の対策本部につきましても、特措法による感染症対策に関する権限がなくなるため、廃止の方向で考えております。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、世の中の価値観や行動様式が変化し、人の移動や対面が大きく制限され、オンライン決済やテレワークが急増するなど、我々は否が応でも新しい常識に適應する必要に迫られつつあります。

こうした状況を踏まえ、町は令和3年度に小山町デジタル・トランスフォーメーション（DX）ガイドラインを策定し、今年度より住民サービスの向上及び地域づくり、行政事務等の改善、効率化のために、デジタル技術を活用したICT化を進めております。

デジタル活用が進む中、デジタルに慣れていない利用者への対応やセキュリティー対策等の課題がありますが、その解決に取り組み、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化に向けたDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に取り組んでまいります。

また、感染防止のための自粛等により町内のイベントや祭事等が中止され、地域コミュニティの希薄化が懸念されております。

安全・安心、健康で笑顔あふれる小山町を目指すためには、各地域の活力が必要であります。

地域コミュニティ活性化のために、地域の防災、福祉等、地域課題の解決に向けた事業の展開が必要であると考えております。

次に、感染対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症が第5類に位置づけられた後の国・県の感染対策につきましては、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保などの項目により、今後、具体的な措置が講じられることとなっており、マスク着用の見直し適用後も、基本的な感染対策は重要であるとし、引き続きの励行が促されます。

本町におきましても、国・県の方針に基づき、感染防止対策につきまして、今後も町民の皆様と呼び掛けてまいります。

また、新型コロナワクチン接種に関しましては、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず、予防接種法に基づいて実施しております。

来年度のワクチン接種につきましては、現在、政府の専門部会において検討されており、国からは特例臨時接種の継続を前提として、準備を進めるよう指示されているところであります。

このため、国・県からの情報を注視し、適切な接種体制を確保するとともに、町民の皆様に必要な情報を提供してまいります。

次に、学校運営や児童・生徒への対応についてであります。

新型コロナウイルス感染症への学校における対応は、今年3月31日までは、卒業式を除き、従来どおりとなります。

卒業式では、卒業生は、式典全体を通じてマスクを外すことを基本としております。

4月1日以降は、マスクの着用を求めないことを原則とし、学校教育活動におきましては、国からの感染症対策に留意し、学校医とも相談しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、利子の負担を一時、町が行ってきたが、この支援をアフターコロナ支援策として検討できないかについてであります。

議員御指摘のとおり、経済産業省によるコロナ関連の資金繰り支援策は、企業の規模や売上高の減少率に応じて、金利が実質無利子となるもの、低利融資の貸付、保証金の補助など、様々なメニューが用意されておりましたが、金利が実質無利子となるものは、昨年9月末で新規の申込み受付を終了しております。

現在の制度融資は、特に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生活衛生事業者を対象とした制度融資であり、低金利貸付、設備や運転資金の返済据置き措置、無担保融資などとなっております。

一方、町は、県の利子補給に町が上乘せを行うことにより2年間実質無利子となる、静岡県経済変動対策貸付制度を令和5年度も引き続き実施いたしますので、今後、条件つきではありますが、借換えまたは新たに資金繰り支援を必要とされる方には、こちらの制度を御活用いただくとともに、国・県の制度融資も引き続き周知を行ってまいります。

また、元本の返済据置き措置の5年間が終了し、返済が始まるまでには、そのときの情勢にもよりますが、アフターコロナの事業者支援を積極的に行ってまいります。

次に、町がどのような施策により来訪者の確保に努めてきたか、また、その成果についてであります。

議員御指摘のとおり、本町の観光産業を取り巻く環境は、長引くコロナ禍の影響に伴う旅行者の減少や経済活動の縮小などにより大きな打撃を受け、現在も厳しい状況にあります。

令和元年度末から新型コロナウイルスが流行する中、町では経済活動の活性化と感染拡大防止のバランスを考慮しながら観光振興に努めてまいりました。

令和2年度は各種イベントが実施できず、富士山観光では夏山登山が閉山となったため、登る富士山から見る富士山への転換を促し、須走口の山小屋には経営支援を行うとともに、交通事業者への支援も兼ねたハイキングバスやハイキングタクシーの運行により、富士箱根トレイルへの誘客を図りました。

非接触型の時代に即した取組として、スマートフォンのGPS機能を利用したデジタルスタンプラリーも開始いたしました。

また、大きく落ち込んだ経済活動の早期回復を図るため、静岡、山梨両県が相互の特産品や文化・観光資源を持ち寄った「バイ・ふじのくに」交流促進事業に本町も参画し、近隣自治体と連

携した観光PRや販路拡大に努めました。

令和3年度は、コロナの収束が見通せない状況ではありましたが、1年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を町民の御協力の下、成功に収め、大会期間中は本町の自然豊かな景観が映像を通して全世界に発信されました。

また、屋外での活動に対する需要が高まってきたため、富士山の開山に合わせて、山小屋が行う登山者の感染防止対策や、宿泊事業者が行う観光地ワーケーションの受入れ環境の整備に対する支援も行いました。

今年度は、感染防止対策を講じ、一部で規模を縮小しながらもお祭りを始め、東京2020大会レガシー継承のための自転車レースやサイクリングイベント、ゴルフコンペの開催等によるゴルフ場利用促進事業、小山町モータースポーツ協力会による地域一体となったおもてなし事業やラリー大会の誘致など、様々なイベントを通して誘客を図ってまいりました。

また、首都圏から近い立地環境とトレーニングに適していると言われる自然環境を活用して、新たにスポーツ合宿誘致促進助成制度を創設し、町内の宿泊施設と連携したスポーツ合宿の誘致に努めてまいりました。

これまでに、著名な大学の陸上部や少年野球のチーム等、首都圏を中心とした様々な地域から幅広い層の団体に利用されております。

今後も、スポーツ合宿の聖地づくりに向けて、邁進してまいります。

そのような中、拡大傾向にあるインバウンド需要を獲得するため、静岡県観光協会や近隣自治体等とともに、総務省の映像コンテンツ地域情報発信事業を活用したヨーロッパでの富裕層向けテレビ放映や、官公庁が推進する新たな富裕層インバウンド観光客の受入れに向けて、広域連携による滞在型観光メニューの受皿づくりを進めているところであります。

コロナ禍におけるこれまでの取組により、観光交流客数は、コロナ前の7割程度まで回復いたしましたが、時代の変化に柔軟に対応した持続可能な観光地域づくりが重要であると考えております。

今後も、本町における富士山信仰、金太郎伝説などの地域文化や、ハイキング、スポーツに係る地域観光の質を高め、小山町ならではの観光サービスを提供、情報発信することにより、更なる観光誘客につなげてまいります。

次に、更なる富士山観光の推進についてであります。

世界文化遺産富士山は、日本人にとって唯一無二の存在で、この麓で暮らすことは、町民の誇りであり、町外の方々にとっては限りない憧れであると認識しております。

町では、第5次小山町総合計画に定める地域資源を活用した観光交流の振興において、富士山交流観光プログラムを推進しているところであります。

新型コロナウイルスの影響で令和2年度は閉山となった夏山登山ですが、令和3年度には開山を迎えることができたため、私自身も現地に出向き、登山状況を確認するとともに、山小屋から

御意見を伺い、コロナ禍における富士山の在り方を検討し、誘客に向けた取組について、関係機関に働きかけてまいりました。

そこで、今年度は、長引くコロナ禍において減少している登山客への対応として、開山期間中のふじあざみラインマイカー規制の期間を短縮し、乗換え駐車場の無料化や開山期間の延長に向けた社会実験などを行い、コロナ禍ではあるものの、登山者数は前年度に比べ97%の増加につながることができました。

利用者アンケートからも「おおむね満足」との回答をいただきましたので、来年度も観光振興と環境保全との両立を図りながら、観光誘客を促進する必要があると考えております。

また、須走口では、本年7月に開所される環境省の五合目インフォメーションセンターが来訪者の活動拠点となり、誰もがアクセスしやすく、インバウンド需要にも応える機能を持った登山口として生まれ変わるようになります。

世界文化遺産登録から10周年の節目の年でもありますので、インフォメーションセンターの開所と合わせ、町としては記念式典の開催や啓発品の配付等を検討するとともに、富士浅間神社を参拝してから登山をする須走口流の登山スタイルで、他の登山口との差別化を図ってまいります。

更に、夏山登山に加え、小富士遊歩道やまぼろしの滝、シャクナゲの群生地、野鳥観察といった五合目周辺での散策や、富士箱根トレイルを歩いて眺める富士山観光、富士山眺望スポットである足柄峠や誓いの丘等からの見る富士山等、様々な楽しみ方がありますので、小山町観光協会や町内のガイド組織と連携したPR、ツアーの受入れ等により、誘客に努めてまいります。

富士山は、登山や信仰の対象としての文化的価値に加え、観光立国日本を牽引するインバウンド需要のシンボルでもあり、その観光資源としての価値も計り知れないものがあります。

富士山観光に関わる須走口山内組合や富士浅間神社、須走まちづくり推進協議会等、地域一体となった連携、協働により、須走口の自然、歴史や文化等の魅力を高めるとともに、来訪者の受皿を強化し、富士山とともに生きる町おやまを積極的に発信して、更なる誘客につなげてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○10番（米山千晴君） 再質問させていただきます。

町長が推し進めた町の将来像について、再質問いたします。

まず、成美地区の駿河小山駅前の活性化事業は、止まっているようにしか思えません。

数年前、この地域を活性化しますと説明を受け、そのためにどういったスケジュールで進めて来られたのでしょうか。

そこには交渉相手がおられるはずですが、お相手とはどういう話まで進んでいるのでしょうか。なかなかお答えも厳しいと思いますが、その辺をお言葉いただければと思います。

また、もう一つこの地区で大きな課題は、町中に流入している大型車の通行が極めて危険な状

態であることです。

そして、国道246号が通行止めになった際に、県道への迂回が余儀なくされ、危険が増すことでございます。

令和元年度に起きた台風災害の際、大問題になったところでございます。

活性化事業と道路事業は、一体となって取り組まなければならないと考えますが、成美地区の課題解決に対して、お考えをお聞かせください。

次に、足柄地区においては、大型観光施設が完成することを町は待っているだけだとお見受けいたします。

くしくも鉄道の駅が二駅もあるのですから、この開発事業の玄関口が、御殿場駅ではなく、足柄駅が基点となるよう、今から町の考えを打ち出していく必要があると考えます。

町長は、鉄道会社へロマンスカーを停車する必要性の陳情活動を行うなど、行動していけないのでしょうか、お伺いいたします。

次に、北郷地区は、先ほども申しましたが、必ず人口増が見込まれる場所でございます。

町全体で考えても、各地区にそれぞれ同じような店舗がそろうことができないのであれば、この地区には商業施設は絶対に必要だと思います。

町長のお考えを再度お聞かせください。

次に、須走地区においては、広大なエリアがフロンティア推進地区に指定されており、その多くは、あえて名前を出しますが、リサーチパークでの用途変更後の情報が何もないことに、取り残された感があるわけでございます。

町が民間企業とどう関わっていくのか、お聞かせください。

また、答弁されておりましたが、合宿誘致は好評であると聞いております。

準高地トレーニングでの町民の健康増進と聖地づくりを進めるのであれば、やはり環境整備は必要であると考えます。

その取組は、今、どのように検討されているのか、お答えいただければと思います。

町長の答弁で、北郷地区では、町長自らトップセールスを行うと言われておりましたが、町内各地区の課題は大きく、町長はどの地区の案件に対してもトップセールスを行ってほしいのですが、町長のお考えを再度お聞きいたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 米山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、成美地区でございますけれども、駿河小山駅前の活性化事業につきましては、令和元年に町内にプロジェクトチームを組織いたしまして、駅を玄関口とした活性化に向けた課題の整理、そしてまた、健康福祉会館東側区域を拠点とする土地利用の可能性について検討しております。

そして、令和2年度に、拠点エリアを公民連携で活用するビジョンを考え方としてまとめたと

ころでございます。

また、令和3年度には、フロンティア推進区域の公民連携ガイドラインを策定し、公民連携で進めるための方針をお示したところであります。

一方で、当拠点エリアは、事業用地として現在活用されておりますことから、町が利用できますよう、地権者、そしてまた、事業者との打合せを重ねて、支障なく事業移行できるよう、指標となる調整や措置を進めておるところでございます。

エリア活用の見直しを図りながら、公民が連携した駅周辺の活性化を前進させたいと考えております。

次に、足柄地区でございますけれども、町内には二つの駅があるわけでございます。

駿河小山駅と足柄駅を比較しますと、現在では足柄駅の方が乗降客数が多い状況になっております。

こんな状況から、やはりこの足柄駅前の活性化と同様に、交通結節点としての要望も必要だと考えております。

例えばアウトレットの支配人とか社長さんが見えることがあります。

その際には、そんな話をしながら、また、東京方面からアウトレットへ行くには、御殿場駅からよりも足柄駅で降りて行った方が距離的には近いわけでございますので、足柄駅とアウトレット間のバスの運行をしていただけないかというお話も直接しております。

ただ、まだ今のところ、回答は来てない次第でございます。

また、御殿場線につきましては、御殿場線利活用推進協議会、これは会長が御殿場市長でございますけれども、この協議会を通じまして、JR東海あるいは小田急、国交省等に要望活動を行っておりますけれども、今後、やはり足柄駅の有効活用、例えばロマンスカー、特急を足柄駅に停車していただきたいということも要望活動の中にも含めまして、積極的に行ってまいりたいと思います。

次に、北郷地区でございますけれども、きれいな都市計画道路ができました。

そしてまた、道の駅「ふじおやま」とも隣接というところがございますので、私といたしましても、ここはにぎわいを創出するエリアだと思っております。

そんな中、この地域に、米山議員がおっしゃったとおり、商業施設が一つ閉店ということになっておりますので、この地域、エリアに商業施設を持ってきたいという強い考えを持っております。

したがって、この点につきましては、トップセールスをしまして、働きかけをしてまいりたいと思っております。

次に、須走地区でございますけれども、具体的にはリサーチパークでございますが、都市計画法上の運用が変更されたということでございまして、多くの企業の方は承知しているのかなと思っておりますけれども、これからも積極的にPRをいたしまして、民間企業が進出していただけるよう

に働きかけてまいりたいと思います。

私のところへもある企業が来まして、開発計画を見せていただいて、こんなことをやりたいとおっしゃっておりました。

その場では、私は「積極的に応援します」「官民連携という形でぜひお願いしたい」という話もさせていただいたところでございます。

合宿誘致に係ります環境整備でございますけれども、現在、多目的グラウンドにつきましては、開山期間に、新しく彰徳山林会で造っていただいた駐車場へマイカー規制の車を誘導できたということで、多目的グラウンド自体は開山期間有効に活用されている状況にあると承知しております。

一方、総合グラウンドでございますけれども、これにつきましては、3か年実施計画に調査研究ということで予算も計上する予定で進めております。

しっかりとこの総合グラウンドの整備につきましても取り組んでまいりたい。

ただ、関係者がおられますので、その皆さんの理解を得てからということになりますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○10番（米山千晴君） 最後になりますが、次に、フロンティア推進区域への企業進出についてでございます。

この地区においては、非常に税収が挙がるという御答弁をいただきました。非常にありがたい話でございます。

しかしながら、この地区においては、紆余曲折、いろいろな問題がございました。

しかしながら、ここまで来ると、これは先代の方々、そして諸先輩の方々、そして各地区の方々、そして何よりも当局職員の方々の御尽力があって、ここまで来たのかなと私は思っております。

あと残り5区画、6区画でございますけれども、息を抜かないで頑張っていただければと思っております。

昨年12月に新東名高速道路海老名南ジャンクション、御殿場ジャンクションの間が、令和9年度の開通予定に変更と発表がありました。

また、本年2月においては、仮称小山スマートインターチェンジの供用開始も、同様に延長となりました。

小山町へ進出した企業の皆様方は、この新東名高速道路の活用を期待して進出を決めた理由が多いと推察いたします。

この延長に対し、企業からはどのような意見が出てきているのか、町はどのような対策を検討しているのか、お聞きいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 米山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

新東名高速道路の工期延長につきましては、マスコミを通じて、立地している企業あるいは今後立地する予定の企業につきましては、既に承知をされておるということでございます。

工期延長に対しましては、企業から残念な声も上がってございましたが、現在活用しているルートを継続し、仮称小山スマートインターチェンジの供用開始の時期に合わせて、新しいルートとして活用していくという考えが示されたところでございます。

町といたしましては、中日本高速道路株式会社に対しまして、引き続き早期供用開始を行っていただくよう要望してまいります。

ただ、某有力な企業の社長さんとお会いしたときに、新東名の新御殿場インターチェンジと小山PAのスマートインターチェンジの間を全線開通前に何とか供用開始できないかという話を伺いました。

私も全く同感でございまして、NEXCOあるいは国交省の方々にも、「また小山町長がそんなことを言っている」みたいなことを言われているようですけれども、会う都度、「何とかしてもらえないか」という話をしております。

そのときには、「前例がない」ということを言われます。

要するにインターチェンジ間の暫定の供用開始はあるけれども、スマートインターチェンジまでは前例がないという話をされますが、前例はやっちゃえば前例じゃないという話もおっしゃいます。

ただ、難しい状況、要するにETCで入って来ない、現金払いの方が入ってきたときの対応とか、そういう難しい話もされておりますけれども、小山町にとりましては、企業はもちろんでございますけれども、富士スピードウェイを中心としたモータースポーツビレッジ、モータースポーツフォレストという構想もあるわけでございますので、小山PAのスマートインターチェンから裾野、そして愛知方面に直接つながるといことは、大変町の発展にとって重要なことでありますので、これからも要望を続けてまいりたいと思っておりますし、要望書として提出することも考えている状況でございます。

よろしく願いいたします。

○10番（米山千晴君） 最後になりましたが、この数年間の新型コロナウイルス感染症がもたらしました様々な町への影響は、5類になったからといっても、すぐに立ち直らないことを町民の皆様は心配されております。

コロナへの感染防止対策は、今後も国・県の動向を見逃さないでいただきたいです。

ぜひ町民の皆様の安全を第一に、積極的に周知していただきたいと思っております。

また、小山町の経済の中心は、何度も申しましたが、中小企業、小規模企業、個人事業主が大半でございます。

答弁で、アフターコロナの事業者支援を積極的に行うことを表明していただきました。

今まで行ってこられました事業者への様々な経済対策は、町中が生き残る支えとなっております。ぜひ中小企業、小規模企業、事業者を見捨てないでいただきたい。

これが切なるお願いでございます。

先ほど町長からトップセールスを行うというお言葉を賜りました。

ぜひトップセールスを行っていただき、この住みやすい小山町に貢献していただければと、このことを申し添えて、代表質問を終わりにします。どうもありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） 会派令明を代表して、一括質問一括答弁方式にて3件の質問を行います。

池谷町長が就任されてから3年10か月余となります。

この間、町のトップとして町政運営に当たり、当初選挙公約を掲げて選挙に臨み、めでたく当選の栄誉を得られました。

大学を卒業後、市職員、市議会議員、県議会議員という輝かしい経歴の下、ふるさと小山町の町長に就任されました。

小山町に住んで町をよくするとか、副町長はじめ専門官等の削減を果たすという公約を掲げられ、就任直後から実行されました。

就任直後の議会では、副町長2人制を改め、1人とする条例を提出されました。

しかし、1年もしないうちに、特別職ではありませんが、一般職として県から理事を迎え入れ、「組織に横串を入れて、業務の円滑かつスピーディーに努める」との発言があったように記憶しておりますが、その職務は、副町長2人制当時の副町長とさほど変わっておりません。

また、5次総合計画を進めるために必要だとして、選挙参謀でもあった友人を登用されたこともございました。

中でも町民が憤ったのは、選挙後、町長が御自宅のある御殿場市に転出された事案でございました。

そのほかにも話題性に欠くことないことなどが発生し、その時々、個々について弁明されております。

私は、人ゆえに全ての事業が成功裏に収まることはなく、省みることでステップアップにつながると考えております。

省みられたことはあったのでしょうか。

昨年9月議会において、新生会、鈴木議員の代表質問におきまして、「次期町長選に向けて準備

を進めます」という表明をなされましたが、改めて次期町長選について伺います。

次期町長選まで2か月余となりましたけれども、次期町長選への出馬の意向を伺います。

次に、町長は、「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」の実現に向け、政策を推し進めております。

詳細は、先ほどの新生会の米山議員の代表質問でございました答弁と理解しております。

これは子育て世代だけではなく、全ての町民や小山町の魅力に取りつかれた方々、富士山を仰ぎ見る自然豊かな魅力ある小山町への移住された方々、町内で操業している、また、操業しようとしている企業の就労者を招き入れることと理解しております。

総体的に人口減少の中で、人口増につなげることは厳しいものがあると思います。

そこで、伺います。

町長自身、トップセールスの実践活動や、自らが住む考えがあるのか伺います。

次の質問です。

町長は、就任当時から「幸福度日本一を目指す」と発言されておりますが、自らがどのようにして住民幸福度を向上させるか、私はいまだ理解できないところであります。

個々の住民幸福度さえ千差万別であるのに、住民幸福度となると、なおさらであります。

そのような中、町は、現在、企業誘致に全力を傾注しております。

町内には、海外からの技能実習生も数多く見られます。

企業が進出する際に、就労者の確保もポイントの一つと聞いております。

就労者が少ない中、国では、健常者と障がい者が協働する社会を求めています。

そのため、障がい者就労を促進するために、障がい者雇用をすることで、企業にも恩恵がある政策を取っております。

誠に残念なことでありますが、町内における障がい者就労施設は、現在B型が1か所と認識しております。

町内の企業にも、毎日ではありませんが、御殿場の事業所から週に数回程度作業に来てしていると聞いております。

町内の施設は狭小で、作業内容も限られているのが現状です。

御殿場の事業所は広く、障がいの程度に応じ様々な作業があるため、町内の障がい者の方々が御殿場の事業所において就労しているのが現状であります。

町内唯一の就労支援事業所ワークホームアップルは、菅沼の施設で、部品の組立て等の作業を行っております。

以前は、ほかにも障がい者就労支援として、役場内の食堂ごちそうさんがありましたが、廃業、喫茶ポムは休止しております。

昨年12月15日、会派で障がい者就労支援について、県立御殿場特別支援学校、社会福祉法人ステップワン、そして本町のワークホームアップルにおいて、視察研修を実施しました。

町内の障がい者の皆さんが町内で働いているのはほんの一部であり、今回の廃業、休止により更に削減されております。

当初申しましたように、町でも健常者と障がい者が協働する社会を町はつくらなければならないのではないのでしょうか。

保護者も高齢化が進む中、障がい者の方々の働ける環境を整えることが必要だと思います。

また、令和4年3月に県の教育委員会から、令和6年4月に県立小山高校に仮称県立御殿場特別支援学校小山分校を開設すると発表されました。

他市町では、農福連携等を進めているところもあるようです。

様々な問題がありますが、これを機に幸福度日本一の町を目指すためには、町でも障がい者就労支援事業について社会福祉協議会に丸投げするのではなく、ともに手を携えて前向きに進めていきたいと考えます。

そこで、伺います。障がい者就労支援について、町の考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員にお答えします。

初めに、次期町長選への出馬への意向についてであります。

私は、前町長時代に展開された本町の様々な施策の推進手法等に疑問を持ち、是正が必要と感じ、また、生まれ育ったこの小山町を住民幸福度日本一の町にしたいと考え、平成31年4月執行の小山町長選挙に出馬し、多くの町民の皆様の御支持をいただき、第30代小山町長に就任いたしました。

振り返りますと、まず、総務省の指導に従わずに不適切な返礼品の提供を続け、全国ワースト4となったふるさと納税寄附金問題につきましては、総務省からペナルティーを受け、新たな制度の適用自治体から除外されましたが、就任直後に謝罪と早期復帰のお願いに総務省を訪問し、結果的には翌令和2年に制度復帰ができ、以後、順調にふるさと納税寄附額が増加しているところであります。

また、このほか、都市計画決定、事業認可がない中での都市計画税の課税問題、台風19号による災害、湯船原の新産業集積エリアの廃棄物問題、新型コロナウイルス感染症など、次々と問題が発生し、早期・的確な対応を迫られましたが、町議会議員の皆様、そして町民の皆様の御理解と御協力をいただき、対応することができたと考えております。

一方、令和2年度に御高齢の町民の足となるデマンドバスを導入し、翌令和3年度以降、御殿場市の医療機関や高校等にも停留所を増設するなど、利便性向上を図った結果、利用される町民は飛躍的に増加し、全国に誇るシステムとして、全国D i g i 田甲子園でベスト4となったところであります。

新型コロナ感染症対策につきましては、医師会の大きな御協力をいただき、ワクチン接種を着実に進めているところであり、また、併せて、疲弊した産業経済振興を図るため、借入金の利子

補給やおやま応援プレミアム商品券の販売、富士山山小屋の支援等を実施し、近年の物価高に係る物価高騰対策等も行っていました。

選挙時の政策提言に掲げた町政推進のために必要な何本かの条例制定につきましては、スポーツ振興条例や文化芸術振興条例、中小企業・小規模企業振興基本条例等が制定され、現在、この条例に基づき様々な施策を展開中であります。

また、湯船原の新産業集積エリアの廃棄物問題や湯船排水路に係る未清算金の発生、そして竹之下地先の土地売買に係る裁判の判決等を受け、小山町長等政治倫理条例や小山町職員倫理条例の制定も行い、現在、コンプライアンス研修等に鋭意取り組んでいるところであります。

特筆すべきは、東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技ロードであります。

コロナ禍ではありましたが、富士スピードウェイでは、地元の子どもの観戦も可能となり、世界のトップアスリートが眼前で疾走する姿に直接触れることができたことは、子どもたちの心に残る、生涯忘れられない思い出となったことと思います。

本大会は、オール小山体制で臨み、町民や事業所の皆様がボランティアとして積極的に御協力いただき、大会を成功に導いていただきました。

そして、小山町の豊かな自然、町民のおもてなしが世界に発信されるなど、小山町でオリンピック・パラリンピック自転車競技ロードが開催されたことは、町の歴史に深く刻まれ、また、町民の心に永遠に残るレガシーとなったと思います。

また、第1子子育て支援や大学生等の遠距離通学支援、奨学金返済支援など、子育て世代や若年層を応援する施策、そしてデマンドバスなど、他市町にはない各年齢層に対応するきめ細かい施策を展開してまいりました。

町長就任2年目となる令和2年度に町民の皆様の御意見を伺いながら、令和3年度から10年間、令和12年を目標とする小山町総合計画を策定いたしました。本計画では、小山町が目指す将来像を「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」としており、これは私が度々申し上げている「住民幸福度日本一の町」と重複しております。

しかしながら、町民意識調査の結果によれば、町民の皆様がまだ不足していると感じておられる項目は多々見受けられました。

1期目で着手した各種施策は順調に進んでおりますが、これらを更に軌道に乗せ、ハード・ソフト両面バランスよく施策を構築、展開し、町民の皆様が小山町に住んでよかったと幸せを感じていただける町を目指し、次期町長選挙に出馬したいと考えております。

次に、「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち」を目指し、トップセールスの実践や自らが住む考えはあるのかについてであります。

私は、子育て世代から若者、高齢者まで、他市町にはない各年齢層に行き届いたきめ細かな施策を構築、実践し、「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」の実現を目指してまいりました。

以前から操業している町内の事業所に対しましては、中小企業・小規模企業振興基本条例を制定することにより、各事業所を応援する施策を進めております。

企業誘致にも積極的に取り組み、湯船原地区には既に15社が操業あるいは進出が決定し、現在、約370名の新規雇用が創出されております。

新たな立地に際し企業の皆様が心配されるのは、従業員の雇用、住宅の確保であります。

新型コロナウイルス感染拡大の前には、神奈川県内の市町長にお会いした際、町内企業の従業員の雇用を確保するため、本町への就業についてお願いいたしました。

職住近接という言葉もあり、事情が許せば、遠距離通勤するよりも富士山の麓、自然豊かな本町へ移住していただく方が、御本人にとっても、企業にとってもよいことと考えます。

現在も、当町への進出企業に対し、従業員用社宅整備あるいは従業員の町内アパートへの入居などを考えてほしいということについて、企業に働きかけを行っております。

そのため、賃貸住宅リフォーム助成については、要望の多かった戸建て賃貸住宅の改修を令和5年度から追加することに加え、空き家の改修や建て直しに向けた解体費用の一部を助成する制度を新たに創設しております。

静岡県が公表した市町別推計人口動態によると、人口の増減については、当町は県下でも減少幅が少ない状況となっており、これら一連の施策が定着しつつあるものと考えます。

また、フロンティア推進事業につきましては、都度、事業協力者や進出企業の代表者と面会し、様々な協力を求めたり、ふるさと寄附の返礼品提供や企業版ふるさと寄附のお願いなども行っております。

今後も積極的に働きかけ、トップセールスも行ってまいります。

最後に、私自身の小山町への移住という点についてであります。

私のふるさととは小山町であります。

友人も多く、恵み豊かなこの町にいて、心が休まります。

中島の母の生家近くに家を借り、住居を移したところではありますが、その後の家庭の事情により住所を御殿場市に戻したものであり、ふるさとを思う気持ちはいささかも変わりません。

繰り返しとなりますが、ふるさと小山町をよりすばらしい町、全国に誇れる町にしたいということから、次期町長選挙にも臨むところであり、その気持ちは全く変わっておりません。

次に、障がい者就労支援についてであります。

障がいのある方は、企業などで一般就労としての働き方のほか、一般企業などでは就労が困難な方に働く場を提供するため、障害者総合支援法に基づく就労支援の制度を利用して働くことができます。

就労支援では、障がいをお持ちの方が個々の能力に応じて働くことに加え、知識及び能力向上のために必要な訓練を行うことを目的としております。

この就労支援を行う本町の事業所には、小山町社会福祉協議会が運営するワークホームアップ

ルがあります。

就労支援を利用して働いている本町の障がいがある方は、先月24日現在で73人で、ワークホームアップル以外では、ほとんどの方が御殿場市内の事業所を利用しておられます。

ワークホームアップルで働いている方は、本町の方が9人、御殿場市の方1人を加え、10人が利用しております。

ワークホームアップルの施設外就労として運営してきました町民食堂ごちそうさんは、本年1月20日をもって営業を終了しました。

その理由について、社会福祉協議会では、就労支援事業所で働く利用者数が増えないことや、職員配置の面でワークホームアップル本体施設の職業指導体制が弱くなっているため、今後は新たな就労支援事業のメニューを新設していきたいなどと聞いております。

一方、カフェポムは、令和3年6月の食品衛生法改正に伴い、営業許可を継続するためには大規模な施設改修が必要となったため、昨年10月に休止し、対応策について検討することとなりました。

その結果、運営方法等の工夫により、今月中の再開を目指して準備を進めていただく予定であります。

二つの施設で働いていた方は、休止後も引き続きワークホームアップル本体施設での就労支援を利用して働いております。

また、議員がおっしゃられた県立御殿場特別支援学校小山分校の開校により、令和9年4月には同校卒業生が就職などにより新たな生活が始まります。

私は、同校卒業生に対しまして、町内一般企業及び小山町役場への就職支援を行うとともに、就労支援の利用も大変重要と捉えております。

今後、就職支援と就労支援の両面で学校との連携を図ってまいりたいと考えております。

現在、就労支援を利用して働いている障がいのある方は、個々の希望や特性に適した事業所において就労支援を利用させていただいていると聞いておりますので、相談業務を充実させ、引き続き個々の要望を聞き取り、それぞれの障がいのある方に適した事業所へつなぐなどの支援をしてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。

ただいまの答弁の中で、数々の成果を述べられておりました。

しかし、全てがうまく機能しているのではないと感じております。

例えば条例の制定ですけれども、一例を挙げますと、駿河小山駅前交流センターの条例は制定してありますが、いまだに運用についての方向性は決定しておらず、観光協会に委託している現状であります。

この現状は、以前、地元商店会にお願いしていた内容と変わらず、現在に至っているところ
でございます。

ここで私が申し上げたいのは、公約を果たすために早急な対応を取るのではなく、慎重に問題
点を分析してことに臨むことが必要ではないかと申し上げているわけでございます。

副町長を一人にしても、その後、名前や処遇を変えても、同じようになっているのではないかと
感じているところであります。

仏を作って魂入れずという言葉がございます。私はそのように感じているところであります。

また、功罪という言葉があります。物事の良い点、悪い点であります。肝心なのが、悪い点
を省みて、次にどう活かしていくのが大切なことだと感じております。

だからこそ、進歩していくのではないのでしょうか。

この点に関して、町長の考えを伺います。

次に、職住近接や移住定住について伺います。

本来ならば移住定住していただきたいのはやまやまですが、それぞれ事情などもあり、職住近
接を求めている今日であります。

棚頭の企業では、神奈川方面から通勤されている方が多数いると聞いております。

そのような方々が、なぜ小山町に居を構えないのか、構えてもらうための施策が棚上げになっ
ているのではないかと感じているところでございます。

最初から諦めているような感じもします。

だからこそ町長のトップセールスが必要ではないのでしょうか。

コロナ禍だからと言っている状況にはないと思います。

改めて、トップセールスについて、町長の考え方を伺います。

次に、障がい者就労支援について質問いたします。

先ほども述べましたが、近隣市町と比較して、ちょっと言葉が極端ですけれども、軽視してい
るのではないかと感じているところであります。

障がいの程度により多くの作業はできるのですが、その受皿が小さいと感じております。

農福連携を実践している函南町の県立沼津特別支援学校伊豆田方分校、これは田方農業高校内
にございます。

ここでは、花卉、花とか野菜、果物を栽培しており、卒業後は地元の農家さんや生産組合に就
労している現状があります。

小山町でも、現在、御殿場の事業所が町内企業に出向いていることを踏まえ、仮称県立御殿場
特別支援学校小山分校開設に当たり、社会福祉協議会と連携して、障がい者就労支援の体制を整
えるべきだと考えます。

また、現在の受皿であるワークホームアップルについても、社会福祉協議会と連携して、障が
い者就労支援を前に進めることが大切だと考えます。

これについて、町長のお考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、悪い点を省みてというお話でございますけれども、私も常に反省をしております。

議員の皆様から一般質問等々をいただく際には、やはりこうすればよかったのかなというような反省をしながら、次の施策に移していますので、御理解をいただきたいと思います。

特に副町長を2人制から1人制に変えたことでございますけれども、現在の大森副町長には大変重要な役を担っていただいていると思っております。

県とは常に連絡を取っていただきますし、件目によっては国にもしっかりと話をさせていただいてまして、副町長2人制であればよりいいのかもしれませんが、現状、大森副町長お一人で十分にやっただいただいていると思っております。

次に、移住定住でございますけれども、私はトップセールスとは、伺ってお話をするだけではなくて、来ていただいた企業の社長さん方に小山町のいいところを話したり、小山町に住んでくださいという話をするのもトップセールスの中であると思っております。

答弁の中で申し上げましたとおり、小山町外へ行って市町長と話す際には、小山町はいいところだから何とか、従業員雇用もそうですし、来た従業員には小山町に住んでもらいたいという話もしているところでございます。

つい先日でございますけれども、ある企業の社長さんが見えたときにも、例えば従業員の社宅あるいはアパートへ入居ということにつきまして、直接お願いをいたしました。

日頃、そういう繰り返しになりますけれども、社長さん等企業のトップが来たときには、そういうお話をさせていただいておりまして、小山町のいいところをしっかりとPRしておりますので、そしてまた、移住につながるようなお話もしておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

3点目の障がい者就労支援でございますけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、御殿場特別支援学校小山分校の卒業生が町内の一般企業で働くことができますように、町内企業と学校との橋渡しを調整してまいりたいと考えております。

また、就労支援につきましても、働く場の確保を図ってまいりたいと思っております。

更に、町内の就労支援事業所は、現在、ワークホームアップルのみでございますので、身近な場所で働く環境を確保するために、施設整備に関する補助制度の活用など、積極的に相談に応じて、町内に新たな事業所の開設を促してまいりたいと考えます。

また、社会福祉協議会につきましては、ワークホームアップルが今後新たなメニューを新設していきたいと聞いておりますので、町は相談に対応し、しっかりと支援をしてまいりたいと思っております。

小山高校でございますけれども、御存じのとおり、小山高校は全日制と定時制でございますけれども、連携協定を結んでおります。

校長先生と時々話をするのですけれども、今度、特別支援学校の分校ができたときには包括で、分校に通う子どもたちが卒業する際には、その連携協定を見直しながら、町役場も積極的に関わって、就職あっせんみたいな形も取れるようにしましょうという話をしておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） 障がい者就労支援について、以前に私は障害者雇用率制度について質問したことがございます。

これは民間企業とか特殊法人、また、国・地方公共団体、都道府県の教育委員会と大きく分けられているのですけれども、そのときに町の率があまりにも低かった記憶がございます。

現在の障害者雇用率がどのくらいあるのかお尋ねいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 渡辺議員の再々質問にお答えいたします。

現在の一事業所としての小山町役場における障がい者の雇用率ですが、法定では2.6%とされているところが、現在2.17%になっております。

若干の不足を生じています。

数年前には2%強と更に低い状態でしたが、現在、1年に1人程度の雇用をし、数値の改善を図っております。

また、今後も働き方改革、職場の労働環境の改善、障がい者の方に適性のある職、こういったものの検討を進めていき、法定の数値に近づけていきたいと考えております。

以上であります。

○8番（渡辺悦郎君） 今、数々、私はピンポイントで質問させていただきました。

先ほどの新生会の米山議員も代表質問の中でおっしゃったのですけれども、どうして町が生き残っていくか、町を強くしていくか、町に魅力をつけるかということで、我々はこういうふうに質疑をしているわけです。

これにはやはり当局側と議会が本当に意見交換を密にして、前に進めていく必要があると思います。

これからも本当に町長がいつも言っているところの住民幸福度日本一の町にたどり着くように、また、当局、議会、町民の皆様を合わせて、協力していきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、個人質問を行います。通告順により順次発言を許します。

次に、7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 私は、通告に従い、小山町の未来を見据えてという内容の質問を一問一答方式でさせていただきます。

この4月には町長選挙、町議会議員選挙が行われ、それぞれの候補者が自身の実績に加え、自らの考えや政治姿勢の審判を受ける 때가迫っています。

そんな折、町は第5次総合計画の3か年実施計画を策定し、その内容を1月に発表しました。

これは令和5年から7年度までの3か年の具体的な取組を定めた内容です。

その実施計画の1年目の方向性を具体化するのが、今3月議会で審議される予算案です。

そこで、私の今回の一般質問は、小山町の未来を見据えて、それぞれの項目で町はどのような考えと見通しをもって臨むのか、その点について質問するものです。

質問の性質上、質問内容が多岐にわたり、総花的になってしまった感は否めませんが、本町の未来を考えると、やむを得ない幅の広さになってしまった点は、事前に申し述べておきたいと思います。

それでは、まず、町長に伺います。

第5次総合計画はスタートしてまだ間もないですが、これまでの段階で、「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」のまちづくりについての成果や課題について、どう分析しておられるのか伺います。

更に、今後のまちづくりの見通しについても、どう考えているか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 高畑議員にお答えします。

第5次小山町総合計画では、目指すべき将来像を「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」とし、令和3年度からその実現に向け、職員一丸となって取り組んでいるところであります。

多くの分野で新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた4年間になりましたが、そんな中、様々な事業を進めてまいりました。

主な成果といたしましては、先ほどの米山議員の代表質問でお答えさせていただいたとおりですが、課題につきましては、それらの取組について常に振り返り、改善することを継続的にできるか否かであると考えております。

私は生まれ育つふるさとの小山町に尽くしたいと考え、選挙公約にも掲げた住民幸福度日本一の町、町民が愛情にあふれ、住んで楽しく、住んで幸せを感じる理想郷小山町の実現に向け、

オールおやまの精神で頑張っまいました。

本町は、人口が1万8,000人に満たない小規模な自治体であります。

それゆえ、町民一人一人の声が届きやすいというメリットがございます。

そのメリットを最大限に活かし、町民の目線に立った町政運営を行うことが大変重要であると認識しております。

今後、少子高齢化、人口減少が加速し、本町にあっては移住定住を促すことは重要であり、そのための施策を進めていかなければなりません。今現在この小山町に住んでいる皆様が幸せを感じる、魅力を感じる町になれば、選ばれる町になると強く思っております。

町民と向き合い、魅力ある町を築き、夢と希望が持てるようなまちづくりに邁進いたします。

繰り返しになりますが、目指すべき将来像の実現に向けて、住民幸福度日本一の町を目指してまいります。

○7番（高畑博行君） それでは、具体的な質問をさせていただきます。

まずは、人口減少問題についての質問です。

この4年間を振り返ってみると、恒常的な人口減少は止められず、本年2月1日現在で1万7,000人余りまで人口は減り続けています。

町は合同就職フェアや就職サポート等の努力もし、湯船原工業団地に進出した企業に対しても従業員の町内への移住定住を勧め、町内民間企業も分譲地販売にも取り組んでいます。

更に、様々な人生のステージに応じたサポート体制にも取り組んでいます。

そういう努力は承知しているつもりです。

しかし、残念ながら人口増加に至る成果は出ていません。

こういう人口減少が下げ止まらない点について、当局としてはどう分析しており、人口増加に転じる突破口につながる施策を考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（増井重広君） 人口増加に至る成果が出ていない点について、どのように分析しているかでありますが、第5次総合計画では、その基本的な考え方において、人口減少の現実に向き合い、町民が日常に幸せを感じ、満足度の高いまちづくりを推進することに軸足を置いており、単なる人口増加を目標とはしておりません。

令和4年の本町の人口動態であります。自然増減は、出生76人に対し死亡261人のマイナス185人の自然減ではありますが、一方で社会増減につきましては、令和元年のマイナス323人から徐々にその減少幅が縮小し、令和4年でマイナス40人まで抑制されておりますことから、これまでの各種政策が功を奏し、第5次総合計画で設定した将来人口の推計値に近い推移になっていると考えております。

なお、令和4年の日本人の転入転出数を5歳刻みの年齢層で分析いたしますと、本町では0から4歳、15から19歳、30から34歳、40から44歳で転入超過となっており、49歳以下の全ての年齢

層で転出超過となっている近隣自治体とは異なる傾向が出ており、子育て中のファミリー層の転入が増えてきていることから、定住促進策の面でも効果が表れてきていると考えております。

地域を取り巻く人口減少から生じる諸問題を突破するには、生産年齢人口の減少を抑える必要がありますが、一時的な人口確保策にとらわれず、町民満足度向上を図る子育てしやすい環境づくりや、町民が安心して生活できる政策を着実かつ安定的に継続していく努力が、未来の町のために求められていることであると考えます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きしたいと思います。

満足度の高いまちづくりを推進することに軸足を置いており、単なる人口増加を目標にはしていないという回答です。

言わんとすることは分かりますが、北郷支所近くや北郷小学校近く、武蔵金線跡地などで続けられている宅地開発や集合住宅建設などは、人口増加に直結する取組の例です。

これら民間主導の取組をほかの地域でも積極的にやる必要があるのではないかと考えるわけです。

そのための道路改良工事などは、迷うことなく取り組む。

これらのことについてどうお考えか伺いたしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進課長（石田洋丈君） 再質問にお答えいたします。

住む場所の創出や住環境の向上につながる民間との連携につきましては、これまでも地権者や地元の意向を踏まえた上で、事業展開のための応援を行ってきており、今後も道路要件などを含めた相談に応じ、実現方法を一緒に検討することによって、公民連携で定住促進を図ってまいります。

なお、町内の各地区によって課題やニーズは様々であり、取組分野や手法は異なると思いますが、地元の意向を踏まえた上で、道路改良をはじめ民間活力を発揮していただくための必要な措置を検討し、町内各所で民間投資が誘発されるような環境づくりに努めてまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

2問目の質問は、財政運営についての質問です。

本町の財政全般を見ると、財政力指数上は今すぐ心配することはないものの、経常収支比率は県下の自治体の中でも高く、実質公債費比率の3か年平均は県下でも上位に位置しています。

総じて、本町の財政構造の硬直化は否めないですし、地方債の額が大きく、返済負担が重い傾向も否定できません。

各種基金残高も年々低下傾向だと聞きます。

そこで、当局としては、本町の将来的財政運営をどう捉えているのか伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 議員御指摘のとおり、令和3年度決算に基づく健全化判断比率において、実質公債費比率が上昇し、基金残高の減により、将来負担比率が上昇したところであります。

また、本町の中期財政計画においても、収支ギャップを基金の繰入れによって賄う行政運営では、数年後には基金が枯渇し、危機的な状況に陥ることが見込まれることから、今年度、長期行財政運営計画の策定を進めてきたところであります。

長期行財政運営計画では、令和17年度までの財政シミュレーションから、今後の財政戦略として、経常事業面、資産管理面、災害対策面の三つの枠組みで財政戦略を整理し、現時点での目標値を定め、目標達成のための六つの行財政改革戦略と行動方針をまとめました。

この長期行財政運営計画を踏まえ、更なる少子高齢化及び人口減少社会を見据え、持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

目標達成のための六つの行政改革戦略と行動方針をまとめたという回答ですが、詳しくは触れられないとしても、戦略と方針の一端を御紹介したいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 再質問にお答えいたします。

初めに、行財政改革戦略についてであります。第5次総合計画後期基本計画策定における財政状況を踏まえた行政評価による事業の整理、組織の見直し、公共施設再編整備計画の策定、公会計の活用、業務改革、いわゆるBPRの実施、コスト削減やサービス水準の向上のための事業手法の工夫、こちらの六つの戦略に取り組むと考えております。

次に、行動方針についてであります。行政経営のPDCAサイクルを連動させるため、六つの行政改革戦略の取組について、それぞれ主体を明確にし、取り組むこととしております。

一例としまして、チェックとアクションにおいて、現在担当課が分かれている行政評価及び予算編成の実施方法最適化に取り組むほか、仮称行財政チームを主体に、公会計の活用及び事業手法の工夫に取り組むこととしております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

3問目は、内陸のフロンティアを拓く取組についての質問です。

大規模開発が目白押しの本町全域を見ると、湯船原に関しては、県企業局が関わった富士山麓フロンティアパーク小山、町が大和ハウスと開発した新産業集積エリアやアグリインダストリーエリア、林業エリアの開発と企業誘致の目途は立ちつつありますが、極めて広い上野工業団地へ

の企業誘致はまさにこれからです。

また、小山P A周辺地区の企業誘致もこれからです。

加えて、足柄サービスエリア周辺地区へ進出予定の観光複合施設は、大幅なオープンの遅れと事業内容の変更が心配されます。

当局としては、後に引けないこれらの大規模開発の見通しについて、どう考えているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（増井重広君） 最初に、上野工業団地は、今年度末に造成工事を完了予定としていたところ、特別高圧線の管路工事の遅れから、完了を本年7月末としております。

造成工事完了後の企業誘致につきましては、大和ハウス工業株式会社とともに推進してまいります。

次に、小山P A周辺地区は、これも今年度末に造成工事を完了予定としておりましたが、敷地への乗り入れ工事や用地処理などに時間を要したことで、本年6月末まで工期延長させていただくことで協議しております。

本区域は、モータースポーツ関連産業の集積の場としていることから、企業進出につきましては、トヨタ不動産株式会社とともに推進してまいります。

最後に、足柄S A周辺地区につきましては、現在、町道整備工事を実施しておりますが、計画する観光複合施設については、コロナ禍の影響により建物計画の見直しが必要となり、令和9年度に開業予定と伺っております。

引き続き事業進捗が図れるよう、株式会社アクアイグニスとともに推進してまいります。

いずれの地区につきましても、コロナ禍で資材調達の遅れや新東名高速道路の工期延長による影響はあるものの、おおむね当初計画に沿って事業が進んでおり、引き続き事業協力者との連携を密にして、三来拠点事業の推進を図ってまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

4問目の質問は、住みやすい町に向けての質問です。

町民アンケートの中で、町民が一番不満に感じているのが、にぎわいのある商業地づくりで、肯定的な意見の人は僅か11%しかいません。

小山町駅前通りから音漕、落合、明倫地区、足柄地区、北郷地区では、にぎわいどころか、買物一つ取っても不便な町です。

ドラッグストア一つありません。

この現状を考えると、やはり単に店舗の新たな進出やリニューアルをただ待っているだけでは、いつになってもにぎわいの創出はできません。

私は、行政がもっと前面に出て、にぎわいのある商業地づくりを進めていかなければ、現状は

打破できないと思いますが、当局のお考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 議員御指摘の町民意識調査において、にぎわいのある商業地づくりについて肯定的な回答を寄せられた方が11%であったのに対し、否定的な回答をされた方は50%以上に上っており、この点は非常に大きな課題であると考えております。

町としてもこのような状況を何とか打破したいと思い、にぎわいのある商業地づくりを進めております。

そのような中、スーパーなどの誘致に行政が前面に出ることは、この小さな町にとって、地域活性化や買物の利便性を高めるためには大変重要であります。

最近では、成美、須走地区へのスーパー誘致について、町としても事業者積極的に働きかける形で進めてまいりました。

今後も事業者などからの相談への対応はもちろん、町側からもアプローチするスタンスを今まで以上に進めてまいりたいと考えています。

また、かつての商店街のにぎわいを少しでも取り戻せるよう、昨年度策定した小山町中小企業・小規模企業振興条例の理念に基づき、起業や事業承継、新分野進出、新商品開発などを後押しする、賑わい商業創出支援事業助成金を令和5年度予算に上程いたしました。

更に、積極的な広報やHOMONカフェのように意欲のある方の掘り起こしを行い、後継者不足による閉業の防止や空き店舗等の活用につなげてまいりたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

賑わい商業創出支援事業助成金の創設は一步前進ですが、決定打とまでは行かない感じがします。

ある大学教授の講演の中で、一度さびれた町並みの再生ほど難しい取組はないという話を思い起こします。

さびれたのには、それなりの理由があります。

その理由を一つ一つ解決していかなければ、何となく雰囲気だけでにぎわい創出はできません。押しなべて、平均的に商店街再生を図ることは、難しいです。

ならば、目玉になる店舗の復活や新設に力を入れ、そこを起点にして派生的のにぎわいを広げる発想はあり得ないのか、また、その取組を官民共同の努力でできないものか、その点のお考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 再質問にお答えいたします。

スーパーなどの誘致により、そこが地域のにぎわいの核となり、地域コミュニティが生まれ、地域の拠点となることが期待されます。

成美地区では、町が積極的に関わり進めた結果、地域有料賃貸住宅や隣接する商業施設の誘致は、エリアの価値を維持する効果があったものと考えております。

このような事例を基に、エリアの中核となる商業施設などの誘致につきまして、官民連携し、全町的に進める事業として、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 次の質問に移ります。

5問目の質問は、観光開発についての質問です。

オリンピックのレガシーを活かしたサイクルスポーツやフジボウの産業遺産を活かした観光拡大は、それほど大きな期待はできないのではないかと私は考えます。

なぜなら、サイクリングは限定された愛好家に限られるし、フジボウの産業遺産にしても、限られた人しか興味を示さないからです。

むしろそれよりは、小山PA周辺地区の開発や富士スピードウェイやホテルと連携したモータースポーツを中心に据えた観光開発や、取組を始めているスポーツ合宿などを軸にした誘客、また、もっと世界遺産である富士山を活かした観光行政の必要性を考えるわけですが、当局の考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 町の観光・スポーツ施策についてであります。本町は自然、歴史、文化、産業等、豊かな観光資源に恵まれており、長く続くコロナ禍において観光スタイルがより多様化する中、様々な地域資源を活用し、交流人口の拡大に努めているところであります。

本町を代表する重要な文化・観光資源である富士山は、本年6月に世界文化遺産登録10周年を迎えます。

須走口五合目には環境省のインフォメーションセンターが開所されることから、町では施設の管理運営を担い、来訪者の活動拠点として富士山観光を推進してまいります。

また、富士スピードウェイを核としたモータースポーツを取り巻く環境は、トヨタ自動車株式会社様が進める富士モータースポーツフォレスト事業に伴い、大きく変化しております。

現在、富士スピードウェイを舞台としたアニメも制作される等、より注目度が高まっておりますので、地域一体となったおもてなし事業の充実を図り、モータースポーツの聖地づくりに努めてまいります。

更に、これまでに観光誘客に加え、観光庁が推進する新たな富裕層インバウンド観光客の受入れを見据え、富士スピードウェイホテルと連携を強化し、富士山周辺地域での広域観光プランによる誘客の準備を進めております。

また、首都圏からの地理的優位性と、トレーニングに適していると言われている自然環境をPRし、今年度に創設したスポーツ合宿助成制度を活用して、更なる需要の掘り起こしを行ってま

います。

今後も町内の宿泊施設と連携した合宿誘致により、スポーツを通じた交流機会を創出し、新たな産業の一つとして根づかせたいと考えております。

議員御指摘のオリンピック・パラリンピックのレガシーや富士紡績の産業遺産は、本町の歴史、文化を後世に継承するための貴重な地域資源であり、様々なイベント等を通じて誘客を図っておりますが、小山町ならではの地域文化、地域観光の充実を図るとともに、多様な魅力を総合的に発信し、これからの誘客につなげてまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

私は、サイクルスポーツやフジボウ産業遺産関連の観光誘致を軽視しているわけではありません。

当然本町の重要な観光資源だけに、それを活かした観光開発は継続していただきたいです。

ただ、モータースポーツやスポーツ合宿などの新たな取組が拡大し、注目されつつある中で、インフォメーションセンターの開設で大きく変わり得る富士山観光と併せて、軸足をそちらに移したらどうかという考えなわけです。

そんな新たな取組の中で、好評だと聞くスポーツ合宿の引き合い状況や、同じ分野で力を入れようとしている裾野市、御殿場市とは異なる、小山町ならではの考えが助成制度以外でもあるのか、その辺りの御紹介をお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○観光スポーツ交流課長（湯山浩二君） 再質問にお答えいたします。

今年度から始めましたスポーツ合宿誘致事業は、本年2月24日現在、11団体が実施し、今後16団体が実施予定で、延べ約1,500人の利用を見込んでおります。

傾向といたしまして、神奈川県、東京都、埼玉県など、首都圏からの団体が約7割を占め、種目では、大学、高校の陸上長距離と野球やサッカーといった少年団が多く、冬季における合宿需要の高さを感じているところでございます。

また、練習場所は、町内の体育施設をはじめ、近隣の体育施設が利用されております。

合宿の期間は、1泊2日から5泊6日と様々で、町内6施設で合宿が行われております。

合宿に当たり、練習場所のニーズは広域にわたるため、引き続き周辺自治体との連携を図っていくとともに、これまでの実績から、本町では練習場所の紹介や地元調整を行い、分宿による受入れや情報共有を図るため、合宿受入れ施設の組織化も検討し、地域一体となった受入れ体制を構築して、他市町との差別化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

6問目の質問は、子育て・教育についての質問です。

子育て・教育面では、本町はかなり充実した支援体制がある自治体だと思います。

給食費の無償化、早くから児童生徒一人一人に1台のタブレット導入、こども医療費全額助成、遠距離通学定期券購入助成、新婚生活支援、第1子子育て応援助成などがそうです。

ほかにもまだまだあります。

これだけ充実した支援体制を整えていても、今後も少子化が続くと、学校やこども園の再編問題は喫緊の課題になるでしょうし、中学校部活動の地域移行問題も大きな課題です。

新生児の出生数が減っている点や、スポーツ面の指導者はそう簡単に見つけれない、クラブなどの設立も簡単ではない点を考えれば、当然です。

当局としては、これらの点についてどう考えているか伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（平野正紀君） こども園、小中学校の再編等につきましては、まずは、本年度設置した小山町の教育のあり方調査研究委員会で、教育施策や教育効果等を高めるための適正な教育環境について、教育的な視点を中心に調査研究を行います。

その後、財政的な視点や、防災、地域コミュニティなどの視点も含めた検討を行いたいと考えております。

中学校部活動の地域移行につきましては、本町としてできる部分から徐々に進めていくことを考えており、すぐに地域移行を進めるというよりは、まずは、野球部とサッカー部を町内3中学校の合同部活動として設置し、段階的に学校と地域の団体などと連携・協働を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） これらの問題については、ほかの議員さんが同様の質問をしてくださるようなので、そちらにお任せし、私は次の質問に移ります。

7問目の質問は、水かけ菜の漬物の危機についての質問です。

改正食品衛生法の移行期間が令和6年5月末で終了します。

それ以降は、漬物製造が許可制になり、御殿場市、小山町の特産品である水かけ菜の漬物への影響が懸念されています。

これまでのように各家庭で自宅用に水かけ菜を漬物にして食べることは許されても、販売はできないとなると、水かけ菜栽培や漬物をしてきた方々が大きな打撃を受けることは間違いありません。

新聞報道では、御殿場市、小山町、JAは、この問題の現状把握と対応策で出遅れ感が強いという評価がされていました。

この件については、当局はどう考えているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） このたびの食品衛生法の改正に伴い、本町の特産物の主

力となる水かけ菜漬けの製造、販売方法について、多くの漬物生産者が対応に迫られている状況となります。

そこで、御殿場保健所や富士伊豆農業協同組合御殿場地区本部では、これまでに漬物生産者に対し、継続して漬物生産が行えるよう、法改正についての広報や情報提供に努めるとともに、食品衛生責任者養成講習会を開催するなど、生産者の営業許可の取得に向けた準備を行ってまいりました。

現在、本町と御殿場市及びJ Aでは、生産者個々で行っている製造を集約した漬物製造所の運用の可能性も含め、漬物生産者の負担軽減につながる対策を研究しているところであります。

法改正による猶予期間は令和6年5月末で終了いたしますが、水かけ菜漬けの生産は1月から3月頃に最盛期を迎えますので、本年度と来年度の漬物生産は今までと同様に行うことができます。

本町といたしまして、特産物である漬物生産の衰退とならぬよう、令和7年の漬物生産に向けて、認定農業者や漬物生産者の方々の意見を踏まえながら、県、御殿場市、またJ Aと連携し、支援方法を検討してまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

改正食品衛生法に合致する水かけ菜漬けができる施設を個人で新たに造るには、数百万円の投資が必要になると聞きます。

そうすると、販売目的にしていた方々は、自宅用プラスチックにとどめ、大幅に規模縮小すということになりかねません。

全国的には野沢菜やいぶりがっこ等、痛手を被る名産品も多い中、この御厨の地では、水かけ菜漬けの生産制限は本当に痛手です。

令和7年の漬物生産に向けて、認定農業者や漬物生産者の方々の意見を踏まえながら、県、御殿場市、J Aと連携し、支援方法を検討していくという回答でしたが、本町でも予算措置まで考えた一歩踏み込んだ支援が必要ではないかと考えるわけですが、その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 再質問にお答えいたします。

漬物製造業の営業許可を取得するには、製造に必要な設備を設ける必要がございますので、議員御承知のとおり、漬物生産者の負担が生じることとなります。

そのため本町といたしましては、漬物生産のニーズを踏まえながら、補助制度についても、県、御殿場市、J Aと連携し、必要に応じて対策を講じてまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 次の質問に移ります。

8問目の質問は、倫理問題についての質問です。

ここ数年、小山町は倫理上の大きな問題が続きました。

新産業集積エリアの産業廃棄物処理問題、足柄SA周辺開発道路で合同会社から負担金が納められず、町税を充てたり、決算処理を間違え、差し替えた問題、全国労金との足柄の不動産売買に関する裁判は控訴棄却とはなったものの、予定価格の漏洩があったと判決文の中で指摘されたり、台風被害に遭った湯船排水路河川災害復旧工事で未払い問題が発覚したり、次から次へと倫理上の問題が噴出した感じです。

町は新たに倫理条例を策定し、襟を正す姿勢は示しましたが、一度失われた町民からの信頼は、そう簡単に取り戻すことはできません。

当局は、今後、これだけ続いた問題を再発させないためにどう臨むつもりかお答え願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 議員御指摘の様々な問題を受けて、今後このような事態を二度と起こさないよう、情報共有体制の強化や公務員倫理に関する意識向上など、再発防止対策に役場一丸となり取り組んでおります。

具体的には、昨年6月定例会でもお答えしましたが、部局長には、課題や懸案事項など個人で抱えることのないよう、管理職が問題に積極的に関わるよう町長から指示をし、更に所属職員への面談を定期的実施して、各種事業の課題や問題点の把握、部下への助言を行うよう務めております。

また、職員の職務に係る倫理の保持に資するため、小山町職員倫理条例を制定し、昨年7月から8月にかけて、全ての職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、条例の周知と公務員としての心得、公務員倫理に対する理解を深め、意識の向上を図ったところであります。

更に、小山町倫理条例ハンドブックを今年度作成し、日常業務を遂行する上で適切な判断や行動ができるよう活用を図ることとしております。

このように役場全体の情報共有体制とコンプライアンス維持の徹底と定着を図り、公平公正な町政執行に取り組み、町民の信頼に応えられる組織づくりを継続的に進めてまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

私は、幾ら職員倫理条例をつくったりコンプライアンス研修を行ったとしても、完璧ではないと思います。

人間には必ず思いもよらぬミスが付きまとうからです。

ですから、何よりも大事なものは、働き方の改革なんです。

おのおのの担当者が個々に工程表を持って働く、可能な限りバディーを組んで仕事をする、頻繁に管理職を中心にそれらのチェックをし、話し合いを持つなどの働き方を変えなければ、条例をつくり、研修を行うだけでは駄目だと考えるわけですが、その点をどうお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、条例をつくり、研修を一度行っただけで、職員の意識改革や職員倫理の浸透はできないと考えております。

6月定例会でもお答えしておりますが、報告、連絡、相談による職員間の相互理解を徹底し、課題を共有することや、管理職の積極的な関与が大変重要だと考えております。

情報共有や職員の意識改革を組織や個々に根づかせるためには、このことが当たり前になるまで繰り返さなければならないと考えており、引き続き職員への呼びかけや意識づけを継続してまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） それでは、最後の質問です。

最後の質問は、議会とのやり取りについての質問です。

先ほどの倫理問題の質問とも関連がありますが、私は12年間議員を務めさせていただいた経験上、当局はもっと詳細な資料を議会に提出すべきだと感じたことが多くあります。

地方自治法96条の逐次解説では、「議決を要する事件について議決を欠いた執行行為は原則として無効である」とされています。

議決を要する案件は当然のことですが、それ以外の件でも町民の代表である議員が細かくチェックできるように、様々な必要である資料提供を今まで以上に務める必要があると考えるわけですが、当局のお考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 議員御承知のとおり、町の条例、予算、契約、行政執行に係る重要な事案等は、議会の議決を経て効力が発生するものであり、議案の審議に際しては、その内容や中身を丁寧に説明することが当然に求められるものであります。

そのため、本町では、原則として、議案を上程する前に議員懇談会においてその内容を説明することとしております。

また、議会に上程する議案以外にも議長が必要と認める案件については、議員懇談会や議会全員協議会の場で報告や協議をお願いし、丁寧な説明に務めているものと考えております。

議員御指摘の必要な資料提供については、これまでも分かりやすい資料の作成に務めておりますが、関係法令や事務実例等にのっとり、タブレットの更なる活用など、より効率的な資料提供を心がけ、議会審議が円滑に行われるよう努めてまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 私たちの町小山町の発展を願わない人は、誰一人おりません。

多くの課題を抱えながらも、まさに小山町の本気度と力量が試されているときです。

ですから、職員の皆さんの献身的な職務執行に期待しないわけにはいきませんし、議会も真剣

な議論をし、一丸となって魅力あるまちづくりに邁進することを期待して、私の一般質問を終わりとします。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後 1 時49分 休憩

午後 2 時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 佐藤省三君。

○4番（佐藤省三君） 通告に基づきまして、私は教育関係について3点ほど一問一答方式において質問させていただきます。

まず、第1点目であります。中学校部活動の休日地域移行への準備について伺います。

昨年9月議会でも伺ったことありますが、再度質問させてください。

このことについて、9月議会の御答弁では、「段階的に進めていく。まずは合同部活動の可能な競技種目は何かを検討し、実施していき、その後、規模を拡大し、学校と地域の団体などとの連携・協働を進めていきたい」とのお答えでした。

先日、国でも、「実施の期日を定めない。地域の実情による」と発表されました。

確かに受皿の多い地域とそうでない地域とでは、必ずしも同時進行とはいきません。

ほかにも様々な課題は、共通のものやそうでないものが錯綜している状態と考えます。

例えば学校体育部活動の社会体育への移行については、かれこれ50年以上前から何度も取り沙汰されてまいりました。

そのたびに尻つぼみとなっております。

このたび、スポーツ庁の強い提案により、いよいよ現実のものになろうとしておりますが、課題山積の状態は、実施の期日を一律に定めることができないことが如実に物語っております。

そこで、教育長に伺います。

本町では、令和5年度より野球、サッカーにおいて、休日地域移行の前段階として合同部活動を始めると伺いました。

野球、サッカーが合同部活動に選ばれた経緯について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 中体連の大会には、単一校でチーム人数が満たない場合には、合同チームとしての参加が認められております。

本町でも、野球とサッカーは、小山中学校と北郷中学校の合同チームとして大会に参加しております。

この合同チームは、仮に来年度どちらかの学校で人数が増え、チーム編成ができた場合には、合同チームとして参加はできなくなってしまう。

そこで、学校からの参加人数にかかわらず活動でき、町内三つの中学校で実施できる合同部活動を始めることにしました。

特に野球とサッカーは1チームの人数を多く必要とすることから、まず、合同部活動として、野球とサッカーを選定したところであります。

以上です。

○4番(佐藤省三君) 続いて、具体的に伺います。

まず、これらの種目、野球とサッカーの活動場所は決まっているのかどうか、また、その際の集合方法はどうなりますか、伺います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○教育次長(平野正紀君) 活動場所は、北郷中学校を基本と考えております。

北郷中学校以外の生徒の交通手段は、保護者の送迎やデマンドバスの利用などをお願いしております。

以上であります。

○4番(佐藤省三君) 再質問をさせていただきます。

保護者の送迎あるいはデマンドバスということでしたが、保護者の送迎の最中の事故が心配されます。

また、該当の北郷中学校以外の子どもたちのけが等は、通常の学校ではないところで行われている活動であります。

これらについては、かつて学校安全会とかスポーツ傷害保険などがあって、それに対応していたわけですが、現在これに該当するような保険はあるのでしょうか、伺います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○教育次長(平野正紀君) 再質問にお答えします。

現在学校では、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害救済給付制度に加入しております。

これは、合同部活動になっても変わりはありません。

ただし、現段階で得ている情報では、地域移行となり、学校の管理下から外れた場合については適用されませんので、新たに何らかの保険に加入する必要があり、多くの市町の課題となっております。

以上であります。

○4番(佐藤省三君) 続いて、次の質問に移ります。

この休日の合同部活動の指導者は決まっているのでしょうか、伺います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○教育次長(平野正紀君) 合同部活動は学校教育として行っておりますので、休日の指導も教員が主となり、行います。

また、地域の方にも御協力をいただく部活動アドバイザーの方にも指導していただいております。

以上であります。

○4番（佐藤省三君） 再質問をお願いします。

指導者が教員とすると、休日移行への一方の課題である教員の働き方改革に逆行するのではないかなと感じます。

これについてはいかがでしょうか。

また、今、御答弁の部活動アドバイザーというお話がありましたが、この方の資格はどうなっているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（平野正紀君） 再質問にお答えします。

すぐに地域の人材に全てをお願いすることはできません。

地域移行に向けた第一段階である合同部活動は、学校教育として実施します。

したがって、指導は教員が行うものです。

しかし、中学校3校で一人の教員で対応できることとなりますので、働き方改革としては進んでいるものと考えております。

また、部活動アドバイザーの資格は特に設けてございません。

以上であります。

○4番（佐藤省三君） 再々質問をお願いします。

要するに3人必要だった先生が1人になるから、その2人分が減るということで、働き方改革に進んでいるということでしょうか。

それともう一つ、部活動アドバイザーの資格がないとなると、この方は今後、地域移行になった場合に、そのまま移行できるかどうかということなのですが、まだ具体的な話が出ていないかと思いますが、どうでしょうか、そこら辺をどうお考えなのかを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（大庭和広君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

3校で1人の教員が指導するというので、2人減るということで、原則考えております。

あと、部活動アドバイザーの資格の関係でございますが、現在は、そのクラブの種目に経験のある地域の方にボランティア的な活動をお願いしているというところでございます。

地域移行になった場合の資格につきましては、今後、また詳細な方針が示されて、それにのっかってやっていくことを考えております。

以上であります。

○4番（佐藤省三君） では、次の質問に移ります。

各中学校内の部活動と休日の部活動とでは、生徒は両方選べるのか、それとも別々にするのか、

あるいは休日の部活動というのは選択制で、選ばなくてもよいということもあり得るのでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（平野正紀君） 合同部活動を選択した生徒は、平日活動する部活動として他の部活動を選択することも可能となります。

以上であります。

○4番（佐藤省三君） 次の質問に移ります。

生徒たちの生活について、特に放課後の生活について伺うわけですが、休日部活動も校内も選んだ場合、放課後の活動はどのようにになりますか。

というのは、毎日練習が続くのかということですが、いかがでしょう。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（平野正紀君） 例えばの例です。

合同部活動として野球部を選択した生徒が、平日は卓球部に所属して活動したり、総合部に所属して自主トレーニングを行ったりいたします。

以上であります。

○4番（佐藤省三君） 再質問をお願いします。

両方選んだ場合、大変練習が毎日続くということになるわけですが、沼津市の場合には、5年度から校内の部活動については週3日にするということが決定されたようです。

これは生徒の健康上の生活を考えたことだと思うのですが、小山町はこれについてどのようにお感じでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（平野正紀君） 再質問にお答えします。

本町では、多少中学校により異なりますが、平日の部活動の活動日を週3日程度としており、来年度以降も週3日程度と考えております。

以上であります。

○4番（佐藤省三君） 続いて、次の質問に移ります。

休日部活動に参加した場合、保護者の負担をどのように想定しているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（平野正紀君） 小山中学校、須走中学校の保護者は、北郷中学校までの送迎が負担になることが予想されます。

また、平日に多種目の部活動に所属する生徒は、2種目分の用具代がかかることが負担となります。

以上であります。

○4番（佐藤省三君） 再質問をお願いします。

今後のことでありますけれども、将来的に指導者が決まって、学校から離れた場合に、指導者の身分保障とか手当、遠征費などの問題が生じることが予想されるのですが、このことについてはまだ先であるので決定はできないと思いますが、どのようにお考えか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（平野正紀君） 再質問にお答えします。

現在、本町が実施する合同部活動は、学校教育の中で行いますので、指導者の身分や手当などは変わらないものと考えております。

地域移行が進んだ場合には、議員御指摘のような問題が生じます。

また、現在想定できていない課題等も発生すると予想されます。

今後の国の動向を踏まえつつ、一つ一つの課題に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○4番（佐藤省三君） 次の質問に移ります。

野球、サッカー以外の他の部活動の今後の方向性はどうなっていますか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（平野正紀君） 人数が多い種目で、単一校ではチームができなくなると、野球、サッカー以外の部活動も合同部活動となっていくことが考えられます。

また、運動部活動だけでなく、吹奏楽部の合同部活動も今後検討してまいります。

以上であります。

○4番（佐藤省三君） 再質問いたします。

ただいまのお答えの中で、吹奏楽部のことが出ておりました。

これは再質問というより要望に近いわけですが、特に吹奏楽については、小山町内、小山中学校で行われていますが、非常に規模が小さくなってしまっていると聞いています。

一方、須走小学校では、5年6年生が金管バンドを1年間続けてあります。

このような子どもたちが吹奏楽に参加することができれば、中編成程度のバンドが組めるのではないかなと感じておりますので、ぜひ今後も、野球、サッカー以外にも進めていただけたらありがたいなと思っています。

では、次の質問に移ります。

○議長（遠藤 豪君） 続けてください。

○4番（佐藤省三君） 各種公式大会、例えば中体連大会等があるわけですが、現状では各種公式大会の参加はどのようになりますか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（平野正紀君） 中体連においては、本町で合同部活として行う野球、サッカーの参加は認められております。

また、中体連以外のそれぞれの競技団体や協会等主催の公式大会の参加につきましては、種目

や大会によって異なります。

以上であります。

○4番(佐藤省三君) 再質問ですが、現状では競技団体の意向によりかなり参加の仕方が異なるようではありますが、将来的には、練習試合など、対外試合を含めて、ある程度の共通理解が必要と考えますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○教育次長(平野正紀君) 再質問にお答えします。

今後、国、県、競技団体への調整をお願いしまして、子どもたちにとって参加しやすい大会にしたいと思いますと考えております。

以上であります。

○4番(佐藤省三君) 最初の質問の最後の質問です。

これらの変革、地域移行については、部活動について、今までの学校単位の考え方を大幅に変えていくものと感じております。

これからの部活動の在り方について、どのようになっていくとお考えでしょうか、伺います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○教育長(高橋正彦君) 部活動の地域移行については、これまで国においては令和5年度から3年間を目標達成期間とされていましたが、昨年末に、可能な限り早期の実現を目指すことと見直しがなされるなど、国の方向性がまだ定まっていない段階であります。

更に、補助金、保険等の細かな部分がはっきりしておりません。

今後の部活動の在り方で、現段階で想定できることは、地域移行に伴い、学校の管理下から離れること、教師の働き方改革が進むこと、今までになかった保護者の活動費に対する負担が発生すること、生徒にとっては活動の選択肢が増えることなどが考えられます。

本町としましては、先が見通せない中、合同部活動から段階的に進めることから始め、今後、地域と学校のつなぎ役として地域移行コーディネーターを配置するなど、本町に適した方法を模索していきたいと考えております。

以上です。

○4番(佐藤省三君) 再質問をお願いします。

ただいまの御答弁の中に、地域移行コーディネーターという言葉がございましたが、この地域移行コーディネーターの概略について伺いたいと思います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○教育長(高橋正彦君) 地域移行コーディネーターは、合同部活動を充実させることや、国、県、各市町の情報収集、部活動アドバイザーとしての人材の発掘などを行い、地域移行の担当窓口として、地域移行に向けて準備を行います。

以上です。

○4番(佐藤省三君) 続いて、大きな二つ目のことについて伺いたいと思います。校則の見直しについてでございます。

各学校の校則の中には、目的や理由がはっきりせず、合理的でないとして、ブラック校則と揶揄されるものがあると、マスコミ、インターネットなどに取り上げられる機会が増えてまいりました。

文部科学省では、2021年6月、校則の見直しについて取り組むよう、各地教育委員会に指示が出されたと聞きます。

ブラックとされる校則は、髪型、下着の色、冬場のコート、マフラー等の着用、靴下のワンポイント等、かなりの数、種類に上ります。

これらの校則は、何十年も前から守るべきこととして、生徒指導部のリーダーシップの下、各学校で順守されてきました。

しかし、昨今では、理由を問われても答えることが難しい先生方もあり、ブラック度が増してきています。

中には、何十年か前に全国的に学校が荒れた時期があり、この対策としてつくられて、指導されてきたと考える方々もあります。

一方では、大人の社会は約束の取り巻くものであり、その練習、訓練のために必要と考える方もあります。

私自身も含めて、学校では古いものを伝統と考えて、大切にしようとしてまいりました。

それも一方では大事なことと思われまます。

このことが学校を地域に結びつけており、地域に育てられてきたという側面は大切にしたいところであります。

しかし、少子高齢化の中、持続可能な社会の構築や多様性の認識の必要性が強く求められてまいりました。

人権や主権者意識の高揚が大切と考える方向が強まっています。

特に現在国会でも問題になっているLGBTQ等についても、校則と深く関わり、各地で取り上げられる課題の大きなものとなっています。

まず、教育長に伺います。

小山町の小中学校の校則について、どのように把握しておられますか、伺います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○教育長(高橋正彦君) 各学校では、年度初めに学校の約束という文書を生徒や保護者に配付し、校則等を周知しております。

また、年間3回、生徒指導部研修会の中で各学校の様子を聞いておりますが、現在のところ校則が問題となっているという報告はありません。

昨年12月に改訂された生徒指導提要にも校則の見直しについての記述もあることから、今後も

各学校の情報を得ながら、必要があれば教育委員会も一緒に取り組んでいこうと考えております。
以上です。

○4番（佐藤省三君） ただいまの御答弁について再質問させていただきます。

御答弁の中に、校則を周知するという言葉がございましたが、この校則を周知することは、校則を既にあるものと認識していることなののでしょうか。

社会のルールは必要に応じてつくられ、改訂されていくものではないかと考えていますが、既にあるものとして周知することがどうなのか、どのようにお考えになるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 校則や生活の約束などは、学校によって呼び方は違いますが、どの学校にもルールはあります。

集団生活を営む上で、約束やルールは必要だと考えます。

どの学校でも必要に応じてその校則を見直し、改善を検討しております。

以上です。

○4番（佐藤省三君） それでは、具体的に伺いますが、まず第1、小山町内では、校則の見直しはどのように進めていますか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 全国的に校則を見直す動きがあることから、町内の中学校でも生徒自身が課題意識を持ち、話し合っております。

本年度の小山中学校の生徒総会では、全校生徒の校則への意識調査などの結果を示し、校則を見直すべきか議論をしましたが、校則を変える動きにはなりませんでした。

また、北郷中学校では、昨年度前期の生徒総会で校則について議論をしました。

校則について新入生が疑問に思ったことを先輩が分かりやすく説明いたしました。

須走中学校でも生活の約束を見直す取組は日々行われており、来年度の生徒総会で議論する計画があります。

このように校則を含め学校の約束について生徒たちが意見を出し合う活動を通して、随時見直しを進めてまいります。

○4番（佐藤省三君） 再質問です。

全校で見直しを進めておられるということで大変安心しましたが、小学校も含めて、校則を自分たちの生活がお互いに納得して進められるように見直される、これが大切だと私は考えておりますが、納得できないようなルールだとまずいだろうと考えるわけですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 校則の意味を子どもたちが納得する、そこで自分から守っていこうという気持ちが起きます。

見直しも、自分たちの学校生活をよりよいものにしていこうと考える機会となると考えております。

以上です。

○4番(佐藤省三君) 次の質問に移ります。

二つ目の質問です。ICT等のリテラシー、タブレットをみんな持たされたわけですが、このリテラシーが必要だと思いますが、子どもたちにどのような形で示されましたか、伺います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○教育長(高橋正彦君) ICTリテラシーを含む情報モラル教育については、令和3年度に文部科学省作成の動画教材を基に小山町教育委員会が情報モラルに関する教材の一覧表を作成し、各校に示して、授業の中で取り組んできました。

更に、どの子にも情報モラルや情報活用能力が身につくよう、小山町学校教育情報化推進委員会で小学校全学年10時間分、中学校4時間分の9年間の具体的な内容を「小山町情報モラルとスキル」としてまとめ、各校に提示しました。

来年度から教育課程に位置づけて、全校で実施していく予定になっております。

○4番(佐藤省三君) 再質問をお願いします。

リテラシーのこの作成については、いろいろ資料があったようでございますが、事前に児童生徒や保護者の参加はあったのでしょうか、伺います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○教育長(高橋正彦君) 「小山町情報モラルとスキル」の作成時は、小山町学校教育情報化推進委員会の中で検討し、作成いたしました。

タブレット等の使い方のルールを作成するときには、保護者や子どもたちに家庭でのタブレットの活用状況や課題等についてアンケートを取り、作成しております。

以上です。

○4番(佐藤省三君) 次の質問に移ります。

こども園等、幼児教育における約束の決め方、例えば少ない遊具の大人数での使用の際に行う決め方に学ぶことはないでしょうか。

この場合、あえて少ない遊具を設定するとの幼稚園の先生のお話でした。いかがでしょうか。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○教育長(高橋正彦君) こども園教育・保育要領にある幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿では、道徳性・規範意識の芽生えとして、他の園児との関わりを通して、よいことや悪いことがあることに気づいたり、決まりを守る必要性を学んだりすることが示されています。

実際のこども園の現場でも、問題が起きたときに子どもたちに考えさせたり、子どもたちのやり取りの中で決まりや約束をつくったりしています。

学校においてもこれは同様であると考えております。

○4番(佐藤省三君) それでは、校則に関して最後の質問をさせていただきます。

校則を見直したり決めたりするときに、どんなことが一番大切だと思われていますか、伺います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○教育長(高橋正彦君) 学校としての集団の秩序を維持するためには、約束事やルールが必要であります。

そのルールを守るためには、子どもたちに理解されてないと、意味のないものになってしまいます。

子どもたちが校則について話し合いをすることや、自らルールをつくることが大切であると考えております。

その結果、校則の必要性や意味について考えることになり、校則を理解する機会となります。

また、今ある校則を変えたり、新しいものをつくったりすることは、自分たちの学校を自分たちの力でよりよいものにしていこうという態度が生まれます。

今後の社会に対する関心を高めるためにもよいきつけになると考えております。

以上です。

○4番(佐藤省三君) 再質問をお願いします。

自らルールをつくることが大切だということで、大変ありがたいことだなと感じました。

ただ、御答弁の中にある、自分たちの学校を自分たちの力でよりよいものにしていこうとする態度というのは、言葉を変えると、例えば人権とか主権者意識の高揚につながっていくと考えてよろしいでしょうか、伺います。

○教育長(高橋正彦君) 今、議員のおっしゃられるとおりです。

自らの校則をつくることを通して、更に社会参加への主体的な参加態度を培う機会として考えております。

以上です。

○4番(佐藤省三君) それでは、最後の質問に移らせていただきます。

学校規模の適正化について伺います。

最近、伊豆地方を中心に、本県内でも小中学校の統合、再編成が進んでいます。

近頃の新聞報道によれば、伊豆市の3中学校が統合する際の新校名が答申されたという記事がありました。

このほか校種別の統合はもちろん、小中、中高などの一貫校の編成もかなりの数に上っております。

振り返って本町を見てみると、小学校ではほとんどが単学級であり、多くても2学級の学年が少々見られるというところがあります。

このため地域のお年寄りに出していた敬老のお祝いの手紙も、既に20年以上前には廃止されて

しました。

子どもたちの数よりもお年寄りの数が多いということです。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の前の入学式や卒業式では、来賓の数と該当の児童生徒数がほぼ同じか、逆転している場合が見られました。

本町でも少子高齢化の波が、このような形で早くから顕在化しています。

学級の中で構成する子どもたちが少なくなると、様々な弊害が現れてくると言われています。

例えば子どもたちの序列が固定化する。このため、正しい競争心が育ちにくくなる。

また、授業中に多様な意見に触れることが難しくなる。このため、子どもたちの視野がひろがりにくい。

更には、集団活動が組みにくい。このため、社会性やコミュニケーション能力の育成が困難となるなどです。

中学校では、今申し述べたこと以外に、本町が直面している学校単位での部活動の維持が困難になるなどが挙げられます。

逆に小規模だと、教師の目が届きやすく、その子に合わせた指導が行き届きやすくなり、主体性も育みやすいとの利点もあります。

現行の学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びと標榜して教育を進めようとしています。が、学級規模によっては、対話的という部分で実現が難しいテーマとなっているのではないかと考えています。

以前、学級の適正規模について教育長に伺ったことがあります。その際、「複式学級が現実になれば、統合も選択肢の一つ」とお答えいただきました。

最初の質問ですが、このお考えは今も変わりはありませんか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 現段階では複式学級となる見込みはありませんが、複式学級になる見込みとなった場合には、統合も一つの選択肢として検討していくこととしております。

以上です。

○4番（佐藤省三君） 再質問をお願いします。

昨年、室伏辰彦議員の質問のときに、「現状の維持が可能な方策を模索していく」との御答弁があったと覚えておりますが、現状の維持というのは、学校規模の維持なのか、指導の質の維持なのか、こちら辺についてどのようにお考えなのかを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 昨年9月の定例会で室伏辰彦議員への答弁では、町長から「現時点では現在の八つの小中学校を維持する方向であり、この八つの小中学校を維持することが可能な方法を模索している」ことについて答弁をしており、現時点では現状の体制を維持していきます。

以上です。

○4番（佐藤省三君） 次の質問に代わります。

令和4年9月議会で伺いましたが、小学校高学年の教科担任制について、「本町では学校規模が小さいので、教員の加配がないと難しい」とのことでした。

教員の加配は、文部科学省によれば全国で約2,000人を見込むとのことでした。

小山町に回ってくるのは大変考えにくいと思いますが、そうすると本町の高学年への教科担任制の導入は難しいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 小学校高学年における教科担任制の加配は、本町にはありません。

しかし、県からの小中連携教科担任制加配は、1名受けております。

本町では、教科担任制の必要を鑑みまして、学校内で担任外の教諭が高学年の理科や音楽科などの授業を行い、教科の専門性を活かした指導を行うとともに、担任教諭の持ち時数の軽減を図っております。

○4番（佐藤省三君） 再質問をお願いします。

単学級の小学校では、担任外の先生というのは、必ずしも全ての教科専門とは言えない教頭先生か教務主任のいずれかだと思います。

このままでは、せっかくの高学年教科担任制による専門性を活かした教育が、小山町では行われないという危惧が生じております。

いかがでしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 教科担任制の加配は、静岡県全体においても18名程度であります。

今後、本町にも加配されますよう、要望してまいりたいと思います。

また、現在配当されている教員の中で、できる範囲で専門性を活かした高学年の教科担任を配置してまいりたいと考えます。

以上です。

○4番（佐藤省三君） 次の質問を伺います。

中学校の部活動の問題を1問目でも伺ったわけですが、本町では非常に部活動の存続が厳しい状態が続いております。

小山中学校では、野球部を廃止したとのことでありました。

このためか、休日の地域移行の準備段階として、野球、サッカーを町内の合同部活動にする方針と伺いました。

そのほか、他の中学校でも、存続困難な部活動がかなりの数あると伺います。

このことについてどのようにお考えになりますか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 生徒数の減少から、種目によっては、部活動を維持できなかつたり、部

活動数を減らしていかななくてはいけないことも予想されます。

先ほど述べましたように、地域移行も含めて、国の方針が定まっておりません。

今後、本町としましては、合同チームを合同部活動に広げたように、できることから順次進めていこうと考えております。

以上です。

○4番（佐藤省三君） それでは、最後の質問に移ります。

学校規模の適正化は非常に大きな問題となっておりますけれども、本町では統合を進める必要性が大きいと、私は考えております。

ただ、統合するには、多くの時間と労力がかかります。

実現までには、たくさんの紆余曲折が考えられます。

例えばその年度の新生児の数から先を見ても、余裕は6年間しかありません。

6年間でゴールまでたどり着くのは難しいことではないかと思えます。

今から少しずつ準備を重ねていく必要があるかと思いますが、このことについてどのようにお考えなるか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 議員御指摘のとおり、今から検討を進めていくことは重要であると考えております。

先ほど高畑議員に答弁したとおり、小山町の教育のあり方調査研究委員会で、教育的な視点を中心に調査研究を行い、その後、財政的な視点や、防災、地域コミュニティなどの視点を含めた検討を行いたいと考えております。

○4番（佐藤省三君） 再質問をさせていただきます。

ただいまの御答弁にありました、小山町教育のあり方調査研究委員会で検討する教育的な視点とは、具体的にはどのようなことなのでしょう、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 教育的な視点ですが、学級数や児童生徒数が少ないことによるメリット・デメリット、それから教職員が少なくなることによる学校運営上の課題、更に学校運営上の課題が児童生徒に与える影響、少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた学校施設や教育効果を高めるための適正な教育環境について、調査研究をしているところでございます。

以上です。

○4番（佐藤省三君） 以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、5番 岩田治和君。

○5番（岩田治和君） 通告に基づきまして、民生委員、児童委員の選任について質問いたします。

以下、民生委員、児童委員を一括して民生委員と省略させていただきます。

地域で困っている方々の相談相手であり、一人暮らしの高齢者や障がい者、生活困窮世帯の状

況を把握したり、子育て家庭を支援し、必要であれば行政や福祉サービスに橋渡しすることが民生委員の役割と定義され、地域福祉の担い手として大変重要視されて、厚生労働省から委嘱される特別職の地方公務員と位置づけされています。

しかし、民生委員の定員に充足する数は、20年ほど前から年々減少の傾向にあります。

改選時の昨年12月には、多くの自治体で定足数を下回る状況となっています。

本町においては、各地区の区長さんを通じ委員の推薦を依頼していますが、委員は簡単に引き受けてもらえないことも多く、大変苦慮していると聞いています。

また、民生委員の役割や活動内容を認識している住民も少ないことも、欠員を生じる要因と推察されます。

現状では欠員の要因として、活動負担の軽減、年齢要件の緩和、更に平日に時間的余裕のある人が少ない状況であり、業務量が多いことなど、対応できないことから就任を断られてしまうことが多いと言われてしています。

現在、本町では委員の欠員は深刻な状況ではないようですが、全国的な動向や推薦人の負担を考慮すると、改善が必要と思われます。

今後、委員に推薦しやすくするためには、業務内容を簡略化し、縮減を行い、活動費の個人的負担を軽減させることも必要と考えます。

このようなことから、町長に次の点について答弁を求めます。

1、今後、民生委員の欠員解消につながる改善策を早急にも検討すべきと考えますが、所見を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田議員にお答えします。

民生委員は、民生委員法で規定され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めていただいております。

また、児童福祉法で規定された児童委員を兼ねており、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちの見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事相談、支援等を行っていただいております。

民生委員、児童委員は、都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣から委嘱されます。

任期は3年で、昨年12月には全国で一斉改選が行われました。

本町の民生委員、児童委員の定数は、静岡県条例により44人と定められています。

また、県の選任要領により、75歳未満の方を選任するよう努めることとされております。

今回の改選状況では、政令市を除く静岡県全体の定数4,409人に対し、未推薦が175人、充足率は96.0%でした。

市町別充足率では80.4%から100%までとなっており、定足率、充足率100%の市町は、小山町のほか御殿場市など、1市4町です。

本町では、ここ10年以上、定数どおりの委嘱となっております。

また、本町では、委員改選1年前の12月に、候補者の選出を区長会に依頼させていただいております。

地域の皆様や就任していただく方々の御理解と御協力により、本町では欠員が生じている状況ではありませんが、次の3点について対応していきたいと考えております。

一つ目は、人材の確保についてであります。

幅広い視野に立って候補者を選任するため、引き続き、地域の状況を把握されている区長会へ選任依頼をしていきたいと考えております。

二つ目は、委員の負担軽減についてであります。

民生委員、児童委員の活動は、各小学校区を単位とする地区会や、地域福祉、児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉の四つの専門部会を単位として、活動しています。

他の委員やグループでの協力や連携が受けられることを、委員選任の際に、周知を徹底してまいります。

更に、協力員制度があり、必要に応じて協力員をつけることができます。

本町におきましても、現在6人の委員が制度を利用し、前任の委員や配偶者の方を協力員としております。

また、委員の活動費につきましては、活動に支障が出ないように、引き続き財源の確保に努めてまいります。

三つ目は、委員活動の啓発についてであります。

委員の役割や活動を積極的に紹介し、周囲から理解されることにより、活動しやすい環境づくりを整えていくとともに、委員のやりがいにつなげていきたいと考えております。

更には、民生委員、児童委員から意見を聞き取り、静岡県との意見交換の場において情報共有し、連携して委員活動の環境整備を図ってまいります。

このような取組により、引き続き民生委員、児童委員の確保を図ってまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○5番（岩田治和君） 再質問ですが、今の答弁は教科書どおりの答弁をいただいたわけですが、実際私も2度ほど推薦する役割を経験しまして、委員を選出する立場に立ったことがあるわけですが、現状では小山町の場合には定足数を欠かない状態であるとしていますが、実際に民生委員さんがどういうことをするかを考えてみますと、まずはハードルが高過ぎますね。

本町の場合には、75歳未満に年齢制限を上げたということですが、今までは70歳でやっていたところがほとんどであって、年齢的な制限はクリアできない方が多いと言います。

特に平日に、今、60歳以上でもアルバイトやパートに出ている方が多いものですから、60歳代で民生委員をやっただけという方が、私の経験上、ほとんどいなかったわけです。

ですから、年齢制限は多少緩和されたわけですがけれども、もう一つ言いたいのが、業務量が大変多いわけです。

民生・児童委員ということで、赤ちゃんから高齢者まで、抱えることは全て民生委員さんがやっていたいかなければならないので、この業務量の多いことも大変民生委員さんを引き受けてもらいにくい理由ではないかなと、私は感じております。

ですから、業務量についてももう少し見直しをして、同時に保健委員さんという役割をしている方もいらっしゃいますので、そこでの業務の割り振りを考えていただくことがまた必要だと思います。

もう一つ言いたいのは、民生委員に就任した後も、個人の出費が多いということです。

それなりの報酬を得て一応はやっていると思いますけれども、私の女房も民生委員をやった経験があるわけですがけれども、それなりの少ない報酬でやっていると、例えば老人会の総会があるから祝儀を用意しなければならないとか、一人暮らしの高齢者の方を病院まで付き添って行かなければならないとか、かなり交通費がかかってしまうとか、そういうことがあるわけです。

こういうことから充足数は、昨年の場合、全国的には93%、静岡県は比較的よい96%近くまで行っているわけですが、沖縄では既に74%までの充足率になっています。

このようなことから、一つには、民生委員を選んでくれということ为例え役場から依頼されても、私の経験から行きますと、ただ丸投げで区長に推薦してくれというのが、なかなか困難なことが多いわけです。

ほかにも、民生委員に限らず、保健委員とか、例えば廃棄物減量委員だとか、交通安全指導員だとか、なかなか役場の丸投げしたものを引き受けてもらえない状況にあります。

こういうことももう一度考えていく、改善していかなければならないと思いますので、町長には再度この点について答弁をいただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 岩田議員に確認します。

再質問の内容は、年齢の改正、業務量の多さについて。もう1点が、個人の出費等についてという御質問の内容でよろしいでしょうか。

○5番（岩田治和君） はい。実際にはハードルが高過ぎるということで、お答えいただければと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 岩田議員の再質問にお答えいたします。

まず、一つ目の年齢につきましてでございますけれども、先ほど言いましたとおり、年齢を一応75歳未満ということで設けておりますけれども、どうしてもいない場合、地域におきましては、年齢を問わずに着任していただいております。

その点で御理解いただければと思います。

また、業務量が多いことにつきましては、先ほど答弁の中で、一つ町長からお答えさせていた

だいておりますけれども、基本的には民生委員の役割は、先ほど議員の方からも、地域の福祉の担い手として大変重要な委員という御説明をいただいておりますとおり、これにおきましては厚生労働省から委嘱されております。

この業務につきましては、なかなか町の裁量で業務につきましての町の采配によって減らすとか、そういったところもなかなか困難でございます。

当然国の方でも、先ほどなかなか定足数に行っていない地域がかなり全国的にも多いというところから、そのような点で改善等も図られるのではないかと考えております。

ただ、町として工夫していることは、先ほど答弁させてもらったとおり、民生委員の活動におきましてはそれぞれの部会におきまして活動しております。

その部の方でメンバーとしてそれぞれが助け合っていていただいていると認識しております。

また、繰り返しになりますが、協力員制度ということで、御利用されている方もおります。

そのようなことの認知がされて、小山町内では定足数に達しているのではないかと感じております。

また、個人の出費につきましても、町からの交付金、国からの交付金等もございまして、それぞれ配分等をさせていただいておりますので、確かに活動で交通費等がかかるとは思いますが、交付金の中で活動していただいていると認識しております。

あと最後に、区長会の委員の選出の負担という御発言がございましたが、地域の方を一番よく知っている方は自治会の区長様だと、行政では思っております。

それぞれの委員の皆様におきましては、町の行政の一端を担っていただいている大変重要な委員でございますので、ぜひ引き続き区の自治会をよく御存知でいらっしゃいます区長様からの御推薦をいただいた中で、委員の皆様にご活動いただきたいと思っております。

以上であります。

○5番（岩田治和君） 再々質問になるわけですがけれども、実際にこの質問をするに当たっては、ある地区の区長さんから私に直接相談をいただいた内容になるわけです。

私も同様にこれで今まで苦慮していたところがあるわけですがけれども、ただ、前にも私はほかの質問で、小山町では旧態依然として全く変えないようなことが幾つもあるわけです。

やはり時代とともに世の中は変わっていますので、それに合わせた方向で、いろいろな面で変えていかなければならないということを強く受けるわけです。

最近になりますと、DXだとかの印鑑がないような方向でもどんどん申請ができたり手続きができるということもあるわけですがけれども、この民生委員さんの選任についてももう少し変えていかなければ、今後、時代遅れの方向になるのではないかと考えられます。

ぜひともその辺について改善が必要だと思っておりますので、再度質問いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 岩田治和議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長の答弁で申し上げました、本町の民生委員、児童委員の人数が、県の条例によりまして44人と定められているところでございます。

現在、今のところ、各区で1名程度廃止というところにもなっております。

その中で、各区の事情によりまして、なかなか一人選出するのも難しいというケースも出てくると考えられます。

そのような場合は、44人のところを少し合併して、定員数の見直しなどで工夫をして、充足率につきましては何とか100%を目指して活動していただければと考えております。

そのような工夫は、今、想定の中でのお話ではございますけれども、民生委員の選出におきましてまた課題が出ましたら、真摯に受け止めて、対応に当たりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○5番（岩田治和君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後3時04分 休憩

午後3時14分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 鈴木 豊君。

○12番（鈴木 豊君） 今回通告しました、児童生徒数の減少における町内小中学校の方向性の考えについて、一括質問をいたします。

先ほどの高畑議員や佐藤議員からの質問と同様な面がありますが、視点を変えて質問いたします。

私が今回質問する理由に、沼津市や伊豆地域その他など、小学校、中学校の統合や小中一貫校の整備が、現在、スピードアップで進んでいる現状があります。

平成28年度から平成37年度の小山町教育振興基本計画において、四つの施策について、幼児教育から学校教育の中で基本的方向性を掲載しております。

内容は、1に就学前教育の充実、2で幼児教育の連携、3で知・徳・体のバランスの取れた児童生徒の育成、4の安全安心な教育環境の整備であります。

以上のような基本的方針により育成していると思っておりますが、小規模校になった場合における指針も、今後、振興基本計画にも取り入れて検討すべきと思っておりますが、いかがでしょうか。

確かに少子化により小中学校の児童生徒が減少しているのとあります。

教育的立場において、少人数の授業におけるメリットやデメリットはあると思っております。

以前、私は質問の中で、少人数になった場合について前教育長にただしましたところ、取りあ

えずは複式学級にし、その後はその実情において考えていく旨の回答を得たと思います。

私は、各小中学校児童生徒が減少する中で、空き教室も増加し、全体の教育施設の維持管理が財政に重くのしかかってくるのではないかと危惧します。

確かに校舎を改築しまして三十数余年経ちますが、児童生徒数が半減以下になってきています。

その中で、教育行政を今後どのような方向性に導いていくのかと、教育委員会の考えをどのように持っているのか伺えればと思います。

そこで、4点ほど伺います。

一つ目としまして、私は以前にも前教育長にも質問しましたが、児童生徒数が、成美小、明倫小、足柄小、小山中学校などは確実に減少しています。

3校の小学校の改築当時においても990人から、令和3年度は310人であります。3分の1であります。

その中で、今後の将来にわたり小中学校の方向性をどのようにしていくのか、まず、高橋教育長の考えを伺います。

二つ目として、どのような児童生徒の形態になった場合に、学校の統合や小中一貫校への移行を考えていくようになるのか、お伺いします。

三つ目としまして、現在、各減少小中学校の空き教室のある学校は、どのくらいの空き教室があり、どのような活用をしているのか、お伺いします。

四つ目としまして、先ほど佐藤議員の質問での回答がありましたが、中学校のクラブ活動の種目の廃止が多くなっていますが、確かに生徒の減少による原因が主であると思います。

今後、将来のクラブ活動をどのようにしていきたいのか、また、国のガイドラインによるクラブ活動の地域移行をどのような手法で進めようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 鈴木議員にお答えいたします。

児童生徒数の減少における町内小中学校の教育の方向性についてのうち、初めに、将来にわたって教育行政の方向性をどのように進めていくのかについてであります。

本町では、小山町教育振興基本計画に示しているように、知・徳・体のバランスの取れた児童生徒の育成に取り組んでおります。

これに関しては、中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育を目指して」の中で、「子どもたちの知・徳・体を一体で育む日本型学校教育は、諸外国から高い評価を得ている」と述べられており、本町が進めてきた方向と同じくするものであります。

一方、本町においても全国と同様に急激な少子化が進んでおります。

今後10年程度の見通しでは、複式学級が予想される学校はありませんが、児童生徒数の減少による学校の小規模化は更に進んでいくと予想され、こども園を含めた教育施設等の教育環境について調査研究が必要と考えております。

今年度、今後の本町の教育の在り方を調査研究する、小山町教育のあり方調査研究委員会を立ち上げました。

来年度中には研究結果をまとめ、その後、財政的な視点や、防災、地域コミュニティなども含めた視点を含めた検討を行いたいと考えております。

このような将来に向けて検討を進めるとともに、現在行われている教育活動においては、小規模校のよさを活かし、デメリットを補うために、子どもたちが人間関係を広げたり多様な意見に触れたりできるよう、学校間の交流をこれまで以上に進めていきます。

また、タブレットを活用したオンライン形式の合同授業や、デマンドバス等の交通機関を利用して学校間を移動し、一緒に活動できる合同授業など、学校の枠を越えた取組を行っていきます。

これまでも幾つかの学校で試みてきましたが、来年度は特に少人数の学校を中心に計画的に総合的な学習、道徳科などで実施していきます。

このように知・徳・体のバランスの取れた児童生徒の育成の基本的な方向を大切にしつつ、その実現のために将来的な展望を持つとともに、現在の状況の中でできることは工夫し、よりよい教育活動を行ってまいります。

また、鈴木議員御指摘の小山町教育振興基本計画につきましては、教育のあり方調査研究委員会の報告を活かし、改訂を行ってまいります。

次に、どのような形態になった場合に学校の統合や小中一貫校への移行を考えていくのかについてであります。

先ほどの佐藤議員への答弁の繰り返しとなりますが、複式学級になる見込みとなった場合に検討することとしております。

次に、余裕教室のある学校は、どのくらい余裕教室があり、どのように活用しているかについてであります。

通常級、特別支援学級の教室としては使用していない余裕教室は、成美で9、明倫小で6、北郷小学校で3、須走小学校で5、小山中学校で2、北郷中学校で1、須走中学校で1であります。

これらの教室は、少人数指導の学習室、生活科室、国際交流ルーム、児童会室、生徒会室、会議室、多目的室等として、全て活用しております。

次に、今後の部活動をどのようにしていきたいのか、部活動の地域移行の手法についてですが、こちらは先ほど高畑議員、佐藤議員に答弁したとおり、本町としてできる部分から徐々に進めていくことを考えており、まずは、合同部活動を設置し、段階的に進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○12番（鈴木 豊君） 2点ほど再質問させていただきます。

1点目は、まず最初に、ただいま教育長の答弁の中で、「小山町の教育のあり方調査研究委員会

を立ち上げましたので、将来に向けての検討をしていく」と申しまして、統合や小中一貫校の移行については、「複式学級になる見込みとなった場合に検討していく」と申しました。

また、余裕教室については、全て様々な教室として活用しているとも申されました。

私は、今回の答弁については、教育委員会において今後も現状を継続していくとしか思えません。

私ども会派で沼津市の静浦の小中一貫校を視察研修してきましたが、1年生から9年生までの学校方針が、学習面や生徒指導面、教職員の共働面などについて、素晴らしい成果が見られると校長先生から伺いました。

やはり将来に対する方向性において、複式学級を考えるのではなく、統合や小中一貫校を検討していくべきと私は思います。

小山町教育振興基本計画の中でも、小中連携の推薦及び小中一貫校の研究検討を行いますとの項目がありますが、まだ研究検討した様子が全く見受けられません。

現在からでも研究検討していくべきと思いますが、再度教育長の考えをお伺いします。

二つ目として、今後の部活動においては、合同部活動を設置し、段階的に進めていきたい旨、答弁がありました。先般、新聞報道において、2023年度の県中学総合体育大会から学校部活動に限定していた参加資格を地域スポーツクラブに拡大する参加基準が公表されました。

部員不足などにより、野球やサッカーなど、クラブで活動していた生徒も、中学総体へ参加できることになりました。

町としてNPO体育協会へも働きかけをし、部活動と地域クラブが共存できるような活動を期待しますが、教育委員会としての考えを再度伺います。

以上、再質問します。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 初めに、再質問の一つ目であります。

学校規模適正化を進めるためには、準備や調整などに多くの時間を要します。

複式学級は一つの目安ですが、複式学級が見えてきてから構想し、準備を始めるのでは間に合いません。

今から子どもたちにとってよりよい教育環境の在り方を検討していく必要があります。

また、校舎の長寿命化等への配慮も必要であります。

このようなことを踏まえ、今年度から本町では小山町の教育のあり方調査研究委員会を立ち上げ、現在、調査研究を進めております。

今後、この調査研究結果をベースに、本町の教育環境について具体的な検討をしてまいりたいと考えております。

また、少子化の対応、規模適正化の取組といたしましても、それぞれの市町で条件や状況が異なります。

私は幾つかの地域を視察訪問し、詳細な説明をいただいております。

また、他市町の現状について、教育委員会同士の情報交換も行っております。

その中で、本町の状況を踏まえた学校規模適正化を構想してまいります。

次に、再質問二つ目、部活動と地域クラブが共存できるような活動を期待するが、教育委員会としての考えはについてであります。

部活動の地域移行の目的は大きく二つあり、一つ目は、少子化による単独学校での部活動の維持が難しくなってきたことに対し、子どもたちの部活動の選択肢を確保すること、二つ目は、様々な教育課題山積の中で、学校や教師にかかる業務負担を少しでも軽減するために、教員の働き方改革を進めることであります。

以上を踏まえ、スポーツ庁が進める部活動の姿とは、総合型地域スポーツクラブや既存のスポーツクラブに部活動を移行することであると考えております。

しかし、現段階では国の方向性が定まっておらず、細かな部分など、具体的な見通しがはっきりしていない状況にあります。

その中で本町としましては、まず、合同部活動を進め、その数を広げていきます。

また、地域移行コーディネーターを雇用し、段階的に地域移行に向けて準備を進めていく中で、NPO法人小山町体育協会への協力も仰ぎ、地域クラブとの連携や指導者の発掘、育成などをも進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 2点ほど再々質問します。

1点目は、先ほど教育長が委員会にて検討していくと申されたのですが、統合や小中一貫校の関係も研究討論の中に入っていくのかどうか、お伺いします。

2点目は、今後、児童生徒が減少していく中で、児童生徒の増加に転じる方策も、行政や議会も重く受け止めていかなければいけないと思っております。

しかし、児童生徒数が減少する現実の中で、町長におかれましては、小規模校になりつつある現状と、今後、統合や小中一貫校を検討していく方向性について、一言町長からありましたら、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 再々質問にお答えいたします。

委員会の中で検討していく内容としては、当然選択肢として、統合、小中一貫校も入っております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員の再々質問にお答えさせていただきます。

沼津市や伊豆の例を出していただき、また、鈴木議員も現実に沼津の方へ行かれたということ
でございまして、全国的にも、地理的あるいは物理的な状況から、小中一貫あるいは複式という
ような学校を考えていかなければならない状況にある地域も多くなっていると考えております。

特に私立なんかを見ますと、小中、そしてまた高まで、一貫の教育をしているところがありま
す。

これは目的が、例えば学業であったり、スポーツであったり、文化であったりと、そういう目
的に特化した中で、私立は小中高一貫教育をしていると思っております。

では、小山町でどうなのかでございませけれども、やはり将来の子どもたちの人数を考えま
すと、国でも出生数が80万人を割ったという報道がございましたけれども、これは研究検討を進め
ていく必要があると考えております。

以上であります。

○12番（鈴木 豊君） それでは、以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月3日金曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後3時33分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	遠	藤	豪
署	名	議	員	高	畑	博
署	名	議	員	渡	辺	悦
						郎

令和5年第1回小山町議会3月定例会会議録

令和5年3月3日（第5日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
9番 藺田 豊造君 10番 米山 千晴君
11番 池谷 洋子君 12番 鈴木 豊君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	長田 忠典君	経済産業スポーツ部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	教 育 次 長	平野 正紀君
人口政策推進課長	石田 洋丈君	フロンティア推進課長	岩田 幸生君
未来拠点担当参事	山本 尚毅君	企画政策課長	勝又 徳之君
総 務 課 長	渡邊 徹君	防 災 担 当 参 事	伊藤嘉代子君
小山消防署長	込山 眞治君	住 民 課 長	野木 雅代君
健康増進課長	山本 智春君	くらし環境課長	山口 幸治君
商工振興課長	渡邊 辰雄君	建 設 課 長	清水 良久君
上下水道課長	遠山 洋行君	学 校 教 育 課 長	大庭 和広君
生涯学習課長	勝俣 暢哉君	総務課総務法規・監查班長	砂山 健秀君

職務のために出席した者

議会事務局長 後藤 喜昭君 議会事務局書記 山口 紘史君

会議録署名議員 7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君

散 会 午後3時24分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

6番 池谷 弘君

1. 新東名高速道路の側道町道の早期開通について
2. 総合文化会館等のWi-Fi使用困難解消について
3. 国道246号と町道一色中日向線の一色交差点渋滞解消について

2番 室伏辰彦君

1. 省エネ家電・住宅設備機器の購入による省エネ対策について

3番 小林千江子君

1. 少子化対策の成果と今後の取り組みに関して
2. 富士山を活用した郷土愛形成と富士山学習に関して

11番 池谷洋子君

1. 災害時、多様な避難者への対応について
2. 「書かない窓口」の推進を
3. 「帯状疱疹ワクチン」の予防接種費助成について

1番 室伏 勉君

1. 狭隘道路の整備と消防水利管理について
2. がん患者への「治療と仕事の両立」支援について

9番 藺田豊造君

1. 池谷町長四年間の総括について問う

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することといたします。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うことといたします。再質問については全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。本日は個人質問を行います。通告順により、順次発言を許します。

最初に、6番 池谷 弘君。

○6番（池谷 弘君） 本日は、3件の質問をさせていただきます。

まず、1件目は、新東名高速道路の側道町道の早期開通についてであります。

先頃の発表で、NEXCO中日本は2023年度内を見込んでいた新東名高速道路の全線開通予定時期を、2027年度に再延長するとありました。この中で、新秦野インターから新御殿場インター間の延長25キロは、特に神奈川県松田町や山北町の近辺では急峻かつ狭隘な山岳地形となっており、大規模な橋梁やトンネルの工事が進められております。新東名高速道路の開通は当初の予定から何度も延期されており、今回の延期は、新秦野インターの西側に位置し松田町と山北町が接する付近にある高松トンネルにおいて、脆弱な地盤や断層破碎帯が確認されたことが主な理由と発表されており、全線開通にはまだまだ多くの時間がかかります。

現在、新東名高速道路は、新御殿場インターチェンジまで開通しており、静岡方面への通行の利便性は非常にようになっており、また、小山から新御殿場インターへの道路を利用した御殿場方面への通行も大変ようになってきております。しかし、まだまだ新東名高速道路全線開通は時間がかかりますので、(仮称)小山PAから新御殿場インターまでの整備は、神奈川県側の整備よりも早く進んでいくと思われま。

このような中、せっかく整備した道路を早急に利用できるようにしていくことが必要であり、

特に新東名高速道路の側道が利用できれば、町民には大きなメリットとなります。

そこで、以下の質問をいたします。

1点目、全線開通前に（仮称）小山PAのスマートインター利用の可能性について。

2点目として、側道は町道であるので、御殿場までの側道が利用できるのはいつ頃を予定しているのか。また、これが利用できるように、NEXCO中日本への働きかけをどのように行っていくのか伺います。

2件目は、総合文化会館などのWi-Fi使用困難解消についてであります。

総合文化会館は、危機管理局、生涯学習課や図書館があるほかに、町民が利用する会議や研修等、多くの人に利用されております。

総合文化会館では、危機管理局もあり、災害発生時には多くの人も集まり、危機管理のために多くの情報収集を集め対応していくことが必要となっております。

また、12月に開催されたスマホ教室などの研修にSNSの利用も必要となってきております。このような中、現在では、情報収集や研修などにはインターネットの利用が必須となってきております。

しかし、総合文化会館でのWi-Fi使用が困難なときもあると聞いておりますし、多くの人が利用する総合文化会館などは、Wi-Fi使用ができる状況を整備していく必要があると考えます。

そこで、以下の質問をいたします。

1点目、町のほかの公共施設でのWi-Fi使用環境の状況はどのようになっているのか。

2点目として、災害発生時の情報収集はどのようになっているのか。

3点目として、総合文化会館でのWi-Fi使用困難解消の考えはあるのかどうか伺います。

次に、3件目は、国道246号と町道一色中日向線の一色交差点渋滞解消についてであります。

町道一色中日向線は、北郷小中学校や郵便局、JA等があり、北郷地区では交通量が非常に多い道路でございます。

交通量が多い中で、国道246号と町道一色中日向線農協スタンドの一色交差点では、町道を西から国道に東進する際に御殿場方面への右折車が多く、なかなか右折できずに渋滞が発生しやすい場所で、特に富士スピードウェイなどでイベントがある場合は渋滞現象が顕著であり、地域住民にも非常に迷惑がかかっております。交差点の近隣の人達の協力を得ながら、この町道に右折レーンを設置し、日常的に発生する渋滞緩和をしていく必要があると考えております。

そこで、以下の質問をいたします。

1点目、町道に右折レーンを設置しなかったのは何か理由があったのかどうか。

2点目、特に国道西側の町道に右折レーンの設置の考えはあるのか伺います。

以上3件、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 池谷 弘議員にお答えをいたします。

初めに、新東名高速道路の側道町道の早期開通についてのうち、全線開通前に（仮称）小山P Aスマートインターチェンジ利用の可能性についてであります。

議員御承知のとおり、新東名高速道路の新秦野インターチェンジから新御殿場インターチェンジの本線開通予定につきましては、中日本高速道路株式会社が2027年度に再延長することを昨年12月に公表いたしました。

しかし、新東名高速道路の開通、そして（仮称）小山P Aスマートインターチェンジの開設を見込み多くの企業が既に進出、あるいは進出を予定しております。

また、町といたしましても、富士スピードウェイを拠点としたモータースポーツの聖地づくり及び観光交流客の増加に向け、関連企業とともに周辺一帯の土地利用計画を進めているところであります。

そのような中で、今回公表された開通時期の延長は、本町及び関連企業にとっても影響が大きいことから、町といたしましては、一日も早い全線開通と併せて、裾野、愛知、伊豆方面等との円滑な物流、交流等地域振興に資するため、新御殿場インターチェンジと（仮称）小山P Aスマートインターチェンジの間の先行供用開始に向けて、中日本高速道路株式会社に要望してまいりたいと考えております。

次に、側道の供用開始時期と中日本高速道路株式会社への働きかけについてであります。

町道3975号線として中日本高速道路株式会社に委託して整備している側道区間のうち、一色工区の工事は完了しております。しかし、用沢工区の工事で県道須走小山線から町道用沢大御神線を渡り須川に架かる金太郎大橋までの区間につきましては、新東名高速道路の本線工事におけるボックスカルバートや、工事発生土の搬出等の工事が完了してからの側道着手となるため、令和6年度以降の工事着手となる予定であります。

また、町が工事を施工する金太郎大橋からラウンドアバウト交差点までの区間も本線工事の影響を受けることから、令和6年度完成を予定しております。

今後も、町・中日本高速道路株式会社間で緊密な連携、調整を行い、円滑な工事の進行管理を図ってまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、企画総務部長、都市基盤部長から答弁いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 次に、総合文化会館等のWi-Fi使用困難解消についてのうち、初めに、総合文化会館以外の町の公共施設でのWi-Fi使用環境の状況についてであります。足柄駅前交流センター、あしがら温泉、須走支所にFujisan Free Wi-Fiを、道の駅「ふじおやま」「すばしり」、駿河小山駅前交流センターに民間事業者が管理するWi-Fiを設置し、町民等がWi-Fiを利用できる環境の整備を行っております。

また、町内の指定避難所と位置づけている小中学校の体育館にもWi-Fi環境を整備し、災

害時等に使用できるようにしております。

次に、災害発生時の情報収集についてであります。

災害対策本部では、災害発生時、県や消防・警察などの関係機関、町民からの被災状況等の情報収集を迅速に行うため、電話やファクスの使用が主になっております。それらが使用できない場合に備え、移動系デジタル無線機を各自主防災組織、消防署・消防団、指定避難所、各支所、医療機関などに配付、設置しております。

災害対策本部となる総合文化会館集会室は、既にインターネット環境が整備されており、発災時、被災状況の取りまとめや、それらを報告するためのメールの送受信等、ICTを活用した情報収集を行っております。

次に、総合文化会館でのWi-Fi使用困難解消の考えについてであります。

総合文化会館の事務所、図書館において、利用実態の把握も兼ねて、本年度からモバイルルーターの貸出しを行っており、既設のWi-Fiで網羅できない場所での利用に対応している状況です。

総合文化会館は、Fujisan Free Wi-Fiの使用環境を整えておりますが、特に金太郎ホールや楽屋などでつながりにくい状況となっており、これを解消するためには多額の費用をかけることとなります。

Wi-Fi整備については、現在、携帯事業者が進めている5Gの環境エリアの拡大の可能性を鑑み、公共施設全体で、本町の特性に合った利用環境の整備について慎重に検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 国道246号と町道一色中日向線の一色交差点渋滞解消についてのうち、初めに、町道に右折レーンを設置しなかった理由についてであります。

この交差点は数十年前に整備をされており、右折レーンを設置しなかった理由は明確ではありませんが、既存道路の線形、周囲の地形及び用地の制約、交通量等の状況を踏まえたものと推測をしております。

次に、右折レーンの設置についてであります。

国道246号、道の駅「ふじおやま」交差点から西へ、県道須走小山線「霊園入口」交差点の間を結ぶ大胡田用沢線及び用沢大御神線整備事業が令和4年度に完了し、令和5年度には大胡田用沢線と一色中日向線の交差点改良に本格的に工事を着手する予定であります。この交差点に信号機が設置されれば、交通の流れも大きく変化し、一色交差点の日常的な渋滞が緩和されるのではないかと考えております。

現時点では、一色交差点側の改良は現実的ではないため、町といたしましては、新たに整備をいたしました大胡田用沢線から国道246号へ交通誘導を促す工夫をしていこうと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 3件、再質問させていただきます。

1件目は、新東名高速道路の側道町道の早期開通についてであります。

新御殿場インターと（仮称）小山スマートインターチェンジ間の先行供用開始を要望していくとの回答がありました。ぜひ粘り強い交渉をお願いし、一日でも早い供用開始を期待しております。側道に関しては、一色工区の工事が完了しているが、用沢工区の工事は令和6年度の工事着手予定との回答がありました。せっかく完成している側道から順次供用開始していくことが、近隣住民の利便性に非常に寄与すると思います。そこで、完成している側道からの供用開始の考えがあるかどうか伺います。

2件目は、総合文化会館等のW i - F i 使用困難解消についてであります。

発生時の情報収集で、災害対策本部では電話やファクスの使用が主になっているとの回答もありました。

そこで、この点について、災害時に電話やファクス等の使用をしていく、このメリットは何であるのか。また、国でもD Xを進めていく中で情報収集の手段の変更等の可能性はあるのかどうか伺います。

また、町長は、令和5年の主要な施策の中で、高齢者向けのスマホ教室の開催を挙げておられます。スマホ教室開催時にもW i - F i が使用できる環境が必要と思われれます。総合文化会館では、金太郎ホールのような大きな場所ではなくW i - F i 使用が難しい場所もあると聞いております。

質問は、金太郎ホールのW i - F i 環境整備に多額の費用がかかるとの答弁がありましたが、大きな密閉した空間でなく、会議や研修を行う場所でのW i - F i 環境整備について、再度伺います。

次に、この回答の中になかったものですから、多くの町民が利用する健康福社会館のW i - F i 環境整備の状況について、再度伺います。

3件目は、国道246号と町道一色中日向線の一色交差点渋滞解消についてであります。

大胡田用沢線と一色中日向線の交差点を改良し、信号機設置により一色交差点の日常的な渋滞緩和が期待されるとの答弁がありました。国道246号へは大胡田用沢線や中央道等の道路使用が可能となっておりますが、一色交差点での渋滞解消とは現在になっていないのが実情でございます。

そこで、大胡田用沢線と一色中日向線の交差点付近に、国道246号へは大胡田用沢線を使用するような、お願いするような看板等の設置の考えはあるのかどうか伺います。

以上3件、再質問いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 池谷 弘議員にお答えをいたします。

まず、新東名高速道路の側道についてでございますけれども、先ほど町長答弁にございましたように、町道3975号線の霊園参道、相野橋から東側は一番工事が遅くなりますということは答弁のとおりです。

既に完成済みの一色正倉の一色大御神線、あるいは、いわゆる一本けやき線、町道3866号線から西側の供用開始というのは可能性があると考えております。ただし、その区間につきましては、小山町内の区間はほんの僅かでございます、御殿場市内の新御殿場インターチェンジアクセス道路であります都市計画道路の高根西部幹線までつながないと側道開通の効果が非常に少ないと考えておりますので、もし側道を一部供用するのであれば、御殿場市との協議が必須になってくるのかなと考えています。

その次に、一色中日向線につきましてですけれども、以前より渋滞は減っていると認識はしておりますけれども、まだまだイベントのときには混雑をしている状況というのは承知しております。

今月末に、一色中日向線と大胡田用沢線の交差点の改良工事を発注いたします。それにつきましては、北郷小学校側の改良を発注するんですけれども、工期が今年の10月末までということで、片側通行規制の期間が非常に長くなると思います。皆さんに御不便をおかけいたしますけれども、その間、一色交差点に行くのではなくて、工事中は大胡田用沢線の方に回ってくれという誘導看板は掲出いたします。その後、北郷中学校側の改良工事も着手をする予定でありますので、おおよそ1年間、一色中日向線に片側通行規制がしばしば入ることであるので、その誘導看板で状況を見たいと思っております。

それから、今年度、信号機の設置もほぼ決まっておりますので、信号機を設置した状況も見たいと思います。

その結果としまして、議員御指摘のような恒久的な誘導標識が必要であれば、対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○防災担当参事（伊藤嘉代子君） W i - F i 使用困難解消の一つ目の再質問にお答えいたします。

初めに、災害対策本部では、情報連絡班と無線統制班により町内の被災や避難状況等の情報収集を行っており、過去の災害におきましても、主に電話、ファクスにより迅速に情報収集をしております。

これは、あくまでも今までの主な手段であり、大規模地震等が発生した場合、通信の回線断やふくそうにより、電話やファクスがつながらなくなることが危惧されます。その場合に備えて、地上系の通信回線に加えて、衛星系の無線回線設備を備えております。

次に、D Xを進めていく中で情報収集の手段の変更の可能性についてですが、災害時、災害リスクや避難情報を迅速・確実に収集・発信するために、D Xの推進は重要と考えております。現

在、同報無線設備のデジタル化を進めておりますが、今後は、これらも含め情報収集・発信手段について検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 総合文化会館のW i - F i 使用困難解消についてのうち、総合文化会館での会議や研修を行う場所でのW i - F i 環境整備と、健康福社会館のW i - F i 環境の状況についてお答えをさせていただきます。

こちらは、先ほど企画総務部長から答弁をいたしましたけれども、総合文化会館の会議室等については、モバイルルーターの貸出しを行っておりまして、既設のW i - F i で網羅できない場所での利用に対応している状況であり、また健康福社会館も同様の対応を行っております。

I C Tを利活用する各種講座やW i - F i 環境を活用した様々な利用状況も想定をして、また、町民の利用状況を鑑みながら、今後の整備について検討を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） いや、特にございません。

以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、2番 室伏辰彦君。

○2番（室伏辰彦君） 通告に従い、一括質問一括答弁方式で質問を行います。

件名は、省エネ家電・住宅設備機器の購入による省エネ対策についてであります。

現在、世界情勢の影響で、エネルギー価格や食品価格等が高騰し、一般家庭の負担が大変増加しております。電気料金（東京電力）については、2年弱で約1.4倍価格が上がっており、燃料費を反映した燃料費調整額が上限に達しました。しかし、この夏以降、更に3～4割の値上げが発表されております。一般家庭に限らず、特に年金受給者は日々の暮らしが圧迫されております。町として、エネルギー価格の負担に対して対策が急務だと思います。また、町とともにCO₂削減を進めていく必要があると考えます。

そこで、次の点を4点ほど伺います。

一つ目、町として、エネルギー高騰による町民の暮らしについて、どのように認識しているのか伺います。

二つ目、町民を巻き込んだCO₂削減について、どのように考えているのか伺います。

3点目、既に省エネ家電を購入した世帯等を対象に補助金を交付している自治体もありますが、小山町も対策を検討するのか伺います。

4点目、SDG sの目標で「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」とうたっております。町民が省エネ家電購入時の助成金に限らず、自然からエネルギーを生み出す設備、例えば太陽光、蓄電池、また、水を太陽光で温めておく蓄熱設備を導入することも省エネ対策になりますが、そ

れに対する助成は検討できないのか伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏辰彦議員にお答えをします。

初めに、エネルギー価格高騰による町民の暮らしについてであります。

議員がおっしゃるとおり、電気代や燃料費、食品価格などの高騰により、家計への負担が大きくなっていると認識しております。

各種、世論調査の結果を見ますと、燃料代や物価の上昇について「許容できない」という回答が6割強と高い数値を示しております。さらに、給料・賃金が伸び悩んでいることも負担増の大きな要因となっており、本町においても同様に重要な課題であると捉えております。

次に、町民を巻き込んだCO₂削減についてであります。

地球温暖化は重要な環境問題の一つであり、世界各国で目標を定め、その原因であるCO₂をはじめとする温室効果ガスの削減に取り組んでいるところであります。町もゼロカーボンシティを宣言し、脱炭素化に向けて積極的に取り組んでいく考えであります。

現在、小山町全域の温室効果ガス排出量算定調査を進めておりますので、今後は算定調査結果により現状の排出量を把握した上で、明確な削減目標を設定し、町民や町内企業と行政が協力してCO₂削減に取り組んでいきたいと考えております。

町は現在、町民一人一人の意識の向上を図るため、湯船原工業団地の太陽光発電事業の見学や小学校ごとに環境教育プログラムを作成し、子ども達への環境学習を行っております。

また、町民への活動支援として、資源リサイクル活動奨励金を交付したり、古着回収ボックスや使用済みインクカートリッジの回収箱の設置なども行っております。

今後は、家庭ごみの減量化など、町民自らの取組についても更に推進していきながら、様々な施策を検討してまいります。

その他の御質問につきましては、住民福祉部長から答弁いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 私からは、初めに、省エネ家電の購入に係る補助制度の検討についてであります。

近年は、省エネルギー機器についての関心が高まり、省エネルギー化を目的とした様々な家電製品が市場に出ています。照明器具、エアコン、テレビ、冷蔵庫など一定の省エネ基準を達成している家電製品を新規に購入した場合に、その購入費用の一部を補助する制度を導入している自治体も増えてきております。

このような制度は、家庭における光熱費の負担軽減のみならず、省エネ家電の購入が促進されることにより、地球温暖化対策やエネルギー問題に対する関心を高めていただくことも期待されますので、近隣市町での補助制度の整備状況などを調査、研究しながら検討してまいりたいと考

えております。

最後に、太陽光パネル設置など家庭向けの再生可能エネルギー機器導入に係る助成についてであります。

町では、平成22年度から、新エネルギーの利用促進及び地球環境の保全を目的として、太陽光発電システム及び太陽熱利用システムを設置した世帯を対象に補助制度を設けております。

令和3年度の実績は、太陽光発電システム設置の補助金が17件で85万円、太陽熱利用システム設置の補助金は2件で5万円でありました。

制度開始からこれまでの総数では、先月15日現在で、太陽光発電システム設置の補助金が333件で1,665万円、太陽熱利用システム設置の補助金は59件で147万5,000円となっております。

太陽光発電や太陽熱温水器以外にも、蓄電池をはじめ窓や床の断熱設備など、様々な機器や設備がありますので、こちらについても近隣市町の状況などを調査、研究しながら、既存の補助制度を見直し、各家庭における省エネルギー化を促進するための制度を検討してまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 再質問を5点ほどさせていただきます。

小山町全域の温室効果ガス排出量算定調査を進めているとのことですが、今後は算定調査により現状の排出量を把握した上で明確な削減目標を設定するとのことですが、算定調査はどのような調査なのか教えてください。また、調査の結果はいつまでに示されるのか伺います。

2点目、古着回収ボックスや使用済みインクカートリッジ回収箱の設置の実施は、リサイクルの一環で実施していると認識しております。温暖化が地球全体で問題となっている中、自治体为先頭を切ってCO₂削減を進めていく必要があります。この取組で根本的にCO₂が削減されているのか伺います。

3点目、省エネ家電の購入に係る補助制度の検討で、これから近隣市町の制度の整備状況を調査、研究しながら検討していくとのことですが、既に値上げが続き町民の暮らしは圧迫されており、緊急事態であり、早急に進めることができないのか伺います。

4点目、他の質問の回答でも「調査・研究」というキーワードが出てきますが、悠長なことは言われてられません。また、ゼロカーボンシティの実現を令和5年度当初予算でうたっております。町民を巻き込んだCO₂削減について、省エネ設備の補助制度を含め、打ち出すに当たって、これから他の自治体の状況調査をするということはどのようなことなのか。商工会に助成するなど、早急に対策を打ち出すべきだと思います。どうお考えですか。

5点目、太陽光パネルの設置や家庭向けの再生エネルギー機器の導入に係る助成について、令和4年度、現在までの実績はどうなのでしょう。この助成制度のPRが弱いと認識しております。令和3年度の太陽熱システム設置の助成の利用件数は2件のみです。利用件数を増やすこと、自然エネルギー利用促進のために増額するべきではないでしょうか。PRを工夫する必要もある

と考えますが、いかがですか。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 室伏辰彦議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、一つ目の温室効果ガス排出量算定調査についてであります。都道府県別エネルギー消費統計等の公表データと町の公共施設における電気や燃料の使用料を用いて、町内全域から排出されております温室効果ガスの総排出量を、小山町の産業・運輸・家庭等の各部門別に推計するものであります。なお、推計で主に使用するデータとして、国が示しております日本の温室効果ガス排出量データは、令和元年度の確報値が最新であることから、今回の調査結果は、令和元年度時点の総排出量を推計したものになります。

また、結果の公表でありますけれども、先月末で業務が完了し、現在、事業の完了事務処理と報告書の内容審査を進めておりますので、それが終わり次第、できるだけ早く早期にホームページ等で公表していく予定であります。

次に、二つ目の御質問、古着回収や使用済みインクカートリッジの回収についてでありますけれども、こちらにつきましては、町民意識の向上を図る取組の一例として御紹介をさせていただいたところであります。自治体自身の取組といたしましては、小山町役場の取組として、地球温暖化対策実行計画に基づき、CO₂削減目標値の達成に向けて、低燃費・低公害の公用車の導入やリサイクル化の推進、公共施設のLED化など、電気代や燃料費の削減等に取り組んでおります。

三つ目の御質問の省エネ家電購入の補助制度であります。

こちらについては、経済的な負担軽減が主な目的であることから、既に同様の目的で実施しているプレミアム商品券の販売などと併せて、限られた予算の中でどの施策を優先していくか検討する必要があると考えております。補助メニューの検討や予算措置も必要となりますので、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、町民を巻き込んだCO₂削減についてどう考えているかについてであります。先ほどの答弁でも申し上げておりますが、脱炭素化の施策は環境教育といった意識の醸成を図るものから、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの設備の導入など多岐にわたっております。施策の内容によっては、CO₂削減効果や予算規模が大きく異なると考えております。町の状況に即した施策を十分に検討してから予算化することが重要であると考えております。

最後に、省エネルギー機器設備事業補助金の令和4年度の実績であります。先月末時点で30件、内訳で太陽光発電システムが28件、太陽熱利用システムが2件でありました。このように、太陽熱利用システムに比べ、太陽光発電システムの方が需要、ニーズが増えていると考えております。

また、PRについてであります。本制度は、先ほどの答弁のとおり、開始から10年以上が経過しております。各自治体で同様の取組が行われていることもあり、本制度の存在は広く周知さ

れていると考えております。先ほどの答弁のとおり、今後はほかの設備への補助制度の拡充などを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 最後に、町長に伺います。

先ほどと同じような質問になりますけれども、電気代等の全ての業種の高騰で、町民の暮らしは逼迫しております。答弁では、これから調査・研究、検討をしていくとのことですが。町内の経済効果を含めて、省エネ家電の買換えの助成を行えば、町内商工業者には仕事が入り、またCO₂削減にもつながっていきます。

町長は、幸福度日本一の町を目指します。また、「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」とうたっております。当然、町長もエネルギー高騰で町民の暮らしが逼迫していると承知していることだと思います。令和5年度当初予算に組み込まれていてもおかしくはなかったのではないのでしょうか。近隣の自治体では既に行っているところもあり、動向を見てからでは遅いのではないのでしょうか。私は直ちにこのような助成を行うことを町民に示すべきだと思いますが、いつまでに結論を出すのか、見解を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏辰彦議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、物価高騰対策につきましては、議員も御承知だというふうに思いますけれども、医療機関、あるいは福祉施設等には既に助成をするということで、物価高騰対策をしているところでございます。

それで一方で、町民に対してはということであるかというふうに思いますけれども、こういう町民に対する制度ということにつきましては、議員も経済波及効果というようなこともおっしゃられておられました。商工会と商工振興課がどのように考えているのかなということもあるかというふうに思います。商工会と協議をしながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○2番（室伏辰彦君） 以上で質問を終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、3番 小林千江子君。

○3番（小林千江子君） 通告に従い、少子化対策の成果と今後の取組に関して、並びに富士山を活用した郷土愛着形成と富士山学習に関して、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

日本の合計特殊出生率が1.30となり、全国の出生数も今年初めて80万人を下回ると予測されるなど、人口減少に歯止めがかかりません。

小山町も同様に、令和元年度には90人台であった出生数も、令和4年度には70人を切る出生数となる見込みが出ているなど、著しい減少が見られます。出生率低下という少子化の要因として、夫婦の平均出生児数と平均理想子ども数との開き、また、仕事と子どもを両立できる環境整備の

遅れ、高学歴化、結婚・出産に対する価値観の変化、子育てに対する負担感や経済的不安の増大、そして晩婚化の進展、未婚率の上昇などが挙げられております。

これらに関し、様々にお伺いしたいところではありますが、時間の制約もございますので、今回は特に晩婚化の進展と未婚率の上昇、そして夫婦の平均出生数と平均理想子ども数との開き、そして子育てに対する経済的不安の増大を中心に質問させていただきます。

まず、初めに、夫婦の平均出生数と平均理想子ども数との開き、そして、子育てに対する経済的不安の増大についてお伺いいたします。

令和5年3月1日時点で、小山町の出生数が67人と大変衝撃的な人数が報告されております。国はもとより、各自治体の積極的な働きかけが求められる中、町は平成24年4月より開始された出産祝い給付金の廃止に代わり、少子化対策として、令和3年9月より第1子子育て応援助成、遠距離通学助成、そして奨学金返還助成の事業を展開してまいりました。

しかしながら、年間の出生合計数が減少の一途をたどっております。町は少子化対策の活用状況や効果をどのように分析されておりますでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 小林議員にお答えをいたします。

初めに、出生数に関する分析についてお答えをいたします。

本町の出生数は、1月から12月の暦年で、令和元年が100人、令和2年が94人、令和3年が96人に対し、令和4年の出生数は76人で、前年比約80%と大きく落ち込んでおります。

国の人口動態統計によれば、令和2年、令和3年とコロナ禍の影響が長引く中、経済状況の懸念や感染不安などから結婚や妊娠を控えるケースが増大し、令和4年の年間出生数は統計開始以来最少の80万人を割り込み、この全国的要因が本町の出生数にも影響していると考えられますが、引き続き令和5年以降も出生数の推移に注視して要因分析してまいります。

次に、令和3年度にスタートしたライフサポート事業の状況でございますが、令和4年度の活用実人数は、前年度と比較して、第1子子育て応援助成が21人増の41人、遠距離通学定期券購入費助成が11人増の33人、奨学金返還支援が9人増の12人となっており、制度の周知が進むとともに利用者も増え、申請時の聞き取り調査でも評価の声が寄せられており、一定の効果はあるものと考えております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） ただいまの答弁に対して質問させていただきます。

一定の効果を得られたと御回答いただきましたが、この事業はそもそも県の予算でもあります富士の国少子化突破展開事業費補助金を活用し、少子化対策としてスタートした第1子子育て応援助成金です。その第1子の出生数が著しく減少しているにもかかわらず、一定の効果を得られたと評価するには難しいものがあるかと思われまます。何をもって効果を得られたと判断されたのか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（増井重広君） 小林議員の再質問にお答えします。

第1子子育て応援助成金につきましては、初めての子育てにかかる保護者様の経済的な負担を軽減して、安心して子育てができる環境というものを推進することを目的とした制度でございます。そのため、第1子の出生人数だけで効果を図るというようなことはできないのではないかとこのように考えております。

この制度の申請者から、利用者の保護者からは、日々初めての経験ばかりの中、本制度の支援というものはとても助かるというようなことを窓口等でも伺っておりまして、出産後の負担軽減という意味では一定の効果はあるのではないかとこのように考えております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） 答弁に対して質問させていただきます。

政権によって、また国・県の補助金によって、開始したり廃止したりするような不安定な子育て支援は、子育てをしている、もしくはこれから子育てをしようとしている若い夫婦や保護者からは非常に頼りなく感じられます。少子化対策を含む子育て支援は町の根幹を左右する非常に重要な位置づけにあるべき事業であり、長期的にしっかりと支援できるよう形づくられるべきです。継続して取り組めるようにするためには、財源の確保が最も重要となります。町の考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進課長（石田洋丈君） 再々質問にお答えいたします。

子育て支援の方を継続的に取り組むためには財源の確保が最も重要であるというようなお話でございますけれども、本町では、令和3年度からの向こう10年を計画期間とする第5次総合計画におきまして、子ども・子育て支援の充実を重要な柱として掲げまして、ずっとこの町で子どもを育てたいと思える町を目指し、各種政策を推進しているところでございます。

具体的な事業の実施に当たりましては、国、県の動向を踏まえた上で見直しをかけながら、予算の見通しも含め、3か年の実施計画にしっかりと位置づけ、継続に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ここで10分間休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 小林千江子君。

○3番（小林千江子君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

夫婦が理想とする子ども数と実際の子ども数の差が生じる要因として、子育てや教育の費用などの経済的負担が大きく影響していると統計結果が出ている中、子どもを産みたいと考える夫婦が産んでみようと思えるような経済面における支援の施策が求められます。国もこの状況を重く捉え、令和4年4月1日以降に妊娠届を提出された方及び出産された方へ、伴走型支援として合計10万円を予算化させました。町は、その予算を活用し、小山町出産・子育て応援交付金事業を開始し始めました。

先ほど申しあげましたとおり、町は、この小山町出産・子育て応援交付金とはまた別に、県の交付金を活用し、第1子に対する子育て支援を独自に展開しております。しかしながら、出生数などを鑑みますと、やはり1人目から2人目、2人目から3人目、3人目から4人目と、夫婦が産みたいと思う人数を産むことができるような、さらなる効果的な経済的支援が求められるかと思われまます。町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 議員御指摘のとおり、予定子ども数が理想子ども数を下回る理由といたしましては、国の出生動向基本調査によれば、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」との回答が最も多く56.3%、次いで「高年齢で産むのが嫌だから」が39.8%となっております。

子育てや教育にお金がかかる期間は、ゼロ歳から始まり、大学卒業までを考えれば20年以上の長期にわたるものでありますので、出産時のみを捉えるのではなく、子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートを、全庁を挙げて実施しているところでございます。

また、高年齢になる前に出産したいと考える方には、39歳以下の新婚夫婦が活用できる結婚新生活支援補助金があります。この補助金は令和5年度から制度を見直し、所得制限額を引き上げるほか、より若い新婚夫婦への経済支援のため、補助の上限額を、夫婦双方が29歳以下の場合には、これまでの2倍となる60万円に拡充いたします。

その他、充実した本町独自の各種施策を活用していただきながら、末永く本町の一員として暮らし続けていただくことが重要であると考えますので、一時的な経済支援ではなく、継続的にバランスを持って必要な支援を実施していきたいと考えております。

○3番（小林千江子君） ただいまの答弁に対して質問をさせていただきます。

子育てや教育にお金がかかり過ぎるから、本当は産みたいのだけれども産むことができないという方々に対し、いかに支援し、産みたいという思いを実現してもらえるようにするかが、今後とても重要な鍵となると私は考えております。結婚、出産は自由な選択であり、決して強制されるものではありません。産まないという選択も尊重される社会であるべきですし、また、逆に、産みたいと願うことも尊重されるべきであると考えます。産みたいけれど経済的に難しいから産めないのであるならば、経済的に無理なく産めるような社会の仕組みをつくるべきなのではないのでしょうか。

そこで、当局にお伺いいたします。

小学校、中学校、高校、そして大学と加速して費用負担が高くなる中で、特に経済的な負担が保護者にのしかかるのは、義務教育修了後の高校、そして大学です。少しでもこの負担を軽減できるような政策が今後求められると考えます。

また、現在は1人目だけに助成金が支給されておりますが、子育てにかかるお金は、1人目も2人目も3人目も変わらずにかかります。1人目だけという制限を設けず、誕生する全ての子どもに対し助成は行われることが望ましいと考えますが、当局の御意見をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（増井重広君） 本町における子育て世帯に対する支援といたしましては、18歳までは医療費の無償化であるとか、中学生までは給食費の無償化をしているほか、保育料につきましては、第1子の年齢にかかわらず、第2子は半額、第3子以降は無償として、第2子以降の子育てをする世帯への負担軽減を図ってはおりますが、第1子へのサポートが比較的手薄であったというようなことを踏まえまして、令和3年度から第1子子育て応援助成金を開始したものでありますので、御理解の方をいただきたいと思っております。

ただ、子育てに対する経済的不安というものは、議員御指摘のとおり、社会全体の仕組みの観点から検討をする必要があると考えます。

現在、国では異次元の少子化対策の内容について、税制も含めた議論が進められておりますので、今後、国から方針が示されましたら、町として必要な施策の検討というものを考えてまいりたいと考えております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） ただいまの答弁に対して質問させていただきます。

手薄という点で申し上げるのであれば、中学生から大学生にかけても手薄であると私は感じております。

他の自治体の支援金・助成金で申し上げますと、東京都では、受験生チャレンジ支援貸付事業として、中学3年生、高校3年生に学習塾の授業料を、高校・大学の受験費用を無利子で貸し付けし、無事に高校・大学に入学できれば返済が免除されるなどの取組をしております。大阪市内においても、塾代助成事業として学校外教育にかかる費用を助成するなど、取組がされております。

本町におきましても、塾や受験料、もしくは高校入学時におけるタブレット購入費の助成を行うなど、経済的な支援を検討することも可能なのではないのでしょうか。当局のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進課長（石田洋丈君） ただいまの御質問ですけれども、中学生から大学での支援がちょっと手薄ではないかというようなことについてなんですけれども、確かにいろんな社会情勢が変わっていく中で、またタブレットの関係でいえば、DX化が様々な分野で推進されていく中で、また新たな負担というものが発生しているというようなことも確かに考えられるところでは

ございます。

まずは、そういったところにつきまして、小山高校などの状況を把握するところから始めまして、どういった支援が求められているのかということにつきまして、多角的に検討をしてみたいと考えております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） では、町長にお伺いたします。

第1子へのサポートが比較的手薄であったことを踏まえ、令和3年から第1子子育て応援助成金を開始されたと御回答いただきましたが、先ほども申し上げたとおり、1人目であろうと、2人目であろうと、新生児が生まれることでの経済的負担は変わりません。生まれてくる全ての子どもに対し助成をするなど、さらなる積極的な働きかけが求められると考えます。町長の御意見をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） ただいまの小林議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、出生数が80万人を割り込むと、日本全国ですね。これは本当に危機的な状況であるというふうに考えております。私も度々申し上げておりますけれども、子どもは、もちろん家庭の宝、親御さんの宝であると同時に、町の宝であるというふうに考えて施策を構築してきたつもりでございます。近隣市町と比べましても、小山町は、本当に生まれてから大学、そしてまた大学卒業後まで、非常に充実した支援を行っているというふうに私は捉えてございます。

そんな中でございますけれども、やはり先ほど申し上げましたとおり、町の宝である子ども達を町全体でどうやって、どうして育てていくか、保護者の負担を減らしていくか、これは大変重要な課題でございますので、今後しっかりと検討をしてみたいというふうに考えます。

以上でございます。

○3番（小林千江子君） それでは、次の質問へ移らせていただきます。

晩婚化と生涯未婚率に関してお伺いたします。

国勢調査によりますと、2000年の全国における20代～39歳の未婚者数は約1,833万人であり、男性が約1,040万人、女性が793万人で、20歳から34歳の女性ですと55.5%の方が結婚されておらず、晩婚化が社会的な慣行となっているようです。

また、生涯未婚率、これは50歳時点で結婚していない人の割合ですけれども、2000年では、男性が12.6%、女性が5.8%でありましたが、2020年には、男性28.3%、女性17.8%となっており、増加の一途をたどっております。

このような状況の中、町は町内における晩婚化と生涯未婚者の状況をどのように把握されておりますでしょうか。また、今後どのような目標数値、例えば婚姻者数の目標などを掲げて取組など行われておりますでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（増井重広君） 本町の晩婚化と生涯未婚者の状況把握についてですが、初めに、晩婚化を示す数値として使用される平均初婚年齢の推移であります。本町の令和2年における夫の平均年齢は30.1歳で、20年前に比べると1.3歳上昇し、妻の平均年齢は28.6歳で、これも20年前と比べると2.3歳上昇しております。

また、未婚者の状況ですが、令和2年の国勢調査から、本町の50歳以上の未婚者数は、男性は581人、女性は235人であり、この人数から生涯未婚率を算出いたしますと、男性27.8%、女性11.4%で、これは県内35市町中、男性は20番目に低く、女性に関しては全体全体で3位、町のみでは最も低い結果となっております。

こうした数字には様々な見方があるものの、本町に暮らす女性の生涯未婚率が低いということは、結婚し、パートナーや家族とともに暮らす女性が多いということであり、子育てしやすいまちづくりの成果が表れたものであると考えているところでございます。

なお、結婚や出産は個人の価値観やライフプランに関する事柄でもありまして、国が掲げます少子化対策推進基本方針においても、結婚や出産は当事者の自由な選択に委ねられるべきものであるとの視点に立っており、行政として一律に婚姻数を数値目標に掲げることは適当でないと思っておりますが、一方で、結婚や育児に対する前向きなイメージを早期に持っていただくことは重要であると考えております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） ただいまの答弁に対し質問させていただきます。

結婚や育児に対する前向きなイメージを早期に持つことは重要であると御回答いただきましたが、それらに対する働きかけは何かお考えがありますでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進課長（石田洋丈君） 結婚や育児に対する前向きなイメージを早期に持つための働きかけといたしましては、令和5年度一般会計当初予算（案）の予算質疑で、議員からの御質問にお答えをいたしましたけれども、おやまライフデザイン支援業務によりまして、主に高校生を対象に、希望を持って将来のライフデザインを描けるようになるためのセミナーやワークショップ等を計画しているところでございます。

以上であります。

○3番（小林千江子君） それでは、次の質問へ移らせていただきます。

町も婚活イベントなどを開催されておりますが、その結果と分析をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（増井重広君） 町では、平成21年という早い段階から婚活事業を実施してまいりました。

平成27年度からは結婚支援班を設けて積極的な取組を始め、それ以降、令和4年度まで町主催によるイベントは53回、延べ1,700名を超える参加があり、115組のカップルが成立いたしました。

しかしながら、その後、成婚まで至ったケースは8組と婚姻に直結しないことや、成婚後町内

に居住した夫婦が数組にとどまっていることなどから、労力に対し成果が出にくいことが大きな課題というふうに捉えております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） それでは、次の質問へ移らせていただきます。

婚活支援や結婚支援をしている自治体が、都道府県では66%、市町村では32%行われております。町も婚活イベントは実施しておりますが、年に数回と言わず、毎月開催するなど積極的に取り組むべきなのではと感じます。

例えば他市町の事例を挙げますと、佐賀県武雄市では、お見合いを取り持つ「お結び課」を市役所内に設置されたり、福井県では、男性向けに気恥ずかしさを克服して会話を弾ませるすべを学ぶ「男前講座」なども開催されております。茨城県では、会話力を磨くセミナー「みんなでしゃべらナイト」を毎月開催されておりますし、山形県最上町と東京都板橋区では、東京の女性が最上町で地元男性と農業や自然を体験するツアーを計画されております。

町でも先ほど挙げたような取組は十分開催が可能ではないのかなと感じますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（増井重広君） 婚活イベントを開催すべきという御質問であるかと思えますけれども、先ほど答弁いたしました内容に加えて、全国でウエディング事業を展開しておりますリクルートブライダル総研による婚活実態調査によれば、令和3年の婚姻者のうち、婚活サービスを利用していた人は過去最高の34.1%で、そのうち44.2%が結婚に至っております。

どのようなサービスを利用しているのかを見ますと、20代から30代の独身者の利用種別では、結婚相談所や婚活パーティーよりも、ネット系婚活サービスの割合が男女ともに高く、若い人ほどこの傾向は今後ますます強まるものと分析しております。

このような情勢を鑑みまして、町では結婚を希望する方が最も望む支援の在り方が重要であると考え、県主導で創設されたふじのくに結婚応援協議会に参画いたしました。協議会が運営する出会いサポートセンターでは、婚活イベントやセミナーの実施のほか、会員の年齢、特性や細やかな希望条件に基づくマッチングサービス、各種相談等を実施しており、全県下での登録会員数も昨年末現在で1,884人と、出会いの機会に関するスケールメリットを享受できる取組となっております。

町としましては、地元の婚活イベントを特に女性が回避する傾向にあることや、顔ぶれが固定化しやすいことなど、これまでの経験値を踏まえ、小規模なイベントを頻繁に実施するよりも、こうした協議会や地元企業との連携による結婚支援に重点を置くべきであると判断いたしまして、町内立地企業への働きかけや広報活動を行っているところであり、令和5年度も町内企業との連携の下に結婚支援事業を展開してまいります。

以上であります。

○3番（小林千江子君） ただいまの答弁に対し質問させていただきます。

確かに簡易的で幅広い出会いが求められるマッチングサービスでの出会いが、世の中の流れとしては主流になってきているのかなというのは感じております。しかしながら、単純にマッチングだけを目的とするのではなく、例えば、言うなれば小山町をもっと知ってもらい、交流人口、関係人口を増やす取組にも、私はこれはつなげられるのかなというふうに感じております。

例えば町の企画として、稲刈りの体験でしたり、星の観察でしたり、例えば富士山の伏流水で入れたコーヒーをたき火を囲みながら飲んだり、富士山の5合目でキノコ狩りをするなど、その体験を通して、もちろん出会いもありますけれども、地元の人との交流が生まれたり、また小山町を度々訪れることによって、小山町をより知ってもらい、ここに住んでみたいなど思えるような取組も、私個人としては重要なのかなとは感じております。

町単独でこれら事業を展開することが難しいというのであれば、企業や商店街、旅館やホテルなどに協力を仰ぎ、実施してくださる企業様に対し助成金を用意することも可能かと思われま。その点、当局はどのようなお考えをお持ちでいらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進課長（石田洋丈君） 議員御指摘のとおり、町の体験とかを通じまして、交流人口ですとか、関係人口を増やすというようなことにつきましては、定住促進につながる事業でありまして、大変重要なかなというふうに思います。

今、御提案がございましたように、町内事業所等で出会いの場を創出していただくということにつきましては、町の魅力発信の意味でも大変参考になる御意見であるというふうに考えます。

令和5年度は、町が主催をいたしまして、町内企業と連携をした結婚支援事業を計画しておりますので、その結果を踏まえまして、その効果的な方法を検討したいと考えます。

以上であります。

○3番（小林千江子君） それでは、次の質問、富士山を活用した郷土愛着形成と富士山学習に関して伺います。

日本一の富士山を保有する小山町には、年間多くの方々が富士山を目指し来訪して下さっております。その中には、小中学生や高校生の学習における活用も大きく見られます。

しかしながら、町内はと申しますと、残念ながら富士山山頂まで登るなど、学習として取り入れていらっしゃるのは須走小学校のみでして、その他小学校では富士山の5合目にすら入山されていないようです。

この現状を踏まえ、数点伺います。

歴史学習などを通して富士山学習は各小中学校でも行われているとは思いますが、富士山を実際に活用した学習はどのように行われておりますでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 小林議員の御質問にお答えします。

コロナ禍の影響等により、全ての小中学校ではありませんが、各学校ごとに企画し、富士山学習を実施しております。

本年度は、総合学習の時間に「富士山の水」をテーマに学習することや、富士山レーダードーム館、静岡県富士山世界遺産センターの見学、富士山の樹海を散策することなどを実施しております。

また、須走小学校では、本年度、富士山の登山口に近い静岡、山梨両県の小学校の一つとして、地域の特色を考え自分達にできることを探る、富士山登山口子供サミットプロジェクトにも参加しました。

以上であります。

○3番（小林千江子君） ただいまの回答に質問させていただきます。

コロナ禍の影響で全ての小中学校で富士山学習が実施されたわけではありませんとありますが、それでは、コロナ前は全ての小中学校で富士山学習が実施されていたという理解でよろしかったでしょうか。また、本年度、富士山学習がどの学校でどの学年でどのように実施されたのか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 小林議員の再質問にお答えいたします。

コロナ禍になる前は、全ての小中学校で富士山学習を実施しております。

今年度は、成美小学校の4年生、足柄小学校の6年生、北郷小学校の4年生、須走小学校の3年生から6年生、小山中学校の1年生、北郷中学校の1年生、須走中学校の特別支援学級で実施をしました。また、明倫小学校では、富士山学習という名称では実施していませんでしたが、4年生の防災学習の中で富士山の噴火について、6年生の環境学習の中で富士山の動植物について学習しております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） ただいまの回答に質問させていただきます。

お隣、御殿場市では、富士山基金を活用し、富士山学習に取り組み、これまでに小中学生7,645人を富士山豆博士に認定されるなど、積極的に富士山学習に取り組みられています。

小山町も、学校単位ではなく、町の事業として富士山学習を全ての子どもが享受できるよう取り組む必要があるのではないかと思います。町はどのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 小林議員の再々質問にお答えいたします。

御殿場市において、毎年2校の小学校に富士山豆博士の活動を依頼し進めていることは承知しております。

小山町も、各学校において、現在も授業や特別活動として富士山学習を実施しております。学

校のこのような取組を大事にしていきたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で今年度も実施されませんでしたでしたが、町の事業としては、希望する町内の中学生が姉妹町と富士登山交流事業に参加し、山頂まで登山しております。

以上です。

○3番（小林千江子君） それでは、次の質問へ移らせていただきます。

短大も大学もない小山町を子どもはいずれ旅立ちます。そのとき、彼らは小山町の代表者となるわけです。その代表者となる子ども達が富士山に登ったこともないという現状は、いかなるものかと思われまます。

例えば、森林限界の6合目まで行ってみる、せめて5合目まで登ってみる、小富士を訪れてみる、幻の滝を見てみるなど、これは十分に日帰りの体験が可能です。学校の学習で十分に実行は可能であると推測いたしますが、町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 小林議員の質問にお答えさせていただきます。

小山町教育委員会が目指す人間像として、「凛とした富士、強く優しい金太郎のような子」を掲げており、「富士のような人」として、人との関わり合いを大切に、地域の一人として確かな存在感を持って、よりよい社会づくりに参画する人としております。これは抽象的な言い方ではありますが、富士山のある町に生まれた子ども達へ、育って行ってほしい姿であります。

富士山学習の一つとして、須走小学校以外の小学校でも、かつては富士登山を行っていた学校もありましたが、コロナ禍等の影響もありまして、現在はなかなか実施できないでおります。

教育委員会では、富士山は、歴史という視点からも、それから自然という視点からも、学習教材として優れていると考えております。

今後、富士山学習を更に充実させるために、各学校に富士山学習を進める方向性をつくっていききたいと考えております。

以上です。

○3番（小林千江子君） ただいまの回答に質問させていただきます。

須走以外の小学校でもかつては富士登山を行っていた学校もあったが、コロナ禍の影響もあり現在は実施していませんとの御回答をいただきましたが、新型コロナウイルス感染症の法上の位置づけを原則としてインフルエンザと同じ5類へ引き下げる方向で調整が進められると政府からも表明がされております。

富士登山を再開することも十分可能であると推測いたしますが、先ほどの答弁にありました富士山学習を進める方向性をつくっていききたいの中に、富士山が入っているのかどうか、こちらを再度お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 小林議員の再質問にお答えいたします。

総合的な学習の時間を使って富士山学習を進める中で、富士登山単体の実施ではなくて、須走口5合目インフォメーションセンターでの学習や5合目周辺の散策、小富士まで歩いたりする体験などを取り入れ、学校の主体性を大事にした富士山学習を進める方向性をつくっていきたいと考えております。

以上です。

○3番（小林千江子君） 統括的な質問になってしまいますが、教育長に再度お伺いいたします。

学校単位というお話でしたが、須走だけ、北郷だけ、どこそこだけという学校単位での活動ではなく、町内全ての子ども達に富士山を実際に登り体験させることは、世界文化遺産登録の町として、また、それを継承するという意義においても、必要不可欠なのではないのでしょうか。

富士山は、子ども達が日本のどこへ旅立っても、更に言えば、世界のどこへ羽ばたいても、その知名度から堂々と胸を張り生まれ故郷の紹介ができる遺産です。子ども達の体験は生きた経験となり、必ずやその後の人生においても活かされます。富士山学習に、先ほど教育長がおっしゃってくださったように、せめて小富士辺りを散策するなどの、そういった登山が必須であると私は考えます。再度、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 小林議員の再々質問にお答えいたします。

繰り返しますが、体験を含めた富士山学習の推進につきましては、小山町として進めてまいります。ただ、その進め方については、学校の進め方やアイデアを大事にしていきます。子どもの姿や、それまでの学習の積み重ね、学校の状況は異なります。また、学校ごとに力を入れている内容もあります。学校や教師、子ども達が主体的に工夫し、前向きに取り組んでいくようにしたいと考えております。

これは、今年度の町内の一つの小学校の学年の例ですけれども、ここでは富士山の歴史や自然などについて、ネイチャーガイド講師を教室に呼んで学習をします。その学習を進める中で、春と秋には水ヶ塚から双子山を散策し、直接自然観察を行いました。さらに、学んだ成果を他市町の子供達とオンラインを通して発表しました。教師や子ども達が主体的に学んでいる姿が伺えます。探求型のプロジェクト学習の学びの質の高さが伝わってまいります。教師の意欲や子ども達の学ぶ姿勢を大事に期待していきたいというふうに考えています。

以上です。

○3番（小林千江子君） 次の質問へ移らせていただきます。

静岡県富士山世界遺産センターにおいて、小山町須走に顕彰碑が建てられているフレデリック・スタール博士の展覧会が開催されました。このように、小山町にまつわる富士山の展示の積極的な開催も、富士山を保有する町の大きな学びにつながるかと考えております。フレデリック・スタール博士にまつわる品々や出土した須走の噴火遺産など、町には富士山にまつわる資料や品々がたくさんございます。それらを中心とした富士山の展覧会の開催は実施できないのでし

うか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（平野正紀君） 町には、富士山に関係する文化財が多数存在しております。特に富士浅間神社には、富士講の講社から寄進された石造物をはじめ、御師住宅で使用していた祭壇や生活雑器、古文書などが数多く保存されております。これらの文化財は、富士浅間神社の資料館において適切に保護されているとともに、来館者が富士山の歴史や文化を学習することを目的に展示も行っています。

こうした展示につきましては、これまで行ってきた姉妹町等との富士登山交流事業の際に、富士浅間神社で実施する富士山学習において、町職員やボランティアガイドを活用しまして、解説を行っております。

また、町民向けには、例年、生涯学習課が開催していますふるさと発見講座や町民講座の参加者に対しても、同様に教職員やボランティアガイドを活用して解説を行い、理解促進を図っております。

さらに、昨年7月に須走地区で実施した埋蔵文化財試掘調査で発見されたすり鉢や急須などの遺物についても、須走地区の皆様を対象に、富士浅間神社のイベントにおいて見学会を開催したところであります。

今後、須走地区から出土した遺物については修復を行い、町内施設において展示するとともに、県内外の博物館施設で開催される展覧会に出品することで、富士山の価値の周知と理解が深まるよう努めてまいります。

また、令和5年度の文化庁認定を目指して、現在策定中であります小山町文化財保存活用地域計画におきまして、富士浅間神社資料館の有効活用を位置づけておりますので、富士浅間神社と連携を図りながら、町が所有する富士山資料などを提供し、企画展示などの展覧会の開催に向けて調整を行い、文化財の周知と活用を推進してまいります。

以上であります。

○3番（小林千江子君） ただいまの答弁に対してお伺いいたします。

ふるさと発見講座や町民講座では、やはり参加された特定の参加者のみの学習となってしまいます。浅間神社の資料館展示も同様に、対象が浅間神社を来訪した来館者のみとなってしまうことが懸念されます。やはり町が主体となり企画展示を定期的で開催することが求められるのではないかなと考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（平野正紀君） 再質問にお答えいたします。

町には、町が直接管理運営する資料館がないことから、文化財の展示などについては、これまで県富士山世界遺産センターや博物館などに資料を貸し出し、その文化財の紹介や価値の周知などを行ってまいりました。

令和5年度には、先ほど申し上げました、須走地区の埋蔵文化財試掘調査で発見されたすり鉢や急須などの遺物を展示できるよう修復いたします。

また、図書館所蔵の安田コレクションの富士山の書画や版画などの資料について、文化会館において展示を行い、来館者の皆様に御披露したいと考えております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） ただいまの答弁に対してお伺いいたします。

先日2月23日に、道の駅「すばしり」にて、富士山世界遺産登録10周年記念・富士山の日イベントが開催されました。例えば、このように毎年2月23日のある2月には富士山の展示会を行うと決め、単発ではなく、継続して行える事業の展開を図られるのはいかがでしょうか。

また、先ほど、直接管理運営する資料館がないという御回答をいただきましたが、文化会館でも十分展示は可能なのではないのでしょうか。そこをお伺いさせていただければと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（平野正紀君） 再々質問にお答えいたします。

2月23日の富士山の日においてイベントが開催される際には、関係機関や観光ボランティアガイドなどとも連携を密にしながら、町内の文化財や富士山に関する資料を展示し、町外からの来訪者へも文化財の価値の周知を図れるよう検討してまいります。

また、資料館等がないことから文化会館での展示をというふうな御指摘でございますが、議員おっしゃるとおりかと思えます。文化会館は、多数の町民、町外の方も当然ながら来館されます。展示するスペースは部屋とかではなくて、例えばロビーですとか、人目のつきやすいところ、そういうところに展示をする等工夫をして周知を図っていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） それでは、次の質問へ移らせていただきます。

富士山にまつわる展示会は、町に眠る資料ばかりが対象になるわけではありません。日本各地に富士講や富士山巡礼にまつわる資料が眠っております。それらをひもとき、町の昔と今を比較するなど、様々に取組は可能であると考えます。そのような機会創出はできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（平野正紀君） 議員御指摘のとおり、日本各地に富士講や富士山の巡礼に関する資料が残されています。そこで、ふるさと発見講座や町民講座の講師に、全国各地の富士山資料を研究材料としている静岡県富士山世界遺産センターの教授をお招きし、町立図書館が所蔵する富士山の古文書や写真、絵画等を集めました安田コレクションのうち、富士山の書画や版画などの資料について、日本各地の富士山資料との比較を行いながら解説していただきました。

町内の参加者にとりまして、安田コレクションだけではなく、町外の富士山資料への理解や関心が高まったものと考えております。

また、地域が主体となって行った事業といたしまして、平成29年度から令和3年度までの5年をかけて、須走まちづくり推進協議会が中心となり、富士山の自然や歴史についての普及啓発事業を行いました。その際、町外の研究者を講師に招いたことから、他市町村の富士山資料を学習する機会となり、須走地区に存在する文化財の価値をより深く理解することができました。

今後も引き続き富士山研究者や博物館等との連携を密にしながら、講座等の開催を継続実施していくことで、富士山や町の歴史をひもとき、その文化や価値などを理解することができる機会の創出につなげていきたいと考えております。

以上であります。

○3番(小林千江子君) 講座等の開催を継続的に実施していきたいという御回答でしたけれども、やはり同様に特定の参加者のみならず、たくさんの方々が見て、知ることのできる展示も同時に行われるべきであると私は考えます。

また、その際には工夫があると、更に町民の目にとまりやすいのではないかと思います。例えば、小山高校生と連携した富士山学習を行い、それを展示したり、また、小中学生の富士山学習の発表の場にするなども一つの手かと思われます。町民参加型、先ほど実施していただきましたということですがけれども、やはりそういった企画をしたりするのも大変面白いかと思います。せっかくですから、図書館もその週間には富士山や展示に関連する本を積極的に特集してもらおう等の働きかけもよいかもしれません。交流も兼ね、姉妹都市に残されている富士講や富士山巡礼の資料をお借りするなどして、展示を行うこともよいかもしれません。当局のさらなる積極的な働きかけをぜひここで求めたいわけですがけれども、お考えをお聞かせください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○教育次長(平野正紀君) 再質問にお答えいたします。

富士山学習の発表の場につきましては、生涯学習フェスティバルにおきまして、各小中学校のパネル展示のコーナーがありますので、そこで当該年度に富士山学習を行った学校については、学習の成果を発表していただくことも可能であると考えております。

また、図書館においても、富士山コーナーが常設されており、富士山を学習する町民の皆様の資料として活用されています。この富士山コーナーや所蔵する図書や資料を周知するため、平成30年度には富士山に関連する図書を抽出して来館者にPRを行いました。

今後も講座等の開催を継続実施していくとともに、町民参加型の展示方法などを検討いたしまして、富士山をはじめとする町の文化財などを多くの皆様に理解していただける機会を創出していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○3番(小林千江子君) 最後に、町長にお伺いいたします。

富士山学習にしっかり、学びの機会創出にしっかり、それらを実現するには、また継続的な事業として行うには、財源の確保が求められます。

例えば、現在ふるさと納税寄附金の活用における選択肢には五つ項目がございます。スポーツ・文化の振興、子ども・子育て支援、地域産業の振興、新型コロナウイルス感染症対策の活用、そして町長におまかせの五つです。その中に富士山保全活動支援を入れてみるのはいかがでしょうか。

また、企業版ふるさと納税で働きかけをしてみたり、富士山保全活動として町に募金箱を設置するなどということも実現が可能だと考えます。

働きかけ次第で、様々に財源の確保は試みることができます。また、そのような活動を通し、富士山基金を設立し、富士山の環境保全や、先ほど答弁をさせていただきました富士山学習など、様々な働きかけが富士山に対して可能となるのではないのでしょうか。

これら実施に対し、町長はどのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） ただいまの小林議員の質問にお答えさせていただきます。

小山町は、富士山頂がある町、これは全国に誇れる町であるというふうに思います。そしてまた、私も県議会議員の当時は新幹線通勤をしていましたけれども、新幹線の中で、富士辺りで富士山を拝んでいる人がいっぱいいるんですね。そういうことを捉えても、やはり富士山と一緒に生きる町ということフレーズに、いろいろな富士山に係る環境保全もそうですけれども、学習、こういうことをやっていくというのは重要なことだというふうに考えております。

そんな中、御提案をいただきました基金等でございますけれども、やはり何をやるにもお金がなければいけませんので、研究、検討させていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○3番（小林千江子君） 以上で質問を終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 池谷洋子君。

○11番（池谷洋子君） 私は3件の質問をさせていただきます。

初めに、災害時、多様な避難者への対応について、町の考えをお伺いします。

災害が発生したときには避難所が開設されますが、多様な避難者の方々を同じ避難所でどのように対応するかは大きな課題です。中でも災害弱者としての妊産婦と乳幼児については、衛生面や栄養面、また精神面での配慮や、急な体調変化の対応も必要です。さらに、授乳、おむつ替え、乳児の泣き声、ほかの避難者に迷惑をかけてしまうという後ろめたさで、自分自身も肉体的や精神的に過度な負担を強いられてきたことは、今までの災害でも問題となっています。

そのような中、本町は、災害時に妊産婦・母子の命と健康を守るため、静岡県助産師会と協定を締結しています。災害時は助産師会へ協力を要請し、助産師は避難所や各家庭に出向き、妊産婦の健康管理や相談に対応します。また、容体が急変した妊産婦を医療機関に搬送するかどうかの判断や運び方のアドバイスも行います。ただ、災害時に出産となれば、一般の避難所ではどんなに大変なことになるか分かりません。安心安全のためにも、妊産婦さん、乳幼児の専門避難所が設置されていることと、助産師さんの存在はどんなに心強いかわかりません。

もう一つの多様な避難者への対応として、ペットとの同行避難や同伴避難があります。

2011年の東日本大震災や2016年の熊本地震がきっかけです。特に東日本大震災のときには、飼い主とはぐれたペットが放浪動物となり、住民への危害などが取り沙汰されました。また、熊本地震では、避難所での鳴き声でトラブルになりました。

さて、同行避難とは、飼い主がペットと一緒に避難所まで安全に避難することであり、避難所で一緒に生活する同伴避難とは異なります。この同伴避難は、ほかの避難者への衛生面や安全面などの配慮から、かなり厳しく、全国でも数例しか開設されていません。アレルギーを持っている人や動物が苦手な人が集まる避難所では、同伴はおろか同行避難することにも勇気が要り、ペットがいるために避難できず被災するなどの事態も過去には発生しました。

ペットと一緒に逃げ遅れを防ごうと、環境省は飼い主が避難所までペットと同行避難するガイドラインを公表しましたが、避難所の受入体制に地域差や周知が不十分で、飼い主が避難をためらうことも少なくありません。

現に、私の知人も「ペットは家族の一員と思っているが、鳴き声や臭いの対応などを考えたら、なかなか避難所まで連れていけない。まして、避難所まで行っても別々の生活をするなら、自分も避難をやめる」ときっぱり言う方もいます。

しかし、災害時には真っ先に飼い主が自らの安全を確保することが大切です。当町も、飼い主が避難をためらい、命の危険にさらされないよう、ペットと安心して避難できる体制を構築し、住民にしっかり周知することが必要と考えます。

以上を踏まえ、災害時、多様な避難者への対応として、次の3点について伺います。

1点目、妊産婦・乳幼児専門の避難所についての考えは。また、妊産婦・乳幼児への対応について伺います。

2点目は、ペットに対する避難所での受入体制や、ペットの飼育や管理について伺います。

3点目は、今後の災害に備え、飼い犬のしつけ方教室を実施することについて伺います。

2件目は、「書かない窓口」の推進をについて伺います。

「書かない窓口」とは、住民が申請書に記入することなく、住民票などの交付が1か所で受けられるワンストップ窓口のことです。マイナンバーカードの活用や職員の聞き取り、例えば窓口で運転免許証などの身分証明書を示し、本人確認を済ませたら、職員は本人の名前や住所といった必要事項を聞き取って入力し、印刷した書面の内容を本人が確認、署名すれば手続が完了する

というものです。

この「書かない窓口」が、全国の自治体で広がりを見せています。利用者と職員双方に手続き時間の短縮や業務改善のメリットがあります。行政業務の効率化を図るため、町の窓口で申請書類を記入せず、簡単に手続きができる「書かない窓口」を推進すべきと考えます。

また、導入に必要な費用の財源として、国はデジタル田園都市国家構想推進交付金の活用を促しています。国や当町が進める自治体デジタルトランスフォーメーションの一環として、一日も早い推進を考えます。

近い将来、自宅に居ながら行政手続きが完了する「行かない窓口」まで拡充するかもしれません。まずは、第一歩の「書かない窓口」の推進について、町の見解を伺います。

3件目は、「带状疱疹ワクチン」の予防接種費助成について伺います。

带状疱疹は、幼少期に水ぼうそうに罹患した人が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再活性化し発症する病気です。日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われています。皮膚症状が現れると、人によっては我慢できない強い痛みが続き、さらに、带状疱疹後神経痛と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳の長期間にわたる後遺症に悩む方も多いようです。

近年、全国的にこの带状疱疹が増加しています。発症予防のためにはワクチン接種が有効とされていますが、費用が高額になることから接種を諦める人も少なくありません。

带状疱疹を予防するワクチンは、水ぼうそう予防の生ワクチンである1歳以上対象の水ぼうそうワクチンと、不活化ワクチンである50歳以上対象の带状疱疹ワクチンの2種類があります。水ぼうそうワクチンの接種費用は約8,000円で、接種回数は1回ですが、より予防効果の高い带状疱疹ワクチンは1回約2万円で、2回接種する必要があることから、自己負担は4万円とかなり高額なワクチンとなります。それでも、接種後、50代で90%、60代で80%、70代で70%以上の方に一生の有効性があると聞いています。この予防接種費用の助成を求める声が私にも多く届いています。町民が健康な生活を送るために、多くの方が接種を受けやすくすることが何より大切です。

以上を踏まえ、次の3点について伺います。

1点目、当町でのここ3年間の患者数の推移を伺います。

2点目は、新型コロナウイルス感染症との関連性についてお聞きします。

3点目は、一人でも多く接種できるよう、带状疱疹ワクチンに助成する考えを伺います。

以上、3件の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 池谷洋子議員にお答えします。

初めに、「書かない窓口」の推進についてであります。

町では、令和3年度に小山町デジタルトランスフォーメーション（DX）ガイドラインを策定し、35の行動計画によりDXの推進に取り組んでおります。その行動計画の取組の一つに窓口サービスのスマート化を掲げ、窓口における利用者の負担軽減や町職員の業務の効率化を図るため、システム構築の検討を始めております。

この「書かない窓口」の導入は、各自治体において、「書かない、待たない、回らない」など住民の利便性の向上のため様々な取組が行われており、特に北海道北見市の取組が総務省のモデルケースに取り上げられるなど、複数の自治体において窓口のDXが進み始めています。

一方で、デジタル庁が本年の夏頃を目途に、「書かないワンストップ窓口」を実現させる窓口DX SaaSを開始する予定で、令和6年度から全国展開へ加速させるよう動いており、本年1月30日に説明会が開催され、全体の概要、機能・実装イメージなどが示されました。

このシステムを導入するには、導入経費や既存システムからの変更などの課題もあり、さらに、窓口DXにおいては、その前段としての業務改革とシステム活用とをセットで取り組む必要があります。

今後、デジタル庁が提供する窓口DX SaaSの詳細が決まり次第、導入時期について見極めをしてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、危機管理局长、住民福祉部長から答弁いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（遠藤正樹君） 私からは、災害時、多様な避難者への対応についてお答えをいたします。

初めに、妊産婦・乳幼児の対応と専門避難所についてであります。

災害対策基本法では、妊産婦及び乳幼児は、災害発生時に特に配慮が必要となる要配慮者と定義され、本町では、地区防災計画や災害時避難所運営資料におきまして、指定避難所内での専用スペースの確保、物資等の優先配給、生活支援等を行う対象となっております。このほか、小山町医療救護計画では、議員御承知のとおり、災害時に静岡県助産師会の会員が救護所及び避難所等で妊産婦及び乳幼児ケアの支援を行うこととなっております。

次に、妊産婦・乳幼児専門の避難所についてであります。本県内では、富士市が妊産婦・乳幼児の専門避難所として、富士市立看護専門学校を指定しております。現在、町内には看護専門学校のような施設がないため、衛生面、精神面で安心できる専門の救護所や避難所を開設することは難しく、現状では健康福祉会館に救護所を設置し、協定に基づく助産師や医療関係者によるケアを想定しております。

妊産婦の方にとっては、平素通院されている産婦人科のかかりつけ医院が最も安心できる場所だと思われそうですが、災害時には、まずは命を守っていただくために、指定避難所等への避難が優先となります。災害の規模等により避難生活が長期化する場合もあり、出産の時期等を見据えて、専門の医療機関へ行かれることを推奨いたしますが、それがかなわない場合は、救護所の設置に

伴い、助産師等専門職の支援を受けることについて周知し、安全・安心な環境を整えてまいります。

次に、ペットに対する避難所での受入体制、飼育や管理についてであります。

環境省及び県の災害時のペット飼育等のガイドライン、県及び町の地域防災計画では、災害時ペットの避難場所等における管理につきまして、飼い主が行うべきことを明記しております。

これらを踏まえ、町ではガイドラインのパンフレットを自主防災組織を通じ配付をしているほか、地区防災計画や災害時避難所運営資料の作成に当たり、指定避難所の全てにペットスペースを設けて、図示しております。

一方、議員御指摘のように、「同じ居住スペースでなければ、ペットを同行しての避難所の避難をやめる」などの声があることにつきましては、町の取組がペットの飼い主まで十分に届いていないことに原因があると思われま。

環境省ガイドラインでは、災害時のペットへの対策は、「非常時にあってもペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が共に災害を乗り越えられるよう支援する」、これらを目的としております。

本町では、災害時の避難所へのペット同行避難につきまして、三つの重要項目を掲げております。一つ目は、飼い主は避難所へ同行避難ができる。二つ目は、平素からペットに対するしつけや準備が必要である。三つ目は、指定避難所内はペット専用のスペースを設けている。これらにつきまして、広報紙や避難訓練等により、広く周知をしております。

次に、災害に備えた飼い犬のしつけ方教室の開催についてであります。

毎年12月の地域防災訓練のモデル地区訓練におきまして、御殿場保健所等の協力を得て、災害時のペット避難について研修を行っております。

先ほどの質問でもお答えをいたしました。災害時に限らず、ペットの飼い主は普段からペットをしつけておくことが重要であり、責任でもあると考えております。今後も災害に備え、ケージ、餌やトイレシート等の備蓄や同行避難経路の確認をするなど、関係機関と連携して周知をまいります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 私からは、「带状疱疹ワクチン」の予防接種費助成についてのうち、まず、町における带状疱疹の患者数の推移についてであります。

带状疱疹は医療機関から行政機関に報告義務がある疾患ではないため、県にも確認いたしましたが、町全体の患者数及び推移については、把握はできておりません。ただし、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の加入者の令和3年11月から令和4年10月までの1年間で、带状疱疹と診断を受けた人数は175人で、過去5年間の推移はやや増加傾向と把握しております。

また、带状疱疹ワクチンは、希望される方が各自で受ける任意接種であり、患者数と同様に医療機関から行政機関への報告義務がないため、接種者数の数も把握はできておりません。

次に、新型コロナウイルス感染症との関連性についてであります。

帯状疱疹は他人からうつって発症する病気ではなく、加齢やストレス、疲労、病気などによる免疫力の低下が影響し、体の神経節に潜んでいる帯状疱疹ウイルスが活性化することで発症リスクが高まります。関連性について公表されたデータ等はありませんので、判断は難しいところがあります。

次に、帯状疱疹ワクチン接種に助成する考えについてであります。

現在、帯状疱疹ワクチンは任意接種であり、接種費用については全額個人負担となっております。池谷議員御案内のとおり、個人で帯状疱疹ワクチンの予防接種を行うと、かなり高額な費用がかかるため、接種者の負担が大きいことは承知しております。

県内において接種費用の一部を助成している自治体は、今年1月から実施している藤枝市で、全国的にも助成している自治体は少ないと認識をしております。

国では、専門部会において、定期接種化について継続的に検討が進められております。

町は、国の動向などを注視し、ほかの自治体の状況についても情報収集を行いながら、公費助成について調査研究をしております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○11番（池谷洋子君） 再質問させていただきます。

初めに、災害時、多様な避難者への対応について伺います。

危機管理局長の答弁では、妊産婦・乳幼児の専門避難所について、衛生面、精神面で安心できる専門の救護所や避難所を開設することは難しく、現状では健康福祉会館などに救護所を設置するとのことですが、健康福祉会館は川沿いに立地していることから、災害時は心配です。

妊産婦、乳幼児にとって、衛生面、精神面で安心できるのは、プライバシーが守られる大切な専門避難所です。幸いにも、町内には各地区にホテル、旅館などがあり、今後も須走や足柄、北郷地区にも建設される予定です。ホテルなどには必ず個室があり、入浴やベッド、食事など、大きな安心安全が確保されます。何よりプライバシーの面で精神的に良好な環境が得られます。

コロナ禍、症状が軽度の方は、病院ではなくホテルに滞在していました。このように、緊急時には、災害弱者である妊産婦、乳幼児にはためらわず、こうしたホテルを活用すべきと考えます。何より助産師さんもホテルの部屋で安心して診療などができます。

再質問は、町として、ホテルなどの活用をどのようにお考えか、お聞かせください。

2点目は、「書かない窓口」の推進について伺います。

先ほどの町長答弁の中で、システムを導入するには導入経費の課題があるということでしたが、導入に必要な費用の財源として、政府はデジタル田園都市国家構想推進交付金の活用を促していると、私の質問の中では言っております。そのことについて町はどのようなお考えをお持ちか、お聞かせください。

3点目は、「带状疱疹ワクチン」の予防接種費助成について伺います。

住民福祉部長の答弁は、国の動向などを注視し、他自治体の状況についても情報収集を行いながら、公費助成について調査研究をしていくとのことでした。

昨年のコロナ禍、友人が带状疱疹になりました。最初は虫に刺されたのかと思っていたのですが、症状が悪化して慌てて病院に行ったそうです。予防のためにワクチンを接種すればよかったのですが、費用が高額になるため、接種に踏み切れなかったと後で聞きました。こんな大変な思いをするようだったら接種をしておけばよかったと後悔していました。この友人は60代後半ですが、知り合いの70代の方は入院もされたと聞きました。

町内の多くの高齢者が気軽にワクチン接種を受けられるように、接種費を助成することはできないのでしょうか。今は国の動向や他市町の状況を待っているときではないと思います。テレビでも、今、带状疱疹ワクチンのコマーシャルを放映していますし、病院でも大きな貼り紙でPRしています。

よいことは進めていく、小山町にはそういう力があります。今までもほかの自治体の先駆を切って、給食費の無償化などを実施してきたではありませんか。

再質問です。

80歳までに3人に1人が発症する带状疱疹です。町民が健康に生活できる有効な手段として、ワクチン接種に助成する考えを再度伺います。

以上3点の再質問です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 池谷洋子議員の妊産婦・乳幼児専門の避難所についてホテル等の活用はについてお答えをいたします。

町では、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定を、町内の、一つでございますが、宿泊施設と既に締結をしております。避難・宿泊の面から考えますと、協定には高齢者、障がい者、妊婦等の要配慮者に対する支援協力も記載をされております。

今後もコロナ禍の帰趨を見据えながら、こうした協定を町内の宿泊施設と締結していくつもりでございます。

議員御指摘の災害時、妊産婦等の皆様に安心して避難生活を送っていただける専門避難所としての方法等を今後も関係機関と連携をして検討してまいります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） ただいまの質問のデジタル田園都市国家構想推進交付金の活用について、どのようなお考えかということについて、お答えをさせていただきます。

「書かないワンストップ窓口」ですけれども、北海道北見市が先行的に進めて、令和4年度にはデジタル田園都市国家構想推進交付金、いわゆるデジ田交付金を活用して、約70の自治体が窓

口DXに取組中でございます。デジ田交付金は補助率が2分の1となっておりまして、町としても積極的に活用していきたいと考えておりますが、本町としては、デジタル庁が提供いたします窓口DX S a a S、このDX S a a Sですけれども、これはインターネット経由で利用できるアプリケーションをデジタル庁が政府共通のクラウドサービスとして提供する仕組みとなっております。こちらの展開を注視して、導入時期のタイミングについてデジ田交付金の活用は検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 再質問の带状疱疹ワクチンの接種の助成について、回答いたします。

池谷議員がおっしゃるとおり、带状疱疹になって重症化してしまった方でなければ、そのつらさ、苦しみは計り知れないと思います。また、予防できるものであれば予防しておきたいお気持ちとはとても分かります。

町では、現在も感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防するため、様々な予防接種を実施しております。来年度の予防接種は、既に当初予算に見込んでいるところであり、実施に当たっては御殿場市医師会とも調整し、委託を行っております。

町民の健康のために先進的な導入をしていくかについては、繰り返しになりますが、限りある予算の中で研究してまいりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありますか。

○11番（池谷洋子君） 再々質問をさせていただきます。

2点について、これは町長に伺いたいと思っております。

初めに、妊産婦と乳幼児の専門避難所についてです。

先ほど危機管理局长から、1か所ホテルと提携しているということでした。しかし、この妊産婦・乳幼児の専門避難所が本当にホテルであれば、どんなに安心か分かりません。一般避難所では、トイレをはじめ様々な不安があると考えます。何としても精神面で落ち着けるホテルです。

町内には、現在あるホテル、これから各地区に建設されるホテルがあります。本当にコロナのときには対応でき、災害のときにできないわけはありません。また、ホテルにも社会貢献の使命があると思っております。町とホテル双方にメリットがあると考えます。災害時、妊産婦そして乳幼児の専門避難所にホテルの活用を町長はどのようにお考えか伺います。

2点目は、带状疱疹ワクチンの接種費助成です。

3人に1人が罹患し、大変な思いをする病気です。この病気を何としても防ぐには、高額なワクチン接種の助成しかありません。町長、この带状疱疹ワクチンの接種費用助成について、どのようにお考えか伺います。

以上、2点の再々質問です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 池谷洋子議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、妊産婦、そしてまた乳幼児の避難の関係でございますけれども、先ほど危機管理局长から答弁をいたしまして、一つということでございますので、これから他のホテルとも調整をしまして、協定が結べるホテルとしっかりと協定を結んで対応してまいりたいというふうに思います。

2点目の带状疱疹ワクチンでございますけれども、実は私の友人もかかっておりまして、大変な思いをしているわけでございますけれども、やはり医療圏といたしますと、御殿場と小山は同じ医療圏でございます。また、医師会も御殿場市医師会ということで同じでございますけれども、御殿場市の状況も勘案しながら検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○11番（池谷洋子君） 最後になりますが、皆さんはよく「安心・安全のまちづくり」と言われます。言葉に出すだけではなく、実際に行動、実行しなければいけないと思います。それが行政の仕事だと確信します。

以上で質問を終了します。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

会議に移ります。

1番 室伏 勉君。

○1番（室伏 勉君） 2件の質問をさせていただきます。

1件目ですけれども、狭隘道路の整備と消防水利管理についてであります。

小山町は、新東名高速道路、国道246号の4車線化など高規格道路の整備が進められており、この道路網を利用した工業団地などの充実は、まちづくりの大きな柱となっています。

しかし、この高規格道路とは別に、町には古くからの生活道路が点在しており、特に旧小山地区の急峻な地形による狭隘道路の拡幅、歩道等の整備は、防災上の観点からも早急な対策が必要であります。

これらの点を踏まえ、当局の考えをお聞きします。

最初に、総合計画の6-3、安全で快適な道路網の整備の（1）生活道路の整備を進めるに当たり、令和4年度までの実績、町の取組方針、特に狭隘道路の整備についての考えを伺います。

次に、総合計画の1-3、消防・救護対策の推進の（3）消防水利の維持管理を進めるに当たり、町の取組方針、消防水利に直結する狭隘道路の整備など、道路整備と水利維持に関する方針を伺います。

次に、2件目です。がん患者への「治療と仕事の両立」支援についてです。

現在、がんは生涯に2人に1人がかかると言われており、4人家族で考えると、家族の誰かが

がんになる確率は90%以上となる身近な病気となっています。また、がん患者の15歳から64歳の現役世代に占める割合は3人に1人であり、現役世代にとってがん治療と仕事の両立は、生活に密着する他人ごとではない重要なテーマでもあります。

こうした中、本町においても、検診の実施によるがんの早期発見、若年がん患者などの生活の質の向上を図る医療用補整具購入支援などを実施しており、成果を上げていると認識しています。

これらの点を踏まえ、当局の考えをお聞きします。

最初に、現役世代にとって、治療と仕事の両立は大きな負担であり、雇用する企業にとっても大変な課題です。働く患者の雇用維持のため、町内企業、これは特に資本基盤の弱い中小企業でありますけれども、企業への支援が必要かと思慮いたしますが、考えを伺います。

次に、働くがん患者は、治療費と生活費の双方の手当が必要であります。治療費は高額療養費制度などの公的制度、企業の健康保険組合などの支援制度がありますが、生活費は当然のごとく自己で賄う必要があります。町内に居住する働く患者への住居費、光熱費などの補助、通院にかかる費用の補助、各在宅サービスへの補助は、大きな助けになると考えますが、見解を伺います。

最後に、町は「健康で笑顔あふれるまち」の実現に向け、健康づくりなど、どちらかといえば予防に関して重点を置いていると認識しています。今後は、小山町だからこそ働きながら治療を続けられたと評判になる制度の整ったまちづくりを目指すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員にお答えをいたします。

初めに、がん患者への「治療と仕事の両立」支援についてのうち、まず、働く患者の雇用維持のため町内企業への支援が必要ではについてであります。

議員御指摘のとおり、現役世代ががんに罹患した場合、治療と仕事の両立は、患者御本人のみならず、御家族にとっても大きな負担であると思えます。また、労働基準法や労働契約法に定めるとおり、事業者が労働者の雇用を維持することは企業の責務とされており、雇用する企業にとっても、従業員の治療や健康状態を踏まえた労働環境の整備は責務であると同時に負担でもあり、他の従業員に業務のしわ寄せがいくなど、様々な課題があると認識しております。

しかしながら、こうした問題は、がんのみではなく、けがや事故、精神的疾患など長期にわたる治療を要する事例は多く、一概に町が企業への経済的支援を行うことは難しいと考えます。

また、中小企業・小規模事業者が不測の事態に対応できる共済制度として、事業者・労働者ともに加入できる全国商工会会員福祉共済制度が用意されており、事業者はもちろん、労働者やその家族を含む補償制度が整えられております。

労働災害保険と異なり、業務上のけがや疾病でなくても補償の対象になるなど、柔軟で幅広い制度となっておりますので、商工会と連携し積極的に情報提供を行うことにより、事業者・労働者ともに安心して働くことのできる制度の活用を促進してまいります。

次に、議員御指摘の生活費支援であります。患者ごとに疾病の種類やその程度、労働環境、

生活状況がそれぞれ異なるため、一概に町が個人の生活費支援を実施することは難しいものと考えます。

医療費の支援制度として、医療保険制度においては、高額療養費や限度額適用認定書の発行により、自己負担の軽減を受けることが可能であります。

生活支援としては、医療保険制度からの傷病手当金の給付や介護保険制度の活用、社会福祉協議会においては、生活福祉資金の貸付事業を行っており、該当される方には、まずは町や社会福祉協議会などの各窓口にて御相談をしていただき、それぞれの制度を活用していただくことが適切と考えます。

最後に、制度の整った町を目指してはとの御質問であります。

治療と仕事の両立については、既に国や県においても様々な支援策が整えられております。厚生労働省においては、事業場における治療と仕事との両立支援のためのガイドラインを策定し、各事業場において働きながら治療を続ける労働者及び事業者を支援するために様々な情報を発信しております。町単独での支援には、予算的にも施策的にも限界がありますので、国、県における支援制度を活用していただきたいと考えます。

また、本町としては、総合計画に定める「健康で笑顔あふれるまち」の実現のため、2-2、地域共生社会の実現に向けた取組や、2-3、健康寿命の延伸と包括的支援の充実に掲げる各施策を推進しております。

今後も健康づくりを推進し、健康寿命を延ばすことを目指す一方、医療や介護が必要になった方には適切なサービスを提供し、また、地域のつながりにより、いつまでも地域で暮らし続けることのできる町を目指してまいります。

その他の御質問につきましては、都市基盤部長から答弁いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 私からは、生活道路の整備についてお答えいたします。

まず初めに、2番目の町の取組方針についてお答えをいたします。

議会等の場で折に触れて申し上げてきましたが、社会資本整備総合交付金を活用して整備を進めてまいりました幹線道路につきましては、町道大胡田用沢線、用沢大御神線の竣工をもって一段落と考えております。

今後は、市街化区域内の生活道路の改良及び橋梁長寿命化修繕計画、道路土工構造物個別管理計画、町道舗装管理計画に基づく大規模な維持補修事業が大きなウエイトを占めていくこととなります。

特に先ほど申し上げました三つの計画に基づきます維持補修事業であります。本年度は合計で2億3,000万円余、来年度は予算ベースで約3億4,000万円という事業費になります。

市街化区域内の生活道路の拡幅につきましては、用地の提供や物件移転補償などについて理解を得られたところを優先して実施していくことが現実的であり、現在進めている事業につきまし

ても、地権者の皆様の御理解が得られた箇所、地元からの要望が強い箇所について事業を進めております。

次に、1番目の令和4年度までの実績についてであります。

市街化区域内の生活道路に限りますと、昨年度は足柄小学校前の町道2144号線の測量設計や、小山3区の町道1626号線道路改良舗装工事、本年度は菅沼ポテト裏の町道1253号線測量設計、奈良橋の町道奈良橋湯船線測量設計、北郷農協横の町道3475号線測量設計及び町道2144号線道路改良工事を実施したところであります。並行して、用地買収や物件移転補償の交渉についても進めているところであります。

次に、道路整備と消防水利に関する方針についてであります。

言うまでもなく、全ての町道が、消防車、救急車等の緊急車両の通行に支障がないことが理想ではあります。しかし、町内には、周辺家屋があるにもかかわらず緊急車両の通行ができない町道、あるいは車両の離合、いわゆる擦れ違いができない町道が少なからずあります。

そのような町道は、両側に家屋や構造物があることが多く、用地の御提供はもとより、物件移転補償等に御協力をいただかなくてはなりません。したがって、先ほどの答弁と重なりますけれども、現実的には地権者の方の御理解が得られた箇所が優先されていくことになる想定をしております。

さらに、水利維持につきましては、水道事業者として、配水管の布設替え工事等の際に、必要な消火栓の設置、あるいは配水管の口径の拡大等により対応をしております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 再質問をいたします。

1件目の狹隘道路の整備と消防水利管理についてであります。

答弁におきまして、生活道路の拡幅は用地提供などの理解を得られたところを優先して実施していくことが現実的であり、現在進められている事業につきましても、地権者の皆様の御理解が得られた箇所、地元からの要望が強い箇所であるとの回答であります。

確かに、道路整備において地元の強い要望と地権者の理解が必要であることは分かります。私は、この地区要望における整備事業の意思決定プロセスの明確化及び数値化が必要であり、その中において危険度の割合を高くすべきであると思っています。これは私見となりますけれども、地元の理解が得られ難い場所ほど危険が潜んであり、最優先に取り組むべき箇所ではないのかと考えるからです。

ハインリッヒの法則ではないですけれども、地元から毎年提出される小さな危険が積み重なり、いつか大きな災害となる可能性が潜んでいると考えるべきです。危険を未然に防ぐためにも、難解な箇所に優先的に取り組むことが自治体の役割であり、まちづくりの第一歩ではないでしょうか。

私は町が率先して各地区の危険箇所を網羅した道路ビジョンを示し、町のリーダーシップによる、地元住民、専門業者を巻き込んだ問題解決のできる「絵」の作成を、長期的な視点で進める必要があると思っています。

ルーチンワークは、デジタルトランスフォーメーションを駆使して民間に任せればいいのです。地区要望における整備事業の意思決定プロセスの明確化、数値化と、ビジョンを示す「絵」作成に対する考えをお伺いします。

次に、がん患者への「治療と仕事の両立」支援についてです。

最初に、働く患者の雇用維持のため、町内の中小企業への支援についてであります。

政令指定都市になりますけれども、横浜市では、ホームページに「総合的ながん対策について」として「がん治療と仕事の両立のためにできること」と題して、市内事業所向けにDVD、ハンドブック、ポスターなどを作成し、治療と仕事の両立に向けた周知をしています。

町は、職員ががん患者となり働きながら治療することとなったとき、どのような対応をしますか。本町においても、まずは各企業様に、がん患者に対する治療と仕事の両立についての啓蒙を積極的に行うべきであります。考えを伺います。

次に、働くがん患者の住居費、光熱費、通院費の補助や在宅サービスへの補助などの生活費支援についてであります。

私は、告知を受けた人が、答弁のように全て自分で調べて対処することは、精神的になかなか厳しいと感じています。健康な方には何でもないことではありますが、生活、家族、仕事、そして何より自分の命に不安を抱えている人が、平常心を保ち冷静に対処すること自体、大変勇気の要ることです。自分の病気を知られたくないと思う方も多くおられると思います。何らかのリードが必要です。

先ほどの横浜市ですが、働く世代に向けた「現役世代のためのがん防災マニュアル」と称して作成しています。2人に1人ががんになる時代であるからこそ、自分を守るため、家族を守るため、社員を守るため、生活費、医療費、治療、仕事など、がん患者の悩みを解決できる情報がまとめられています。

本町においても、このようながん対応マニュアルを作成し、町民に周知すべきです。一部の人のしか役立たないのかもしれませんが、しかし、必ず助かったという人がいるはずで、私はこれも行政の大切な役割の一つと考えます。

最後に、制度の整った町についてであります。

確かに、町単独の支援は、予算的にも施策的にも厳しいところです。横浜市の例ばかりで恐縮ですが、同市では、がんへの取組を自分ごととして進めるために、がん撲滅対策推進条例を制定しています。

本町は、「健康で笑顔あふれるまち」を目指しています。がんと積極的に向き合うことに対する条例や宣言など、何らかのアピールが必要なのではないでしょうか。まずはできることから一つ

一つ進めるべきです。考えをお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 室伏 勉議員にお答えいたします。

道路整備に関しましてのビジョン、絵ということなんですけれども、今現在は総合計画に載っております道路整備プログラムというものがあまして、そこに道路の種別、それから方針等が示してありますけれども、残念ながらこれには時間軸という概念がありません。

何が次にあるかといいますと、総合計画の実施計画、3年間の実施計画になってまいります。御指摘のように、道路の危険性ということで、先ほどの答弁で申し上げました3本の計画を建設課の方でつくってもらいまして、今月、早速それに基づいて着手をしているんですけれども、狭隘道路という危険性というのはそこに概念が入っていませんので、議員御指摘のように、そのような計画をつくるということは非常に意義があると思いますので、ちょっと今後工夫をして、危険性であるとか、それから宅地開発の可能性であるとか、どういう要因を、要素を入れていくかというのは、これから勉強しなければいけないんですけれども、何らかの形で市街化区域内の狭隘道路の作成方針というのを検討していくのはやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 室伏 勉議員の再質問にお答えさせていただきます。

がん患者への支援についてであります。国、県及び市町村のそれぞれの立場、役割に応じての支援であると考えております。

国は、平成19年4月のがん対策基本法の施行以後、がん医療技術の向上や医療体制の構築をはじめ、がん患者の雇用を維持するよう企業の責務と定めたり、その他がん対策の拡充に取り組んでおります。

また、静岡県では、平成26年12月に静岡県がん対策推進条例を制定し、県においても医療体制の整備や、がん患者やその家族を支援するため、静岡がんセンターをはじめ、県内23か所の病院においてがん相談支援センターを設置し、就労支援をはじめ様々な相談や支援を行っていただいております。

町では、議員から御説明いただいたとおり、早期発見につなげるがん検診の実施や、若年がん患者への医療用補装具等への支援、高額療養費制度等の公的制度によって支援を行っております。

議員の再質問の一つ目の各企業へのがん患者に対する治療と仕事の両立についての周知、そして、二つ目の生活費、医療費、治療、仕事などの情報がまとめられたがん対応マニュアルを作成し、町民への周知についてであります。議員が御覧になった横浜市の取組のマニュアル等を見させていただきました。がん対応に関する様々な情報が、とても分かりやすくまとめられておりました。非常に参考になるところであります。しかしながら、本町がこれらをすぐに作成し、現体制で徹底させていくには、なかなか厳しいところであります。

しかしながら、がんに対する意識を向上させるために、広報で時々特集を組んだり、ホームページで国や県などの取組をリンクさせて紹介することなどは取り組めると考えております。

三つ目の再質問の、条例を制定し制度の整った町についてであります。町独自の条例制定は考えておりませんが、先ほど申し上げた静岡県がん対策推進条例に基づく県のがん対策推進計画に基づき、がんの予防と早期発見の推進などの同計画の施策の推進に県と連携し取り組んでまいります。

議員御提案のとおり、町でできることから実施していった方がよいとは考えておりますが、現時点では具体的な取組を実施するとの回答はできかねますので、今後の課題として検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 再々質問というあれではないんですけども、先ほど私の話の中で、町は職員ががん患者となったときに、働きながら治療することとなったとき、どのように対応しますかと問いました。やっぱりこれは一事業場として町も避けられない課題であると思います。現にそういう方もいっぱいいると思います。やはりそういう方も考えながら、そして、この職員を町民に置き換えたときに、自治体としてどうするか。がんに限らず困っている人はいっぱいいると思いますので、その辺のところを周知していただいて、やっていただければと思います。

以上で終了します。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後2時00分 休憩

午後2時12分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 菌田豊造君。

○9番（菌田豊造君） 私は、池田町長の四年間の総括についてお伺いするとともに、教育関係と町の活性化についてお尋ねしたいと思います。

前日の代表質問でもありましたが、今回も池谷町政の政治姿勢について、一問一答方式で質問させていただきたいと思います。

さて、私は、政治とは寄るべきところに寄ることが基本だと思っております。国政ならば国民の側に、町政ならば町民の側にあつてこそ、国民あるいは町民のための政治が行われるものと確信しています。その全体となるものが憲法であるし、それに準じた法律であると思います。その上で、我々には地方自治法や地方公務員法、それにそれぞれの市町では条例や規則をつくって、得てして独善的になりがちな政治家の行き過ぎをコントロールできるものと誰もが信じています。そうした町民の負託にどう応えるべきか。すなわち、法や規則をもって、また込山町政にも、ま

た池谷町政にも私は質問をしてきました。

しかし、私を含めて、町民が満足する回答が得られなかったことは否めない事実であります。これらをしっかり認識しなければ、町が再び活気を取り戻すことあり得ないと思います。その結果、役場への信頼は極端に低いものであることを私は認識しております。

そこで、町長も初心に戻って、この質問に答えていただきたいと思います。

まず、第1番目が、町民が池谷町長を選んだ理由をどう御自身で分析しているか、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 藺田議員にお答えします。

平成31年4月の町長選挙におきまして、多くの町民の皆様の御支持をいただき、第30代小山町長に当選をさせていただきました。

この選挙における争点といたしましては、まず、総務省が定めるルールを逸脱した返礼品の提供により多額の寄附を集めた不適切なふるさと納税の適正化、そして、対象となる都市計画決定、事業認可がない中で都市計画税の課税に係る条例の廃止、湯船原地先新産業集積エリアの埋設廃棄物に係る一連の問題、また、裁判となった足柄竹之下地先のホテル事業地に係る土地売買問題などでありました。

これら行為により、小山町は、世界遺産富士山の麓、自然環境に恵まれ、水や空気がきれいで爽やかな町という、今まで多くの先人、先輩の皆様が築き上げ、培っていただいた小山町の清々しいイメージを覆すマイナスイメージを全国に発信してしまった点について、これ以上前町長に町の行政運営、かじ取りを任せられないという危機感が町民の皆様には沸き上がり、小山町の将来は私に任せたいという投票行為に結びついたのでないかと考えております。

また、選挙の際に、小山町の輝かしい未来の創造のため私が掲げた52の施策につきまして、町民の皆様には御理解いただき、4年間の町政運営のかじ取りを私に委ねていただいたのではないかと分析しております。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） 52の施策のうち、どのくらいが完了したんでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） お答えをさせていただきます。

当初、選挙前は52でございましたけれども、その後3項目を追加いたしまして、全部で55項目でございます。そのうち、着手済み、完了等の項目が52項目、率にして96%という状況でありました。

以上です。

○9番（藺田豊造君） ただいま町長が言われたとおり、やっぱり小山町はコンプライアンスについて非常に希薄になっているということでした。そのために出られたということは私も同感とし

ています。町長もコンプライアンス無視について、もう少し深く掘り下げた方がよかったんじゃないかというふうに思われます。そういうことへの考えはあったのかどうか。

これは、後からもう1回それに関わるもので、次に行きます。

次に、施策の中に掲げた、初め、今回違っているようですが、「来てよし、住んでよし、働いてよし」というような施策を掲げていました。これについてもお伺いします。それから、今回少し変わって、「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち」になっていますけど、これについてもお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、「来てよし、住んでよし、働いてよし」ということとございますけれども、まず「来てよし」でございますが、小山町は、何といたしましても世界文化遺産富士山を有し、豊富できれいな水など豊かな自然に恵まれ、また金太郎生誕の地、万葉集にもうたわれている足柄峠や竹之下古戦場等、数多くの史跡を有しております。令和3年には、東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技ロードの会場となり、世界に発信された富士スピードウェイでは、モータースポーツのみならず、自転車競技やマラソンなどにも使用され、過去にはジャズフェスティバルなども開催されており、小山町を代表する施設がございます。

私は、このような他の市町村にはない豊かな自然や後世に伝承すべき文化、そして優れた施設など、恵まれた地域資源を国内外へ発信しつつ、観光資源として活用し誘客を図るなど、小山町ならではの資源を国内外に発信し、来訪者を増加していきたい、小山町が観光客に選ばれる町にしたいと考えたところでございます。

「住んでよし」は、富士山の恵みの下、子育て支援施策や福祉施策、定住施策、文化芸術、スポーツ振興施策などの施策を構築いたしまして、他市町にはない小山町ならではのまちづくりにより町民の幸福度を高めることにより、今小山町に住んでいる方は、これからもずっと小山町に住み続けたい、そして、他市町の方は、小山町に住みたいと憧れるような施策を構築し、全国に誇れる町をつくりたいと考えたからであります。

「働いてよし」は、造成中であつた湯船原地区に早期に企業の進出を推進し、雇用を創出するとともに、日本、そして小山町を支える中小企業や小規模事業所、地元商工業者が活動しやすい環境を整えて、町内経済、そして産業の活性化を図りたいと考えたからでございます。

以上でございます。

○9番（藺田豊造君） 再質問します。

もう一度聞きます。今年は変わって、「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち」としたのは、どのようなことでしょうか。

それから、帰りたいと思うのには、帰る場所があるという条件が付きまします。それから、また育てていくというのには、育てられるだけの給料をもらえるような会社がなくてはなりません。そ

これらの実態調査はされているのでしょうか。むなしい夢を持たせるだけでは、ちょっとかわいそうな感じがします。どのようなお考えがあるのか、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） お答えをさせていただきます。

「来てよし、住んでよし、働いてよし」ということで、少し変わってきたと。変わって、「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち」となってきたということですが、私は選挙時から小山町を、住んでよし、訪れてよし、学んでよし、働いてよし、そして、育ててよし、産んでよし、老いてよしと、こういう理想郷を小山町ですということに訴えてまいりました。

ところが、ところがといいますか、それは最初から変わってないんですけども、令和3年からの総合計画を町民の皆様とつくったわけですが、その将来像が「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち」というふうに決めていただきましたので、最初に私が申し上げたものとの将来像はラップする、同じものだというふうに捉えているところでございます。

帰りたいと思う場所に帰る場所があるということですが、これはまさに今湯船原に企業立地が進んでおりまして、優秀な企業が15社張りつき、あるいは立地の予定をしているところでございます。こういう優秀な企業に来ていただくということで、そこで働く人達が、育てていけるだけの給料をもらえるのかなど、ちょっとそんなふうに考えております。

実態調査というものはしてございません。

以上でございます。

○9番（菌田豊造君） 次に移ります。

新産業エリアのごみ処理問題は法的責任を追及もしなかった、その理由についてお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○9番（菌田豊造君） いや、まだ。ちなみに私は功罪あるものと。また、町民に莫大な損害を与えることを知っていて議会でも虚偽の答弁したことについては、私が弁護士から聞く限りは、背任罪に当たる、そのような指摘を受けております。町長のお考えについてお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） この問題につきましては、菌田議員から過去3回の一般質問において御質問をいただき、お答えをいたしました。

そのときのお答えの繰り返しとなりますが、当地区は昭和40年代から50年代初頭に廃棄物が投棄され、社会問題となったにもかかわらず、当時抜本的な対応はされませんでした。

その後、本町は、当地区について県のフロンティア推進地区の指定を受け、町の重要施策に位置づけるとともに、町議会におきましても「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会を設置して、事業の推進について全面的に御支援をいただき中、事業を進めてまいりました。そんな中、事業地から大量の廃棄物が発見されまして、事業者の協力もいただきながら処理したものでありますが、前町長が過去の経緯や廃棄物の埋設について、都度、議会や町民への

説明、報告等を行わなかったことなどの政治的責任は重いものの、法律上必要な議会の議決を経て進められたものであり、損害賠償責任を追及することは難しいとの結論に至ったところであります。

なお、職員に対しましては、業務検証委員会の検証結果報告について、事務処理に係る様々な指摘事項がありました。それらをもって不正行為が行われたとは判断しておりません。

そしてまた、背任じゃないかということでございますが、これは刑事、そしてまた司法が判断することですので、お答えはできません。

以上でございます。

○9番（藺田豊造君） おもんばかってというふうな考え方はなかったんですか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） すみません、ちょっとおもんばかってという意味がよく理解できませんので、もうちょっと説明していただけますか。

○9番（藺田豊造君） おもんばかってというのは、相手に配慮を加えるということで、おもんばかるといいますけどね。

○町長（池谷晴一君） ああ、そういう意味ですか。

○9番（藺田豊造君） はい。

○町長（池谷晴一君） そのようなことは全くございません。

以上です。

○9番（藺田豊造君） 次に移ります。

4番目に、旧労働金庫跡地売却についての町長の考えを再度お伺いします。

ここでは官製談合とされた経緯について、お伺いするつもりです。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） お答えをいたします。

旧労働金庫跡地売却に関する訴えが提起され、今回、原告の請求棄却という判決の言渡しがあり、それについて原告側からの控訴もなく、町も受け入れたということでありまして、この判決が確定しております。

今回、判決理由の中でとはいえ、裁判所から「予定買取り価格が漏えいしたと認められる」との指摘を受けたことで、町民の皆様にご疑念を抱かせ、御心配をおかけしてしまったことは事実であり、その点について私は大変重く受け止めております。

このため、町民の皆様にご疑念を抱かせるような行為を行わないよう、特別職を含む全職員に対し綱紀粛正を徹底するとともに、小山町長等政治倫理条例や小山町職員倫理条例の制定、職員を対象としたコンプライアンス研修等の実施により、町民の皆様の信頼に応える町政執行を行っているところであります。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） 町長の答弁のとおりで、真っすぐな答えであったとは思いますが、これは町民の力によって不正が暴かれたという、それからまた、町長は繰り返し町の職員の中にはそのような官製談合に加わった者はいなかったと、こういうふうに再三答弁されています。

では、裁判所でもって暴かれなかった、この事業の指揮権者は誰だったんですか。それについてお答え願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） まず、今回の裁判でございますが、旧労働金庫跡地の土地売買に関するものでありますので、その土地売買契約は当時の町長の責任下で行われたものと認識をしております。そのことに関しまして、また町として隠すものは何もないというふうに承知をしております。

価格漏えいについての調査方法でございますが、聞き取り調査ということになるかと思いますが、裁判所の証言がまさに聞き取り調査に代わるものと捉えております。裁判において、現職の職員は「漏えいはしていない」と証言をしており、私はその証言を信用するところでありますし、もしそれが事実でないということで、漏えいはしたということであれば、職員は裁判所で虚偽の証言をしたということになりますので、それはあり得ないというふうにも考えております。

以上でございます。

○9番（藺田豊造君） 職員は誰というふうなことを言えなかった。多分、それこそおもんばかってやったと思うんです。ただ、町の信用が売られたということです。町長はいかに今コンプライアンスの問題について、それを構築するようなことでもって頑張っておられるようですけども、こういうふうなことで町民は物すごく憤っているわけ。そういうふうな信用回復をもう一度聞きます。今のような答えて再発防止になるのかどうか。それについてもう一度お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 再発防止になるのかということでございますけれども、コンプライアンス条例をつくったり、あるいは部長会、部局長会、そしてまた幾つかの通知文で、職員にはしっかりとこういうことは二度とあってはいけないということを申し上げているところでございますので、私は職員を信じます。

以上でございます。

○9番（藺田豊造君） 次に、5番目のバイオマス発電所の現状と今後の運営についてお伺いします。

木材価格が高騰している事実がある今でさえ赤字経営なのに、ペレットの価格安定は保たれているのか。

また、売熱ができて、仕組みから利益相反となる。どこで運営の公正性が担保されているのか、お答えください。

また、過日の委員会において、公的財源サポートの検討が必要と言っていますが、特別会計の独立採算制はどのようになっているのでしょうか。

また、さきの議会で、売熱受入会社に、合板・製材生産性強化対策事業補助金として5億3,717万円が可決されました。この会社の設立予定額の何%になるのでしょうか、お答えください。

さらに、事業内容をもう一度質問します。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（増井重広君） バイオマス発電所の現状と今後の運営についてのうち、ペレットの価格安定性の確保、運営の公正性の担保、先ほど、先月開催された検討委員会で公的財源サポートの必要性について委員から発言があったんですけれども、それと特別会計の独立採算制との関係はについてお答えいたします。

最初に、ペレットの価格安定の確保についてでございますけれども、現在の木材価格の高騰につきましても、当局でも把握をしております、販売業者とも協議をしているところでございます。

令和5年度の燃料費の予算につきましては、それらを想定した価格を見込んだ予算としておりますが、次年度以降におきましても、情勢を踏まえて適宜対応していきたいと考えております。

次に、運営の公正性の担保についてでございますが、燃料であるペレットの購入価格については、価格競争をした上での購入となっております、全国と同程度のペレット価格と比べても標準的な価格となっております。

売熱先につきましては、小山町フロンティア推進区域における三来拠点事業の公民連携ガイドラインに基づいて、林業エリアにおける提案募集を行ったところ、2社から提案がございまして、現在はそのうちの1社と協議をしているところであります。

林業エリアの残地活用につきましては、今後も進出企業の募集に努めていくところでございまして、これらのことによつて、この事業の運営に関して公正性は保たれているというふうに理解しております。

最後に、2月10日に行われた第5回小山町木質バイオマス発電事業に係る検討委員会の中で、専門家の委員からは、脱炭素社会の実現に向けた働きを行っている公益性のある事業であり、再生可能エネルギーの活用を行っている事業として本事業は継続すべきである。また、何らかの公的サポートの検討も必要ではないかとの意見をいただいておりますが、あくまで検討という意見でございました。

特別会計の独立採算制につきましては、議員御承知のとおり、原則としてその収入をもって充てることとなっておりますけれども、公立病院などは、その性質上、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てるのが客観的に困難である場合には負担を認められておりますけれども、本事業においては、不足する分につきましては、既に環境に優しい脱炭素社会の実現という理念に共感いただいた企業様からの企業版ふるさと納税の寄附であるとか、今後は森林環境譲与税などの関連性のある財源の充当の可能性について、検討の余地があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 菌田議員の後半の質問につきましてお答えいたします。

売熱の受入れの提案を行っております会社につきましては、新たに会社を設立するものでないと認識しております。

次に、事業内容でございますけれども、木質バイオマス燃料を生産する施設で、年間で木材チップは約7,200トンを加工すること、また、ペレットにつきましては約8,000トン加工をするという内容となっているものであります。

以上であります。

○9番（菌田豊造君） この事態は、5年間赤字経営でいたと。赤字運営を平気で年間2,000万円ぐらい垂れ流してたんだけれども、問題は熱を売らなきゃこの事業が成り立たなかったという何か理屈になっているようですけれども、5年間それを放置し、やらせていたということについては、重大な責任があると思う。これについてどうお考えか、もう一つ聞きたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（増井重広君） 木質バイオマス発電事業につきましては、5年間を経過してもずっと赤字であるというようなことにつきまして、当局としてどのように認識しているかについてでございますけれども、当初、令和2年度ですか、バイオマス発電事業の発電所自体が不幸なことに火災になってしまったということで、一時発電が止まりまして、今現在も暫定再稼働中ということでございます。

売熱先の企業につきましては、先ほども御説明させていただいた公民連携ガイドラインに基づいて提携先の企業を探して、今1社と協議をしているところでございます。

当初予定していた売熱先、火災による事故というようなものがございまして、5年間赤字経営が続いておるところでございますけれども、予定では売熱先の企業が運営を始める令和6年度以降は、その売熱によって単年度の黒字は確保できる見込みでございますので、今後その安定的な黒字確保で、これまで累積していた赤字の方を解消していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○9番（菌田豊造君） この間の全協の答弁では、1社であったと。その会社名も伺いました。

それで、今回2社というふうなことですけれども、どういうふうに2社になったか分からない。

それから、もう一つ、さっきから聞いているんだけど、この事業の事業費は事業計画の何%に当たるのかということ、もう一度お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 菌田議員に申し上げます。先ほどの内容は、事業費じゃなくて、会社設立の何%になるかというお尋ねで、回答としては、新規に設立したのではないということで、回答になっておりますけれども。

○9番（菌田豊造君） もう一度、訂正します。いろいろ読むもんで分かんなくなっちゃった。も

う一度伺います。

この会社設立について、事業費のこと、事業費について何%なのか。事業計画の何%になるのか。この5億3,700万円はどのくらいになるのか、お答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 藺田議員の御質問にお答えいたします。

こちらの施設整備の総額につきましては、15億7,759万1,000円となります。補助率は、実質34%となりまして、5億3,717万8,000円となります。

以上でございます。

○9番（藺田豊造君） 結構です。

それから、もう一つ、まだ答えられてないんですけど、さっきから利益相反じゃないかというふうな、初めの当局の答えが、私は出口と入り口が一緒だという認識を受けてたんですけど、出口と入り口が一緒じゃなく今度はなるような予定もあるんですか、それじゃあ。難しくて答えられない。出口と入り口が一緒だと、誰が見たって、どこで何をチェックするんだと。一番そんな疑問が残るわけ。この間の答えだと、ある企業だということでもって私はこれを質問しているの。特定された企業が、入り口のペレットを入れる会社、それから、今度熱を買う会社が同じペレットを売っている会社だと、こういうふうなことは私、弁護士とも相談したんだけど、そういうふうな利益相反になるよ、これはと指摘されたんです。だからこれを聞いてんの。これについてお答えください。利益相反にならないって、あれですか、自信でもあるんですか。

○理事（増井重広君） 藺田議員の御質問にお答えいたします。

ペレットの購入先につきましては、町で運営を開始しております当初から、静東森林経営協同組合となっております。

購入先や価格につきましては、年度当初にペレットの販売を行っている複数の業者から見積を取りまして、一番安価な提示をした業者と1年間の単価契約をしております。

ここが多分入り口というようなところになるかと思うんですけど、出口の方につきましては、先ほども御答弁させていただいたとおり、公民連携ガイドラインに基づいて提案募集を行ったところ、2社から提案がありまして、そのうちの今1社と協議をしているところでございますので、特定の企業との出口と入り口が一緒になるというような御指摘には当たらないというふう考えております。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） ずっと以前に私が質問したときには、ペレットは富士総業が入れるということを課長時代の方から聞きましたけれども。富士総業じゃなくて、今度は静東木材会社って、いつから変わっているんですか。

○理事（増井重広君） ペレットの購入先は、当初から静東森林経営協同組合というふうになっております。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） こういうふうな言葉の行き違い、私が聞いたのはこの議場で聞いているわけ。どっから入れるんだと、どっから納入するんだということを以前に聞いて、その答えなの。それで、今になってから静東なんて言われたって、私はこんがらがっちゃって分からないけど、静東にしても何にしても、ペレット納入、それからその原料を出している会社と協定しているから、私はそれでもやっぱり利益相反になると、私はそういうふうに判断します。これは法的解釈だから、答えは要りません。

次に移ります。

教育支援として、給食費の無料化、遠距離通学費の補助などの財源確保、今後の持続可能性について、これらまた支援の効果について、さらに分析や統計はこれらについてできているのか、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） お答えをいたします。

給食費の無償化につきましては、保護者の経済的負担や学校事務の軽減、そして、本町を移住定住先として選ばれるための魅力の一つとなる子育て支援策として有効であると考えております。さらに、保護者からは、大変助かっているとの声が寄せられております。

また、遠距離通学費の補助制度につきましては、制度を開始した令和3年度の利用実人数は22人であったものが、制度定着とともに、令和4年度は33人に増えており、町内の自宅から遠距離通学を選択する学生の増加、すなわち、本町の人口の社会減や若者離れの抑制に寄与しているものと考えております。

両制度とも、当面はふるさと納税を活用しながら継続してまいります。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） はい、結構でございます。

次に移ります。

今度また池谷町長は立候補されるということを、この間、9月議会でもって表明されました。立候補する理由についてはさきに伺っておりますけれども、もう一度お伺いできますでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 申し訳ありません。最初にお答えしたとおりでございます。繰り返すということでありましたら、不適正なふるさと納税の適正化を図る、そしてまた、都市計画税の課税に係る条例を廃止する、新産業集積エリアの埋設廃棄物に係る適正な処理、そして、足柄竹之下地先のホテル事業地に係る土地売買など不適切な事務処理の対応がされていたものを是正をするということでございます。

そして、このマイナスイメージを払拭するということで、前回町長選を戦ったわけでございますけれども、こういう町に戻してはいけないということで、今回立候補するということござい

ますし、加えまして、政策提言、前回は52でございましたけれども、今回は23項目の政策提言を掲げまして、「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」をしっかりとつくってまいりたいということで、選挙に出る決心をしたところでございます。

以上でございます。

○9番（藺田豊造君） 7番目に、コンプライアンスに対する自身の認識、あるいは職員に徹底と言いましたけれども、これはさっきからずっと聞いていると、そのような認識はあられるようですから、私はここのところは省きます。

次に、9番の合併について、町長の御所見はどのようなものでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） お答えをさせていただきます。

合併につきましては、その効果がある一方で、懸念される課題が存在するものと考えております。

合併により、利用可能な窓口や公共施設が増えることにより、住民の利便性が向上し、また人口規模が拡大し、存在感の向上とイメージアップにつながるかもしれません。行財政の効率化も期待できます。

しかしながら、一方で、地域間の格差が生じたり、住民の声が行政に届きにくくなる、さらには、歴史あるいは文化、伝統といった町の個性が薄れ、町に対する愛着が損なわれてしまうなど、懸念される課題も多くあります。

そのため、合併につきましては、小山町の将来を決定づける大変重要な案件でありまして、私一人の考え方で方向づける、あるいは方向づけられるものではなく、町民の皆様や近隣市町との十分徹底した議論の中から生まれてくるものと考えております。

また、合併という方法でなくても、現在、御殿場市・小山町広域行政組合におきまして、消防、ごみ処理、斎場、し尿処理の事務の共同処理を行っております。このほか、富士山麓の4市1町からなる富士山ネットワーク会議、あるいは1月に県から認定された「ふじのくにフロンティア地域循環共生圏」など、行政運営において広域的な対応が求められている現在、広域連携を一層推進していくことも効率的な行政運営や住民サービスの向上を図る上で重要であると考えております。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） これは、再質問はありません。

○議長（遠藤 豪君） はい。

○9番（藺田豊造君） 次に、教育長にお尋ねします。

私達の年齢になると、学校から漏れてくる元気な声などに活力をもらうことが多々あります。私は先日、足柄小学校、また小山中学校へ行ったときに、「こんにちは」と大きな声で挨拶され、当然気持ちよくなったことは言うまでもないし、しっかりとした挨拶に教育が行き届いていると

感じました。多分、皆様方もそう感じている方々が少なからずおられると思います。

しかしながら、先ほど小林議員も指摘されていましたが、数年たつと、その声が今の半分になってしまうおそれがあることが最近分かり、私はただただ驚きを隠せません。

数字的に言えば、令和4年1月から12月までの出生者は、76人とされています。この方々が6年後、学校へ入るとき、生まれ月の違いから、63人が小山町中の小学生となります。増え続けている北郷小でさえ、1歳年上の方より人数が半分となります。ちなみに、2月1日現在の小山町の住民課から出された資料によれば、人口は1万7,611人です。高齢化率、31%です。

人口施策を考えるべきと誰でも思うのは必然です。しかし、これ以上の開発による宅地化を考えるよりも、教育、福祉に特化したまちづくりこそ、私は再生可能と確信しているものがあります。

そこで、教育長に改めてお伺いします。

教育者としての考えと、教育長としての町の関係のトップになったそのお考えについて、変化があるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 菌田議員の御質問にお答えします。

教育に携わる者として、子どもを中心に考える、学び手を中心に考えるということは変わりません。

しかし、教育長という立場では、今までとは考え方に違いがあります。

まず、考える対象が広がりました。これまでは、考える対象は、自分の学級や学校に関わる子どもやその保護者が中心でした。今は、きんたろうひろばに通う親子、こども園に通う子ども、小中学校の子ども、そして、その保護者や教職員、生涯学習に関わる町民の皆さんなど、関わる対象の方々が大きく広がりました。

また、構想の範囲や時間軸が伸びました。学級や学校単位の計画や構想を立てていたことが、町全体の構想や、その先の在り方について考えております。

子ども達は、これからの社会、将来の小山町を支える貴重な宝であります。小山町の子ども達が安心安全に教育を受けられ、健やかに成長できるようにすることや、町民の皆さんに生涯学習を通じて豊かな時間を過ごせるようにすることが教育長の役割であると考えております。責任の重さを痛感しています。

教育委員会の使命である教育の中立性、継続性、安定性を維持することを常に意識しつつ、日々の業務を行っております。

以上であります。

○9番（菌田豊造君） 次に、倫理についてお伺いする予定でしたが、例えば教育長の愛読書、あるいは座右の銘となると、今度これは公的立場になるとお話ができない。会議規則にもそういうふうにありますので、ここは省略させていただきます。

次に移ります。

現在、教材費や修学旅行費等の積立金が、小学生でもって年間7万円、同じ中学生で9万円以上の負担があるそうです。この負担についてどうお考えになっているのか、お答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） お答えいたします。

各学校では、学習指導要領に示されている内容に従い、教育活動を行っております。教員は各教科の教材研究を行い、子ども達が主体的に学ぶ授業を目指しており、そのために子ども達一人一人に教材が必要だと判断した場合には、保護者の了解をいただき購入をしております。ただ、また同様に、修学旅行などの学校行事に必要な経費を積立てしております。

各学校では入学時に新しく一斉にそろえていたものを、個人の希望で購入することができるようにするなど、保護者の負担が大きくなるように工夫を凝らしているところであります。

以上です。

○9番（藺田豊造君） 4番目に移ります。

教育に係る、小山町はだいが教育に対しては、先進市町で走っているところがあると思いますけれども、今のような負担を全額公費負担としたらいかなものと考えますけれども、教育長の御所見をお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） お答えいたします。

現在、経済的に厳しい御家庭には、学用品や校外活動などにかかる費用を町が負担しております。また、保護者への支援として給食費全額を町が負担することも行っております。

現状では、教育にかかる費用全額を公費で負担することは難しいと考えております。

子育てに関わる支援につきましては、国としても力を入れておりますので、本町においても、国や近隣市町の動向を注視して考えていきたいと考えております。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） 先ほど町長からも、ふるさと納税の使い道について答弁がありました。

私は、6億円余もあるふるさと納税を一括して教育支援に回したらどうかという考えがあります。まず、何しろ教育と福祉は、これからの町が活性化する、あるいは生きていくための私は第一だと思っています。その点についてどのようにお考えか、お答え願いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 藺田議員の再質問にお答えいたします。

ふるさと寄附金の活用ということで今御質問いただきました。

ふるさと寄附金は、返礼品及び事務費を除いたおおむね55%、こちらを寄附申込みの際の寄附者の意向に合わせ、総合計画推進基金であるとか、または教育振興基金などに積み立てております。

給食費につきましても、教育振興基金から大体おおむね年間9,000万円程度、こちらを繰入れすることにより、現実には今無償化を実施していると、こういった状況でございます。

また、今後タブレット端末の更新や、その通信設備などに対する経費、こちらも定期的に見込まれるところでありまして、教育振興基金は貴重な財源となるというふうに考えております。

子育て支援や教育環境の整備につきましても、直接学校等に関係するもの以外に、一例を申し上げますと、例えば通学路、こちらは道路整備になりますが、道路整備などは町だけでなく、国道であるとか、県道であるとか、様々な施策がバランスよく総合的に組み合わせられ、検討され、実現されることになると考えております。

ちなみに、6億円ということでありましたが、実際は5億円ということですが、ふるさと寄附を使って全額公費で賄うということは、現状では考えておりません。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） これは意見で、私はさっきも言ったように、教育に特化した、そういうふうなことはまちづくり、あるいは活性化につながると思っていますけれども、どうも町の意見とはちょっと違うような感じがしています。

次の質問に移ります。

次の質問は、育英奨学資金のことについてです。

1番目に、進路によって奨学金を増額するような考え方はあるでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） お答えいたします。

小山町育英奨学資金は、経済的な理由によって就学が困難な者に対して広く活用していただきたいと考えております。奨学金の額は、高等学校、大学等で違いはありますが、進学先の学部などによる奨学金の額の増額は考えておりません。

また、町では、保健師、看護師などの資格を取得するために就学する者に対し、就学資金をお貸しする小山町保健師等修学資金の制度を設けているところであります。

以上です。

○9番（藺田豊造君） ただいまの答えでもって、ずっとこれ考えていますから、今度はできませんという答えになってしまったんですけども。県では、前にも私は話したことがあるんですけども、医学部へ入るのに月々20万円貸し付けていると。それで、医者になって帰ってきてから、5年間県内でもってお医者さんをやってくれた場合、これを全額無料化にするというような答えがあつて、医学部とか何とかに入るときに、あるいは工学部に入るときに、物すごいお金がかかります。そういうふうな配慮は、私は小山町の教育を担う上において必要じゃないかと思っていますので、また御再考願えればありがたいと思います。

時間がなくなるから、次に移ります。

次は、家庭の経済状態でもって、進学あるいは向学心を失ってしまうということを多々聞きま

す。諦めさせない手だてなど、どのようなことがあるでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 経済的な理由によって就学が困難な方には、ぜひこの小山町育英奨学資金を活用していただきたいと考えております。

また、独立行政法人日本学生支援機構では、経済的に困難な学生を支援するために、返済の必要のない給付型奨学金制度も設けております。こちらも活用していただきたいと考えております。また、町では、奨学金の返還に対して、5年間で最大60万円の補助も行っております。

以上です。

○9番（藺田豊造君） 今の答えで不満足ではありますけれども、現状これ以上のことはできないということで、次にお伺いします。

今度は、育英資金の増額について、お考えがあるかどうか。

令和4年度について600万円かな。今年度については、494万6,000円だったのよ。これは、すごい頑張ってくださいという割には、今年は奨学資金が減っている。これについて増額するというふうな考え方は。また、活用をもっと楽にしたらこれはできるんだけど、どのようなお考えなのか。それについてお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） お答えいたします。

令和3年度の小山町育英奨学資金の当初予算額は600万円であり、令和4年度の当初予算額は569万7,000円であります。近年、奨学金の貸与者が減っている現状から、今後予算規模も縮小していく状況であります。引き続き、経済的な理由によって就学が困難な者に対して、ぜひ活用をしていただけるよう周知していきたいと考えております。

以上です。

○9番（藺田豊造君） 結構です。

次に、お金に対する負担軽減も大切ですが、何といたっても学校は勉強する場です。教育長としての教育の質の向上についてどのようにお考えか、お答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） お答えさせていただきます。

教育の質の向上は、現在、園、学校、教育委員会が最も力を入れて取り組んでいることであります。教育の質とは、例えば子ども達がより深い学びを体験できること、一人一人が大切にされていること、安心安全で有意義な時間を過ごせることなどだと考えられます。

本町の教育の質の向上のために、特に三つの点に力を入れて取り組んでおります。

一つ目は、教師力の向上です。どんな教育内容も教師を介して子どもに伝えられます。この教師力向上のために、各校においては校内での研修が計画的に実施され、また日々の教師同士のOJTも活発に行われております。

町としましては、研究指定校を指定し、研究を進めたり、指導主事や町独自で雇用している授業アドバイザーを派遣し指導しております。

こども園においても、課題ごとの研修会や園ごとの子どもの姿を語る会、研究発表会などを実施しております。

二つ目は、町単講師や支援員等を配置し、よりきめ細やかな指導や支援を行っております。県からの教職員のほかに、町として町単講師を各校に1名ずつ配置することや、低学年や特別支援学級の支援に当たる支援員も学校の実情に応じて配置しております。ICTを推進するための情報支援員も雇用し、情報教育の推進を進めております。

三つ目は、教育環境の整備です。タブレット端末の導入後、現在、特に中学校の授業ではタブレット端末は日常的に活用されています。また、北郷小学校の校舎の整備やすがぬまこども園の建築、すばしりこども園の園舎の改築なども行い、よりよい環境整備に努めております。

今後も、それぞれの取組に力を入れ、教育の質の向上につなげていきたいと考えております。

以上です。

○9番（**菌田豊造君**） 取り残さない教育ということが主眼とされているようです。私はそれで満足しています。

次に、町の活性化についてお伺いします。

まず、町の活性化について、その第一番となっている内陸フロンティア関連事業について、お伺いします。

現在の進捗状況とこれらの事業の完成後の町の効果について、その1番目として、流入人口は今どのくらいになっているのか。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○町長（**池谷晴一君**） 内陸のフロンティア関連事業の進捗状況につきまして、湯船原工業団地においては、上野工業団地の完成を残すのみとなっております、本年7月末に造成工事が完成する予定となっております。

小山PA周辺地区や足柄SA周辺地区の整備事業につきましては、当初計画よりも若干遅れておりますが、事業関係者と協力し完成に向けて事業を継続しているところであります。

流入人口についてであります。フロンティア推進区域湯船原地区に整備した各工業団地には、現在10社が操業しており、町外から通勤されている方は約250人となっております。

計画では1,000人程度の新規雇用が見込まれておりまして、そのうち町外からは600人程度の新規雇用を見込んでおります。

以上であります。

○9番（**菌田豊造君**） この会社に対して、正規雇用の社員の受入れについて、細かいことが分かったら教えてください。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） フロンティア推進区域湯船原地区で操業している10社につきまして、約370人雇用しております、そのうち正規社員は約220人との報告を受けております。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） 進出企業に未利用の市街化区域、または空き家等を活用してもらうというような方策については、どのようなものがあるのか。何回も聞いているようですが、お答えください。

○町長（池谷晴一君） 進出企業からは、従業員向けの住宅確保として、転勤家族用のほか、特に企業が確保しなければならない外国人技能実習生の住居として、戸建て住宅を求める声が多くなっております。そこで、共同住宅のみを対象としておりました民間賃貸住宅リフォーム助成につきまして、令和5年度からは戸建ても対象に加えることとし、空き家の賃貸物件化を促進するなど、移住ファミリーや外国人労働者が住める賃貸物件の増加につなげたいと考えております。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） それに対する実態調査のようなものは進んでいるのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進課長（石田洋丈君） 賃貸住宅の事業などについての実態調査というところなんですけれども、そちらにつきましては、町内の不動産事業者の方との意見交換などを通じまして、その辺のニーズの把握の方を行っております。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） 最後の質問になります。

いろいろなお金を使うという方法でもって町の活性化を図られるわけですけど、私は町の活性化は、次のようなことでもなってくると思います。

それは簡単な町民の意識向上にあると思います。例えば、町にある世界一、あるいは日本一、県一、そのようなものを知ることでも、私は人々の誇りともなるし、活性化につながるものと思うし、そういうことについて調べたものはあるのでしょうか。

また、市内の歴史や自然、それらを活用する取組についてどのようになっているか、お答え願いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 議員御指摘の小山町にある一番探しにつきましては、他市町においても実施例があり、町への愛着も湧き、いわゆるシビックプライド（町民の誇り）の醸成にもつながると考えますので、令和5年度に実施したいと考えております。

町の活性化を実現するには、様々な手法があると思います。自動車レース及び自転車レースの開催場所となっている富士スピードウェイを核とするモータースポーツビレッジ、あるいは競歩の川野選手をはじめとする小山町出身者が活躍する姿なども町民の誇りを醸成するものと思います。また、現在選定を進めている町の歌、町歌も町民に定着することにより、町民の意識向上に

寄与するものと考えております。

さらに私は、町の活性化には町民の皆様が自分達の住んでいる町をよく知ることが必要だというふうと考えております。町内には、世界文化遺産の富士山をはじめ、富士紡績に関連する豊門会館や西洋館、森村橋などの建造物、そして、万葉集にもうたわれている足柄峠、足柄城跡や古戦場の伝承地など、数多くの地域資源があります。それらは同時に観光的要素も併せ持っております。

今後も効率的にこれらの情報を発信することにより、議員御指摘のとおり、町民の皆様へのアイデンティティーやシビックプライドが醸成されるとともに、小山町への来訪者の増加につながり、さらにはそれが町の活性化につながると考えております。

以上であります。

○9番（**藪田豊造君**） 今のでいいんですけど、例えば長泉町なんて行くと、30ぐらいが県一、日本一というやつがあるわけ。そういうふうな統計したものを見るだけでもちょっと楽しくなる。そういうものがあるかないかということをお伺いしたい。どうでしょうか、それは答えられますか。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○企画総務部長（**小野一彦君**） 議員御指摘の長泉町の冊子です。私も確認させていただきました。なかなかあそこは奇跡の町と言われるだけありまして、静岡県下で一番というのが、本当に2ページぐらいにわたってずらずらと書けるといったようなところであります。

なかなかそれと同じように、例えば静岡県一、日本一といったものを、現在小山町で、富士山は日本一なわけですが、そこは出せるわけですが、一番探しというのは、なかなかそのとおりのものは難しいのではないかと思います。一例はであります。まだ本当に企画にもなっておりませんが、私の小山町の好きなどころ、こういったものを個人個人が発表して、それを広報などに載せるなどということでも、小山町の普段見えないところ、こういったところがほかの人にも見えるようになる可能性はあるのではないかとこのように考えております。

以上であります。

○9番（**藪田豊造君**） どうもいろいろなことでもって聞いていると、まだまだ開発こそが町の最善策だとの考えもあるようです。しかし、「ちょうどいいがいちばんいい」、あるいは「緑きらきら、人いきいき、交流都市」、何か余裕を感じられたけど。これは長泉町と御殿場市のキャッチフレーズ。こう感じられる一番ということは、まず第一に、私は町民の自覚だと思います。それには、民主主義の根本である町民による町民のための町民の政治こそが、町の信頼につながるし、活性化につながると思っています。これらを役場が先頭になってやっていたら、間違いなく小山町が、町は信頼でき、皆さんの活性化につながると思っています。

今日はこれでおしまいにします。ありがとうございました。

○議長（**遠藤 豪君**） これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月15日水曜日 午前10時開議

議案第16号から議案第43号までの28議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後3時24分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 高 畑 博 行

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

令和5年第1回小山町議会3月定例会会議録

令和5年3月15日(第6日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
9番 藺田 豊造君 10番 米山 千晴君
11番 池谷 洋子君 12番 鈴木 豊君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	長田 忠典君	経済産業スポーツ部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	教 育 次 長	平野 正紀君
企画政策課長	勝又 徳之君	総 務 課 長	渡邊 徹君
住 民 課 長	野木 雅代君	建 設 課 長	清水 良久君
総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	山口 紘史君
会議録署名議員	7番 高畑 博行君	8番 渡辺 悦郎君	

散 会 午後1時25分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第16号 町道路線の廃止について
- 日程第 2 議案第17号 町道路線の認定について
- 日程第 3 議案第18号 町道路線の変更について
- 日程第 4 議案第19号 小山町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 5 議案第20号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第21号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第22号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第23号 小山町立地区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第24号 小山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第25号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第26号 小山町こども園条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第27号 小山町保育料条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第28号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第29号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第30号 小山町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第31号 令和 5 年度小山町一般会計予算
- 日程第17 議案第32号 令和 5 年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議案第33号 令和 5 年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第19 議案第34号 令和 5 年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第35号 令和 5 年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第21 議案第36号 令和 5 年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第37号 令和 5 年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第23 議案第38号 令和 5 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第24 議案第39号 令和 5 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第25 議案第40号 令和 5 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算
- 日程第26 議案第41号 令和 5 年度小山町温泉供給事業特別会計予算

- 日程第27 議案第42号 令和5年度小山町水道事業会計予算
日程第28 議案第43号 令和5年度小山町下水道事業会計予算
日程第29 議員の派遣について

(追加日程)

- 追加日程第1 町長提案説明
追加日程第2 議案第47号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
追加日程第3 議案第48号 工事請負契約の締結について
(令和4年度無電柱化推進計画事業 町道富士学校線電線共同溝設置
工事)
追加日程第4 発議第1号 小山町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
追加日程第5 小山町議会改革調査特別委員会の報告について
追加日程第6 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委
員会の報告について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することに御協力をいただきたいと思います。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略いたします。

-
- 日程第1 議案第16号 町道路線の廃止について
 - 日程第2 議案第17号 町道路線の認定について
 - 日程第3 議案第18号 町道路線の変更について
 - 日程第4 議案第19号 小山町犯罪被害者等支援条例の制定について
 - 日程第5 議案第20号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第6 議案第21号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第7 議案第22号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - 日程第8 議案第23号 小山町立地区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第9 議案第24号 小山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
 - 日程第10 議案第25号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 日程第11 議案第26号 小山町こども園条例の一部を改正する条例について
 - 日程第12 議案第27号 小山町保育料条例の一部を改正する条例について
 - 日程第13 議案第28号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 日程第14 議案第29号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - 日程第15 議案第30号 小山町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 議案第16号から日程第15 議案第30号までの15議案を一括議題とします。

それでは、2月22日、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定によ

り、総務建設委員長及び文教厚生委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 室伏 勉君。

○総務建設委員長（室伏 勉君） ただいまから、2月22日に、総務建設委員会に付託された5議案についての審査の経過と結果を御報告します。

3月7日、午前10時から、会議室において、当局から町長、副町長、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第16号 町道路線の廃止については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 町道路線の認定についてを報告します。

委員から、今回の町道認定に伴い、用地買収が済んでいない土地が袋路になることはないか。との質疑に。

袋路になることはありません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第17号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 町道路線の変更について、議案第21号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第23号 小山町立地区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された5議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、文教厚生委員長 室伏辰彦君。

○文教厚生委員長（室伏辰彦君） ただいまから、2月22日、文教厚生委員会に付託されました10議案について、委員会での審査の経過と結果について御報告します。

3月9日、午前10時から、会議室において、当局から町長、副町長、教育長、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第19号 小山町犯罪被害者等支援条例の制定についてを報告します。

委員から、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、必要な支援を適切に受けられることができるよう行わなければならないとあるが、必要な支援を適切に受けるとはどういうことか。との質疑に。

犯罪の被害者支援は、被害者の状況に応じて多岐多様と考えています。まず、支援の始めになる相談がスタートであり、それ以降は第7条の手續の補助、第8条の見舞金の支給、第9条の日常生活の支援等の条項に定めたものを必要な支援と考えています。との答弁がありました。

委員から、第8条の見舞金は幾らになるか。との質疑に。

見舞金の支給の種類及び額については、施行規則で定めており、犯罪等により死亡した被害者の遺族に対しての遺族見舞金が30万円、傷病を負った犯罪被害者等への傷病見舞金が10万円とされています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第19号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、基礎課税額、資産割額、世帯別平均割額が削除された理由は。との質疑に。

県の国民健康保険の運用方針において、保険料水準の統一のため、資産割と介護分の世帯平等割を廃止するという方針になっており、町でもそれに合わせて廃止するものです。との答弁がありました。

委員から、国民健康保険料の上限額が2万円引き上げられ、これにより影響を受けるのは高所得者層とのことだが、一般的な標準世帯に変化はあるのか。との質疑に。

今回の条例改正は、高所得者からより多くいただくというものなので、一般的な標準世帯に影響はないと認識しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第22号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 小山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、議案第25号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第26号 小山町こども園条例の一部を改正する条例について、議案第27号 小山町保育料条例の一部を改正する条例について、議案第28号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、安全計画を策定するとあるが、誰がいつ策定する予定か。との質疑に。

計画の策定は、事業者である小山町放課後児童健全育成会が令和5年中に策定を予定しています。との答弁がありました。

委員から、保護者に対し安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならないとあるが、どのように周知していくのか。との質疑に。

入所説明会での周知、また施設の入り口など、目につくところに概略版等を掲示して周知を図っていきたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第29号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 小山町消防団条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された10議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、各常任委員長の報告は終了しました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第16号 町道路線の廃止についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第17号 町道路線の認定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第18号 町道路線の変更についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第19号 小山町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第20号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第21号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第22号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第23号 小山町立地区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第24号 小山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第25号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第26号 小山町こども園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第27号 小山町保育料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第28号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第29号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第30号 小山町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第31号 令和5年度小山町一般会計予算

日程第17 議案第32号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第18 議案第33号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第19 議案第34号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第20 議案第35号 令和5年度小山町土地取得特別会計予算

日程第21 議案第36号 令和5年度小山町介護保険特別会計予算

日程第22 議案第37号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第23 議案第38号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算

日程第24 議案第39号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第25 議案第40号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算

日程第26 議案第41号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第27 議案第42号 令和5年度小山町水道事業会計予算

日程第28 議案第43号 令和5年度小山町下水道事業会計予算

○議長(遠藤 豪君) 次に、日程第16 議案第31号から日程第28 議案第43号までの令和5年度予算に係る議案13件を一括議題とします。

それでは、2月28日、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 室伏 勉君。

○総務建設委員長(室伏 勉君) 2月28日、総務建設委員会に付託されました令和5年度予算について、委員会での審査の経過と結果について御報告します。

委員会では、先ほど報告した議案の審査に引き続き、予算9件の審査を行いました。

初めに、議案第31号 令和5年度小山町一般会計予算を報告します。

委員から、森林環境贈与税を使用して実施する事業は。との質疑に。

間伐などの森林整備、航空レーダー測量による地形測量、森林境界の明確化、公共施設などの木質化、森林環境教育の一環として木工体験や森林整備の施業の体験施工などを行う予定です。との答弁がありました。

委員から、地域おこし協力隊2人の任期、組織体制、事業目標は。との質疑に。

富士箱根トレイルとクアオルト健康ウォーキングに、それぞれ1人を採用し、任期は1年ごと、最大3年までとなっています。それぞれの事業に設置する推進組織と協力しながら、事務局業務と現場の対応を行っていただきます。この事業の目標は、地方創生の観点から活動を通じて地域の方々と触れ合い、また客観的な目線での観光PR、そして定住していただくことです。との答弁がありました。

委員から、町民いこいの家の温泉揚湯ポンプ交換工事について、ポンプの耐用年数と経過年数は。との質疑に。

耐用年数は、水であれば10年から15年ですが、温泉ではなかなか読み切れない状況です。今回更新するポンプは、平成28年3月に交換しているので、7年が経過したところです。との答弁がありました。

委員から、河川改修事業について、無名沢と石沢を改修するとのことだが、これで全て終了となるのか。との質疑に。

荒廃が著しく、洗掘が目立つ箇所として、石沢は延長約100メートル、無名沢は約70メートルを施工するものです。これで全て完成というわけではありません。との答弁がありました。

委員から、急傾斜地崩壊防止事業費は、ハニ塚、茅沼、藤曲という説明があった。このほかからも要望が出ていると思うが、増やせないのか。との質疑に。

この事業は、県の補助金を活用し、毎年度優先順位を決めながら継続して複数年で行っています。令和5年度では、工事を2箇所、測量設計を1箇所で進めていきます。との答弁がありました。

委員から、町営住宅の管理を静岡県住宅供給公社に委託しているという説明があったが、その委託内容は。との質疑に。

入退去に関すること、小規模な修繕など日常の住宅の管理をお願いしています。との答弁がありました。

委員から、固定資産税が3億5,900万円余増えているが、この運用について何か予定しているものがあるか。との質疑に。

町税の増額は、フロンティア推進事業に伴う企業立地によるものが大きな要因です。この増収分については、第5次総合計画に掲げる将来像を実現するために有効に使わせていただくことを予定していますが、具体的に何かを目的としているものではありません。との答弁がありました。

委員から、富士総業へ貸し付けている棚頭工業団地内の町有地の貸付料の金額とその金額の根

扱は。との質疑に。

面積3,144平米について、町の基準にのっとり、1平米当たり77円で貸し付け、24万円余を計上しています。との答弁がありました。

委員から、御殿場市小山町土地開発公社負担金について、脱退するという事だったと思うが。との質疑に。

令和4年度に脱退の申入れを行いました。今後は、令和5年度の理事会で協議していただき、年度末までに脱退を目指しているため、令和5年度の負担金は発生することになります。との答弁がありました。

委員から、スタジオタウン小山推進事業費について、以前の説明では、指定管理料に修繕費も入っているということだったが、今回、修繕料が計上されているのはなぜか。との質疑に。

指定管理者との協定により、50万円以下の修繕は指定管理者が、50万円を超える修繕については町が実施することとなっています。今回は、256万円余の費用をかけて、合併浄化槽の曝気用水中ブロワーの修繕をするものです。との答弁がありました。

委員から、勝央町との姉妹町50周年記念事業200万円の詳細は。との質疑に。

事業の内容は、相互のお祭りに町民約30人が参加して交流を深めるということを計画しています。詳細については、区長さんを委員とした実行委員会を立ち上げて、勝央町とも意見を交わしながら検討していきます。との答弁がありました。

○議長（遠藤 豪君） 皆さんに申し上げます。

総務建設委員長の喉が少し大変なようですので、暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

総務建設委員長。

○総務建設委員長（室伏 勉君） どうも大変失礼いたしました。途中から始めさせていただきます。

委員から、ラジオ番組制作・放送業務について、説明ではGOGO FMへの支払いということだったが、どのような番組で、どのように小山町をPRするのか。との質疑に。

富士スピードウェイで開催される大きなレースで生中継を年7回、その他に1分間の生放送を120回予定しており、町の紹介やふるさと納税の返礼品のPRをしたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、町営住宅維持管理費について、ほかの町に比べ小山町は町営住宅の戸数が多い。今後の町営住宅の維持管理計画の概要は。との質疑に。

長寿命化計画の期間が今年度で終わるため、来年度からは新たな長寿命化計画に基づき、維持

管理や用途廃止を実施していきます。新たな長寿命化計画では、管理戸数は218戸としています。との答弁がありました。

委員から、道の駅「ふじおやま」と道の駅「すばしり」の施設改修の内容は。との質疑に。

道の駅「ふじおやま」は、照明のLED化工事と空調設備の更新を予定しています。道の駅「すばしり」は、照明のLED化工事と急速充電器の更新を予定しています。との答弁がありました。

委員から、道の駅「すばしり」の指定管理者指定の際、議会として、地場産品を使っていたきたいという附帯決議を行ったが、どのように指定管理者と進めているか。との質疑に。

当初から地場産品と地元の雇用をお願いしています。しかし、農産物では道の駅「ふじおやま」だけでも厳しい状況ですが、「ふじおやま」にお願いし「すばしり」にあげていただいています。との答弁がありました。

委員から、除雪500万円について、除雪対応はどのように行っているか。との質疑に。

町域が広いため、主に幹線道路を中心に5地区に分け、五つの建設業者と単価契約を締結しています。町から各業者に対し、除雪作業と凍結防止剤の散布について、夕方と翌日の朝など、作業時間帯を含めて指示をしています。また、日中の降雪が激しいときは、建設課の業務員が除雪機による町道の除雪作業を行います。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第31号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 令和5年度小山町土地取得特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計予算を報告します。

委員から、宮ノ台の2区画が売れていないという説明があったが、価格を変更する考えはあるのか。との質疑に。

現在、前向きに購入を検討している方もおり、ほかの区画も引き合いがあるという状況なので、現行の価格で販売していきたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第37号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算を報告します。

委員から、緊急業務負担金869万円の内容は。との質疑に。

令和3年7月3日の豪雨により、一部土砂が国道246号に流出し、菅沼交差点と県境生土交差点の区間が一時通行止めとなりました。このため、事業協力者へ、土砂流出を防止するため、防災安全対策として、開発区域外に黒トンパック646個を2段重ねにし、延長約225メートル設置するよう指示したものです。今般、開発事業者との協議が調い、町が負担するよう決定したことから緊急業務負担金として予算計上したものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第38号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、議案第39号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算を報告します。

委員から、ペレットの購入先が富士総業から静東森林協同組合に変わったのはいつ頃で、また、原料から直接納入するのと迂回してくるのでは値段がどのように違うか。との質疑に。

ペレットは、令和元年に町で運営を行うことになったときから、静東森林協同組合から購入しています。ペレットの製造所から販売所への値段の内訳は確認していません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第39号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算を報告します。

委員から、土地の売払い収入が入る見込みは。との質疑に。

土地の売払い金は、22ヘクタールに対し、工事費相当分を除く形で計上しています。現在、一部用地の取得ができていない部分もあります。少しでも早く取得できるよう開発事業者とともに事業進捗を図っていくよう努力していきます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第40号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計予算を報告します。

委員から、今後、温泉使用料をアップする考えと当会計の廃止の可能性はあるか。との質疑に。

使用料については、条例で定めているので、承認されている使用料が上げられる場合は上げたいと考えています。また、会計の廃止については、特別会計で対応できる間は特別会計で進めていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、山中湖村では、温泉を家庭で使えるように村民に販売しているが、こういった事例を研究したことはあるか。との質疑に。

レジオネラ菌等の問題が生じる可能性があり、町民等に販売することは取りやめました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第41号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号 令和5年度小山町水道事業会計予算を報告します。

委員から、薬品費の内訳は。との質疑に。

本町の水道水については、塩素滅菌のみで水質が維持できることから、滅菌用薬剤の塩素の購入費用として、年間必要量を予算計上したものです。との答弁がありました。

委員から、湯船原配水施設の稼働率はどのくらいか。との質疑に。

直近の2月の検針結果から、供給量が1日平均で約730トンとなっています。この施設は、日量2,500トンの能力を有しているため、稼働率は30%程度となっています。との答弁がありました。

委員から、予定キャッシュフロー計算書によると、水道料金の改定もあり、業務活動で1億3,000万円を稼いだ一方、設備改修などの投資活動により3億3,000万円の赤字になっている。これに、企業債を借り入れた結果、現金が1億1,000万円ほど減る見込みになっている。このままでは水道事業会計が立ち行かなくなるのではないかと、との質疑に。

実施している事業は、須走低区配水場、防衛8条として新規に着手する原向減圧層関係の事業、国道246号の4車線化関連に伴う小山高区配水池の移設事業への着手、事業継続中の新東名高速道路関連の配水管布設工事、老朽管の更新工事など、必要な建設改良事業を収支状況を見ながら最大限実施していかなければならないと考えています。将来にわたる水道水の安定供給のため、施設整備の継続は必要不可欠なことから、今後も経営状況を見ながら可能な限り事業の推進に努めていきます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第42号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 令和5年度小山町下水道事業会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された令和5年度予算9件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、3月7日の委員会終了後、足柄地区コミュニティセンター改修工事箇所、町道2144号線道路改良舗装工事箇所の現地確認と視察を実施したことについて、併せて御報告いたします。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、文教厚生委員長 室伏辰彦君。

○文教厚生委員長（室伏辰彦君） 2月28日、文教厚生委員会に付託された令和5年度予算について、委員会での審査の経過と結果について御報告します。

委員会では、先ほど報告した議案の審査に引き続き、予算5件の審査を行いました。

初めに、議案第31号 令和5年度小山町一般会計予算を報告します。

委員から、敬老ふれあい事業助成金について、令和4年度から敬老会に代わり区へ事業助成金として助成している。令和5年度は増額となっているが、その理由は。との質疑に。

令和4年度は29の区で実施し、アンケートを行ったところ、補助金が少なかったという回答があったため、300万円から470万円へ増額しました。との答弁がありました。

委員から、こども園の正規職員より会計年度任用職員の割合が多くなってきているが、園児の保育に問題はないか。また、最近、職員の問題が各地域で起きているが、職員に対してどのよう

な対応をしているのか。との質疑に。

計画どおりに正規職員の採用ができないため、来年度では正規職員が3人減り54人、会計年度職員が3人増え21人となる見込みです。また、不適切な保育に対する各種研修を各園で行っています。との答弁がありました。

委員から、各放課後児童クラブについて、部屋等の施設は十分か。との質疑に。

足柄・北郷・須走については十分な施設を擁していますが、成美・明倫については数名の待機児童が発生することもあります。今後、子どもの数が増えていく見込みがない中で、どうしていくか検討しています。との答弁がありました。

委員から、小中学校における外国人英語指導員派遣の状況は。との質疑に。

町内で5人任用しています。授業時数は、中学生が週4時間、年間140時間、小学5・6年生が週2時間、年間70時間、小学3・4年生が週1時間、年間35時間の授業について、英語教員のアシスタントという立場で授業を行っています。との答弁がありました。

委員から、介護サービス提供体制整備促進事業費補助金8,000万円余は、どのような事業に対するものか。との質疑に。

富士小山病院内の介護療養型医療施設の期限が令和6年3月31日までのため、町内の介護病床が減ることになります。それに代わるものとして、町内に定員29人の介護医療院1施設を設置する事業者に対し、県からの補助金を町から補助するものです。との答弁がありました。

委員から、学校運営協議会の詳細は。との質疑に。

新たに小山中学校区の4校で、それぞれ年3回実施する予定です。構成員は各学校でそれぞれ選定しますが、地域の自治会や地域の行事に携わっている団体の代表の方、保護者、校長先生などとなっています。との答弁がありました。

委員から、中学校整備事業の内容は。との質疑に。

小山中学校体育館の照明を水銀灯からLEDへ変更するものと、北郷中学校に防犯カメラを設置するものです。との答弁がありました。

委員から、授業目的公衆送信補償金制度負担金の内容は。との質疑に。

学校で授業目的に使用した作品等の著作権料について、包括的に支払うものです。との答弁がありました。

委員から、70歳以上の高齢者を対象とした2市1町共通利用券について、利用率を改善する策は。との質疑に。

令和4年度において、一つの改善策としてデマンドバスを増やしたところですが、外出して交流することが楽しみと感じていただけるよう、啓発に努めるとともに他のメニューなどを検討してまいります。との答弁がありました。

委員から、健康診査業務において、フレイル発見のための業務内容と発見の状況は。との質疑に。

15項目の質問票にお答えいただき、フレイルが疑われた方については、保健事業と介護予防の一体的実施事業として、重症化予防、栄養改善など早期からの介入を行っています。令和3年度は、1,251人に健診をしていただき、240人、19.3%の方がフレイルに該当しました。との答弁がありました。

委員から、こども園の賄材料費について、物価高騰の影響は。との質疑に。

令和4年度の補正予算で5%程度の物価高騰分を上乗せしました。令和5年度予算では、さらなる物価高騰は考慮していませんが、現状として食材の価格は上がっていると認識しています。その中で、例えば、一人一人に提供していたパック牛乳を、大容量の牛乳パックから一人一人コップに注いで提供するなどの節約を検討しています。との答弁がありました。

委員から、未熟児養育医療費等負担金について、未熟児は低体重で生まれてくると思う。母子手帳では体重が1キロ以下だと書けないということで、県が最近導入したリトルベビーハンドブックという冊子がある。小山町では活用しているか。との質疑に。

出生した子どもさんが未熟児だった場合は、必要に応じて渡しています。令和3年度は1人に渡しており、令和4年度は今のところ0人です。未熟児だった場合は、より手厚い対応が必要となるため、状態が落ち着くまで訪問を繰り返して手厚く対応しています。との答弁がありました。

委員から、動物死体保管用冷凍庫の詳細は。との質疑に。

道路等で事故により死亡した動物を、廃棄物として一時保管し、中間処理業者へ処理をお願いします。今回は、特に夏場等の衛生面で問題があることから、大型の動物を一時保管するため、プレハブ式の冷凍庫を購入するものです。令和3年度が鹿3頭、令和4年度も既に鹿3頭を回収しています。との答弁がありました。

委員から、備蓄用食材について、食材はローリングストックしていると思うが、賞味期限の近いものはどのように対応しているか。との質疑に。

備蓄食料の廃棄期限間近なものについては、例年、自主防災会への配付や町内小中学校の防災教室等で利用しています。また、小山町社会福祉協議会のフードバンクや御殿場市の子供食堂等に提供しているので、廃棄することはありません。との答弁がありました。

委員から、いじめ問題専門委員会等委員報酬について、いじめ問題専門委員会が必要とされるようないじめはあるのか。また、いじめの傾向は。との質疑に。

いじめ問題専門委員会は、まだ今年度も行われていません。いじめの傾向としては、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されてから、全国的にも件数が上がっています。これは、いじめを積極的に認知していくことで、早期発見、早期対策という観点で行っていますので、町でも件数自体は増えています。との答弁がありました。

委員から、ストレスチェック負担金について、小中学校やこども園の職員で休職している人はいるのか。いるのであれば、その対策は。との質疑に。

今年度で1か月以上の精神疾患を理由に休んだ教職員は3人です。こども園では、現在1人休

んでいます。対策としては、働き方改革について今まで以上に進めていく予定です。また、いじめ、不登校、保護者からの様々な御意見などの問題に対し何か困ったときには、一人ではなく組織として対応していく体制をもう一度つくっていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、おむつの回収事業費についての内容は、との質疑に。

おむつの処理については、来年度から園で処理をします。回収方法については、公共施設の可燃ごみと一緒に、月・水・金の週3回収します。予算は、公共施設可燃ごみ等処理委託の中に500万円をプラス計上させていただいています。との答弁がありました。

委員から、個人番号カード関連事務費について、マイナンバーカードの普及が69.2%と聞いたが、令和5年度はさらなる普及向上のための対策は考えているか。また、国からのデジタル田園都市国家構想推進交付金との関係性は、との質疑に。

引き続き、広報誌、ホームページ、無線放送等でお知らせをしていこうと考えています。交付金との関係については、マイナンバーカードを利用した書かない窓口の利用等で交付金が活用されると考えます。との答弁がありました。

委員から、こども園でのトラブル防止のため、監視カメラ等を導入する予定はあるか。との質疑に。

御殿場市、裾野市では、令和5年度で予算化していないということでした。今後は、国、県、近隣の状況を見ながら対応していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、新生児オプションスクリーニングについて、これから子どもを産まれる妊産婦さんにしっかりと分かりやすく周知していただきたいが、どのように考えるか。との質疑に。

これは生まれてすぐに行う検査なので、保健師や助産師等が相談等をしていく中で紹介していきたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第31号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計予算を報告します。

委員から、国民健康保険税で対前年度比1,800万円余りの増額は、今議会で上程されている条例改正による税率改定を見込んだものか。との質疑に。

そのとおりです。1人当たりの医療費が上がっており、県への納付金も上がっていることから、税率を少し引き上げさせていただいたものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第32号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計予算は、さしたる質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 令和5年度小山町介護保険特別会計予算を報告します。

委員から、本町の要介護、要支援の方々の状況は、他市町と比較して特徴的な傾向はあるか。また、介護を必要とする方々に対する介護サービスの状況は。との質疑に。

要介護度別の状況については、他市町と比べて変わりありません。また、介護認定を受けた方々のサービスは、介護施設入所や居宅介護等について、必要な方でサービスを待っているということは聞いていませんので、必要なサービスが提供されていると認識しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第36号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会終了後、北郷小学校北校舎の状況と多目的広場ジョギングコース工事箇所の現地視察を実施したことについて、併せて御報告します。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第16 議案第31号 令和5年度小山町一般会計予算を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第31号は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第32号 令和5年度小山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第18 議案第33号 令和5年度小山町育英奨学資金特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第34号 令和5年度小山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第35号 令和5年度小山町土地取得特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第36号 令和5年度小山町介護保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第37号 令和5年度小山町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第38号 令和5年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第39号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算を議題としま

す。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。9番 菌田豊造君。

○9番（菌田豊造君） 私は今議会に提出されました議案第39号 令和5年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算を以下の理由をもって反対します。

まず、この事業はSDGsを掲げた事業であります。私はこのことに疑問を持っています。

地球温暖化防止のために化石燃料を中心としたCO₂の削減が図られていますが、物を燃やせば、二酸化炭素、すなわち炭酸ガスが排出されることは誰でもが知っていることです。

これら植物がCO₂を吸収して酸素を吐き出した、その差があるから木などを燃やしてもよいとの理屈ではありますが、それさえもCO₂の削減からいえば矛盾としか私には思えません。

さて、今事業は、事業収入として5,273万円が見込まれております。さらに、ふるさと寄附金として500万円、合計5,730万円の歳入が見込まれています。前年度より184万円の減額です。

今年度、私の資料によりますと、87%の稼働で、月359万4,000円です。これに12を単純に掛けますと、年間4,313万円の収入見込みがあります。また、太陽光102万円を超え、更にふるさと寄附金を、企業版ふるさと寄附金ですけれども、500万円を加えても、4,915万円です。5,273万円になるには、358万円が不足となります。ふるさと寄附金がなければ、これに500万円足された858万円になることを、ここでは申し述べておきたいと思えます。

当然、繰上充用を見込んだ予算立てと言わざるを得ません。こうした実質赤字経営を続けていく意義、すなわち町民のためという大前提はどこにあるか分からないこの事業です。

そもそも、この事業には売電のほか売熱がセットになっているが、売熱先も決まらぬうちに平成30年に運転が開始されています。行政の継続性から行われているとしたら、あまりにも私はナンセンスだと思っています。誰のために、何のために、赤字の穴埋めに町民の税金が使われるのでしょうか。

また、熱を売れば黒字化するとの考えの中において、今議会で、さきに可決された5億3,717万円余の補助金を受けて熱を買う事業を立ち上げようとしています。ペレット納入業者と業務上の関連があるとすれば、利益相反と言わざるを得ません。こうした法律に抵触するようなことは、私はあってはならないと思えます。こうした組立ての欺瞞性を気づかない当局だとしたら、昨年の決算でも述べたとおり、特定業者への利益供与と言わざるを得ません。もう一度、この予算立てとそれが町民のために何をなさせるか考えてほしいと思えます。

最後に、議員諸氏に申し上げたい。

○議長（遠藤 豪君） 菌田議員に申し上げます。

現在、反対討論の理由ですので、議員諸氏に対しての発言は控えさせていただきたいと思えます。

○9番（**藺田豊造君**） こういうことを繰り返していると、私達は町民からまた大きな批判が来ると思えます。皆さんもよく考えて、この議案に慎重な審議をしてもらいたいと思えます。

以上です。

○議長（**遠藤 豪君**） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（**遠藤 豪君**） 起立多数です。したがって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第40号 令和5年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（**遠藤 豪君**） 起立全員です。したがって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第41号 令和5年度小山町温泉供給事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第42号 令和5年度小山町水道事業会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第43号 令和5年度小山町下水道事業会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第29 議員の派遣について

○議長（遠藤 豪君） 日程第29 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、5月23日に東京都で開催されます全国町村議会議長会研修会に副議長を、6月1日に静岡市で開催されます静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会等に副議長を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決

定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

お諮りします。ただいま町長から、議案第47号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第48号 工事請負契約の締結について(令和4年度無電柱化推進計画事業 町道富士学校線電線共同溝設置工事)の2件が、また、議員から、発議第1号 小山町議会の個人情報保護に関する条例の制定についての1件の合計3件の追加議案が提出されました。さらに、小山町議会改革調査特別委員会及び小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会から報告の申出がありました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の議案第47号及び議案第48号、議員提出の発議第1号、小山町議会改革調査特別委員会の報告について、小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の報告についての5件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は、既に配付されておりますので、よろしく願いいたします。

追加日程第1

町長提案説明

○議長(遠藤 豪君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第47号及び議案第48号について提案説明を求めます。町長 池谷晴一君。

○町長(池谷晴一君) 今回、追加提案いたしますのは、条例の改正1件、工事請負契約の締結1件の計2件であります。

初めに、議案第47号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、小山町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第48号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和4年度無電柱化推進計画事業 町道富士学校線電線共同溝設置工事の請負契約を締結しようとするため、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、関係部長から補足説明をいたしますので、よろしく願いいたし

ます。

追加日程第2 議案第47号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第2 議案第47号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 長田忠典君。

○住民福祉部長（長田忠典君） 議案第47号 小山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は、2ページをお開きください。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、本年2月1日に公布されました。これに伴い、小山町国民健康保険条例の一部を改正し、出産育児一時金の給付額を増額するものであります。

それでは、一部改正の内容について説明いたします。

第3条第1項、出産児1人当たりの出産育児一時金の給付額を、42万円から8万円増額し、50万円とするものであります。

なお、附則において、条例施行日を本年4月1日とすること、施行の日の前に出産した場合の給付額については、従前の例によるものとすると定めております。

説明は以上です。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第48号 工事請負契約の締結について（令和4年度無電柱化推進計画事業 町道富士学校線電線共同溝設置工事）

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第3 議案第48号 工事請負契約の締結について（令和4年度無電柱化推進計画事業 町道富士学校線電線共同溝設置工事）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長 湯山博一君。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第48号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は、3ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、令和4年度無電柱化推進計画事業 町道富士学校線電線共同溝設置工事について、工事請負契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、須走柳沢公務員宿舎入口付近を起点とし、陸上自衛隊富士駐屯地正門前付近までの区間について、電線共同溝設置工事を施工するものであります。

工事の主な内容は、電線共同溝を起点から見て左側を218.0メートル、右側を152.3メートル、その他、プレキャストボックス工5箇所、配水管切り回し工242.07メートルであります。

工事入札は、去る2月27日に、町内業者8者による指名競争入札を執行したところ、臼幸産業株式会社が1億600万円で落札決定し、消費税相当額1,060万円を加え、1億1,660万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成期日は、令和6年2月28日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第4 発議第1号 小山町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第4 発議第1号 小山町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） ただいま議題となりました発議第1号 小山町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

まず、条例制定の目的であります。

個人情報保護法の改正に伴い、令和5年4月から、地方公共団体の議会については、基本的に法による個人情報の取扱いに係る規律の対象とならないことから、小山町議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、本条例を制定するものであります。

本条例は、6章から成る全56条及び附則で構成されております。

条例の主な概要を章ごとに御説明申し上げますと、まず、第1章では、総則として、条例の目的と条例における用語について定義しております。

第2章では、個人情報等の取扱いについて定めております。

第3章では、個人情報ファイルの取扱いについて定めています。

第4章では、開示、訂正、利用停止、審査請求について定めております。

第5章では雑則を、そして、第6章では罰則について定めています。

なお、附則において、本条例の施行期日を令和5年4月1日としております。

また、本条例に基づく決定等に係る不作為について審査請求があった場合に、小山町個人情報保護法施行条例第6条に規程する小山町個人情報保護審査会に諮問することとなっております。

この審査会で、本条例に基づく審査請求について調査審議を可能とするため、小山町個人情報保護法施行条例の一部改正を本条例の附則で行うものであります。

以上が、提出条例の概要であります。

提出者、渡辺悦郎。賛成者、室伏 勉、室伏辰彦、小林千江子、佐藤省三、岩田治和、池谷弘、高畑博行、藺田豊造、米山千晴、池谷洋子、鈴木 豊。

議員各位におかれましては、提案の趣旨を御理解いただき、よろしく御審議のほど御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 提出者の説明は終わりました。

お諮りします。本案は、提出者並びに賛成者が議員全員です。また、議員懇談会において、審議、了承を得ておりますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、本発議は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

追加日程第5 小山町議会改革調査特別委員会の報告について

○議長(遠藤 豪君) 追加日程第5 小山町議会改革調査特別委員会の報告についてを議題とします。

それでは、小山町議会改革調査特別委員会委員長から報告を求めます。委員長 米山千晴君。

○小山町議会改革調査特別委員長(米山千晴君) 本町議会は、二元代表制の一翼を担い、住民の意思を代表する議会として、議会機能の充実強化と行政運営の変化に対応するため、前委員会の調査事項を引き継ぐ形で、令和元年6月に議会改革調査特別委員会を設置いたしました。この間に調査と研究を重ねてきた概要について御報告いたします。

最初に、議会基本条例に政治倫理基準を追加したことであります。

小山町議会では、議会のあるべき姿を広く町民に示し、より活発で開かれた議会を実現することを目的とし、平成27年12月に小山町議会基本条例を制定いたしました。

令和4年6月の定例会において、議員の政治倫理の向上及び確立に努めることを目的とし、議員における政治倫理に関する理念と、議員が遵守すべき政治倫理基準を新たに追加する一部改正をいたしました。

これを機に、今後もより一層、公平公正で透明な開かれた議会を目指し、議員間の議論の推進や議員の資質向上に努め、議会及び議員自らが襟を正して職務に専念していかねばならないと考えます。

続きまして、議会報告会の開催です。

小山町議会基本条例第12条に基づき、令和元年11月にワークショップ形式による議会報告会を開催いたしました。町民からの町政に対する声に耳を傾け、直接意見を交わす場の重要性を改めて認識したところであります。

次に、議会のデジタルトランスフォーメーションへの取組についてであります。

一つ目は、タブレット端末の導入です。

I C T化により議会運営の効率化や政務調査能力の向上を図るといった観点から、令和元年にタブレット端末を導入いたしました。タブレット端末の導入により、各種会議資料の持ち運びや、各種計画や過去の会議録の検索が容易になり、印刷製本に要する経費や人的負担等の軽減が図られました。また、タブレット端末を有効かつ適正に使用するために必要な事項を定めるため、令和3年1月に小山町議会タブレット端末使用等に関する規程を制定いたしました。

二つ目に、一般質問のインターネット配信についてでございます。

開かれた議会を目指し、より多くの方に議会への関心を持っていただくことを目的に、令和3

年3月定例会から、一般質問についてYouTubeでの録画配信を始めております。これより、いつ、どこからでも過去の一般質問を見ることが可能となりました。

三つ目といたしまして、模擬リモート会議の開催です。

大規模な災害時や近年のコロナ禍における会議の在り方について、令和4年6月からオンラインでの会議について研究を開始いたしました。令和5年1月には、実際にオンラインでの会議を体験することによる操作方法などの習得、課題の抽出を目的に、模擬リモート会議を実施しております。

今後は、有事の際にオンライン会議の開催を可能とするための会議規則などの改正について、研究を進める必要があると考えております。

最後となりますが、新型コロナウイルスの蔓延、そして、国際的な原材料価格の上昇やエネルギー、食料価格の高騰など厳しい社会情勢の中、住民の代表である本町議会に求められる役割はますます重要となっております。

本委員会設置からこの間、ある一定の成果が上がったと認識する一方で、より開かれた議会とするためには、更に取り組むべき課題が山積していると感じております。

議会改革は終わることのない取組であり、議会は常に町民の意思を把握し、社会情勢の変化等を勘案しながら、評価と改善に努めていかなければなりません。町民に親しまれ、信頼される議会の実現に向けて、今後も不断の努力をもって議会改革の推進を図り、町民の福祉の向上と町政発展に寄与することをお願いいたしまして、最終報告といたします。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対し質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。質疑がなければ質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり小山町議会改革調査特別委員会を終了することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 御異議なしと認めます。したがって、本件は、委員長報告のとおり小山町議会改革調査特別委員会は終了することに決定しました。

追加日程第6 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の報告について

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第6 小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の報告についてを議題とします。

それでは、小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会委員長から報告を求めます。委員長 鈴木 豊君。

○小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員長（鈴木 豊君） ただいまより、小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の審議とその結果について御報告申し上げます。

お手元の報告書に基づいて御報告します。

なお、審議の経過並びに内容については、報告書に記載したとおりであります。

本事業は、東日本大震災の発生や南海トラフ巨大地震が危惧されていることによる減災対策や、新東名高速道路の開通により、内陸・高台部である本町においてイノベーションを展開していくという壮大な事業であります。

現在、我々が把握している当該事業については、今後も内容を十分に把握し、議会としてのチェック機能を働かせるとともに、議員としても、町民への説明責任を果たすために調査研究が必要であると考えております。

議会としては、ふじのくにフロンティア推進区域は実務レベルで実現性の高いものが指定対象となっているため、当局においては、今まで取り組んできた企業立地、定住人口の増加を一層推進し、防災・減災と職住近接に配慮したまちづくりに努められていただきたいと思います。

最終報告に当たり、現在の世界を取り巻く情勢は、コロナ禍の影響により日々変化し、日本国内においては、外国人の入国制限等で観光やビジネスにも支障をきたしております。また、物価高騰や資材調達の遅延により景気回復の見通しが見えない状況となっており、地方自治体への影響はますます厳しいものと考えます。

本町では、NEXCO中日本による新東名高速道路の工事において、御殿場・秦野間で脆弱な地盤や断層破碎帯が確認され、全面開通が令和9年度に延期することが決定したことに伴い、(仮称)小山パーキングエリア・スマートインターチェンジの供用開始は大幅に遅れ、「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」への影響は大きいと思います。さらに、進出企業の建設工事において、資材調達の遅れから操業開始の時期が延期となるケースも見受けられます。本町の厳しい財政状況の中で企業立地に伴う事業費を支出していかなければならないため、町当局におかれましては、本事業推進のため柔軟な発想と積極的な行動で取り組むことを切に願う次第であります。また、企業誘致に対しても、積極的な推進をお願いしたいと思います。

最後に、本特別委員会は、この最終報告をもって現在の委員構成での活動を終了するが、「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」は、今後ますます具現化していくものと思われれます。よって、今後の議会においても、この取組を推進し調査を継続していくことが必要と考えます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対し質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑がなければ、質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取

組」推進対策特別委員会を終了することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 御異議なしと認めます。したがって、本件は、委員長報告のとおり小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会は終了することに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

会議を閉じるに当たり、副町長から発言を求められていますので、これを許可します。

副町長 大森康弘君。

○副町長(大森康弘君) このたび、一身上の都合により、3月末日をもって副町長の職を辞することといたしました。お時間をいただきまして、御挨拶申し上げます。

令和2年4月以来、町長の補佐役として副町長職を3年間担ってまいりました。何とか本日まで務めてこられたのは、町長、議員の皆様、職員の皆様のお力添えのおかげであり、この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございました。

振り返ればあっという間ではありましたが、この間ずっと続いておりました新型コロナウイルス対策への対応について、模索、頭を悩ませ尽力した日々でございました。

就任早々の令和2年4月は、全国で緊急事態宣言が発出されており、学校が一斉休校となる等の非常事態でございます。こうした中、感染防止対策、生活支援対策、経済対策等の取組に奔走いたしました。町ならではの祭り等地域の諸行事の中止が相次ぎ、首都圏に近接しているという利便性も厳しい行動制限もあってほとんど実感できませんでした。最近では、感染症分類の見直しですとか、マスクの着用の緩和等、経済社会の正常化に向けた動きも見られますが、働き方や生活様式の変化など、長い目で見れば人々の価値観の変容を伴う歴史上の大きな転換期となるかもしれません。こうした時期に、小山町副町長という立場で町一丸となって様々な対策を検討し実行したことを思い返しますと、感慨深いものがございます。

また、令和3年では、1年延期となりました東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、全国でも数少ない有観客の下、選手の活躍を生で実感することができました。オリンピックを開催した町という事実は、富士山や金太郎とともに小山の新たな魅力であり、町のアイデンティティーとなる大変誇るべきことでございます。こうした歴史的な出来事に町の一員として関わることができたことは、生涯の財産となり、大変貴重な機会に恵まれたことと感謝しております。

ほかにも、ふるさと納税の復帰ですとか、新産業集積エリアの廃棄物問題の対応など、副町長に就任する前からの重要な課題であるですとか、あるいは、職員の皆様から連日のように報告や相談をいただく町政を取り巻く様々な課題について、職員とともに日夜取り組んでまいりました。職員の皆さんの課題解決に向けて真摯に取り組む姿、町民から頼りにされている姿をじかに接することで、現場で町政を支えている職員に誇りを感じるとともに、私自身も職員の皆さんの力になることで町政に貢献できればとの思いで邁進してまいりました。

副町長を就任する前は、県の職員として、県内35ある市町の一つという小山町ということで、客観性、公平性を旨として業務に取り組んでまいりましたが、副町長の就任後は町の利益の最大化、小山町ファーストを念頭に置き、国や県との調整申入れに尽力してまいりました。

県へ帰任しましたら、副町長就任前と同様、あくまで各市町の公平性を旨とする立場に戻りますが、ここでいただきました町長、議員の皆様、職員の皆様との御縁、あるいは御恩に報いることができますよう、小山町のさらなる発展を応援してまいりたいと思います。3年間どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(遠藤 豪君) 長い間、御苦労さまでございました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和5年第1回小山町議会3月定例会を閉会といたします。

午後1時25分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 高 畑 博 行

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎